

文部科学省

令和7年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業  
国内の日本語教育における体制整備状況の調査・分析及び運営補助業務

「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」  
地方公共団体を対象とした地域日本語教育に関する状況調査

報告書  
(別冊1)

令和8年3月

**CAREER BANK**  
キャリアバンク株式会社

# 目次

## I. 調査概要

1.調査目的 .....	1
2.調査内容 .....	1

## II. 集計結果

### I. 単純集計

#### (1) 都道府県・政令指定都市向け

I 地方公共団体における日本語教育の実施や取組について .....	2
II 域内の日本語教育の基本的な方針策定について .....	6
III 域内の日本語教育推進の体制整備について .....	8
IV 日本語教育の取組について .....	11
V 日本語教育に関するオンラインの活用について .....	15
VI 「日本語教師」「日本語教育機関」との連携について .....	18
VII 就労する外国人に対する日本語教育について .....	21
VIII 日本語教育に付随する取組について .....	25
IX 日本語教育機関認定法に関する新たな制度について .....	28

#### (2) 市区町村向け

I 地方公共団体における日本語教育の実施や取組について .....	31
II 域内の日本語教育の基本的な方針策定について .....	33
III 域内の日本語教育促進の体制整備について .....	34
IV 日本語教育の取組について .....	36
V 日本語教育に関するオンラインの活用について .....	40
VI 「日本語教師」「日本語教育機関」との連携について .....	41
VII 就労する外国人に対する日本語教育について .....	43
VIII 日本語教育に付随する取組について .....	46
IX 日本語教育機関認定法に関する新たな制度について .....	48

## 2.自治体属性別集計

1 政策分野の位置づけ	50
2 基本方針の策定状況	55
3 予算額	58
4 コーディネーターの配置	61
5 日本語教育の取組効果	62
6 日本語教育の提供状況と学習ニーズ	64
7 取組実施内容	67
8 日本語教室空白地域解消のための意識啓発(都道府県・政令指定都市のみ)	72
9 オンラインの活用	74
10 日本語教育専門人材の活用	79
11 日本語教育機関との連携	84
12 事業主の責務の把握状況	86
13 事業主の責務の啓発	90
14 就労外国人向け日本語教育の支援／提供	94

## 3.クロス集計

1 基本方針策定状況の分析(市区町村のみ)	97
2 財政規模と取組の分析	98
3 オンライン活用の分析	101
4 就労外国人に対する日本語教育の分析	104

# I. 調査概要

## 1. 調査目的

地方公共団体における地域日本語教育の実施状況等を把握するためにアンケート調査を実施する。

## 2. 調査内容

### 実施期間

令和7年11月28日(金)～令和7年12月19日(金)

### 調査対象

都道府県:47団体(回収数:47件、回収率100.0%)

政令指定都市:20団体(回収数:20件、回収率100.0%)

市区町村:1,727団体(回収数:1,558件、回収率:90.5%)

### 実施方法

メールによりアンケートURL通知およびExcel調査票の配布、回収

### 【報告書を読む際の留意点】

- ・図表内の「n」は、各設問に該当する回答団体の合計数で、設問によって件数は異なる場合があります。
- ・図案内の( )内の数値は設問に対し回答した団体数です。
- ・集計は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しています。そのため、単一回答の設問でも、回答割合の合計が100.0%にならない場合があります。

## Ⅱ. 集計結果

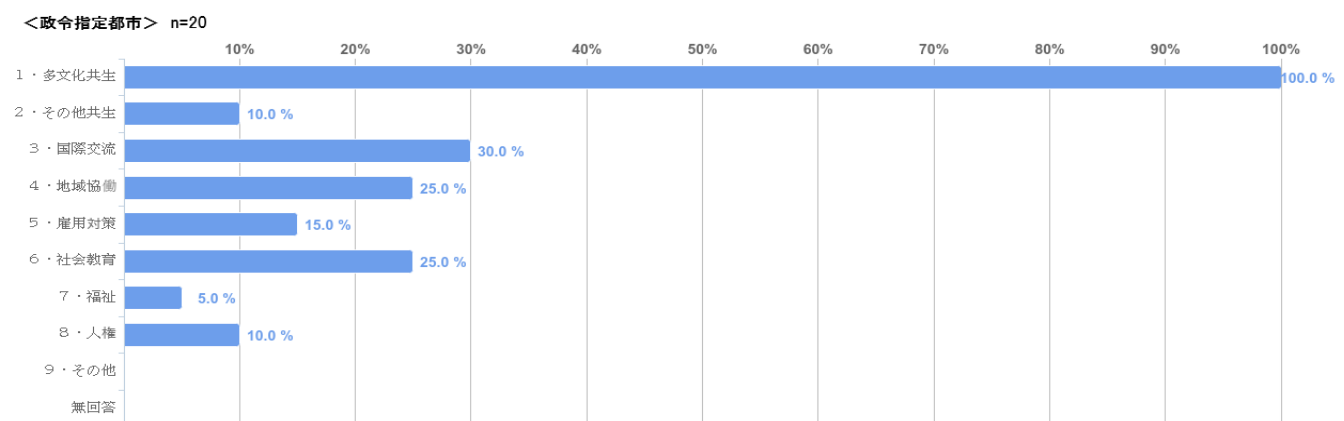
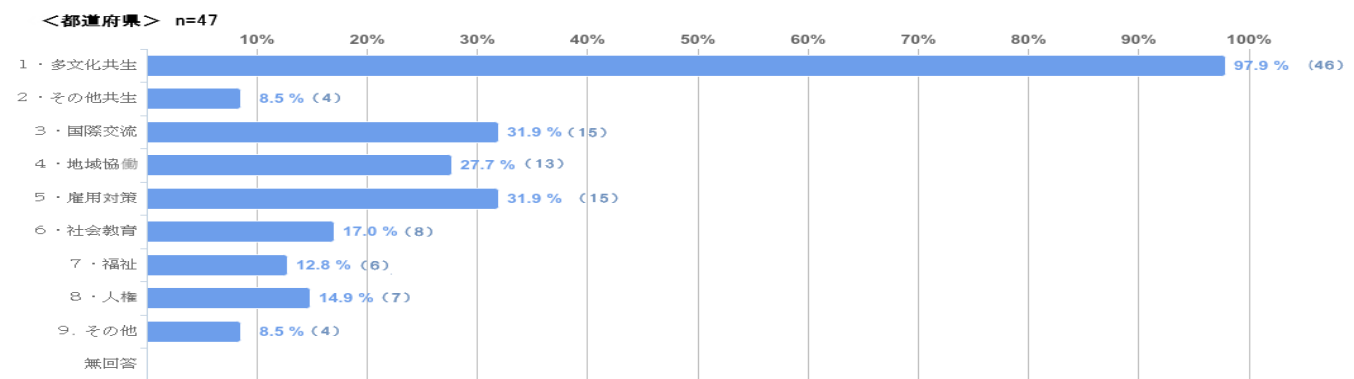
### Ⅰ. 単純集計

#### (Ⅰ) 都道府県・政令指定都市向け

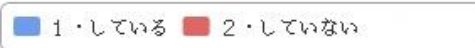
#### I 地方公共団体における日本語教育の実施や取組について

##### <共通>

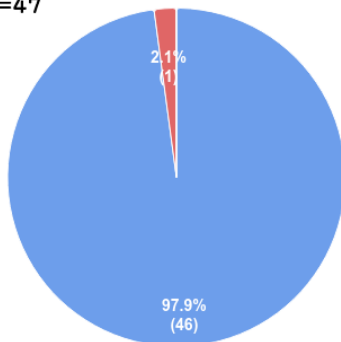
① 貴団体において日本語教育施策はどのような政策分野に位置づけられていますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)



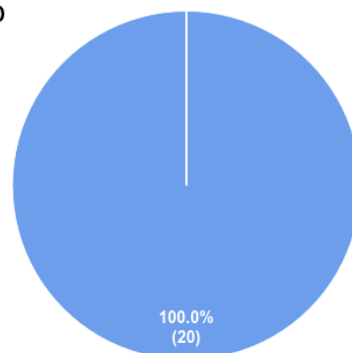
② 貴団体の日本語教育は共生社会の実現を目的としていますか。(単一回答)



<都道府県> n=47



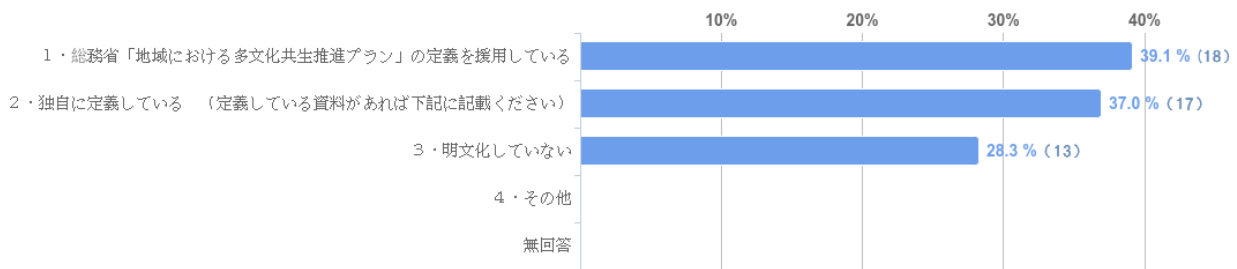
<政令指定都市> n=20



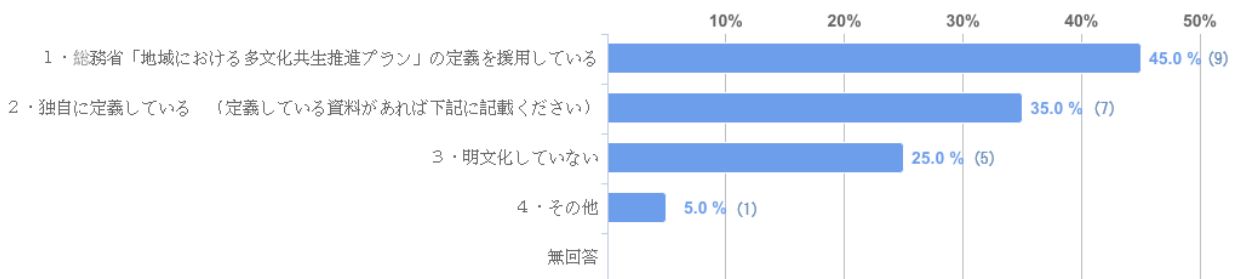
②-1「共生社会とは何か」を定義していますか。該当するものをすべて選択してください。

(②で1に回答した団体のみ/複数回答可)

<都道府県> n=46

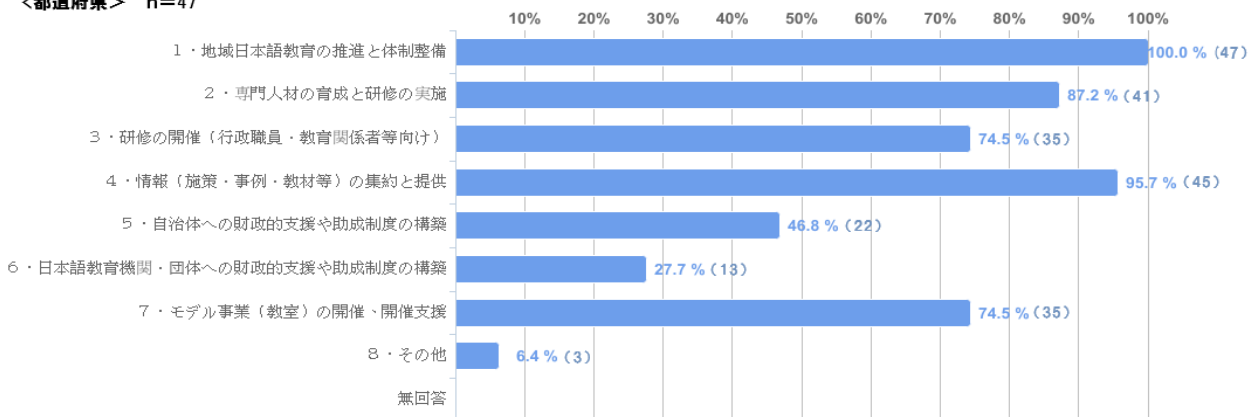


<政令指定都市> n=20

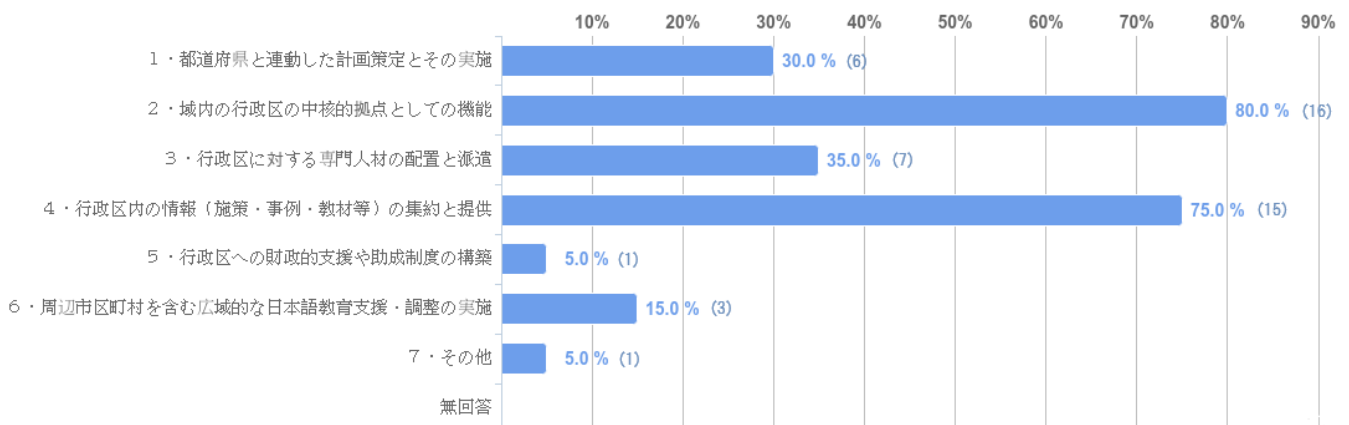


③日本語教育における都道府県・政令指定都市の役割とはどのようなものと考えていますか。該当するものすべて選択してください。(複数回答可)

<都道府県> n=47

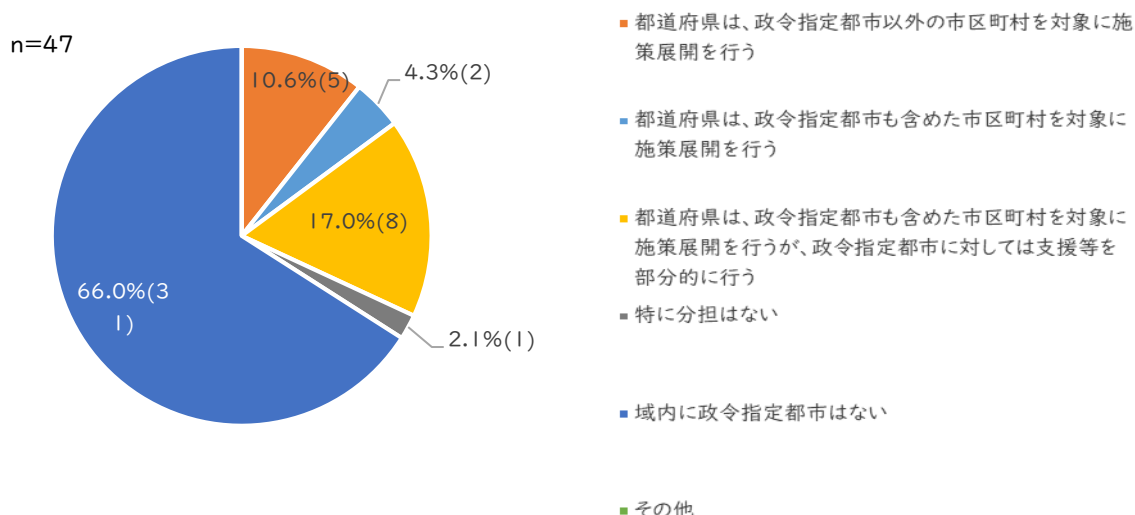


<政令指定都市> n=20

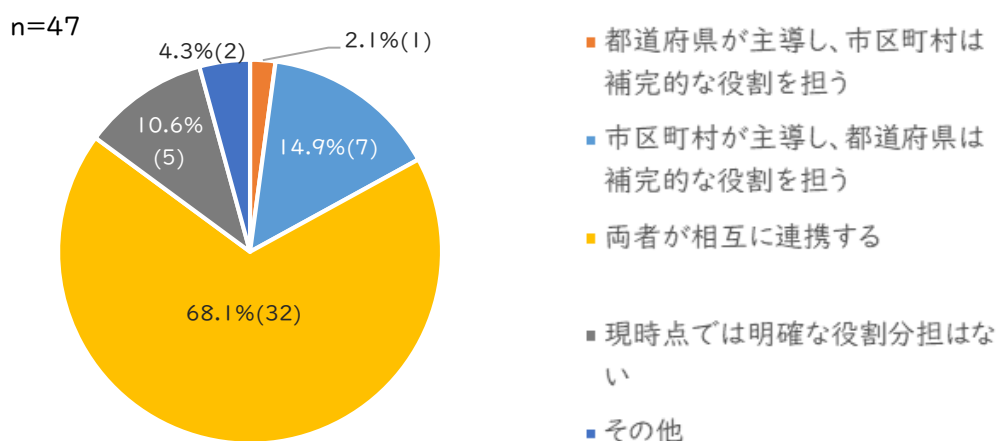


<都道府県>

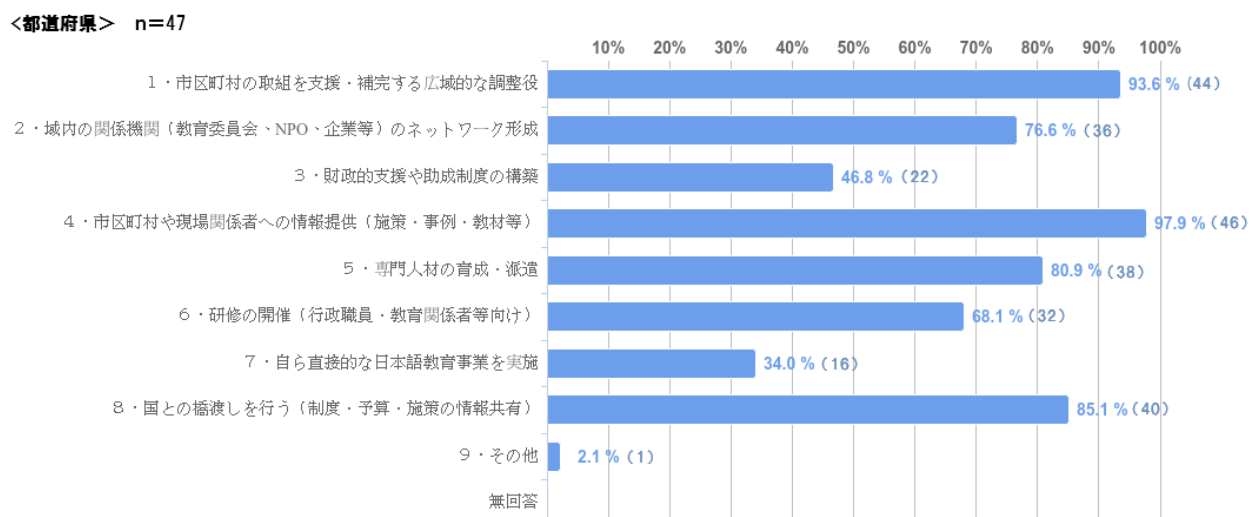
④日本語教育に関して、政令指定都市との役割分担について、どのように認識されていますか。(単一回答)



⑤日本語教育における市区町村（政令指定都市を除く）との役割分担について、どのように認識されていますか。(単一回答)

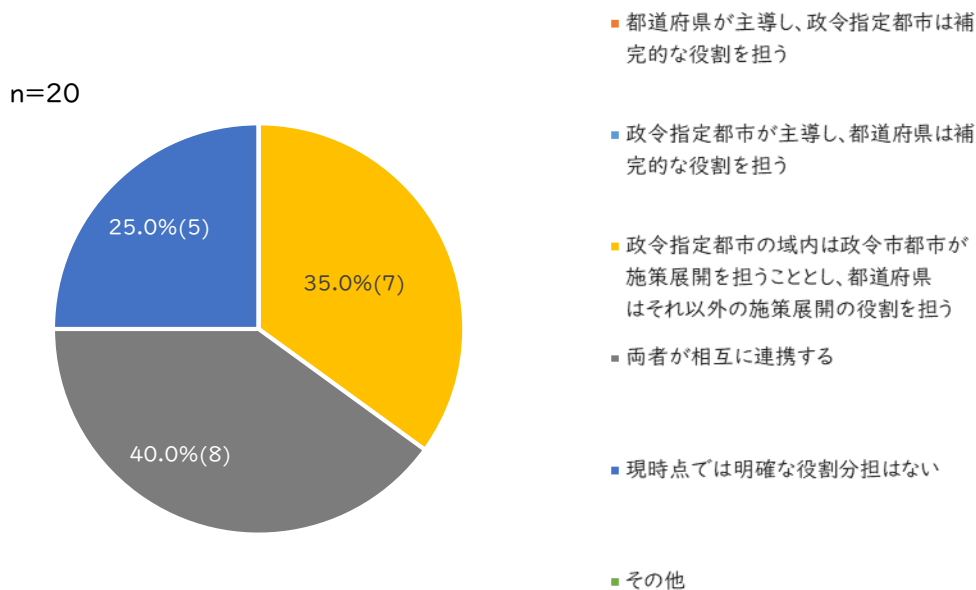


⑥市区町村の日本語教育に関して、貴都道府県ではどのような役割を担うべきと考えていますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

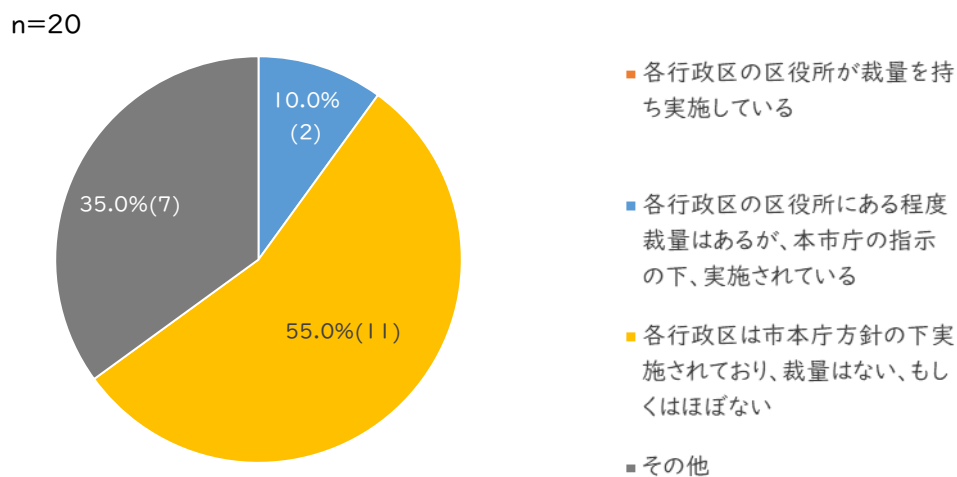


<政令指定都市>

④日本語教育における都道府県と政令指定都市との役割分担について、どのように認識されていますか。  
(単一回答)



⑤行政区ごとの日本教育運営体制について、どの程度「区独自の判断」で施策や事業が実施されていますか。該当するものを選択してください。(単一回答)

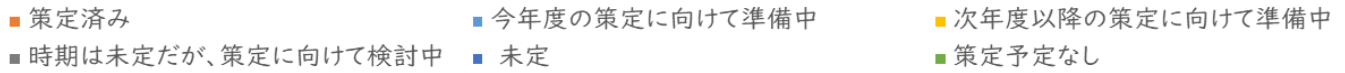


## Ⅱ 域内の日本語教育の基本的な方針策定について

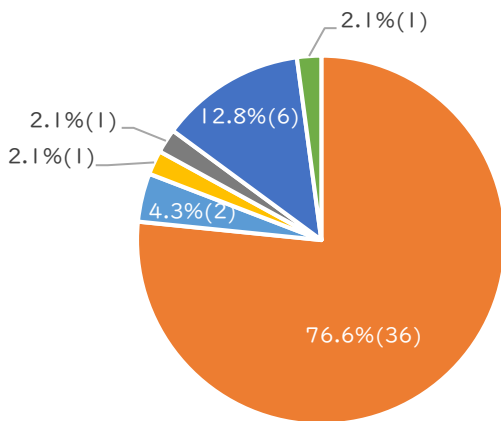
### <共通>

都道府県⑦ 政令指定都市⑥

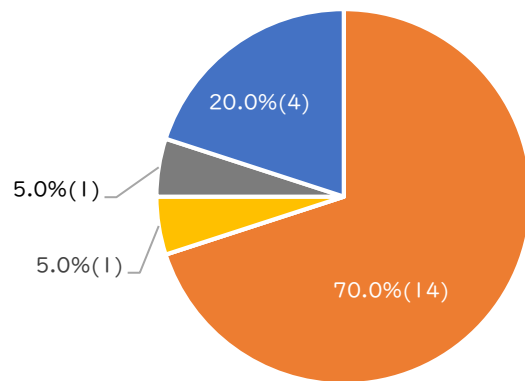
「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第四十八号)に基づく「基本的な方針」(以下、基本方針)の策定状況についてお答えください。(単一回答)



<都道府県>n=47

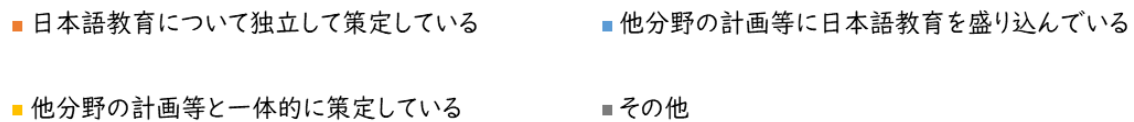


<政令指定都市>n=20

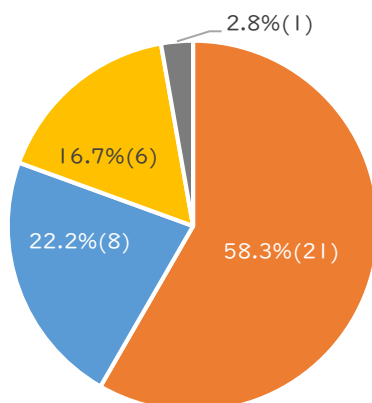


都道府県⑦-Ⅰ 政令指定都市⑥-Ⅰ

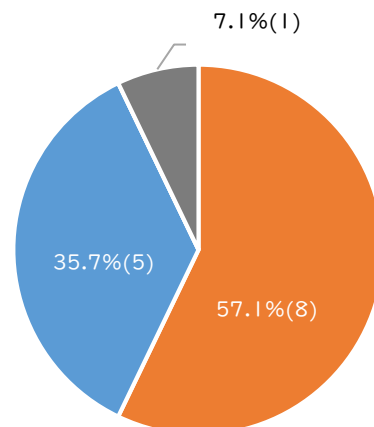
(⑦・⑥でⅠに回答した団体のみ/単一回答) 策定内容についてお答えください。



<都道府県>n=36



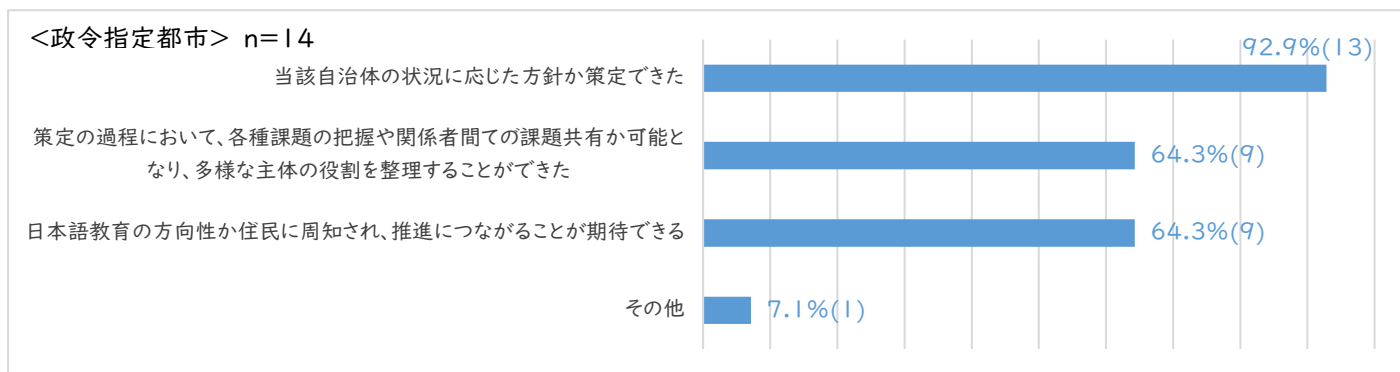
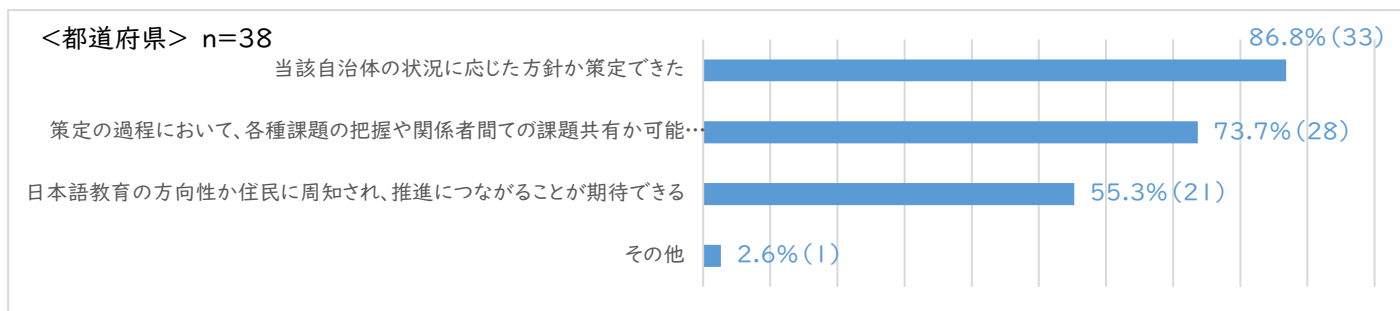
<政令指定都市>n=14



都道府県⑦-4 政令指定都市⑥-4

基本方針を策定したメリットは何ですか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

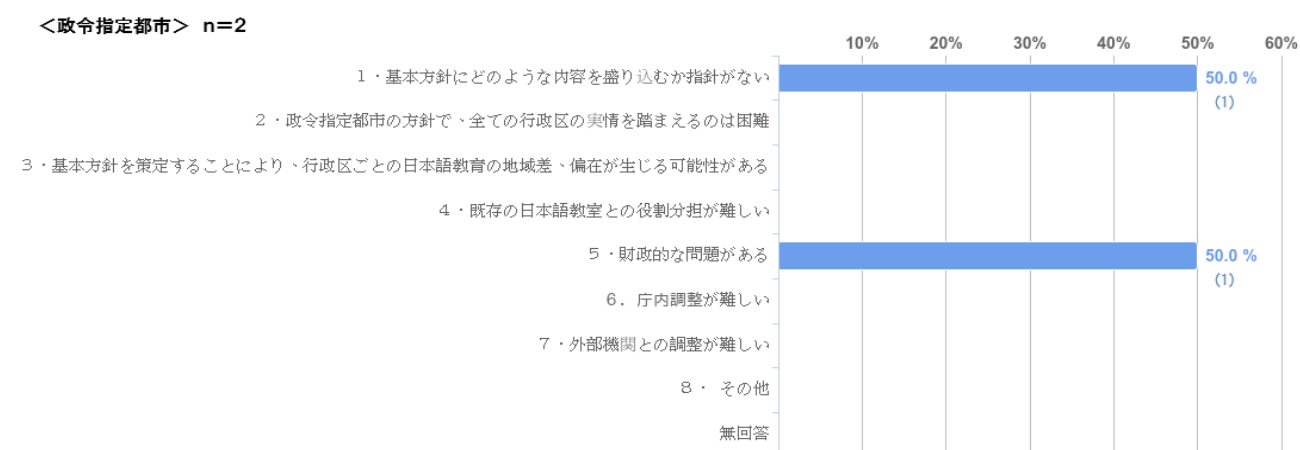
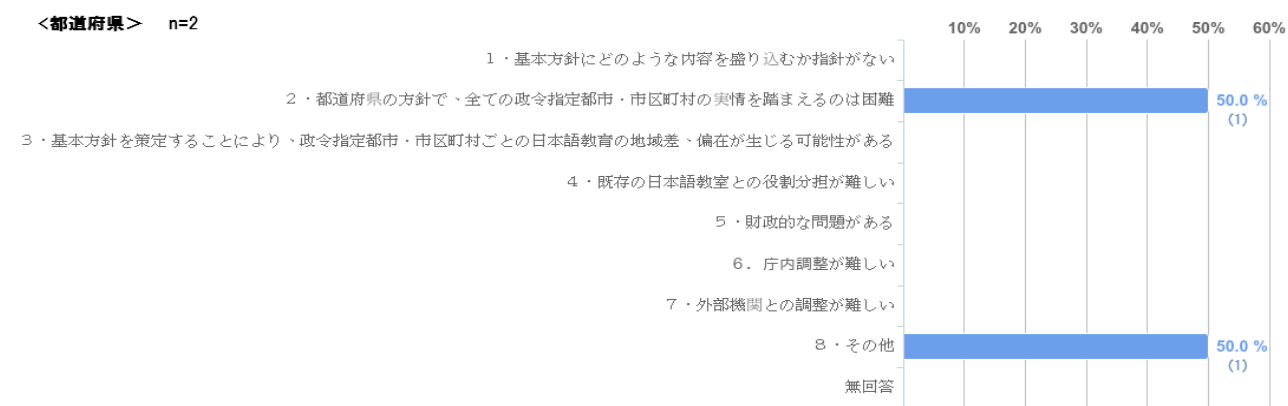
※③で策定済みもしくは今年度の策定に向けて準備中と回答した団体のみ



都道府県⑦-5 政令指定都市⑥-5

策定にあたっての課題はなんですか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

※⑦・⑥で時期は未定だが、策定に向けて検討中と回答した団体のみ

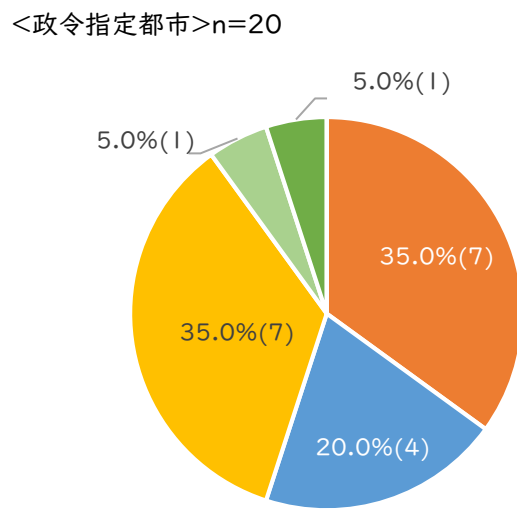
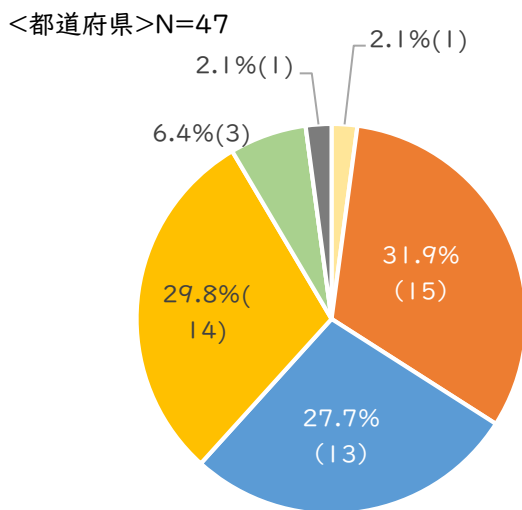


### Ⅲ 域内の日本語教育推進の体制整備について

#### <共通>

都道府県⑧ 政令指定都市⑦

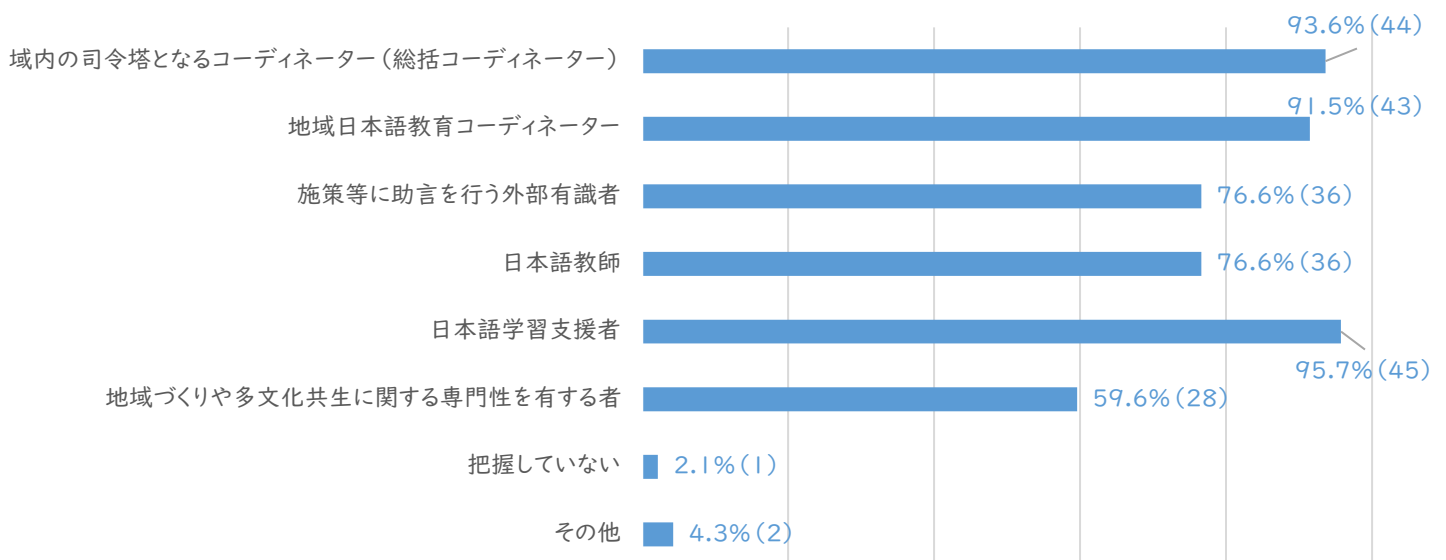
令和7年度の日本語教育事業の予算額についてお答えください。(文部科学省からの補助・支援を含まない金額をお答えください。)(単一回答)



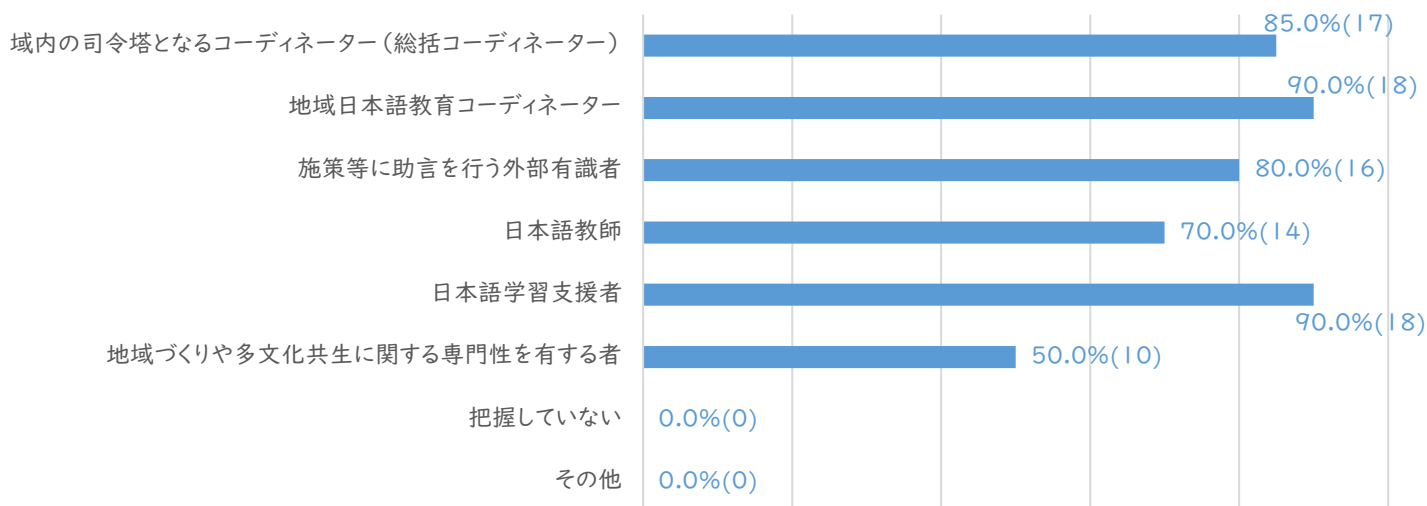
都道府県⑨ 政令指定都市⑧

地域における日本語教育に携わる人材について、貴団体では特にどのような役割を求めていますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

<都道府県> n=47



<政令指定都市> n=20

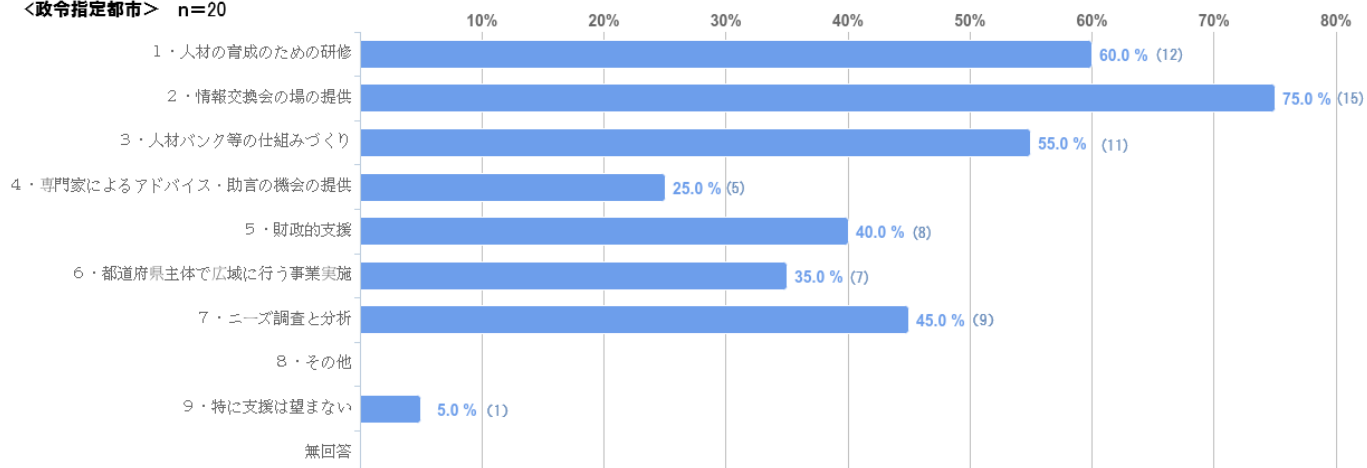


<政令指定都市>

⑨ 地域における日本語教育に携わる人材の育成について、都道府県に望む支援は何ですか。

該当するものをすべて選択してください。（複数回答可）

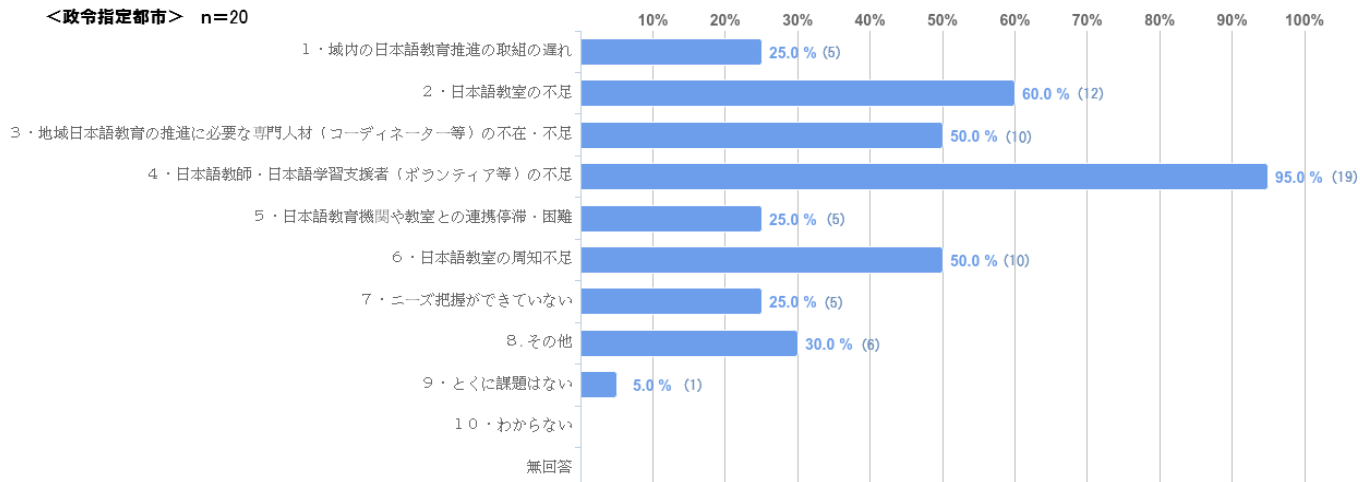
<政令指定都市> n=20



⑩政令指定都市において、域内における日本語教育を推進するにあたっての課題は何ですか。

該当するものをすべて選択してください。（複数回答可）

<政令指定都市> n=20



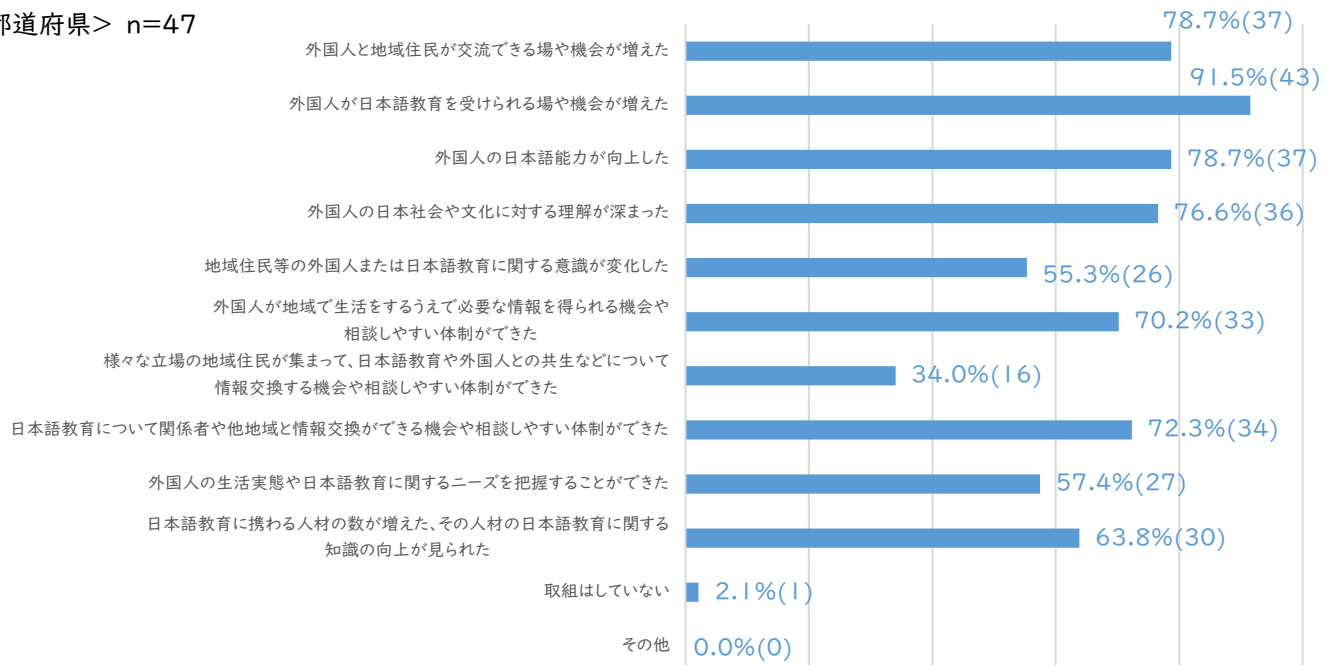
<共通>

都道府県⑩ 政令指定都市⑪

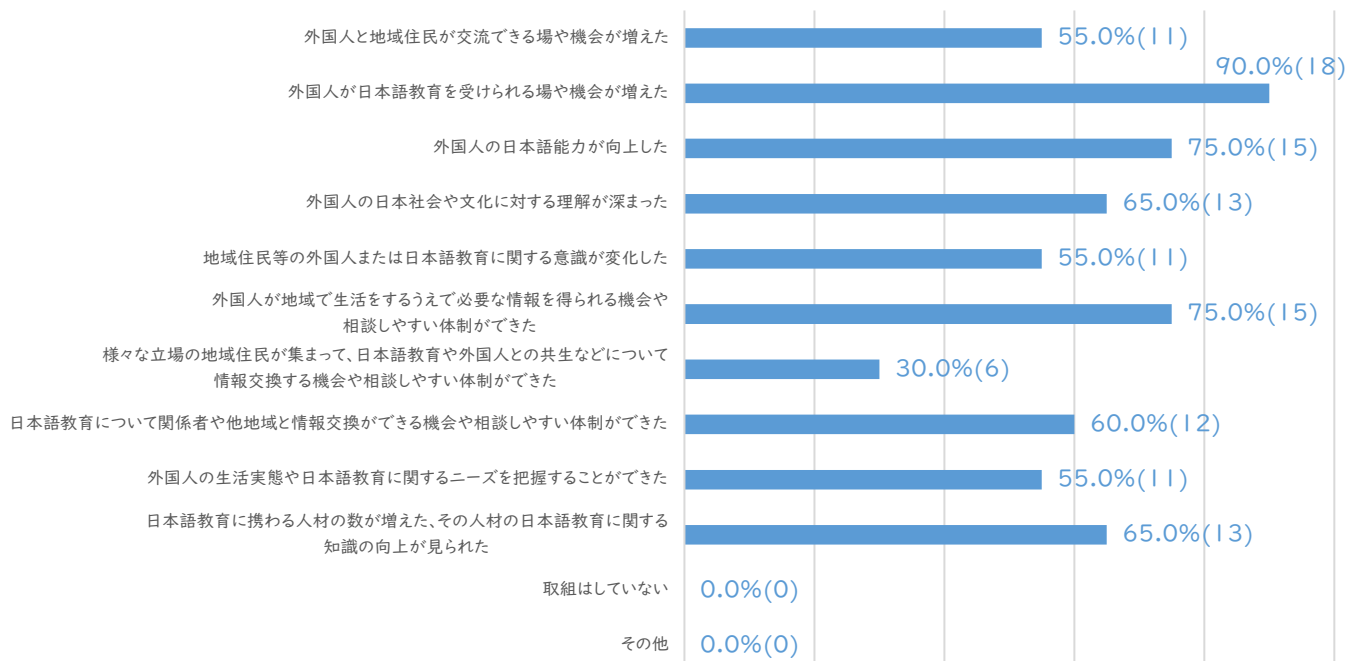
都道府県・政令指定都市である貴団体で実施している日本語教育に関して、取組の効果だと感じているものは何ですか。

該当するものをすべて選択してください。（複数回答可）

<都道府県> n=47



<政令指定都市> n=20



## IV 日本語教育の取組について

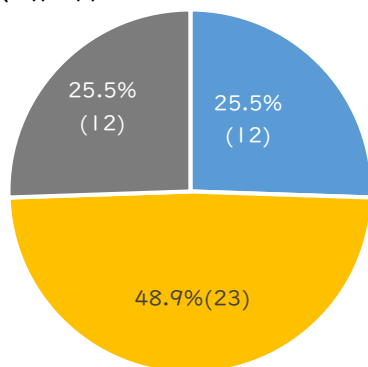
### <共通>

都道府県① 政令指定都市②

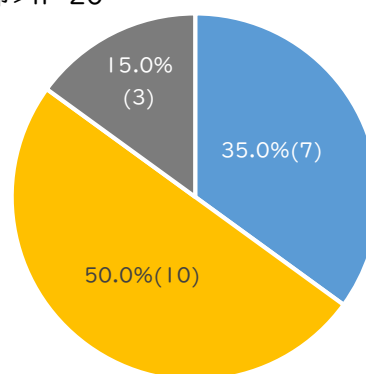
域内に存在する日本語教育の提供状況について、学習ニーズと照らして充足していますか。(単一回答)

■ 充足している ■ おおむね充足している ■ 不足している ■ 把握していない(ニーズ調査をしていない、照らし合わせをしていない)

<都道府県>n=47



<政令指定都市>n=20



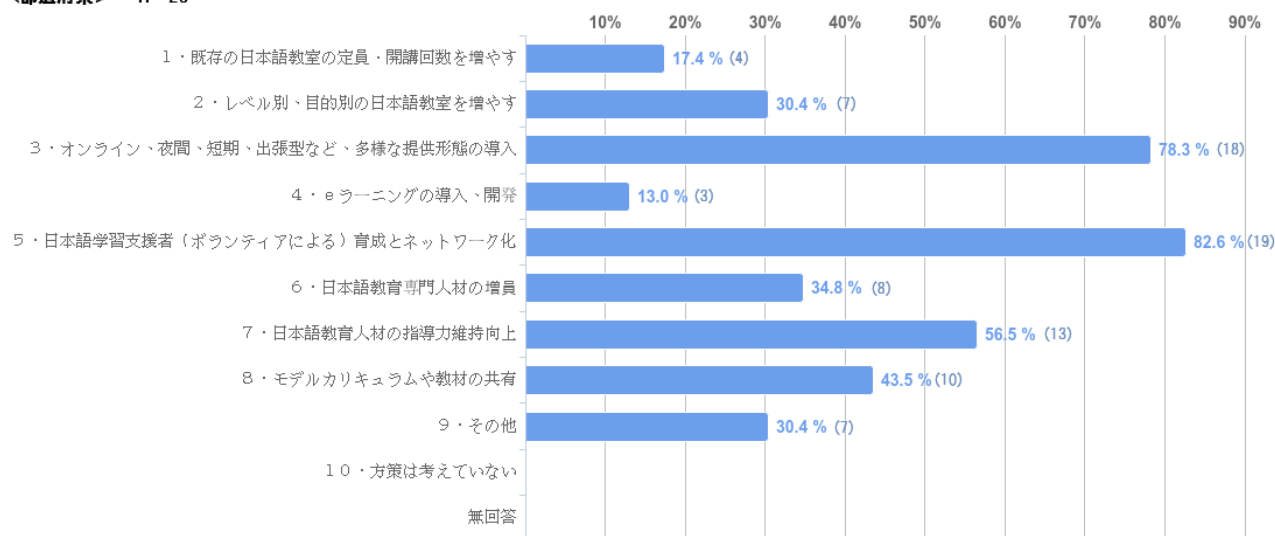
### 都道府県①-1 政令指定都市②-1

域内・行政区内に存在する日本語教育の提供状況を充足させるため、どのような方策を予定していますか。

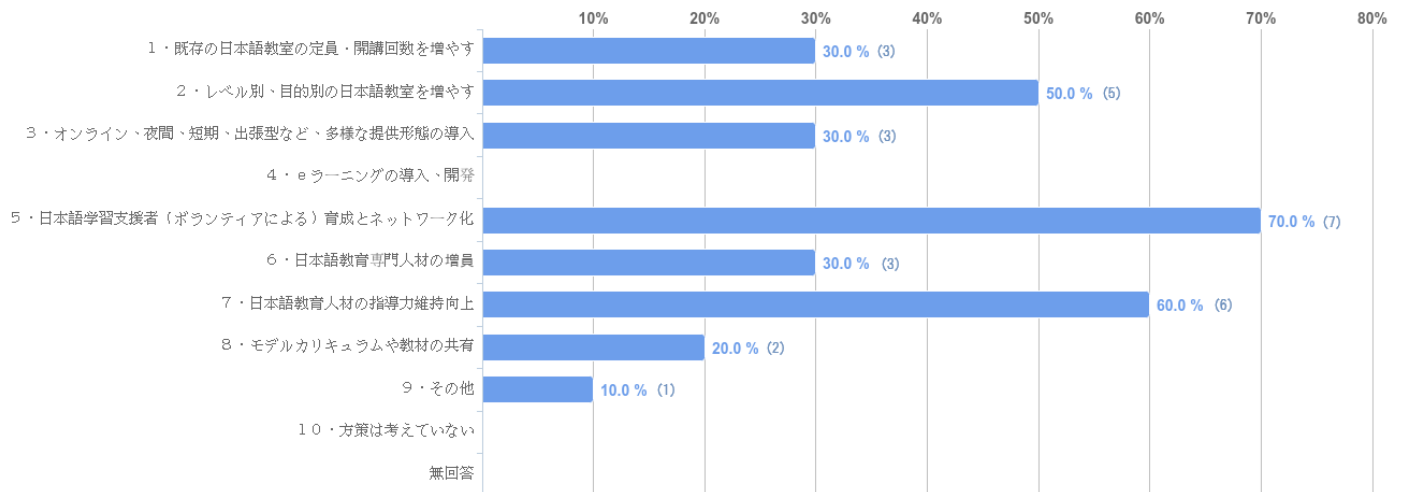
該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

※①・②で不足していると回答した団体のみ

<都道府県> n=23



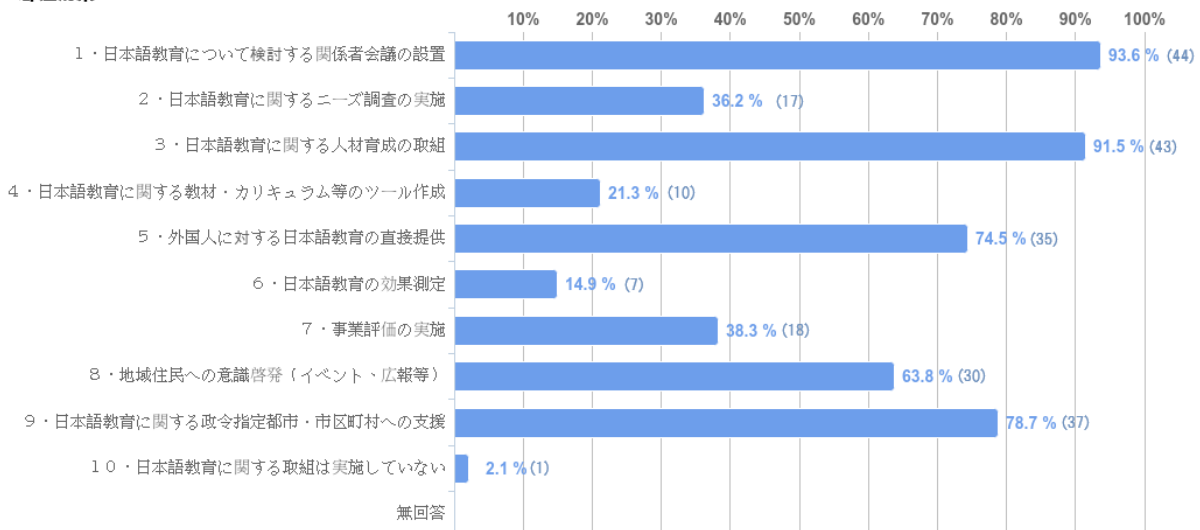
<政令指定都市> n=10



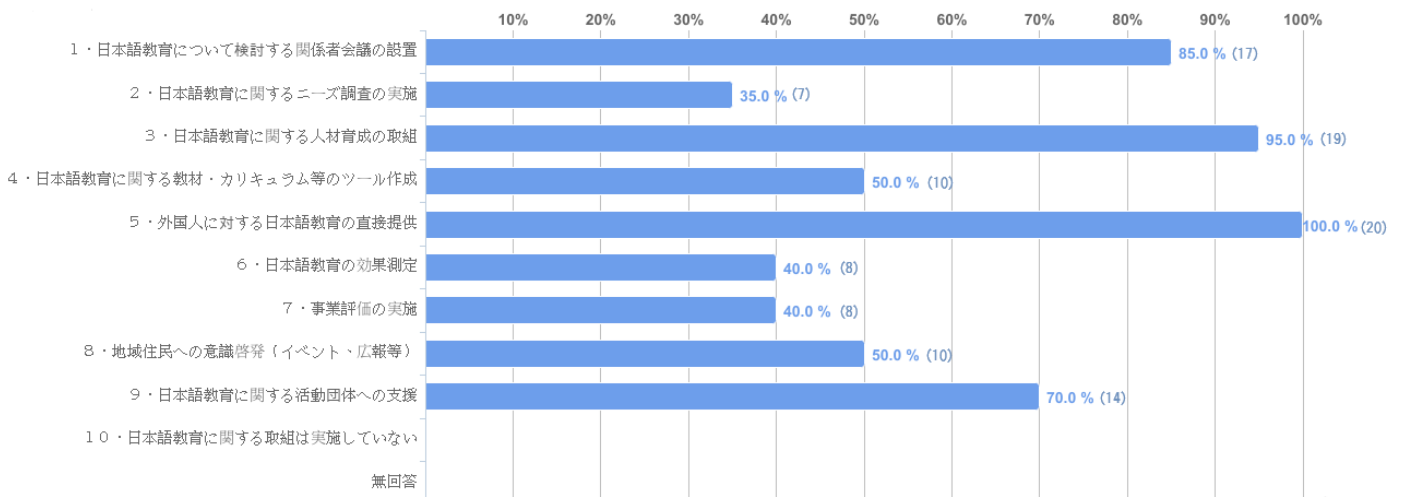
都道府県② 政令指定都市③

今年度実施している日本語教育に関する取組にはどのようなものがありますか。該当するものをすべて選択してください。（複数回答可）

<都道府県> n=47



<政令指定都市> n=20

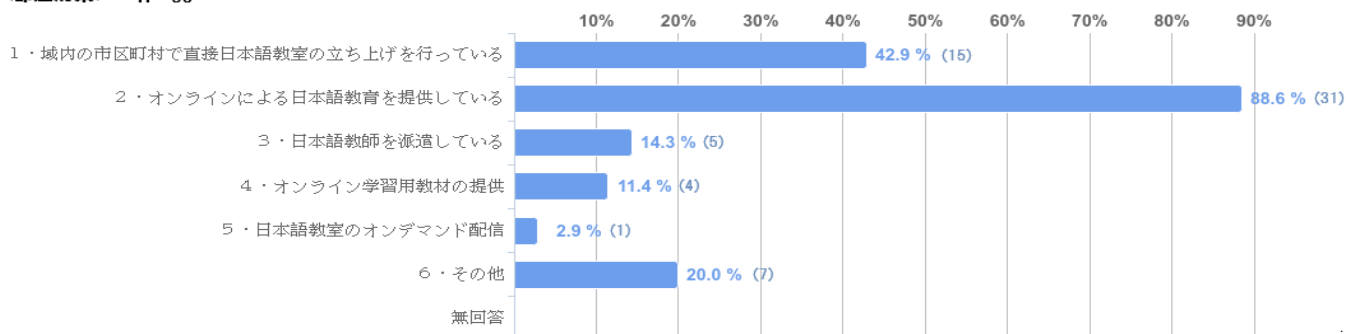


## 都道府県⑫-1 政令指定都市⑬-1

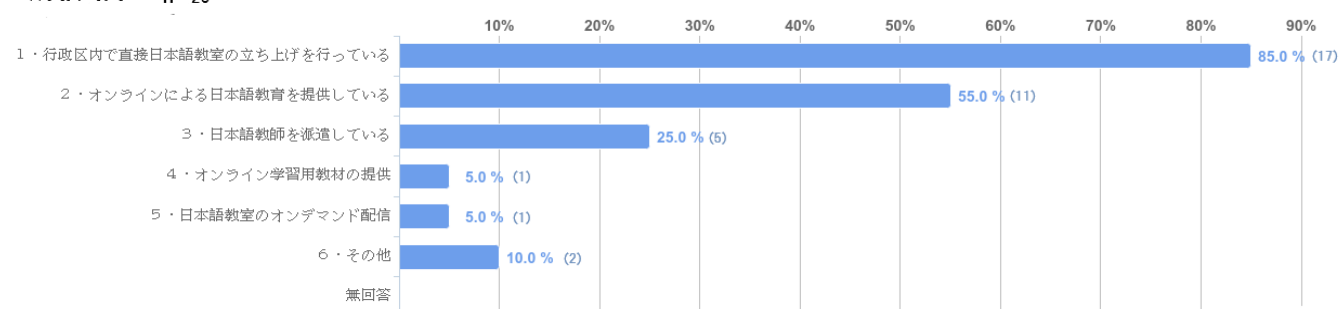
具体的な日本語教育の提供方法はどのようなものですか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

※⑫・⑬で5. 外国人に対する日本語教育の直接提供を回答の団体のみ

＜都道府県＞ n=35



＜政令指定都市＞ n=20



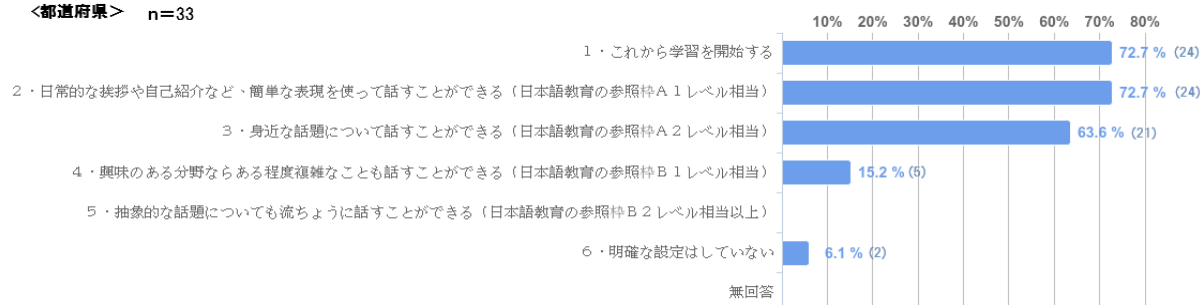
## 都道府県⑫-1-2 政令指定都市⑬-1-2

⑫-1・⑬-1で回答した取組の対象となるのはどの程度のレベルの人であると想定していますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

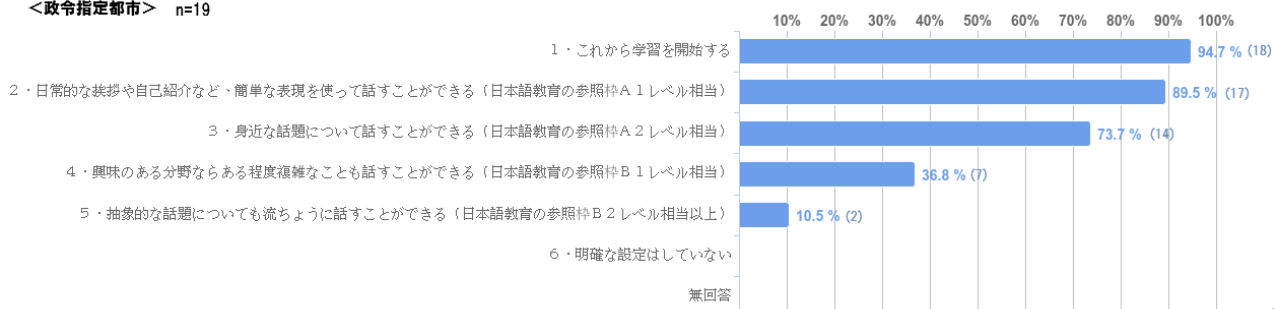
注:実際に参加した受講者のレベルではなく、都道府県である貴団体が想定した取組の目標レベルとして回答

※⑫-1・⑬-1で1. 域内の市区町村で直接日本語教室の立ち上げを行っている、2. オンラインによる日本語教育を提供している、3. 日本語教師を派遣していると回答した団体のみ

＜都道府県＞ n=33



＜政令指定都市＞ n=19

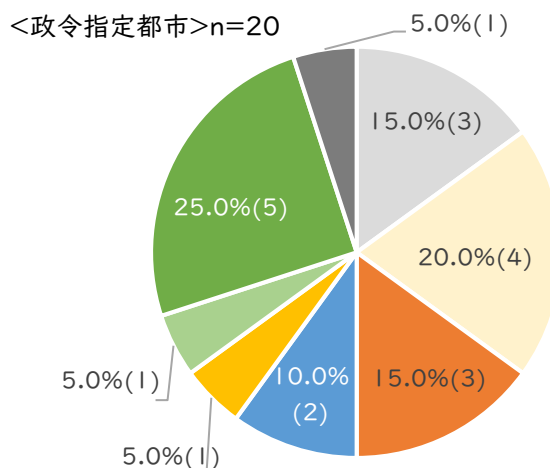
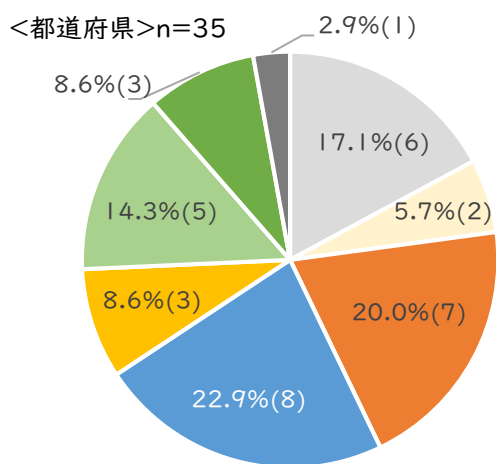


都道府県⑫-1-3 政令指定都市⑬-1-3

自治体が直接実施している日本語教育（直接の日本語指導）の総実施時間をお答えください。（単一回答）

※⑫・⑬で1.日本語教育について検討する関係者会議の設置、2.日本語教育に関するニーズ調査の実施、3日本語教育に関する人材育成の取組、5.外国人に対する日本語教育の直接提供、6.日本語教育の効果測定と回答した団体のみ

■ 25時間未満 ■ 25時間~50時間未満 ■ 50時間~100時間未満 ■ 100時間~300時間未満 ■ 300時間~500時間未満 ■ 500時間~1000時間未満 ■ 1000時間以上 ■ その他



都道府県⑬ 政令指定都市⑭

域内の日本語教室空白地域解消に向けて、市町村・行政区による日本語教育提供が進むよう、意識啓発や取組の促進を行っていますか。（単一回答）

■ 1・行っている ■ 2・現在は行っていないが、将来的に行う予定 ■ 3・行う予定はない・未定



## V 日本語教育に関するオンラインの活用について

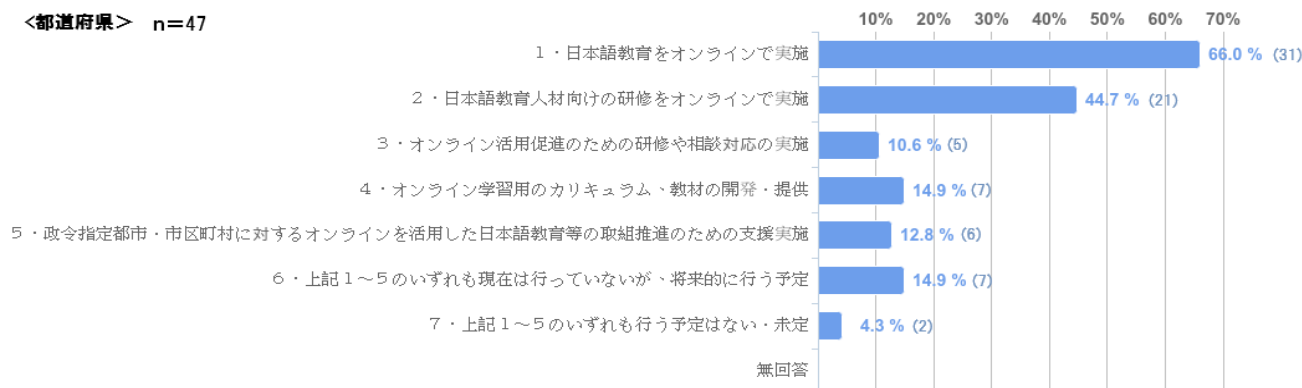
### <共通>

都道府県④ 政令指定都市⑤

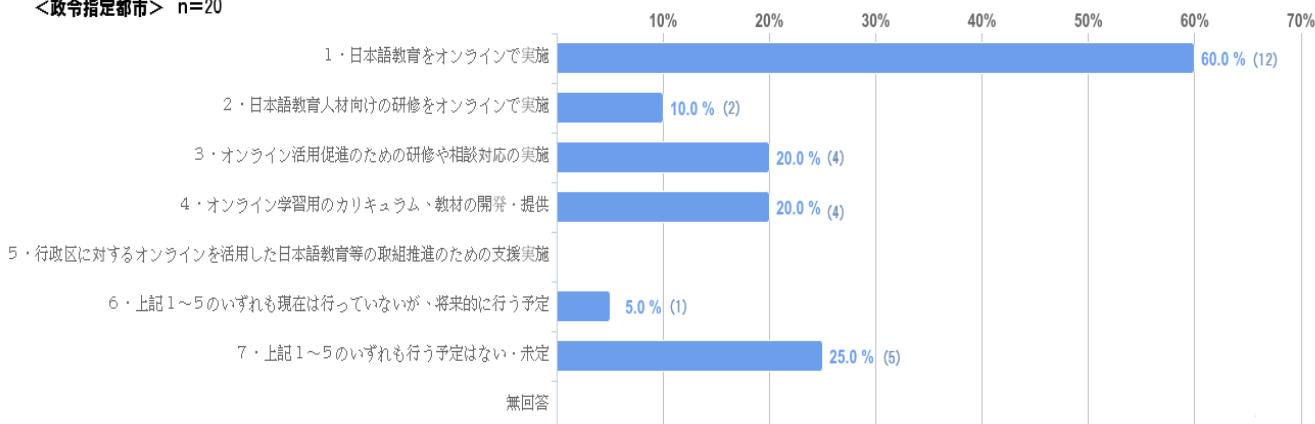
都道府県・政令指定都市では外国人向け日本語教育事業にオンラインを活用していますか。

該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

<都道府県> n=47



<政令指定都市> n=20

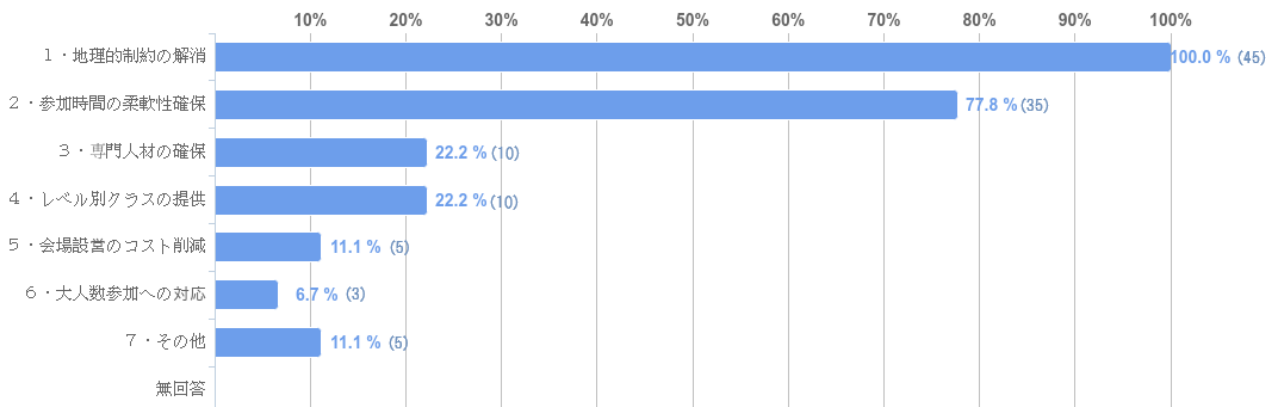


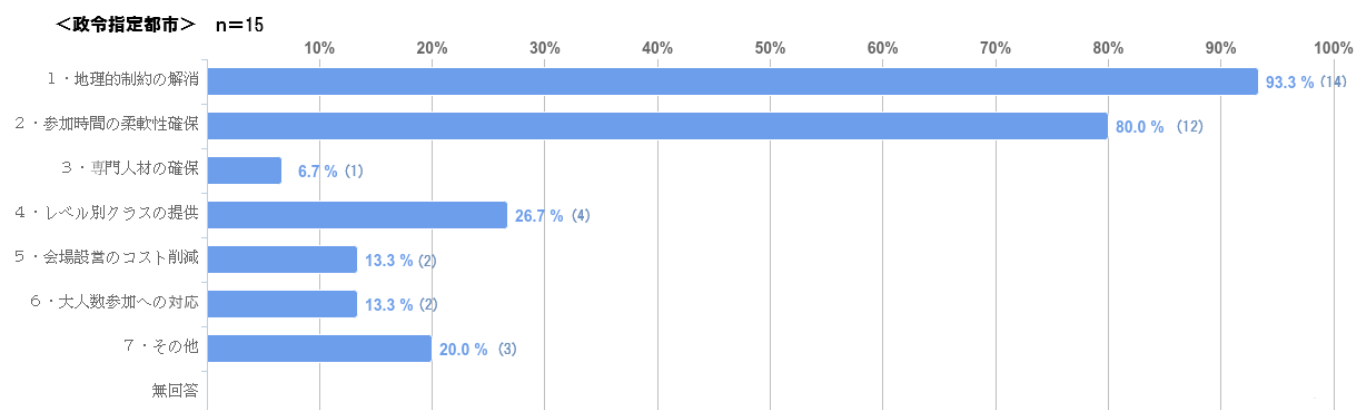
都道府県④-Ⅰ 政令指定都市⑤-Ⅰ

オンライン実施の目的は何ですか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

※④・⑤で1～6に回答した団体のみ

<都道府県> n=45



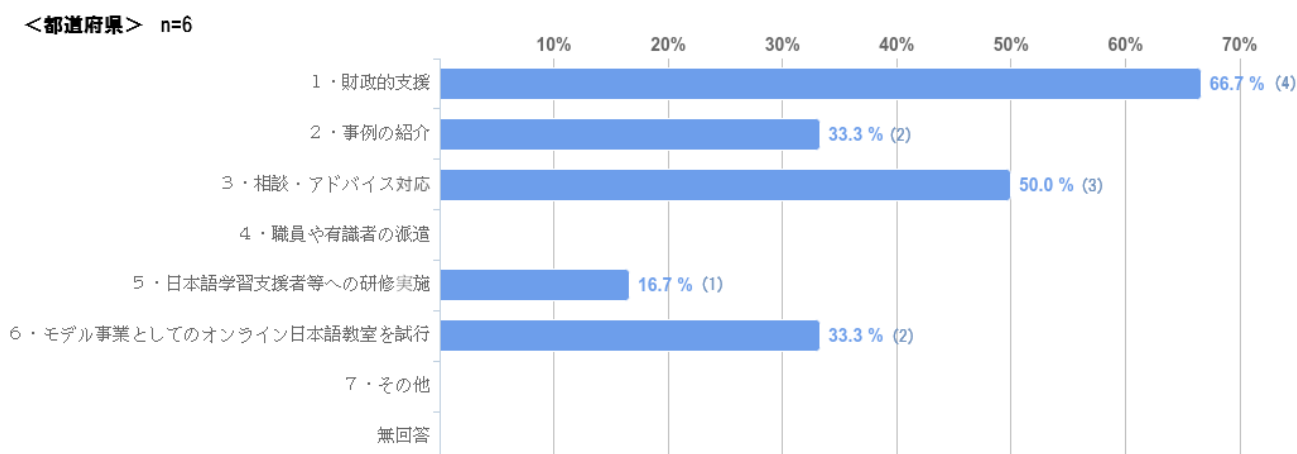


**都道府県④-2 政令指定都市⑤-2**

政令指定都市・市区町村/行政区に対し、どのようなオンラインを活用した日本語教育等の取組推進を行っていますか。該当するものをすべて選択してください。（複数回答可）

※④・⑤で5. 会場設置のコスト削減と回答した団体のみ

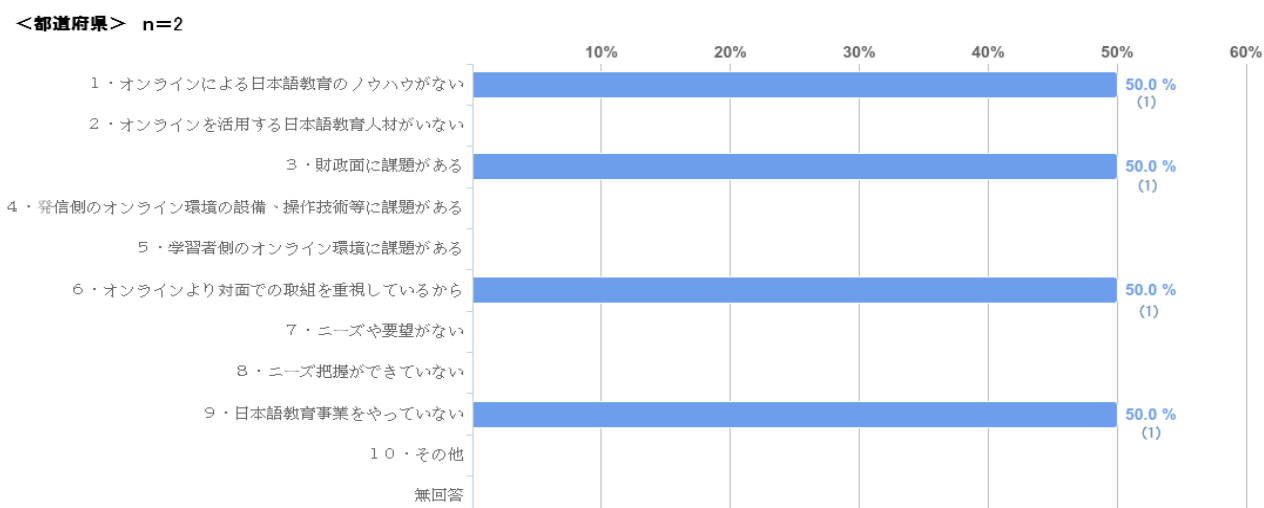
※政令指定都市該当団体無し



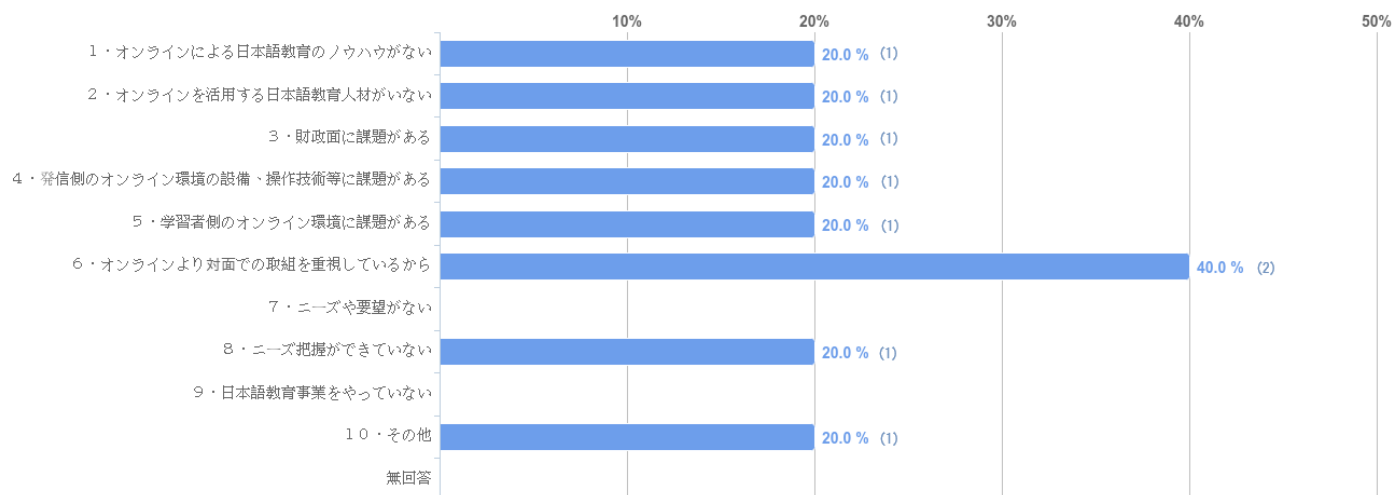
**都道府県④-3 政令指定都市⑤-3**

その理由は何ですか。該当するものをすべて選択してください。（複数回答可）

※④・⑤で7.いずれも行う予定はない・未定と回答した団体



<政令指定都市> n=5



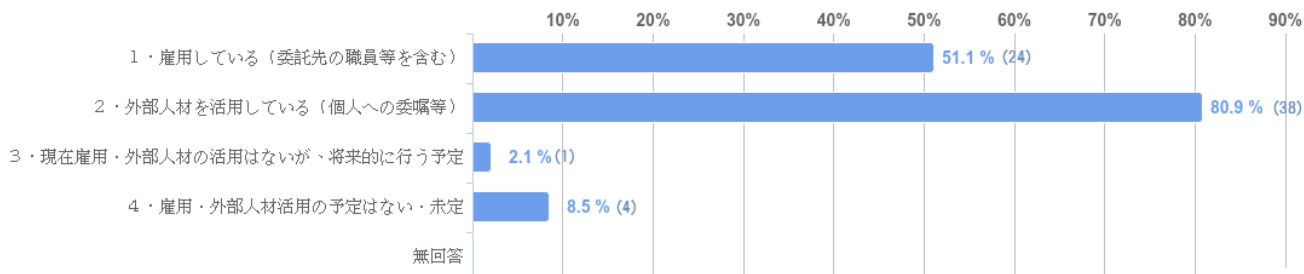
## VI 「日本語教師」「日本語教育機関」との連携について

### <共通>

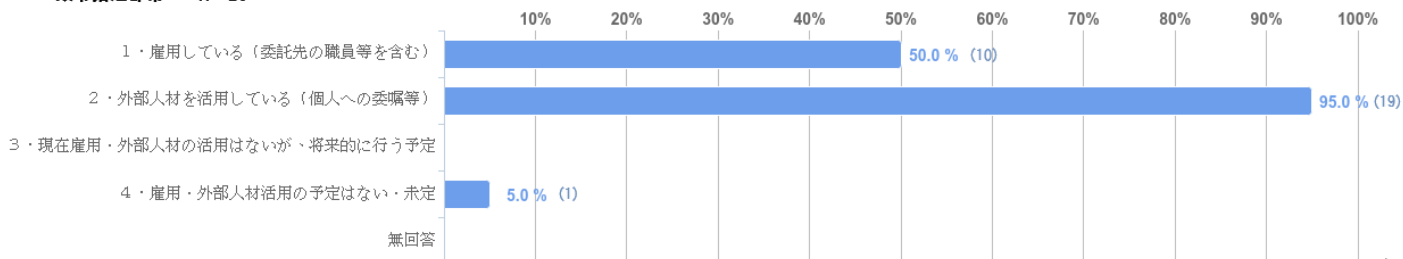
都道府県⑮ 政令指定都市⑯

現在、日本語教育の専門性を有する人材活用を行っていますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

<都道府県> n=47



<政令指定都市> n=20

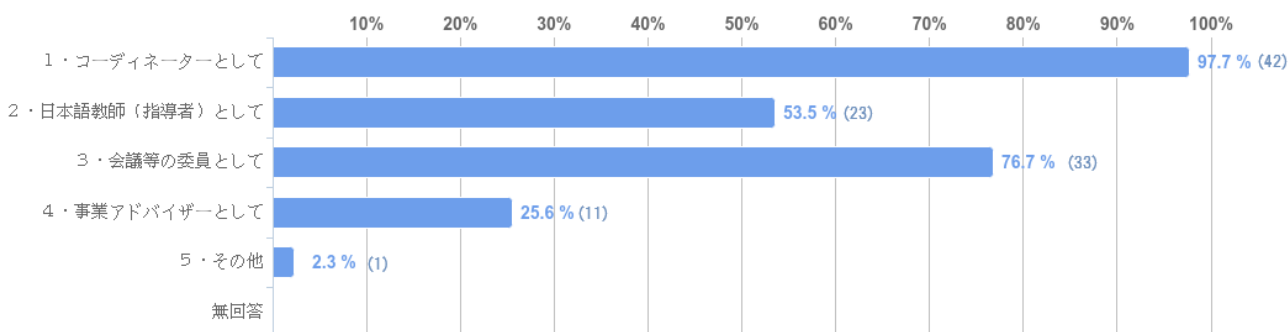


都道府県⑮-1 政令指定都市⑯-1

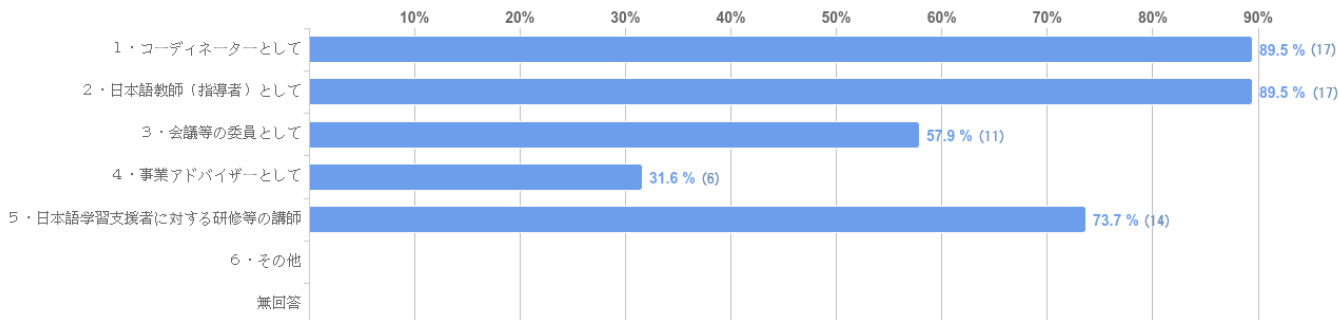
その役割は何ですか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

※⑮・⑯で1.雇用している、2.外部人材を活用している、3.現在雇用・外部人材の活用はないが、将来的に行う予定と答えた団体のみ

<都道府県> n=43



<政令指定都市> n=19

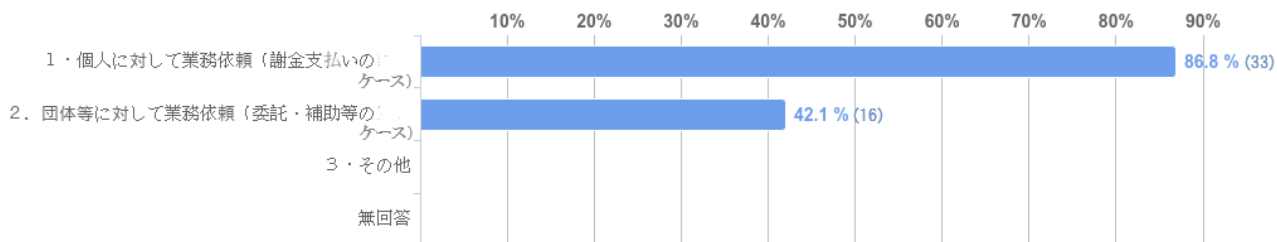


都道府県⑮-2 政令指定都市⑯-2

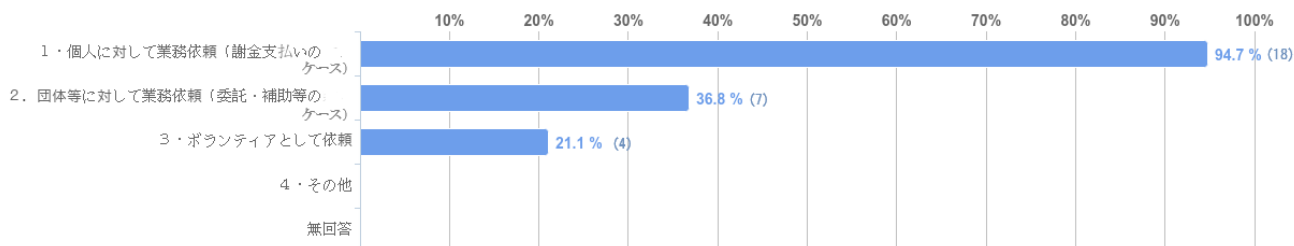
どのように活用していますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

※⑮・⑯で2. 外部人材を活用していると答えた団体のみ

<都道府県> n=38



<政令指定都市> n=19

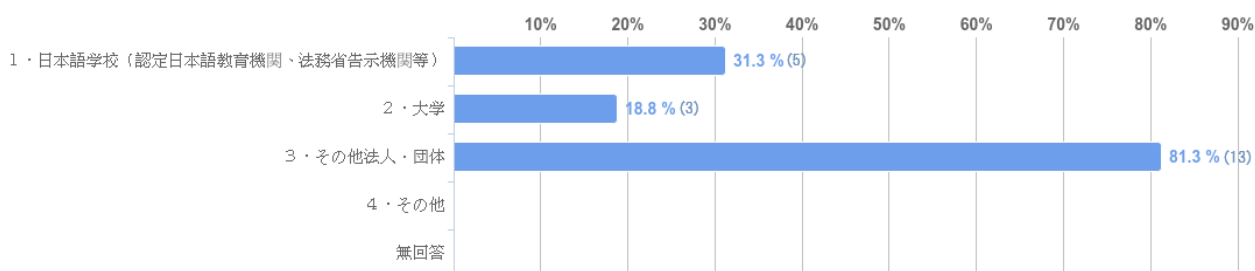


都道府県⑮-2-1 政令指定都市⑯-2-1

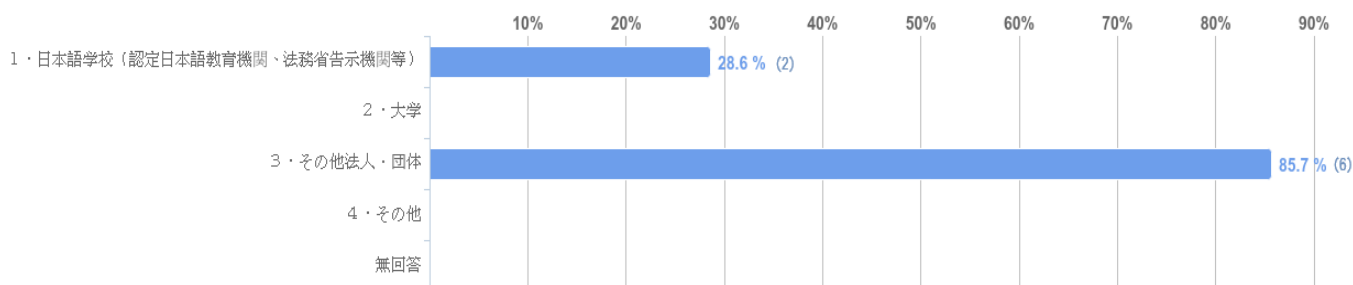
依頼先はどのような機関ですか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

※⑮-2・⑯-2で2. 団体等に対して業務依頼と答えた団体のみ

<都道府県> n=16

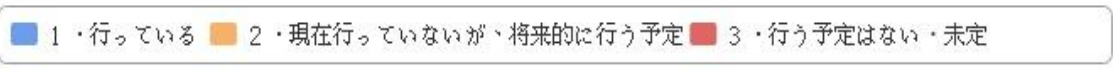


<政令指定都市> n=7

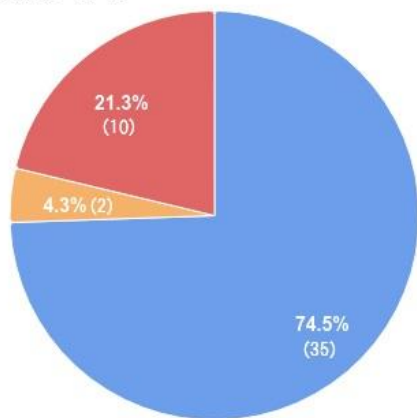


都道府県⑯ 政令指定都市⑰

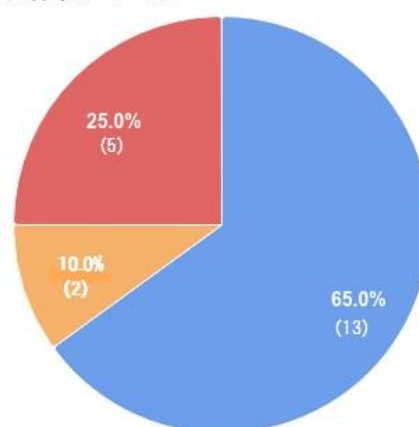
現在、日本語教育機関との連携を行っているかお答えください。(単一回答)



<都道府県> n=47



<政令指定都市> n=20

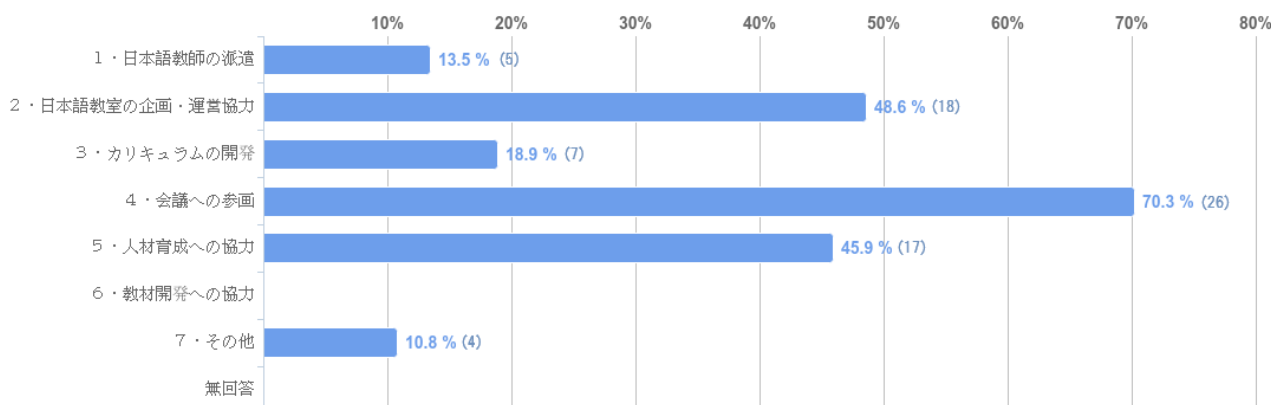


都道府県⑯-1 政令指定都市⑰-1

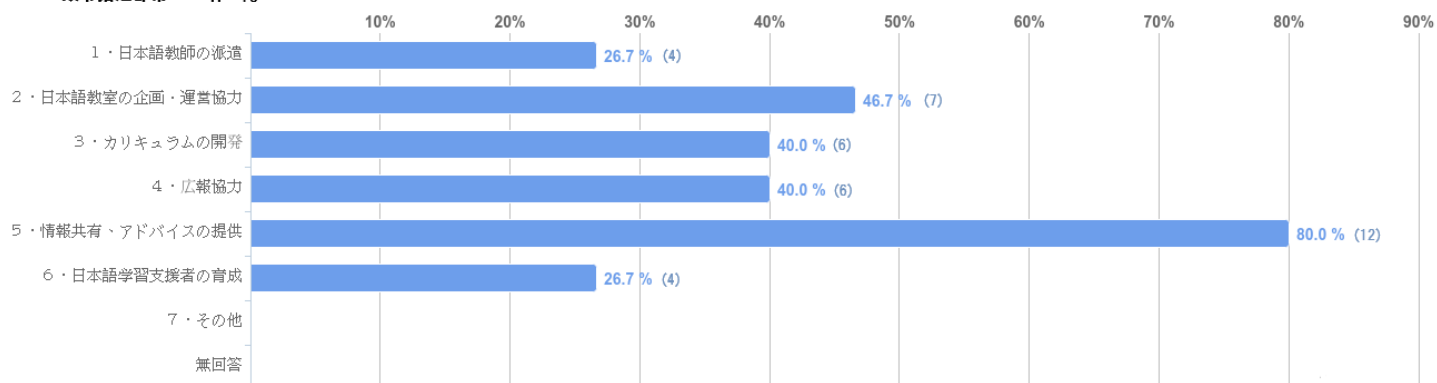
どのような内容ですか。連携内容について、該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

※⑯・⑰で 1.行っている、2.現在行っていないが、将来的に行う予定と回答した団体のみ

<都道府県> n=37



<政令指定都市> n=15



## VII 就労する外国人に対する日本語教育について

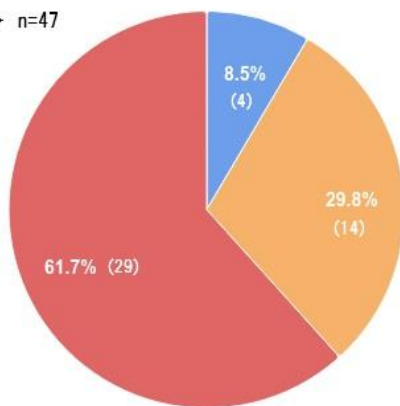
### <共通>

都道府県⑰ 政令指定都市⑱

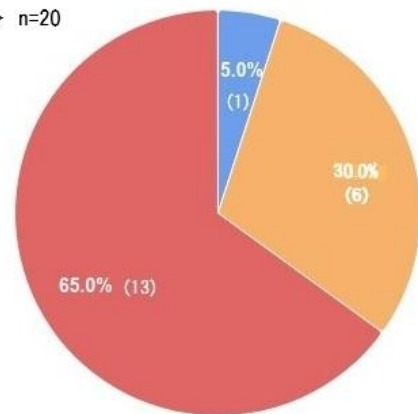
日本語教育の推進に関する法律では、事業主の責務が位置づけられています。域内の事業主が責務を認識しているか、行政機関として把握していますか。(単一回答)

■ 1・把握している ■ 2・一部把握している ■ 3・把握していない

<都道府県> n=47



<政令指定都市> n=20



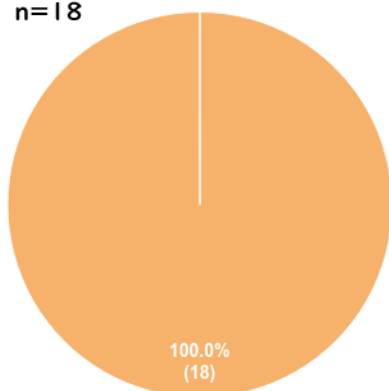
都道府県⑰-1 政令指定都市⑱-1

事業主の責務について、域内の事業主はどの程度認識していますか。(単一回答)

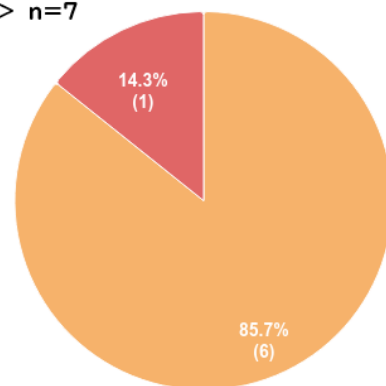
※⑰・⑱で 1.把握している、2.一部把握していると回答した団体のみ

■ 1・事業主は十分認識している ■ 2・事業主の一部は認識している ■ 3・事業主は認識していない

<都道府県> n=18



<政令指定都市> n=7

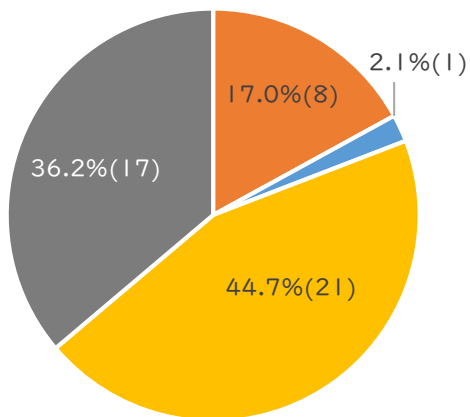


都道府県⑱ 政令指定都市⑲

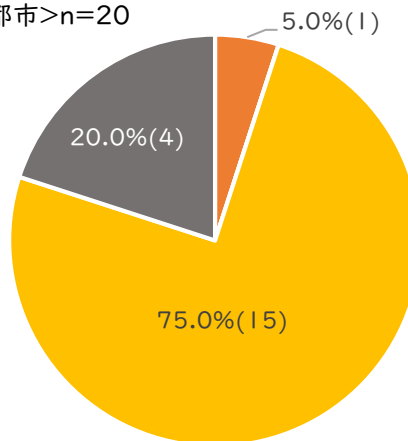
貴団体では、日本語教育の「事業主の責務」を啓発していますか。(単一回答)

- 全ての就労する外国人を受け入れる企業に対して実施している
- 特定の在留資格の外国人を受け入れる企業に対して実施している
- 実施していない
- その他

<都道府県>n=47



<政令指定都市>n=20

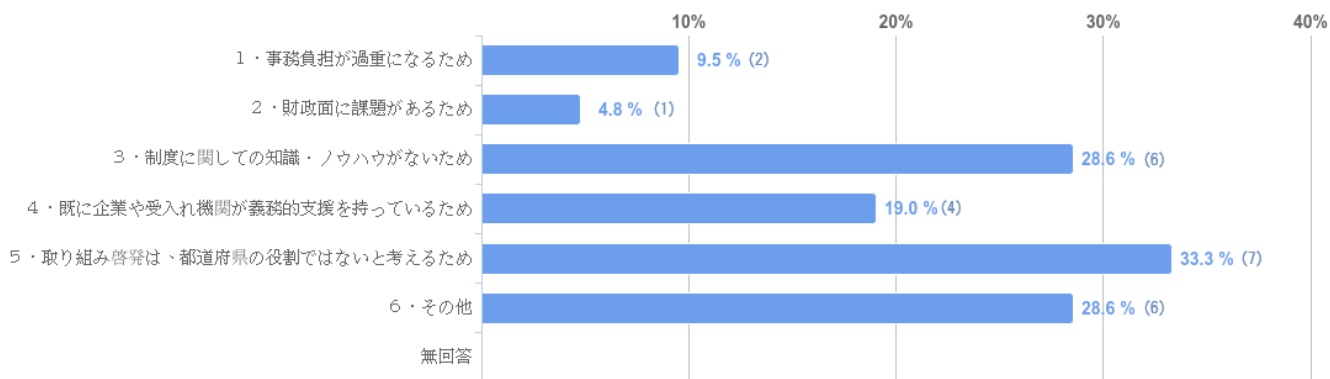


都道府県⑱-1 政令指定都市⑲-1

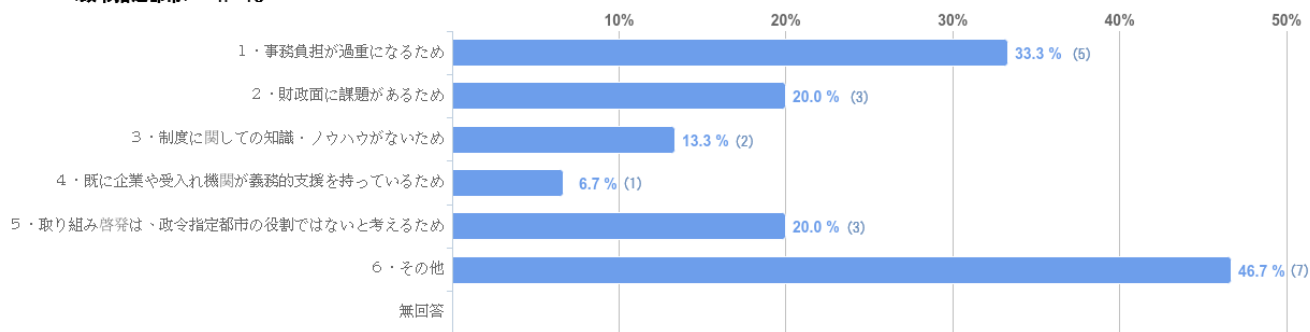
実施していない理由は何ですか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

※⑱・⑲で3. 実施していないと回答した団体のみ

<都道府県> n=21

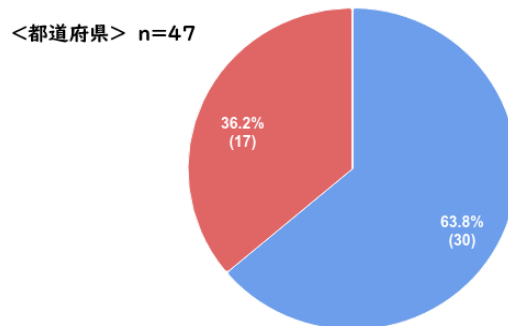


<政令指定都市> n=15



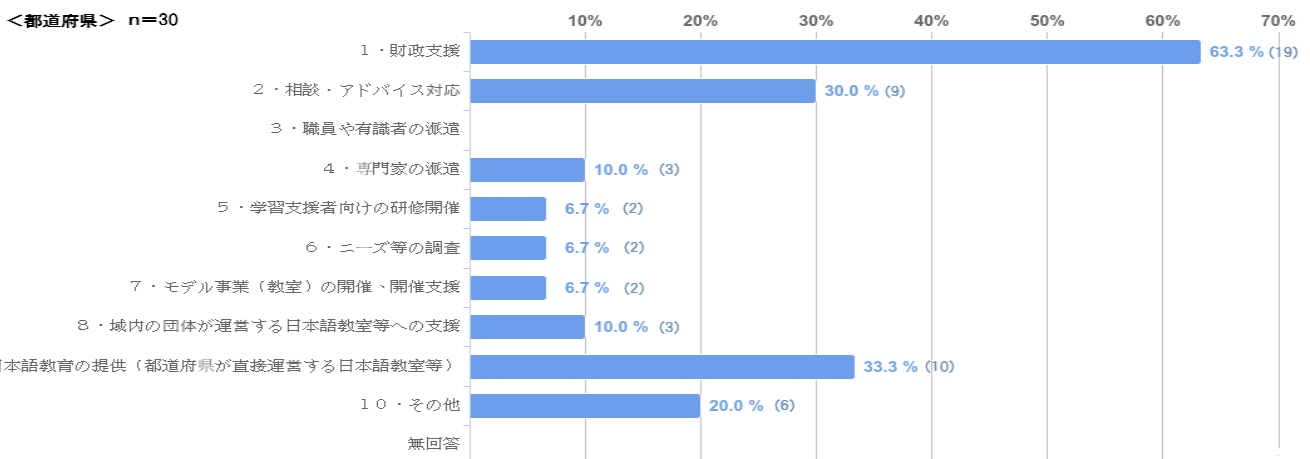
<都道府県>

⑱ 域内の就労外国人（技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等）向けに特化した日本語教育に関して、都道府県は支援を行っていますか。（単一回答）



⑱-1 域内の就労外国人（技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等）向けに特化した日本語教育に関して、都道府県はどのような支援を行っていますか。該当するものをすべて選択してください。（複数回答可）

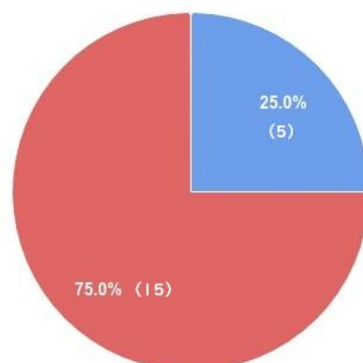
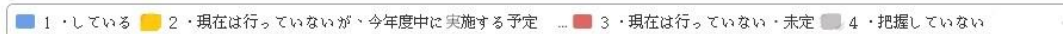
※⑱で1.行っていると回答した団体のみ



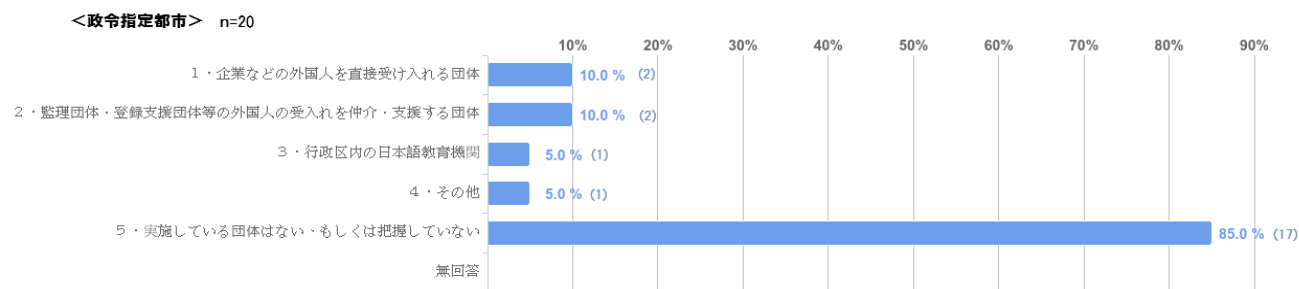
<政令指定都市>

⑳ 政令指定都市が主体となって就労外国人（技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等）向けに特化した日本語教育を実施していますか。（単一回答）

<政令指定都市> n=20

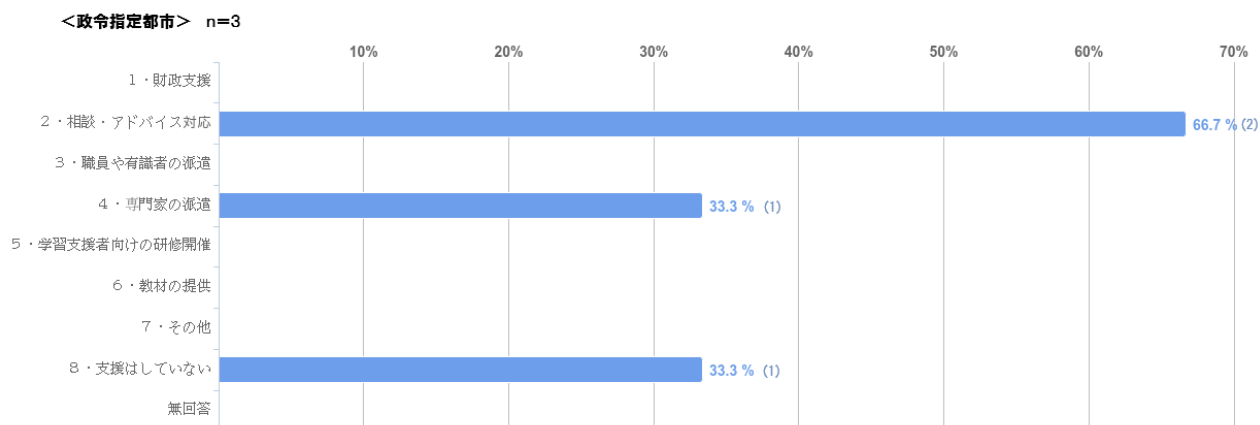


②政令指定都市以外が行っている、就労外国人（技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等）向けに特化した日本語教室について伺います。行政区内にそのような日本語教室がある場合、実施している団体をすべて教えてください。（複数回答可）



②-1 行政区内の就労外国人（技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等）向けの日本語教室を実施している団体にどのような支援を実施していますか。該当するものをすべて選択してください。（複数回答可）

※②で1, 2, 3, 4に回答している団体のみ



## Ⅷ 日本語教育に付随する取組について

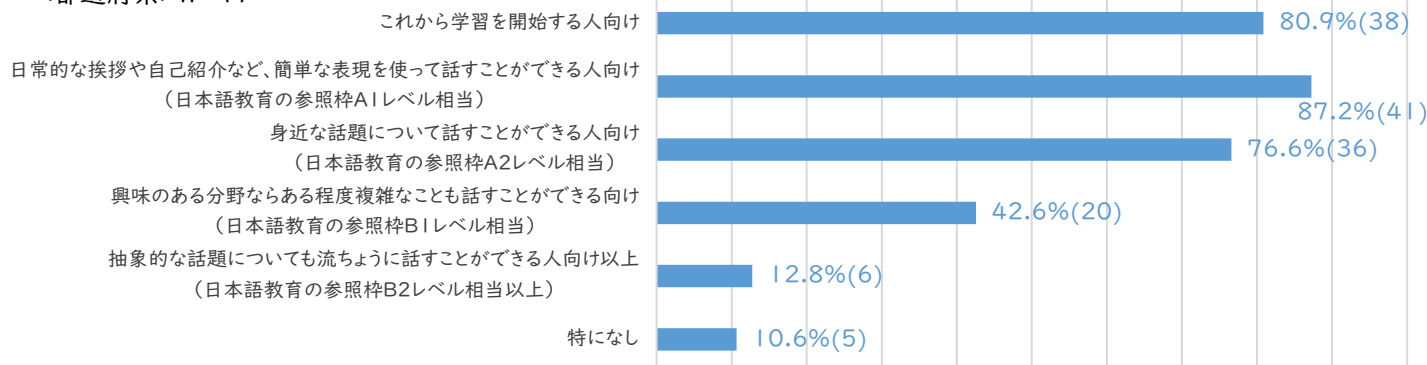
### <共通>

#### 都道府県⑳ 政令指定都市㉔

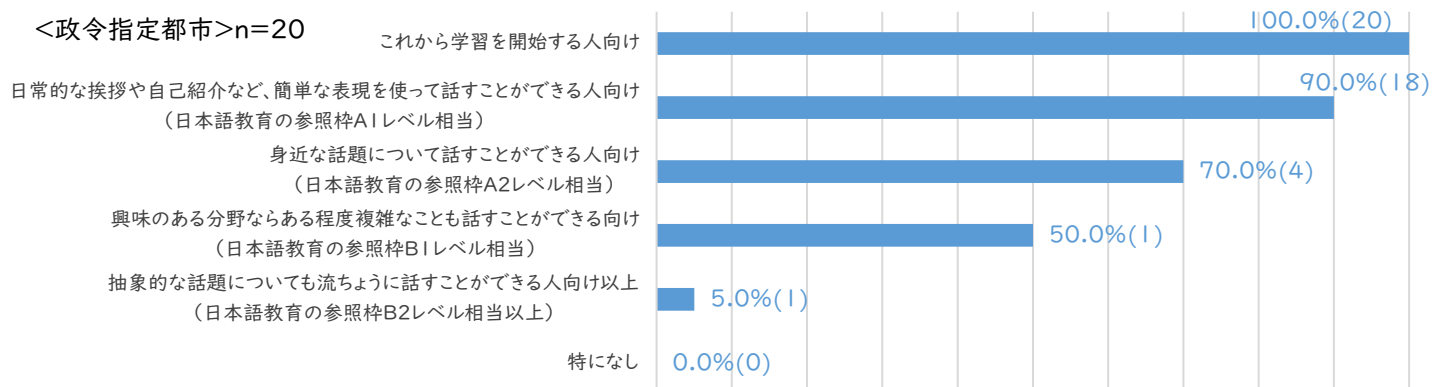
都道府県・政令指定都市である貴団体が実施する外国人に対する直接の日本語教育において、求める教材要素はどのようなものですか。

対象レベルについて、該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

#### <都道府県>n=47

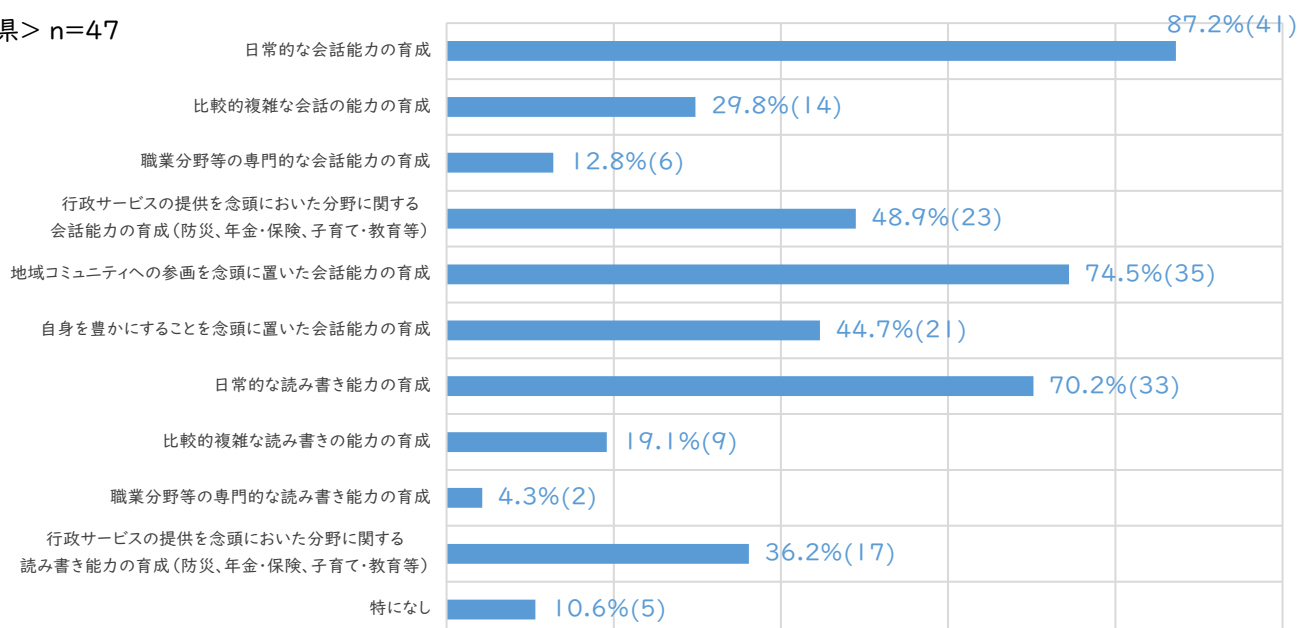


#### <政令指定都市>n=20



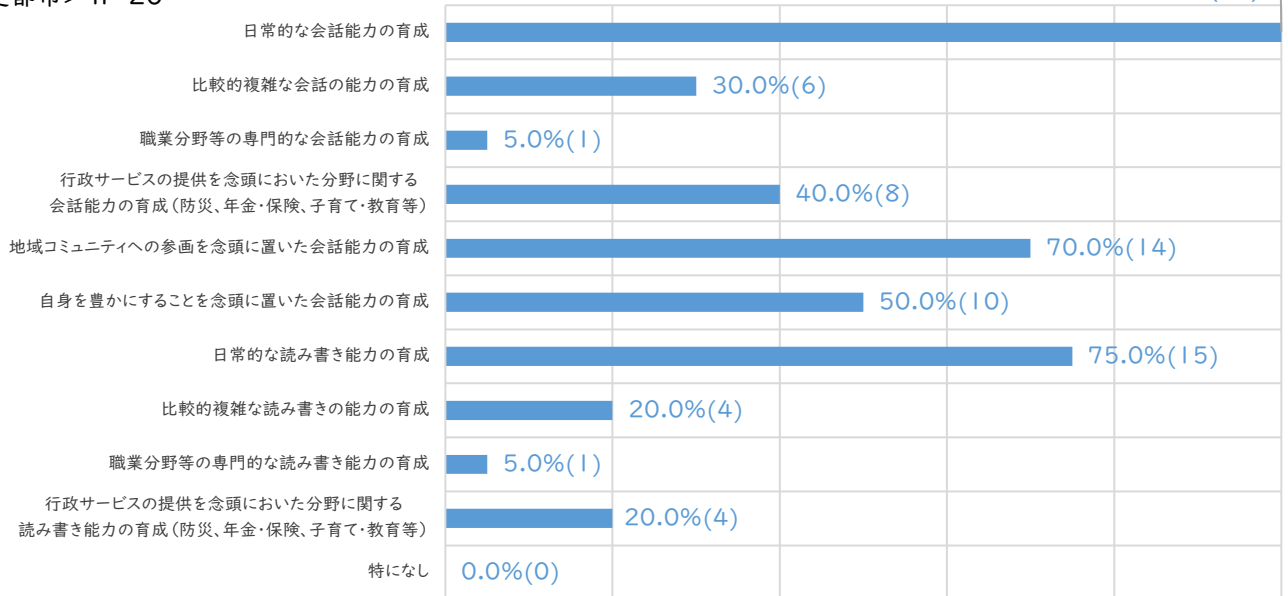
内容について、該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

#### <都道府県> n=47



<政令指定都市> n=20

100.0%(20)

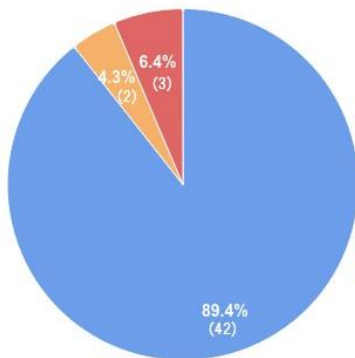


## 都道府県② 政令指定都市③

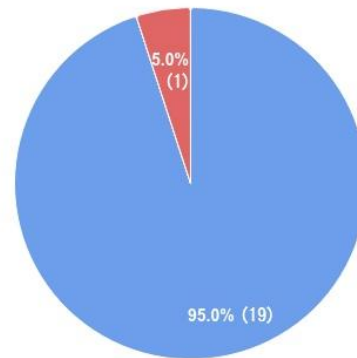
「やさしい日本語」の普及に関する取組を行っているかお答えください。(単一回答)

1・行っている 2・行う予定 3・行っていない

<都道府県> n=47



<政令指定都市> n=20

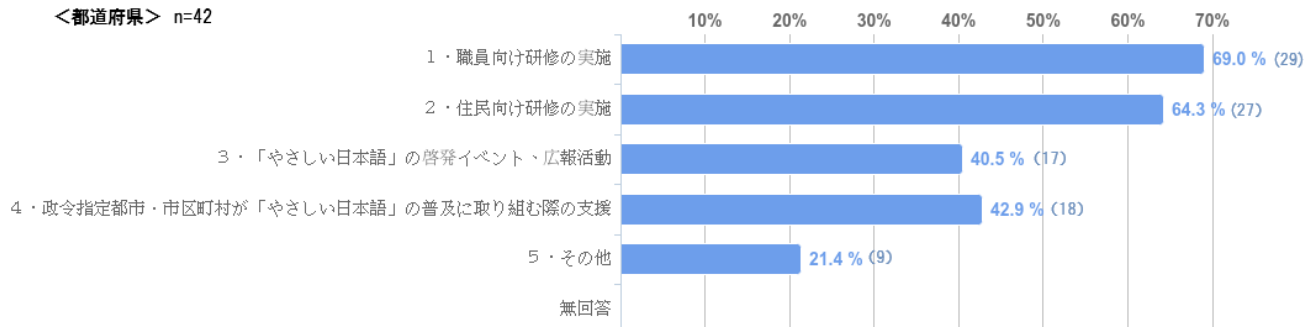


## 都道府県②-1 政令指定都市③-1

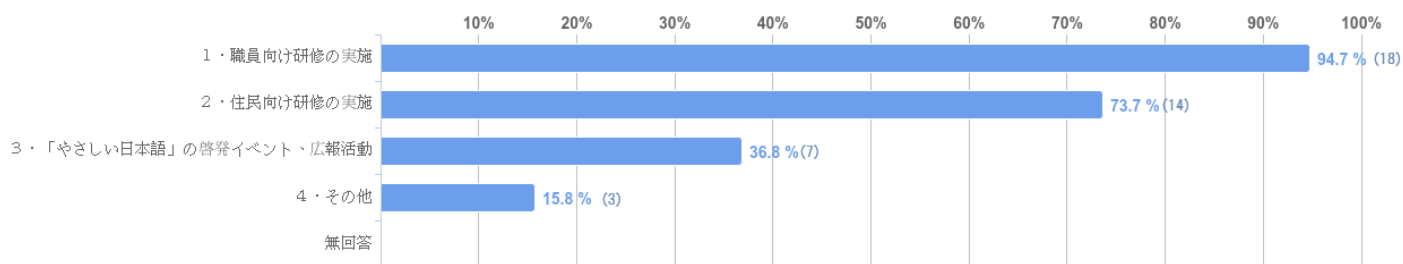
どのような取組を行っていますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

※②・③で1.行っていると回答した団体のみ

<都道府県> n=42



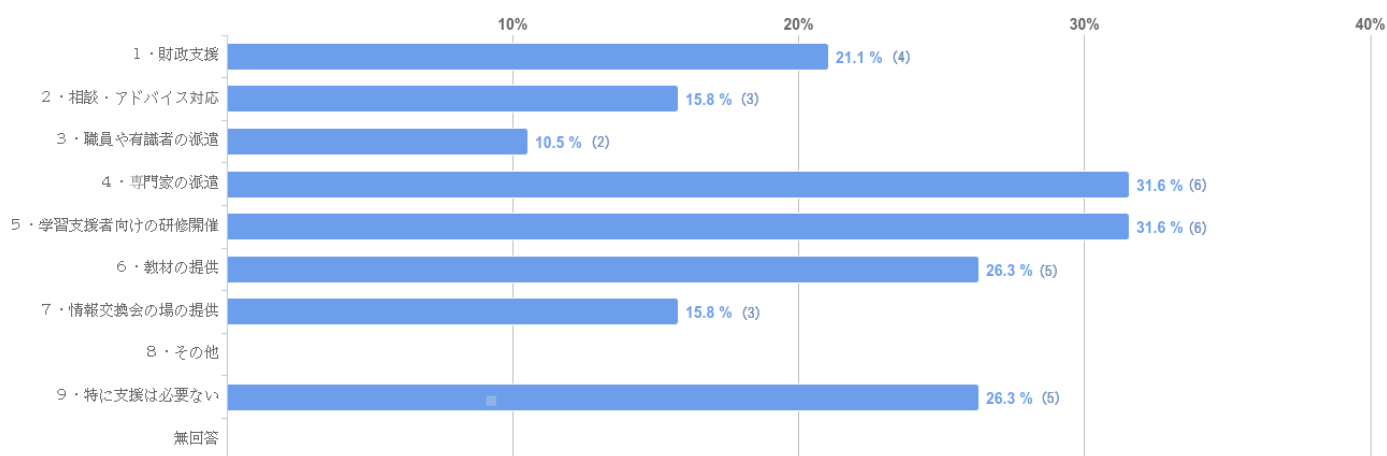
<政令指定都市>



<政令指定都市>

③-2 「やさしい日本語」の普及のために、都道府県にどのような支援を望みますか。該当するものをすべて選択してください。（複数回答可）※③で1.行っていると回答した団体のみ

<政令指定都市> n=19



## IX 日本語教育機関認定法に関する新たな制度について

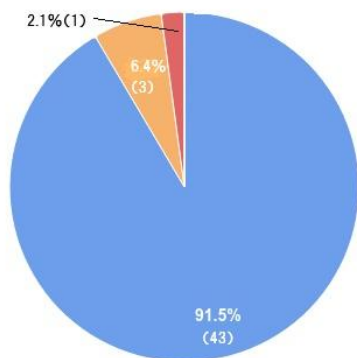
### <共通>

都道府県⑳ 政令指定都市㉑

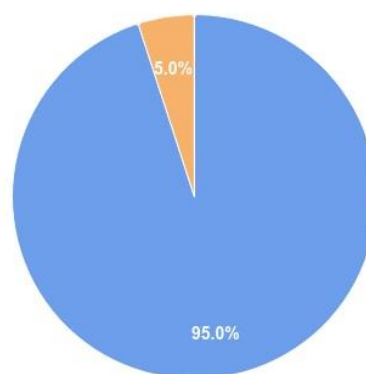
「認定日本語教育機関」について、どの程度ご存じですか。(単一回答)



<都道府県> n=47



<政令指定都市> n=20



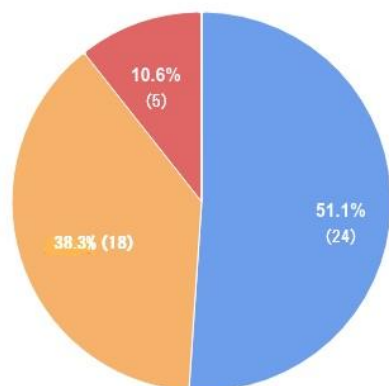
### <共通>

都道府県㉒ 政令指定都市㉓

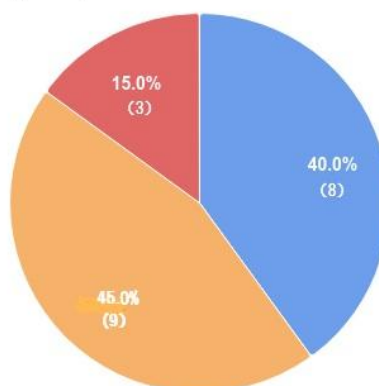
域内の認定日本語教育機関について把握していますか。(単一回答)



<都道府県> n=47



<政令指定都市> n=20



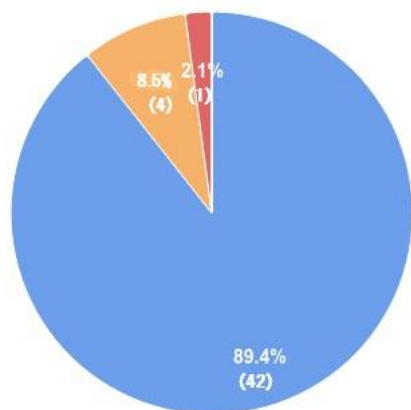
<共通>

都道府県⑳ 政令指定都市㉑

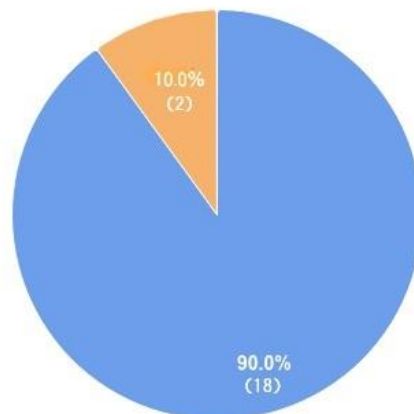
「登録日本語教員」について、どの程度ご存じですか。(単一回答)

- 1・「登録日本語教員」の内容を知っている
- 2・「登録日本語教員」という名称は聞いたことはあるが内容は知らない
- 3・「登録日本語教員」という名称は聞いたことがなかった

<都道府県> n=47



<政令指定都市> n=20



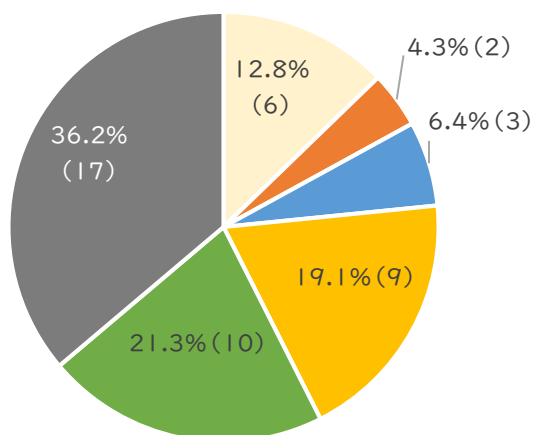
<共通>

都道府県㉒ 政令指定都市㉓

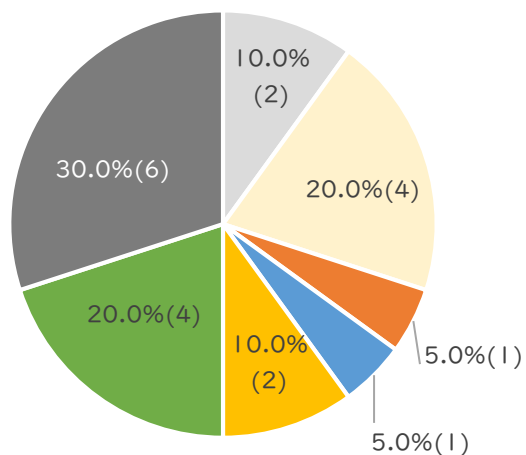
認定日本語教育機関と登録日本語教員の活用の予定についてお答えください。(単一回答)

- 認定日本語教育機関を活用している
- 登録日本語教員を活用している
- 認定日本語教育機関および登録日本語教員個人の双方を活用している
- 認定日本語教育機関の活用を考えている
- 認定日本語教育機関ではなく、登録日本語教員個人のみを活用を考えている
- 認定日本語教育機関および登録日本語教員個人双方の活用を考えている
- いずれの活用も考えていない

<都道府県> n=47



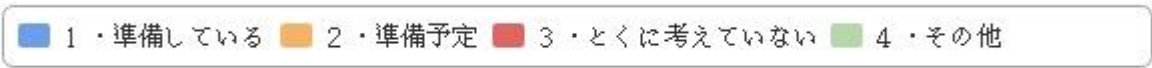
<政令指定都市> n=20



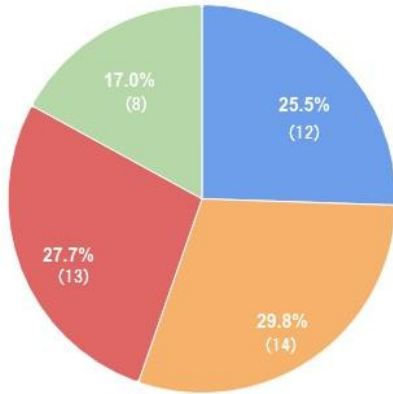
<共通>

都道府県②⑥ 政令指定都市②⑧

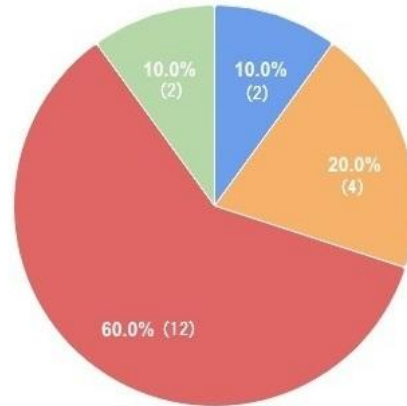
育成就労制度の施行に向け、日本語教育に関する準備はされていますか。(単一回答)



<都道府県> n=47



<政令指定都市> n=20

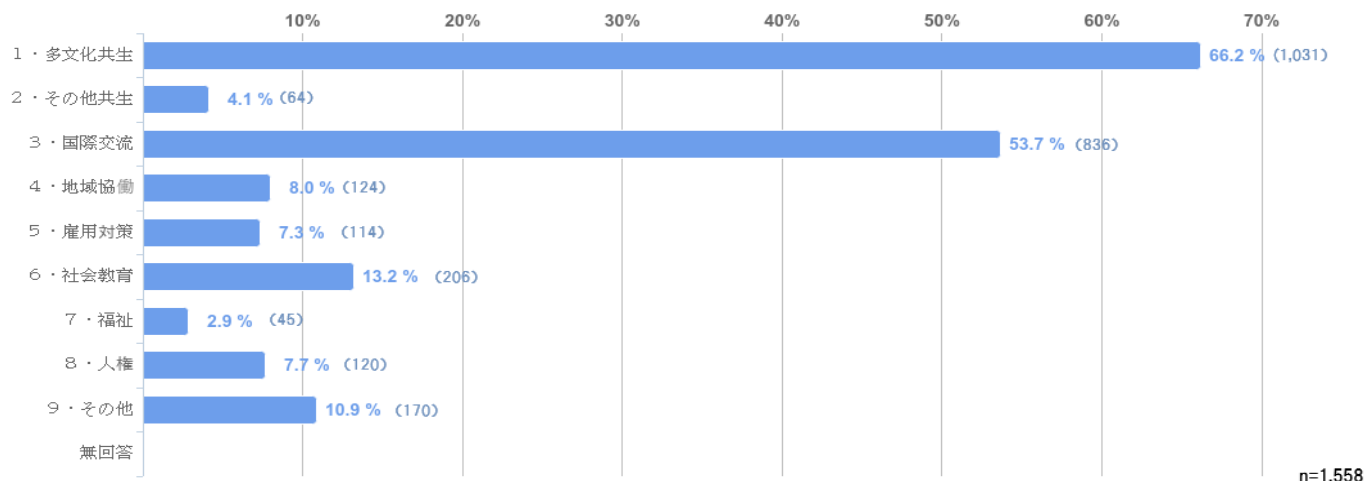


## (2) 市区町村向け

### I 地方公共団体における日本語教育の実施や取組について

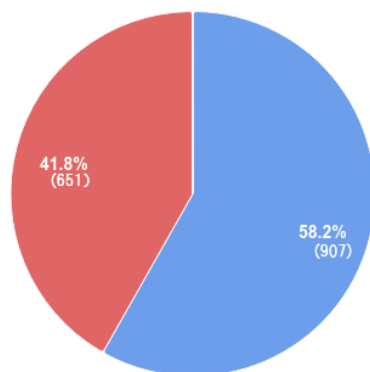
①市区町村である貴団体において日本語教育施策はどのような政策分野に位置づけられていますか。該当するものをすべて選択してください(複数回答可)。

<政策分野の位置づけ>



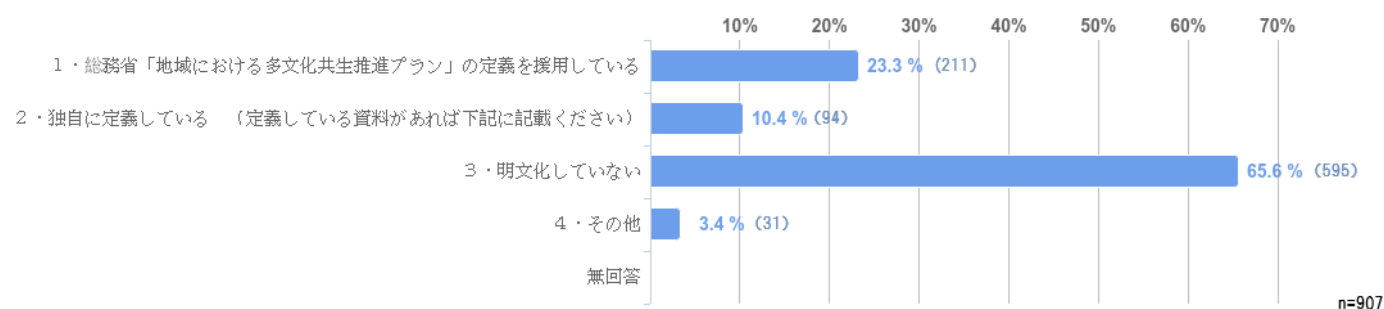
②貴団体の日本語教育は共生社会の実現を目的としていますか。(単一回答)

■ 1・している ■ 2・していない

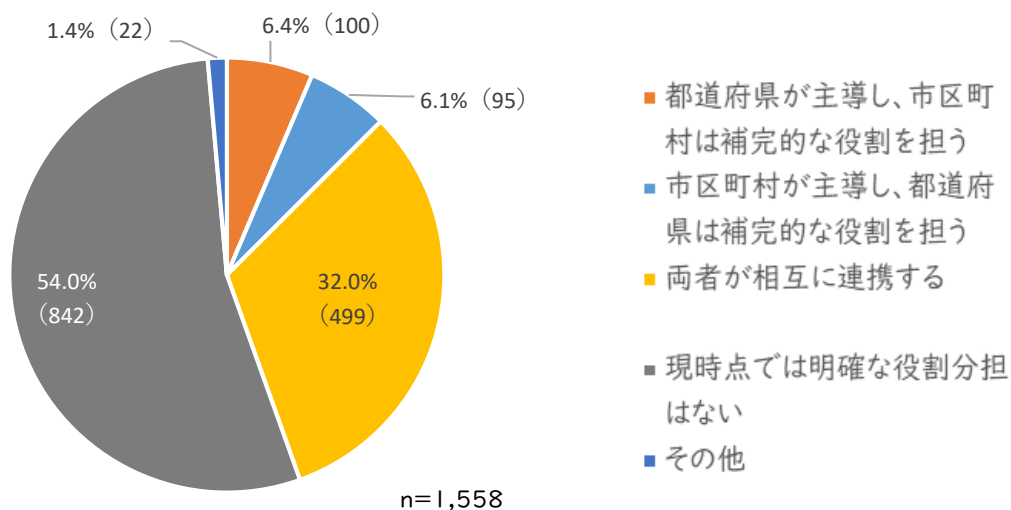


②-1 「共生社会とは何か」を定義していますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

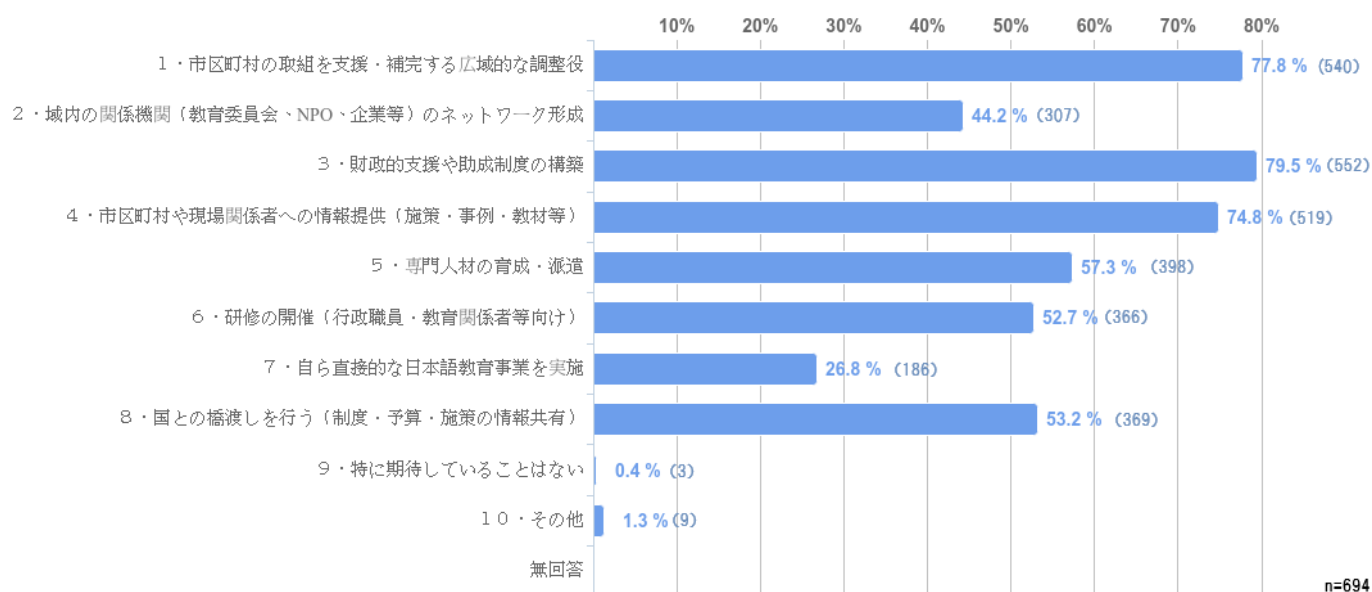
※②で1.している と回答した団体のみ



③日本語教育における都道府県と市区町村の役割分担について、どのように認識されていますか。(単一回答)

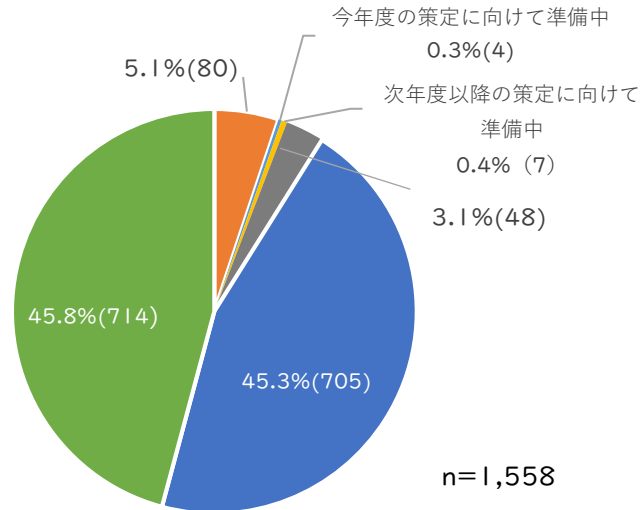
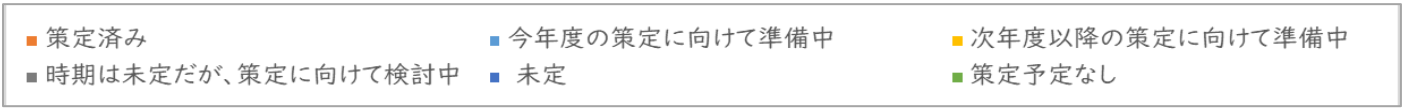


③-1 市区町村の日本語教育に関して、都道府県ではどのような役割を担うべきだと考えていますか。該当するものすべて選択してください。(複数回答可) ※③で1, 2, 3と回答した団体のみ

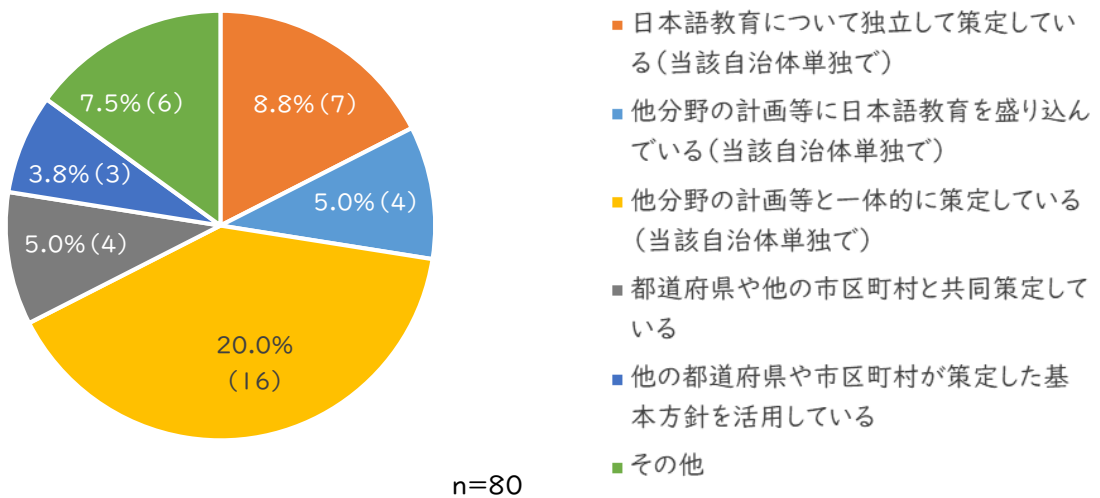


## Ⅱ 域内の日本語教育の基本的な方針策定について

④「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第四十八号)に基づく「基本的な方針」(以下、基本方針)の策定状況についてお答えください。(単一回答)

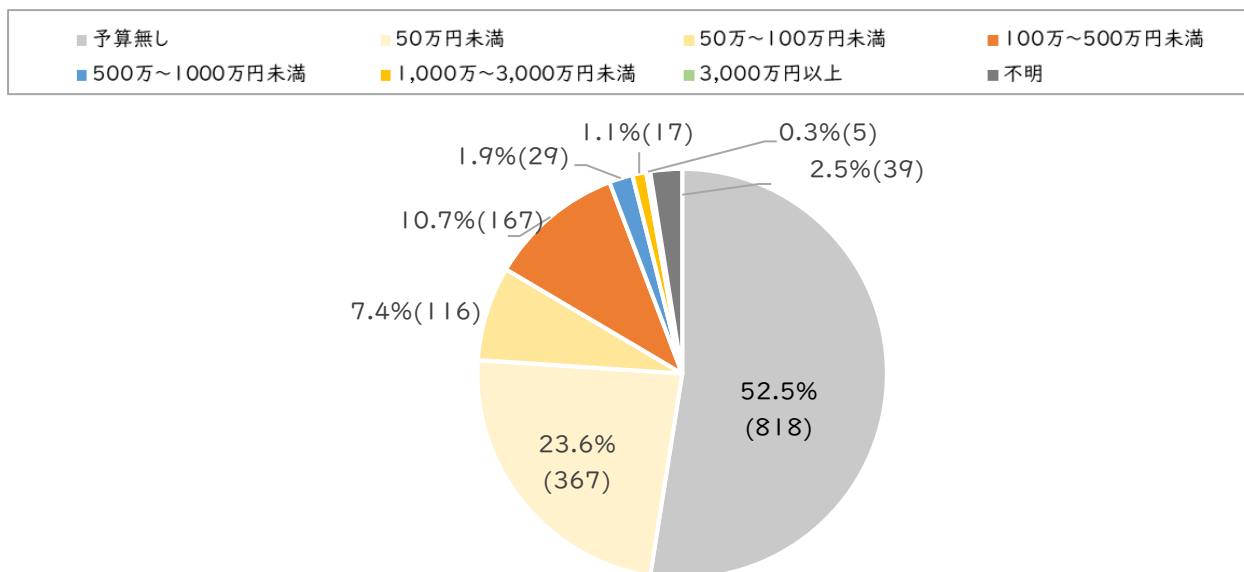


④-1 策定内容について教えてください ※④で策定済と回答した団体のみ(単一回答)



### Ⅲ 域内の日本語教育促進の体制整備について

⑤令和7年度の日本語教育事業の予算額についてお答えください。(単一回答) n=1,558

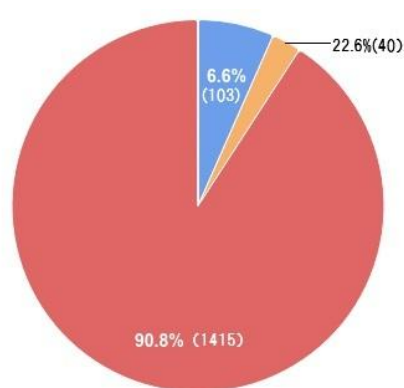
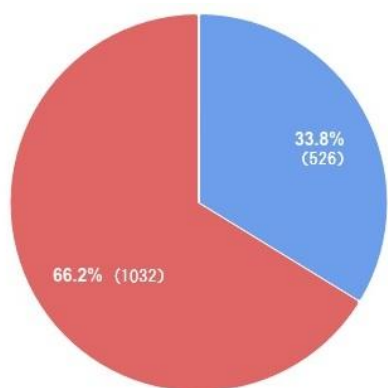


⑥日本語担当部署について(n=1,558)

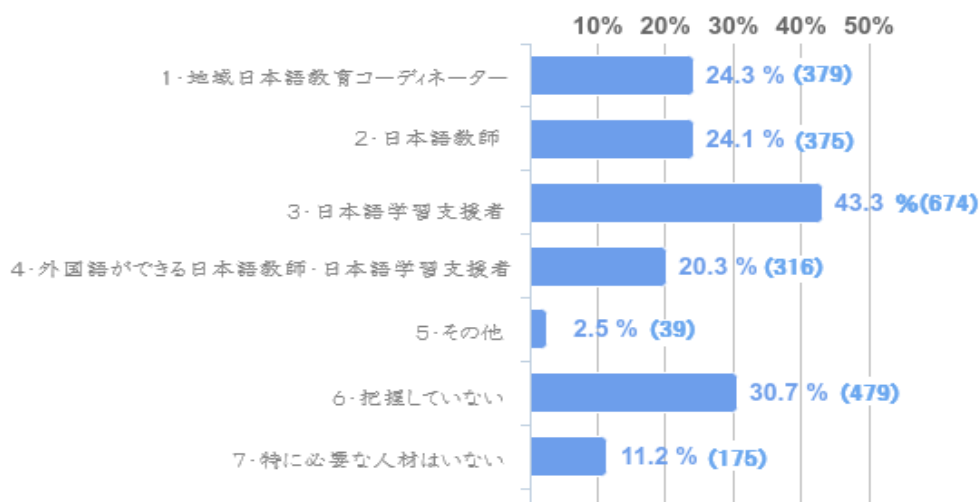
⑦コーディネーターの配置について(n=1,558)

1・日本語教育の担当部署がある 2・日本語教育の担当部署はない

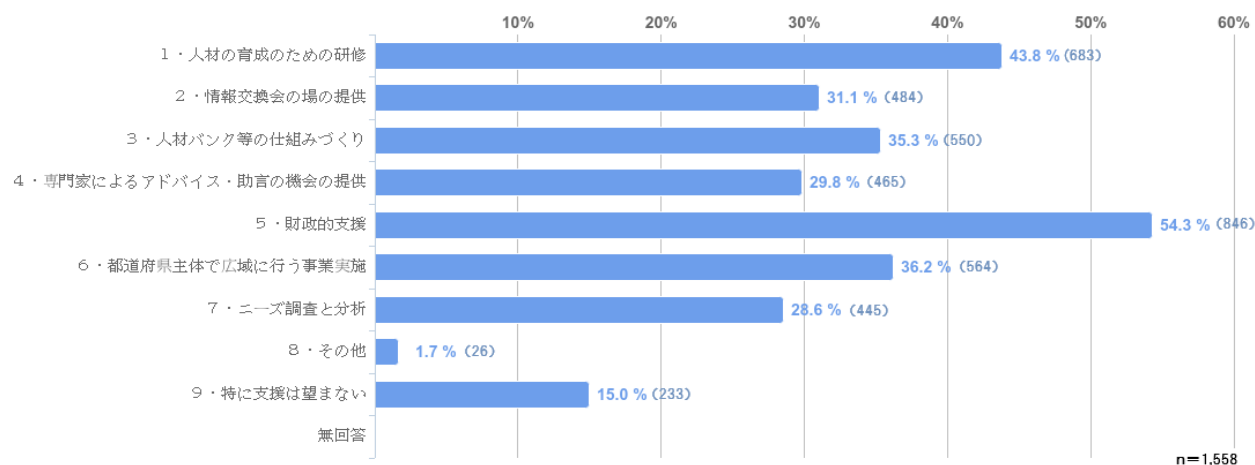
1・配置している 2・現在は配置していないが、今後配置予定 3・配置していないし、予定もない



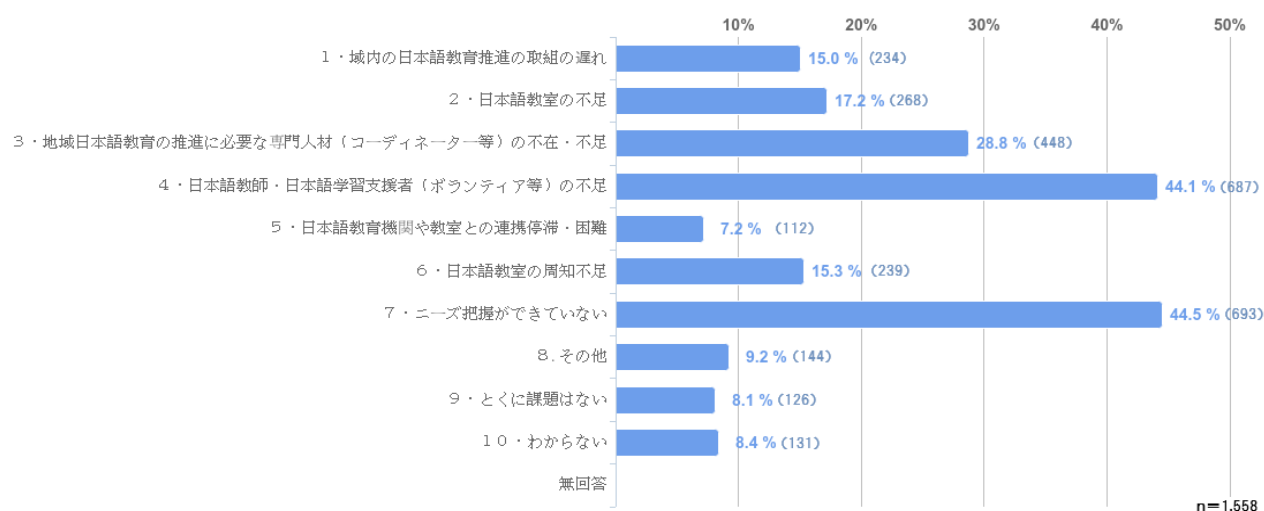
⑧地域における日本語教育に携わる人材について、貴団体では特にどのような役割を求めていますか。(複数回答可) 該当するものをすべて選択してください。n=1,558



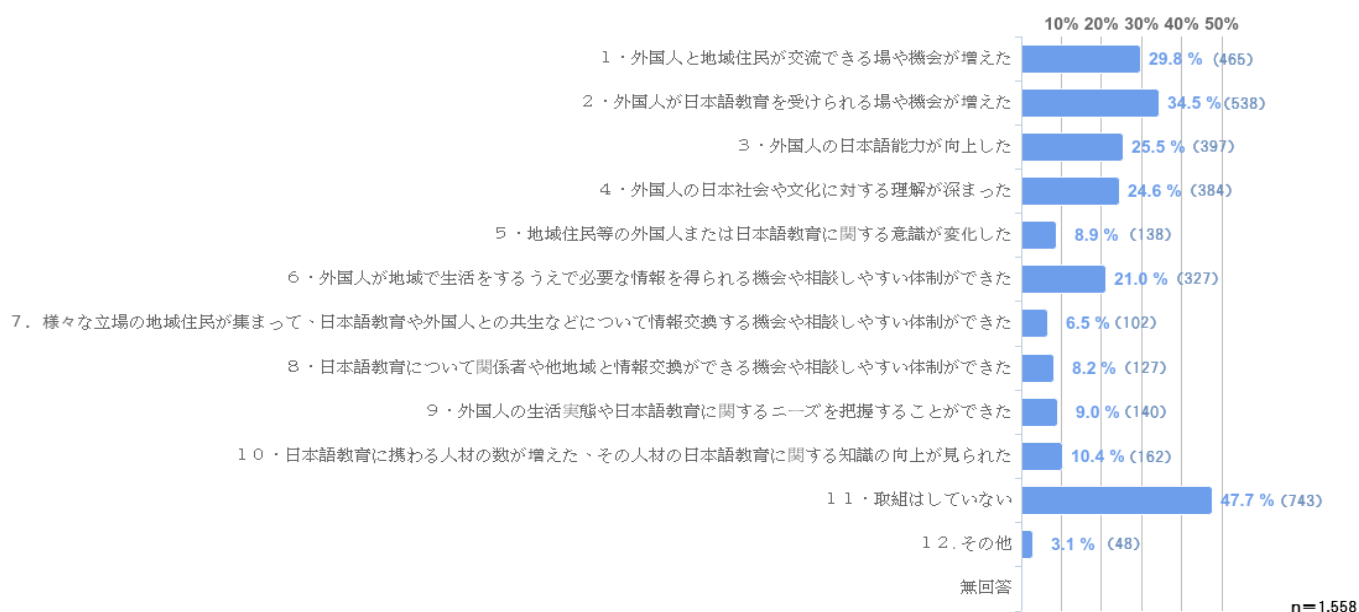
⑨地域における日本語教育に携わる人材の育成について、都道府県に望む支援は何ですか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)



⑩域内における日本語教育を推進するにあたっての課題は何ですか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

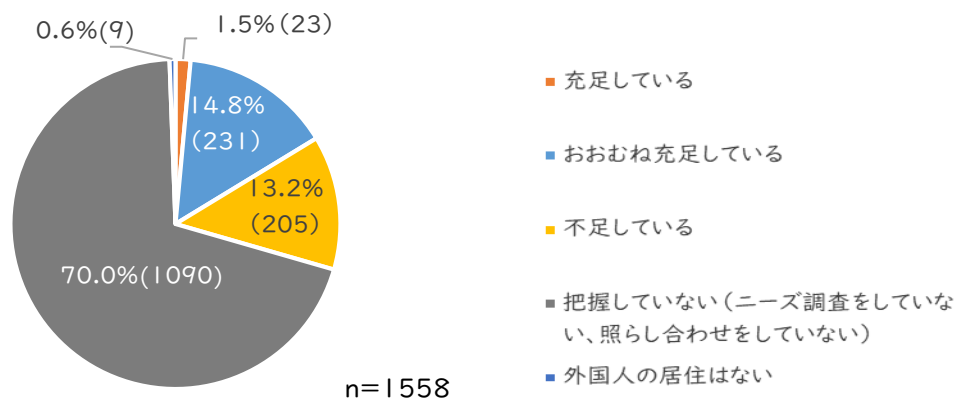


⑪貴団体で実施している日本語教育に関して、取組の効果だと感じているものは何ですか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

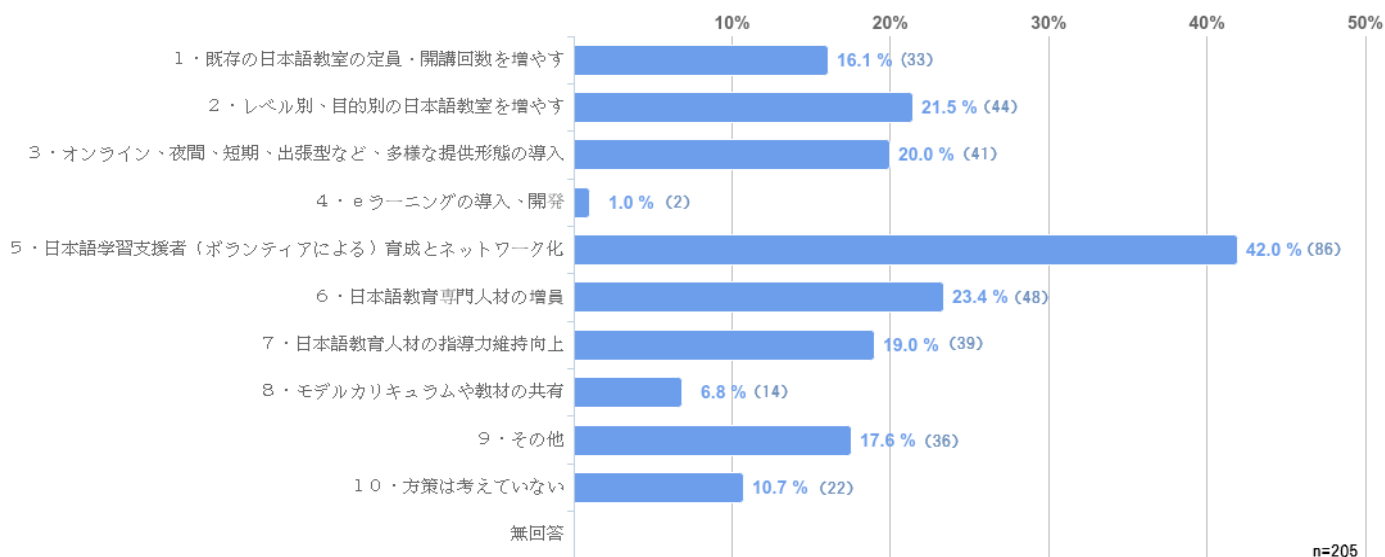


## IV 日本語教育の取組について

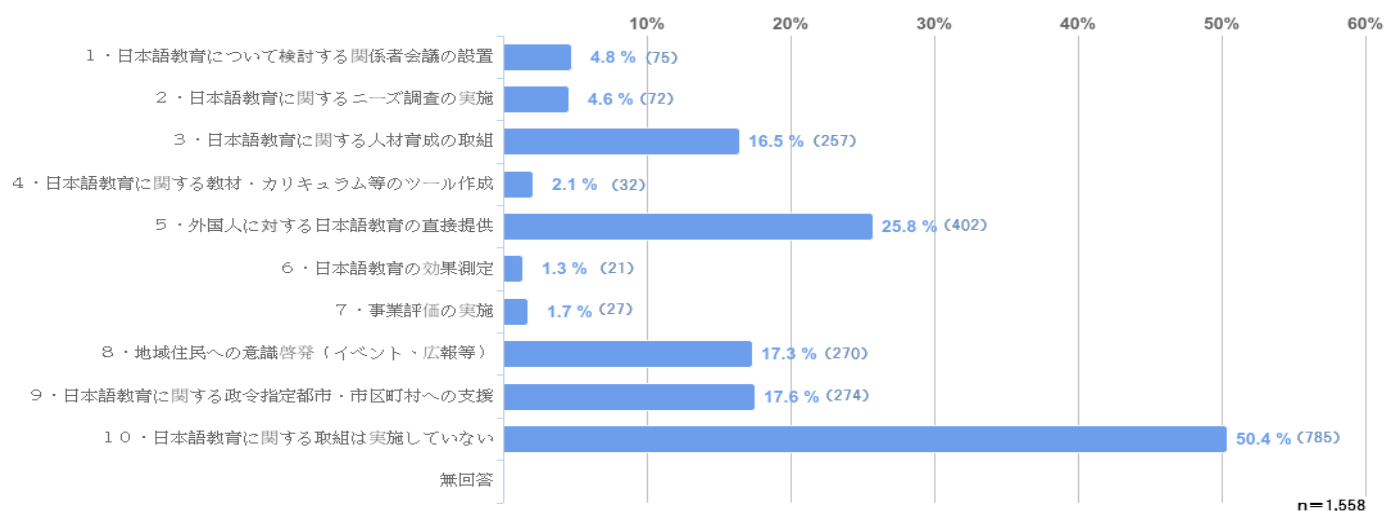
⑫域内に存在する日本語教育の提供状況について、学習ニーズと照らして充足していますか。(単一回答)



⑫-1 域内の存在する日本語教育の提供状況を充足させるため、どのような方策を予定していますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可) ※⑫で3.不足していると回答した団体のみ



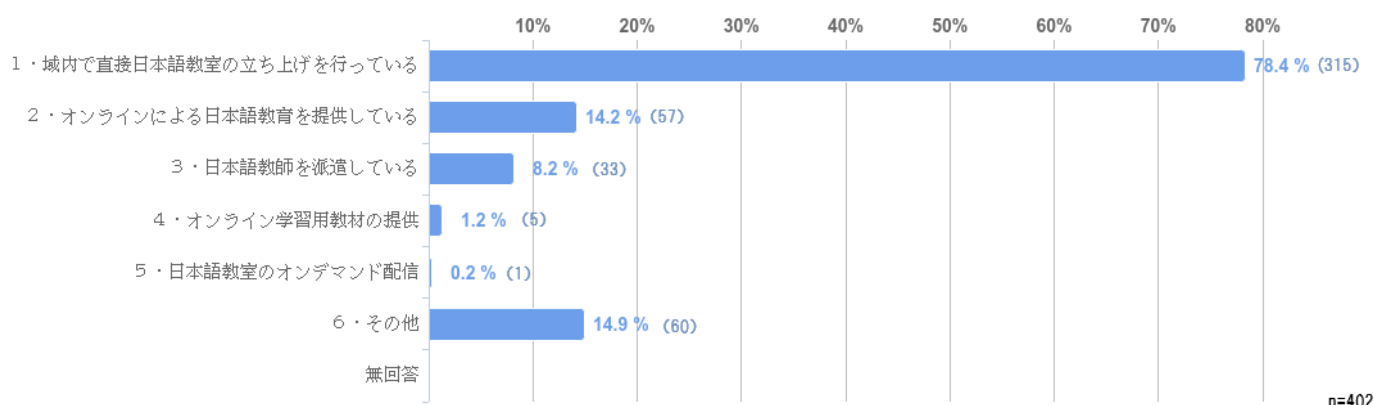
⑬今年度実施している日本語教育に関する取組にはどのようなものがありますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)



⑬-1 具体的な日本語教育の提供方法はどのようなものですか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

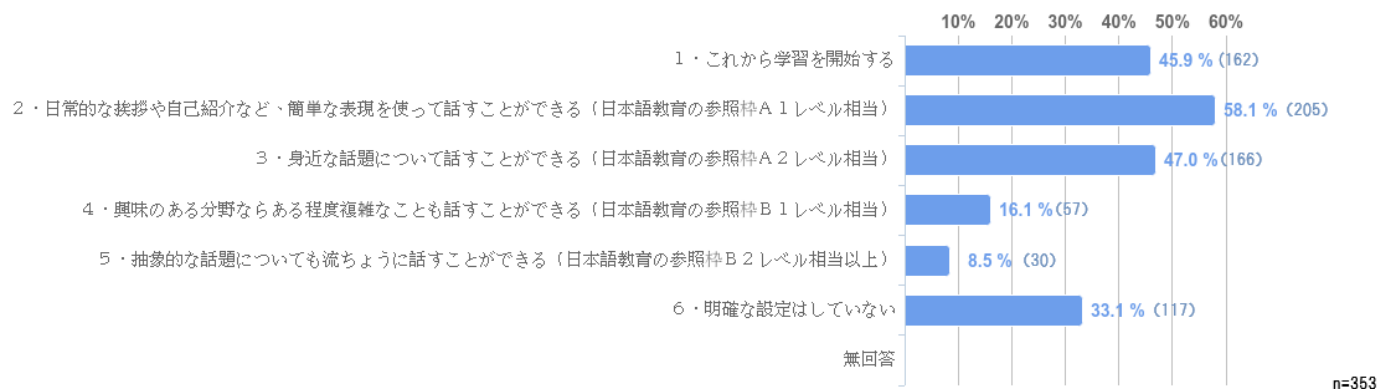
※⑬で5. 外国人に対する日本語教育の直接提供 と回答した団体のみ

<日本語教育の提供方法について>

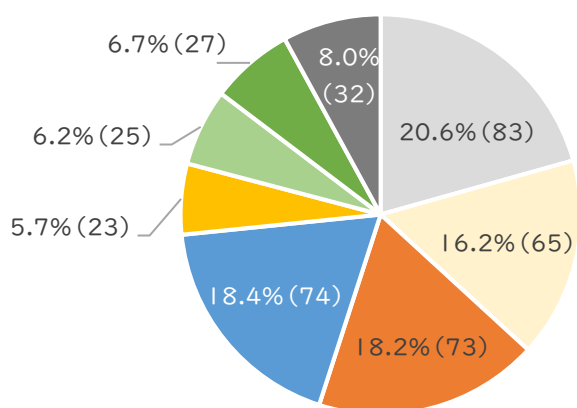


⑬-1-1 ⑬-1 で回答した取組の対象となるのはどの程度のレベルの人であると想定しますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可) ※⑬-1 で1, 2, 3 と回答した団体のみ

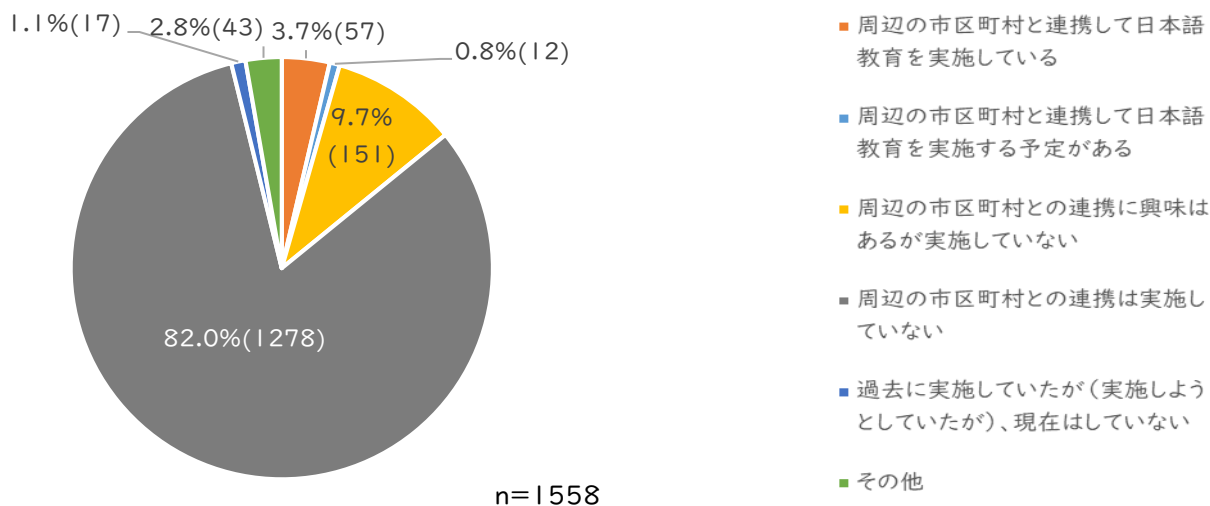
<取組の対象レベルについて>



⑬-1-2 ⑬-1 自治体で直接実施している日本語教育 (直接の日本語指導) の総実施時間をお答えください。(単一回答) ※⑬-1 で1, 2, 3, 5, 6 と回答した団体のみ。

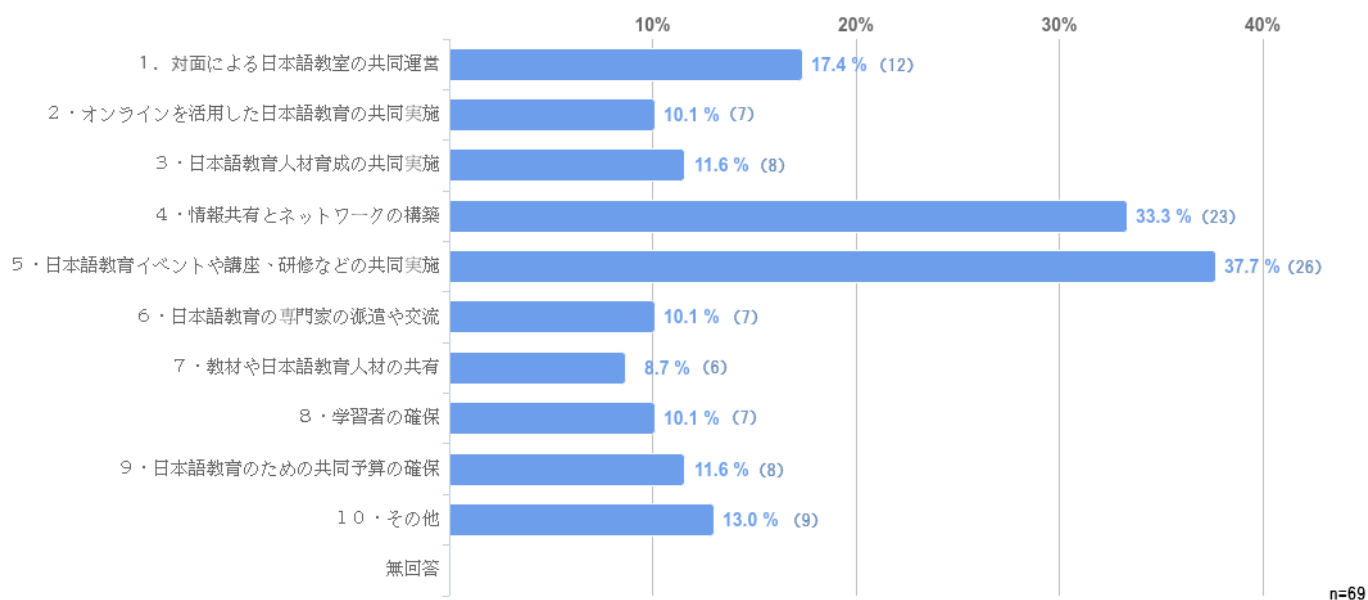


⑭日本語教育に関して、周辺の市区町村と連携していますか。(単一回答)



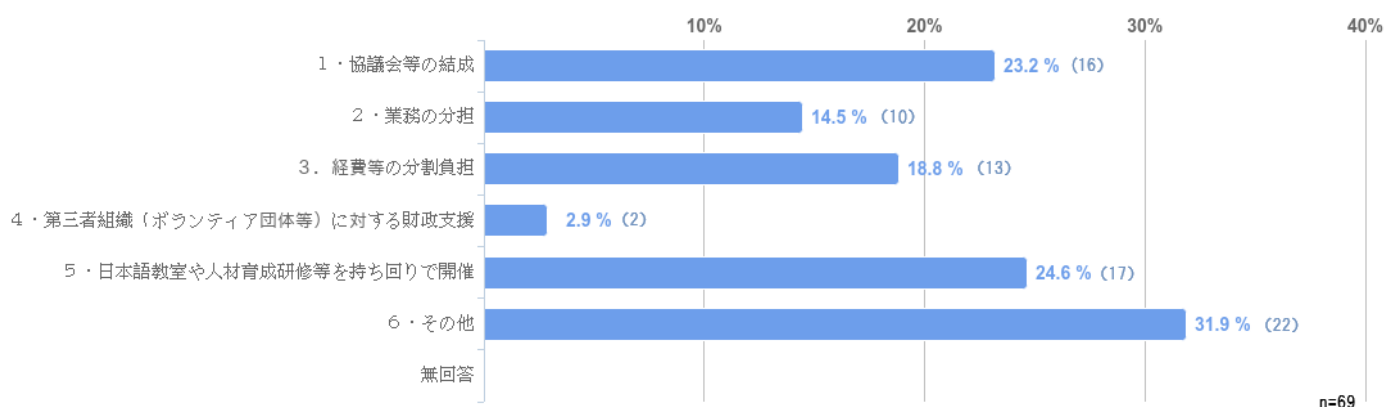
⑭-1 周辺の市区町村との連携内容について、該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

※⑭で1,2と回答した団体のみ



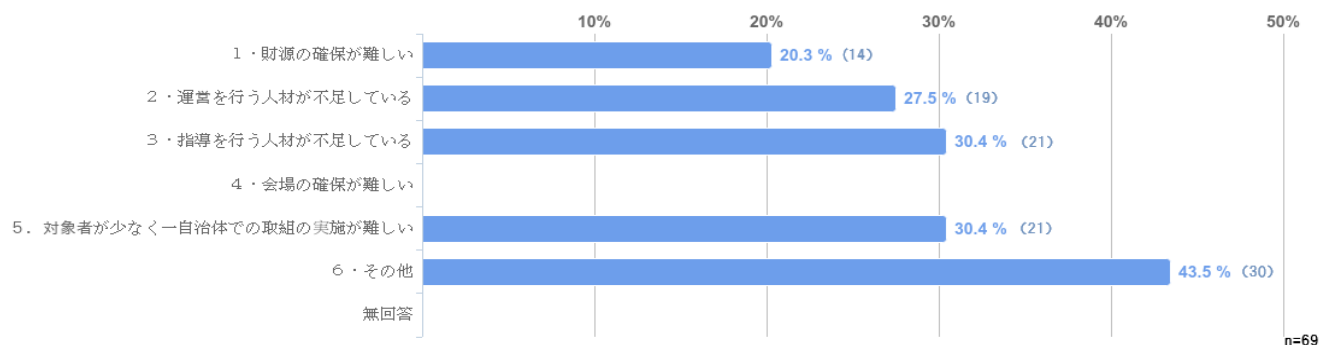
⑭-2 周辺の市区町村と連携する際に、取っている方法はどのようなものですか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可) ※⑭で1,2と回答した団体のみ

(複数回答可) ※⑭で1,2と回答した団体のみ



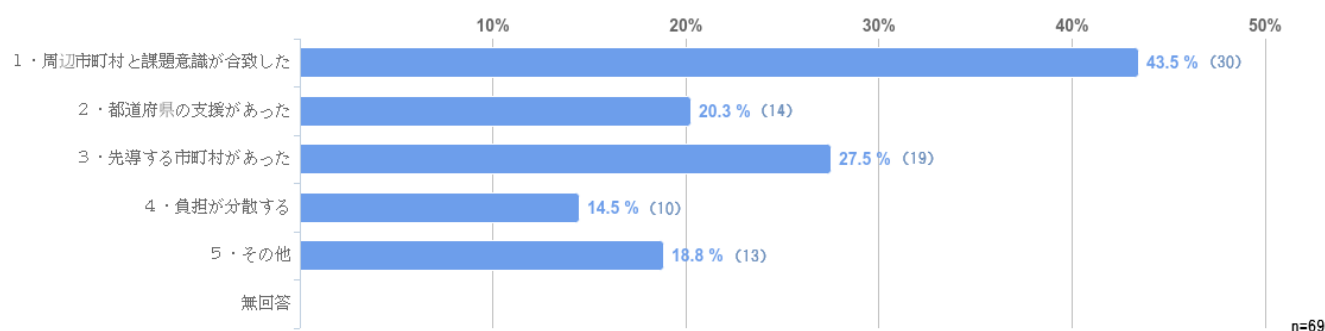
⑭-3 周辺の市区町村と連携を行っている理由は何ですか。該当するものをすべて選択してください。（複数回答可）

※⑭で1,2と回答した団体のみ



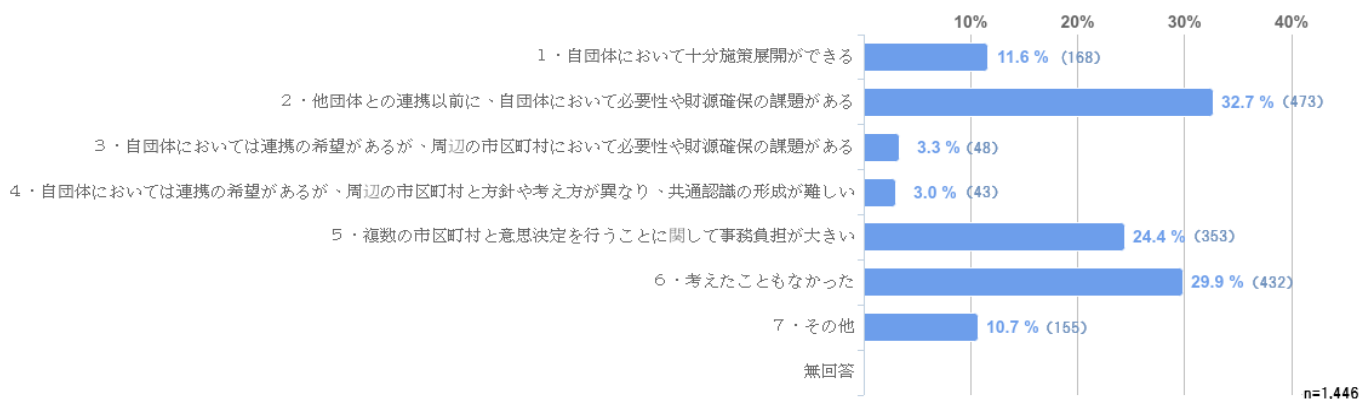
⑭-4 周辺の市区町村と連携ができた理由は何ですか。該当するものをすべて選択してください。（複数回答可）

※⑭で1,2と回答した団体のみ



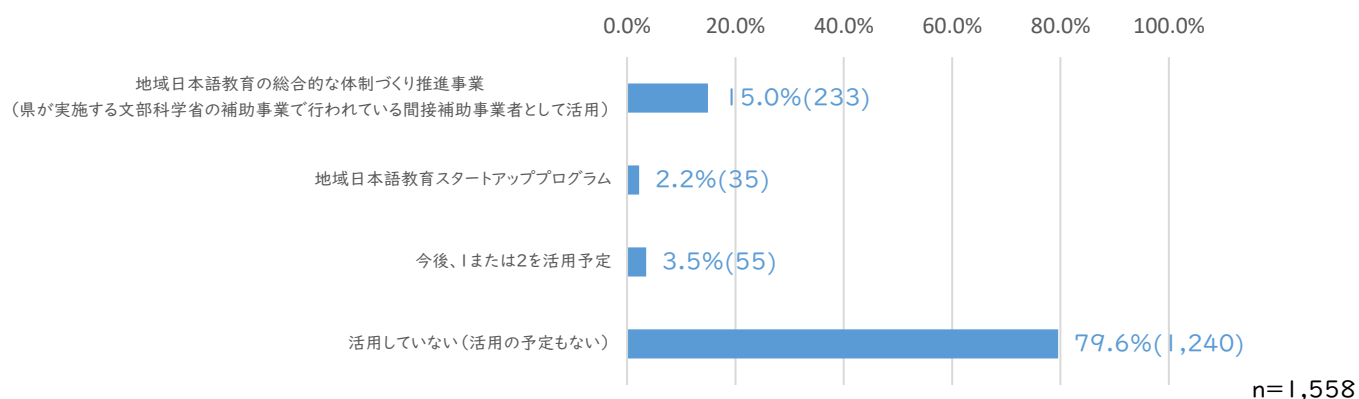
⑭-5 周辺の市区町村と連携を行っていない理由は何ですか。該当するものをすべて選択してください。（複数回答可）

※⑭で3,4,5と回答した団体のみ



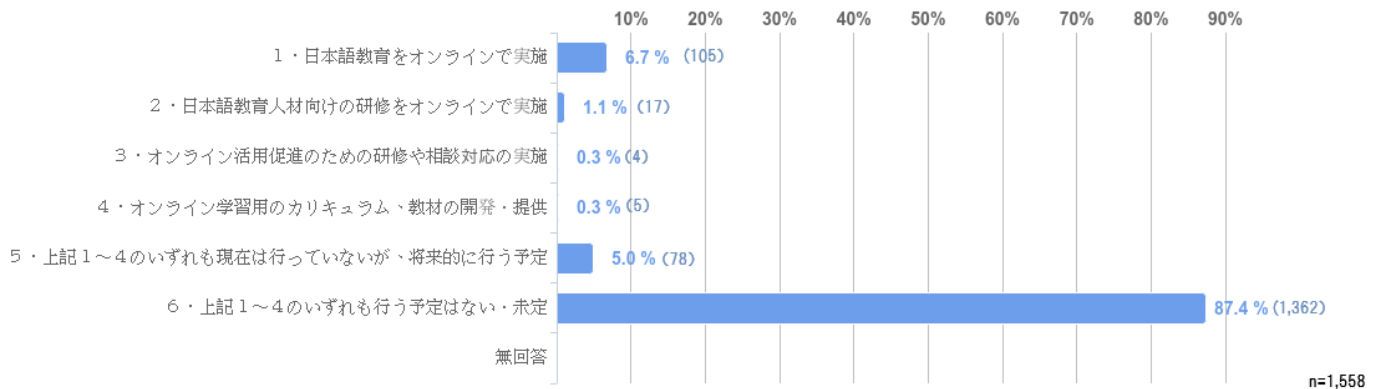
⑮ 文部科学省が実施する事業の活用についてお伺いします。活用（予定も含む）している事業をすべて選択してください。

（複数回答可）



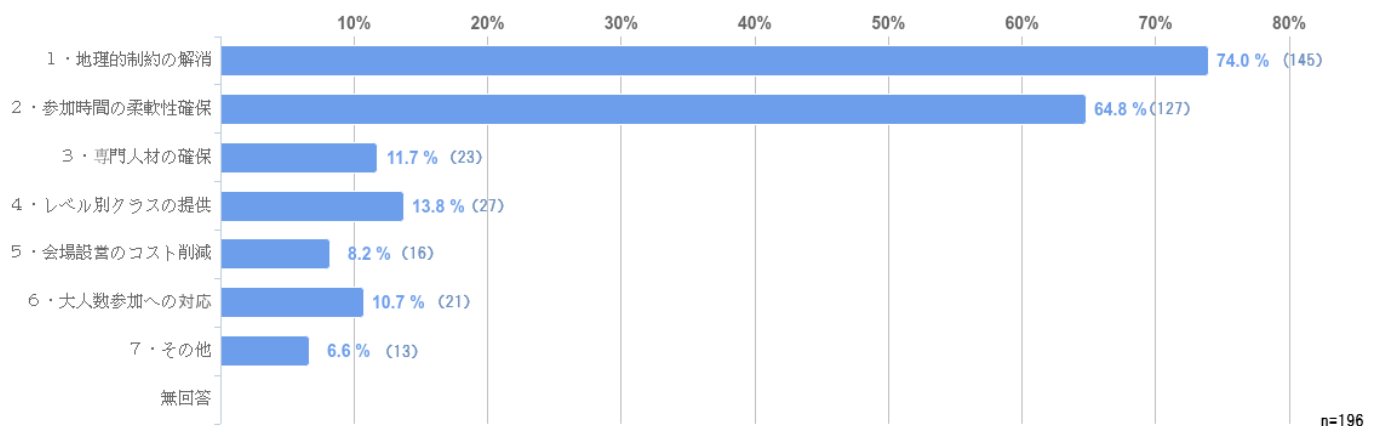
## V 日本語教育に関するオンラインの活用について

⑩市区町村では外国人向け日本語教育事業にオンラインを活用していますか。該当するものをすべて選択ください。(複数回答可)



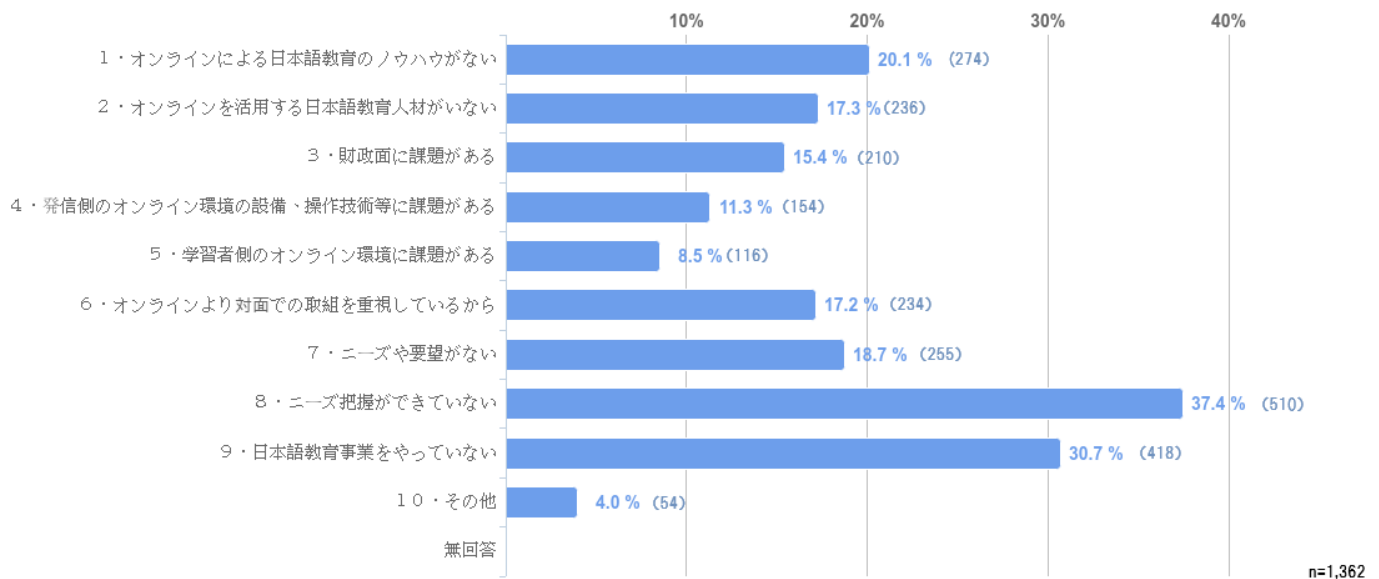
⑩-1 オンライン実施の目的はなんですか。該当するものをすべて選択ください。(複数回答可)

※⑩で1～5と回答した団体のみ



⑩-2 その理由はなんですか。該当するものをすべて選択ください。(複数回答可)

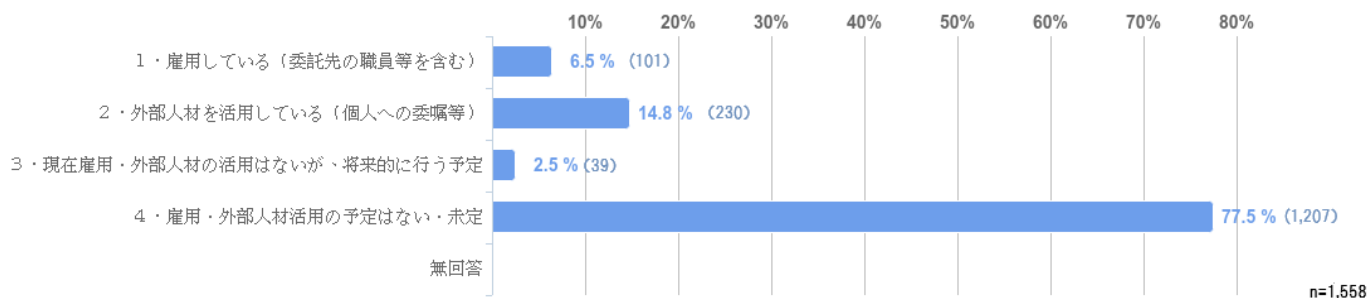
※⑩で6と回答した団体のみ



## VI 「日本語教師」「日本語教育機関」との連携について

⑰現在、日本語教育の専門性を有する人材活用を行っていますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

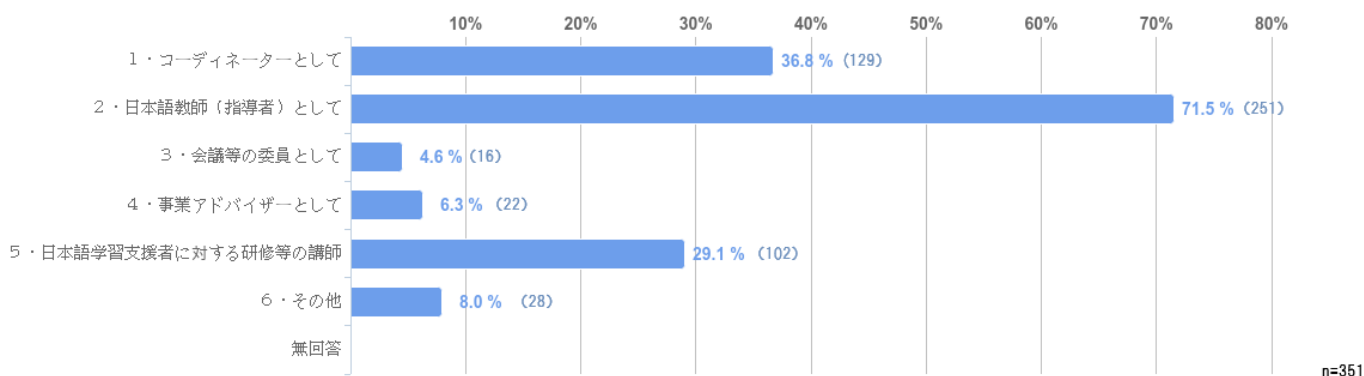
<人材活用について>



⑰-1 その役割は何ですか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

※⑰で1,2,3と回答した団体のみ

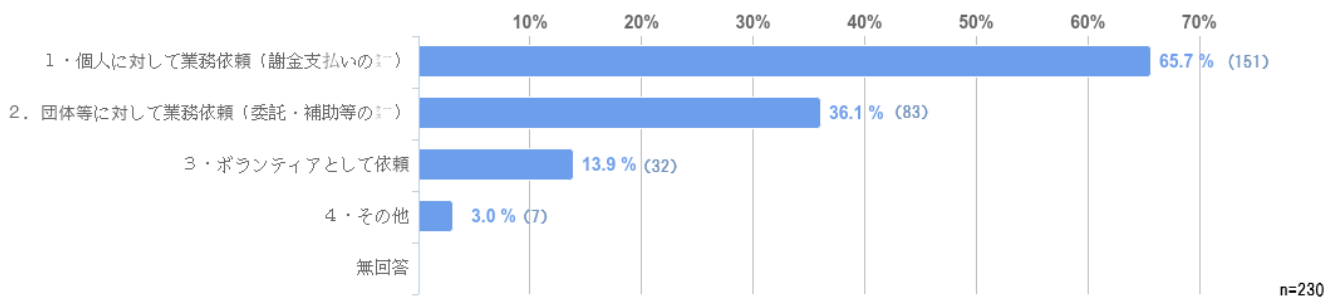
<人材の役割について>



⑰-2 どのように活用していますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

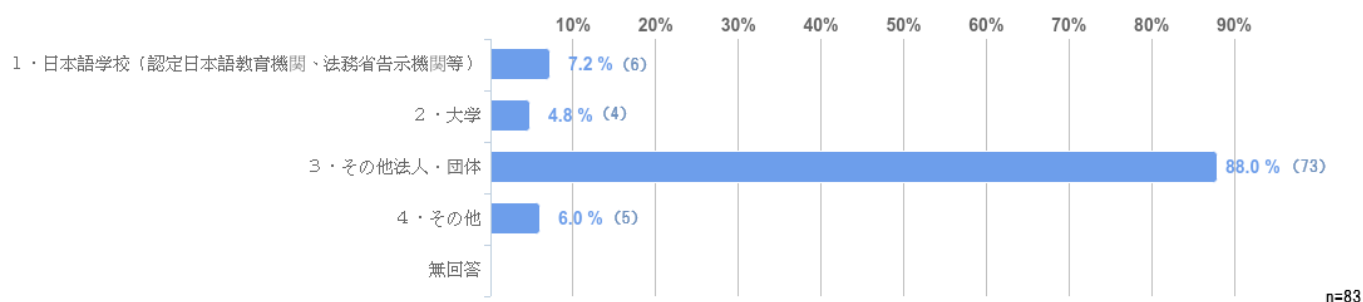
※⑰で2と回答した団体のみ

<人材の活用方法について>



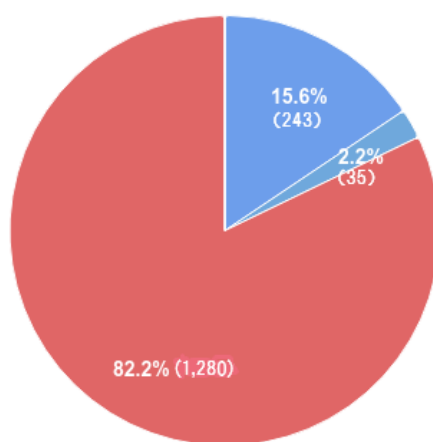
⑰-2-1 依頼先はどのような機関ですか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

※⑰-2 で 2 と回答した団体のみ



⑱現在、日本語教育機関との連携を行っているかお答えください。(単一回答)

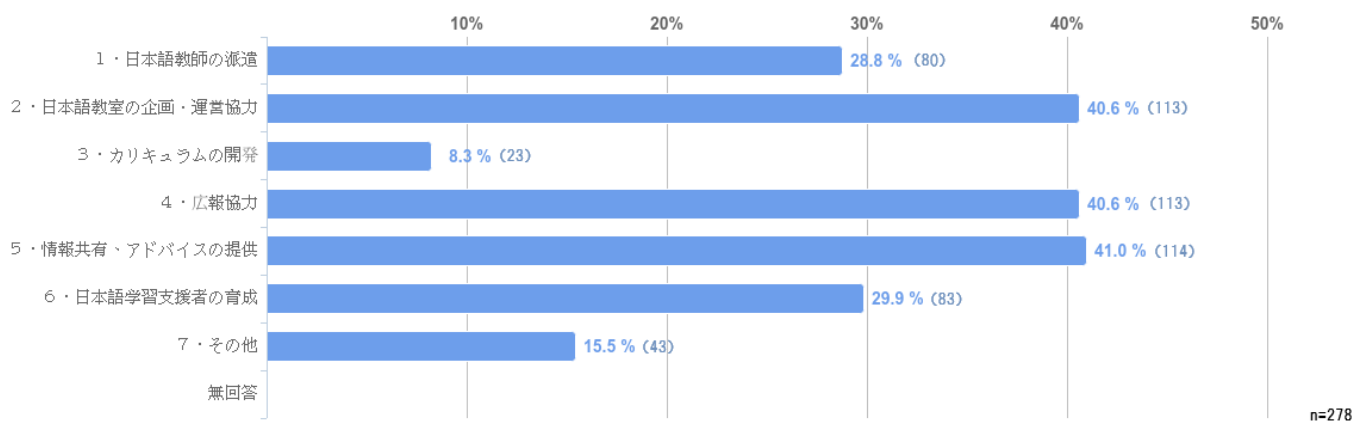
■ 1・行っている ■ 2・現在行っていないが、将来的に行う予定 ■ 3・行う予定はない・未定



⑱-1 どのような内容ですか。連携内容について、該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

※⑱で 1, 2 と回答した団体のみ

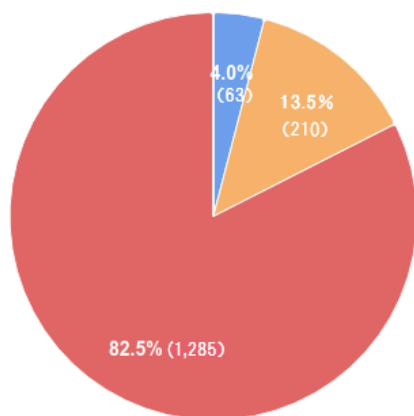
<日本語教育機関との連携内容について>



## VII 就労する外国人に対する日本語教育について

⑱日本語教育の推進に関する法律では、事業主の責務が位置づけられています。域内の事業主が責務を認識しているか、行政機関として把握していますか。(単一回答)

■ 1・把握している ■ 2・一部把握している ■ 3・把握していない

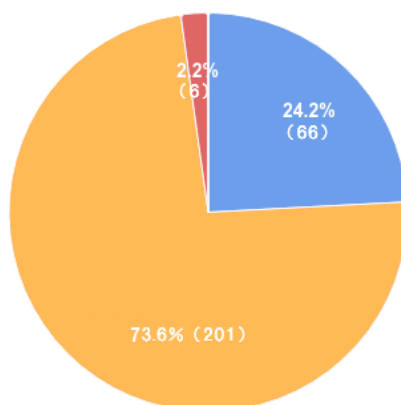


n=1,558

⑱-1 事業主の責務について、域内の事業主はどの程度認識していますか。(単一回答)

※⑱で1,2と回答した団体のみ

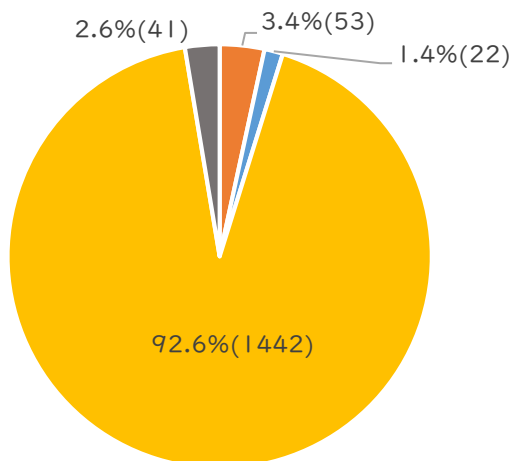
■ 1・事業主は十分認識している ■ 2・事業主の一部は認識している ■ 3・事業主は認識していない



n=273

⑳貴市区町村では、日本語教育の「事業主の責務」を啓発していますか。(単一回答)

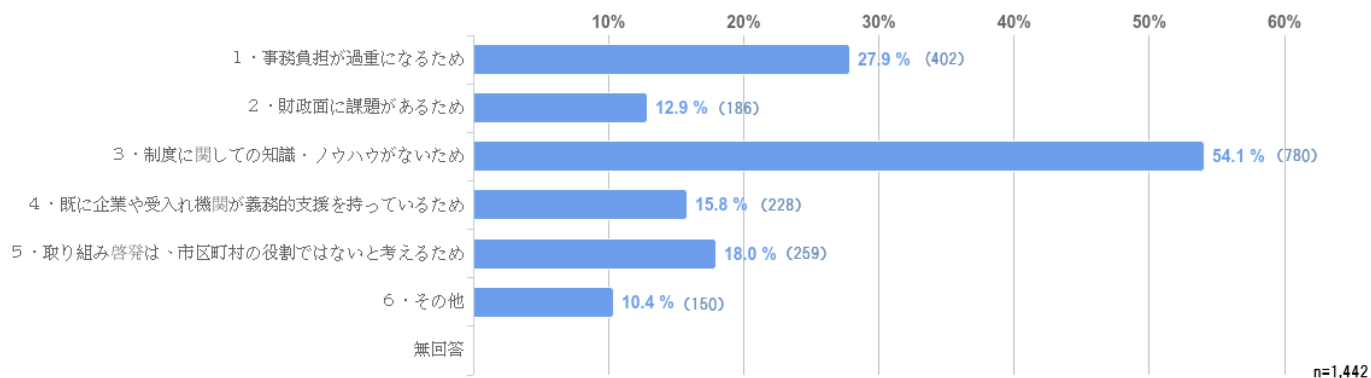
■ 全ての就労する外国人を受け入れる企業に対して実施している ■ 特定の在留資格の外国人を受け入れる企業に対して実施している  
■ 実施していない ■ その他



n=1,558

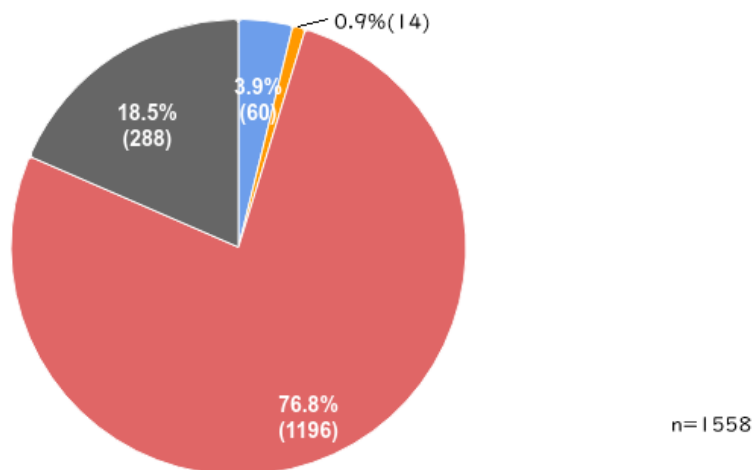
⑳-1 実施していない理由は何ですか。該当するものをすべて選択してください。（複数回答可）

※⑳で3と回答した団体のみ



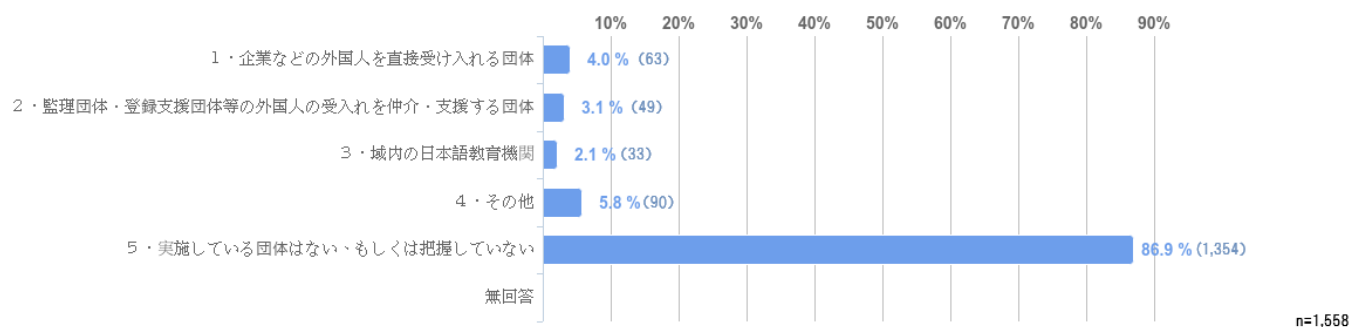
㉑市区町村が主体となって就労外国人（技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等）に向け特化した日本語教育を実施していますか。（単一回答）

■ 1・している ■ 2・現在は行っていないが、今年度中に実施する予定 ... ■ 3・現在は行っていない・未定 ■ 4・把握していない



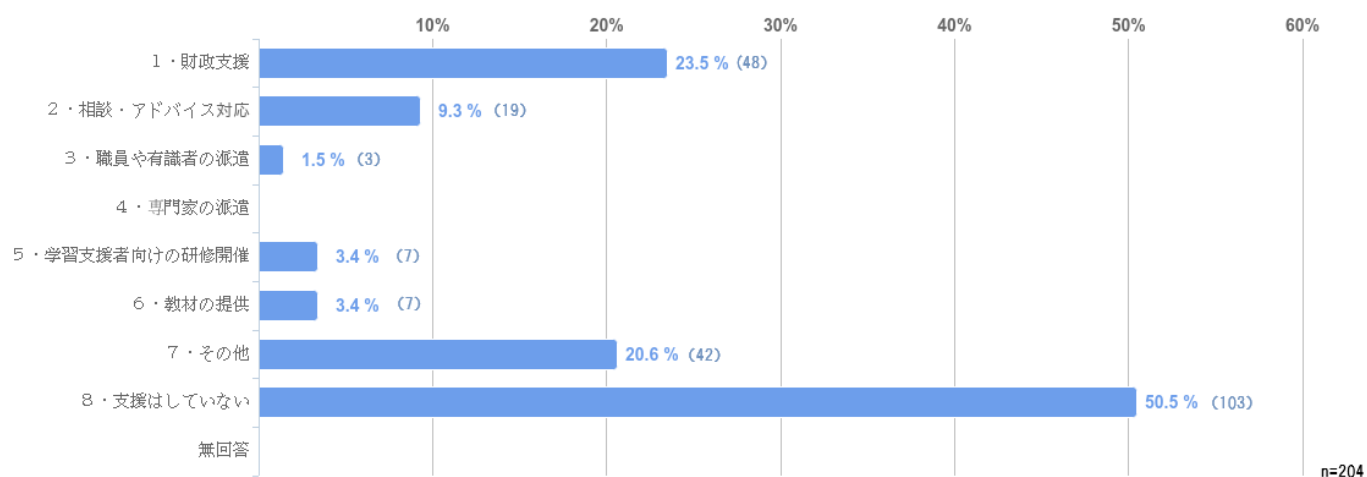
㉒市区町村以外が行っている、就労外国人（技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等）向けに特化した日本語教室について伺います。域内にそのような日本語教室がある場合、実施している団体をすべて教えてください。（複数回答可）

（複数回答可）



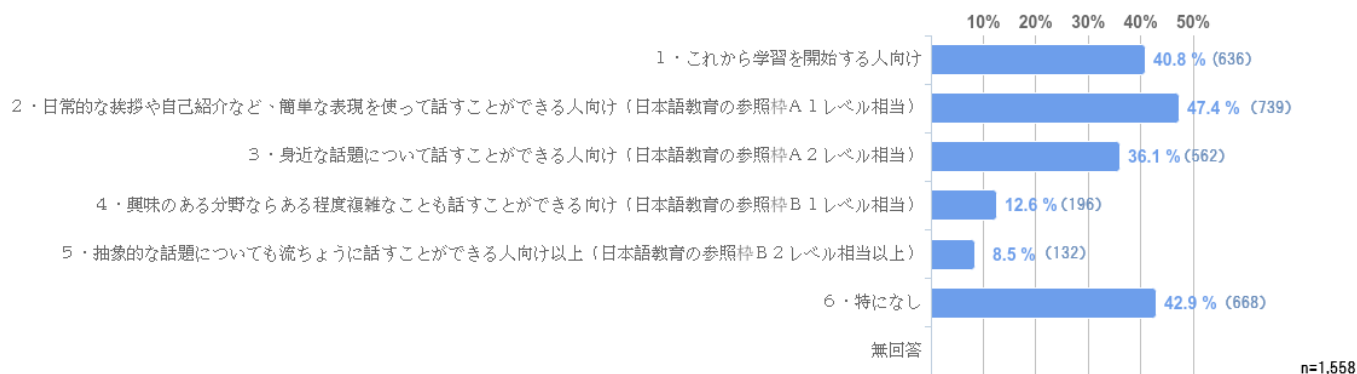
②-1 域内の、就労外国人(技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等)向けの日本語教室を実施している団体にどのような支援を実施していますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

※②で1,2,3,4と回答した団体のみ

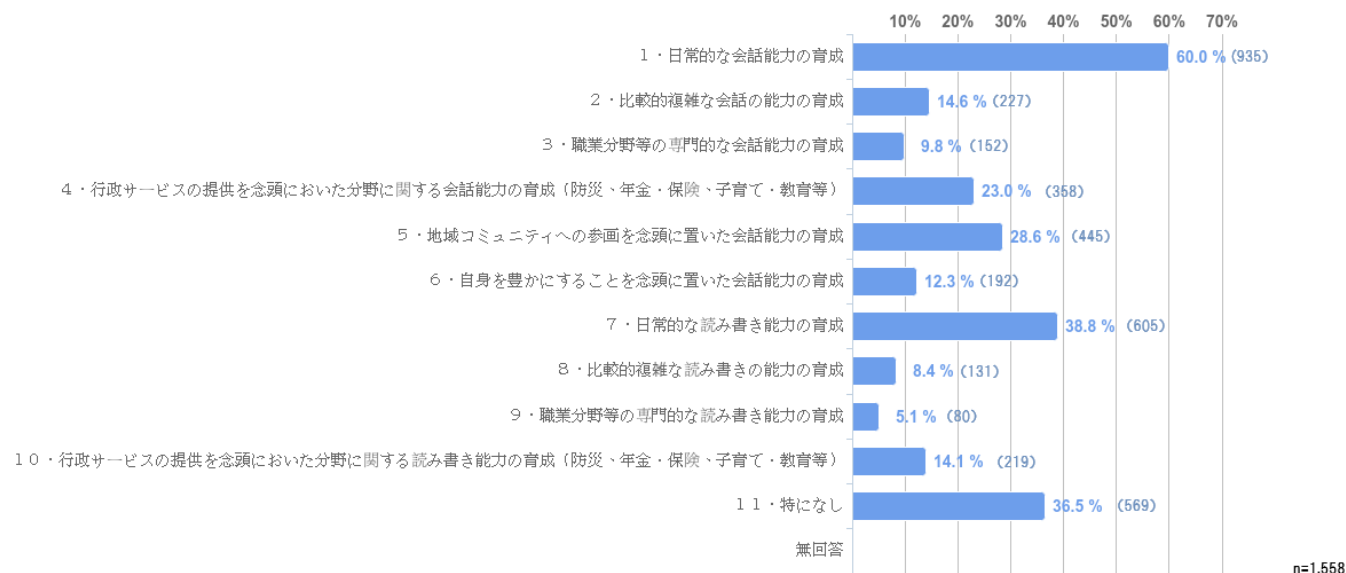


## VIII 日本語教育に付随する取組について

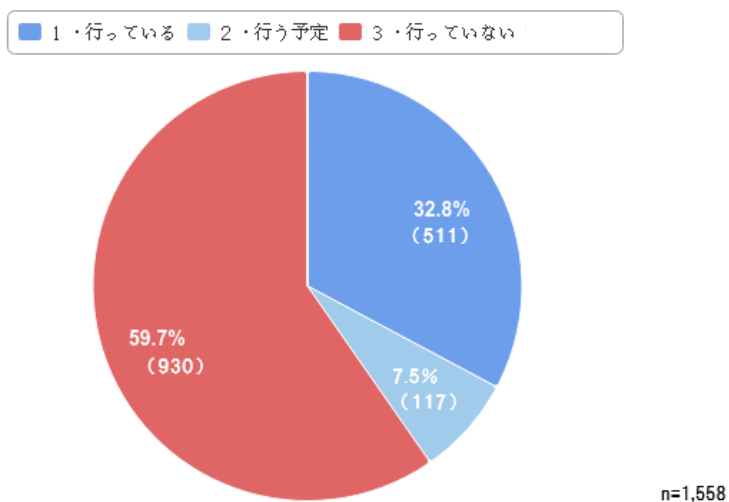
⑳ 市区町村である貴団体が実施する外国人に対する直接の日本語教育において、求める教材要素はどのようなものですか。対象レベルについて、該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)



内容について、該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

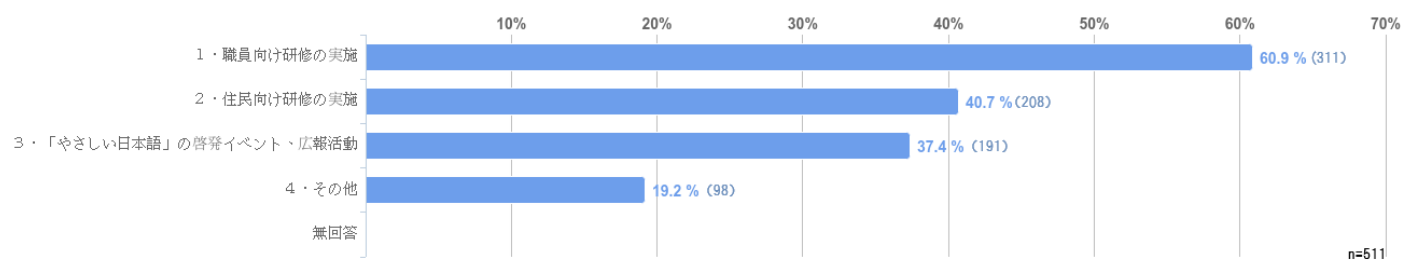


㉑ 「やさしい日本語」の普及に関する取組を行っているかお答えください。(単一回答)

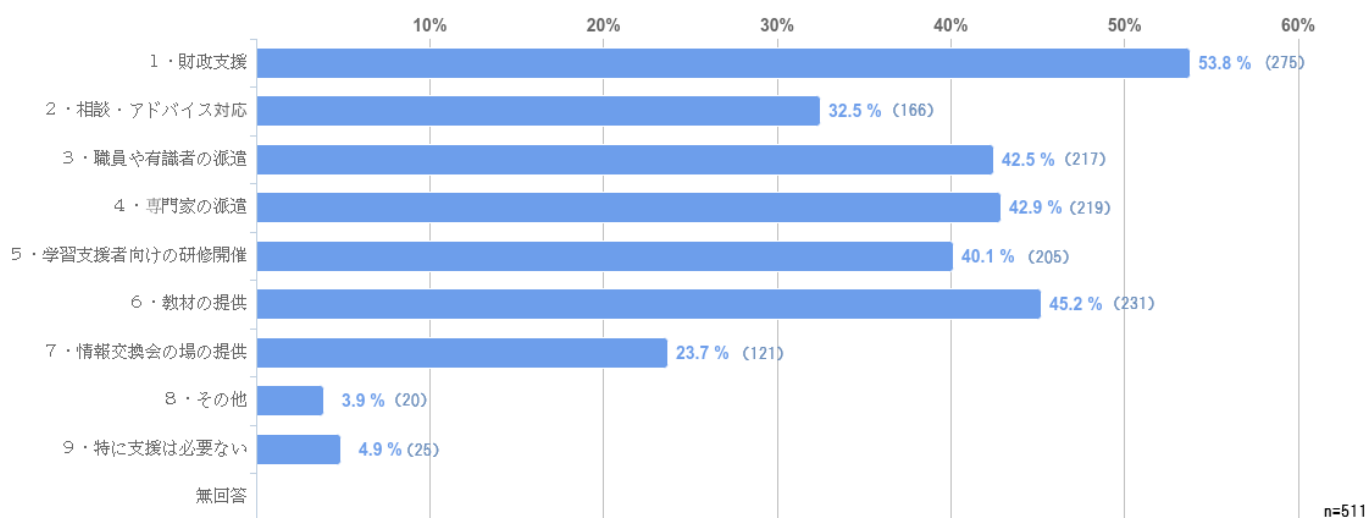


⑭-1 どのような取組を行っていますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

※⑭で1と回答した団体のみ



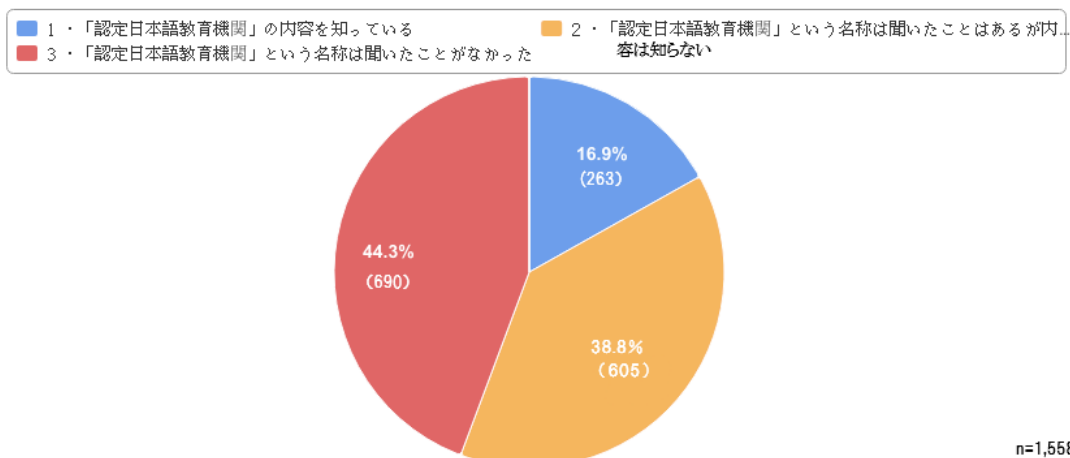
⑭-2 「やさしい日本語」の普及のために、都道府県にどのような支援を望みますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)※⑭で1と回答した団体のみ



## IX 日本語教育機関認定法に関する新たな制度について

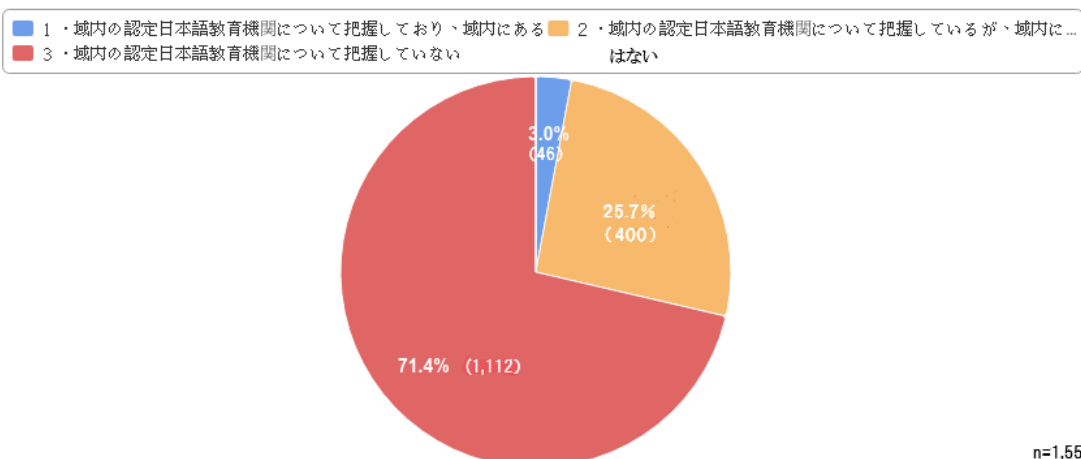
⑳「認定日本語教育機関」について、どの程度ご存じですか。(単一回答)

<「認定日本語教育機関」についての認知状況>



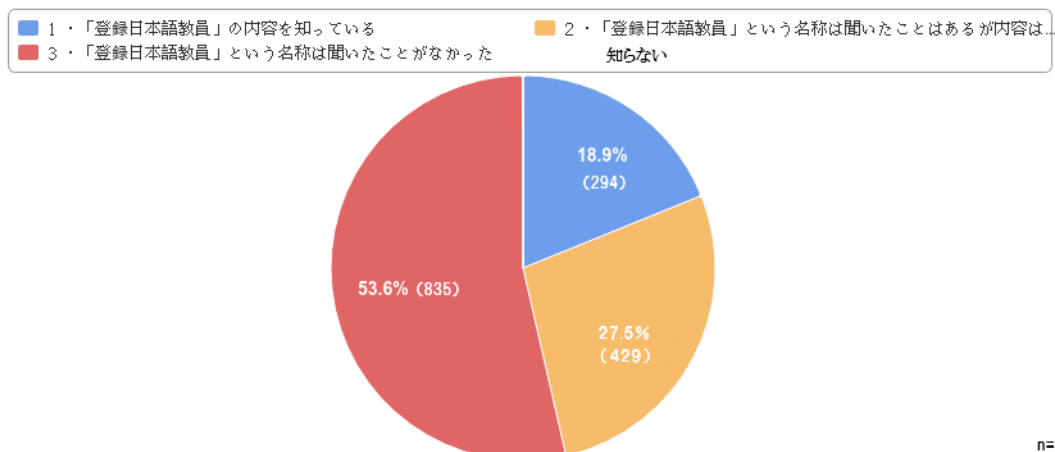
㉑域内の認定日本語教育機関について把握していますか。(単一回答)

<「域内認定日本語教育機関」についての認知状況>

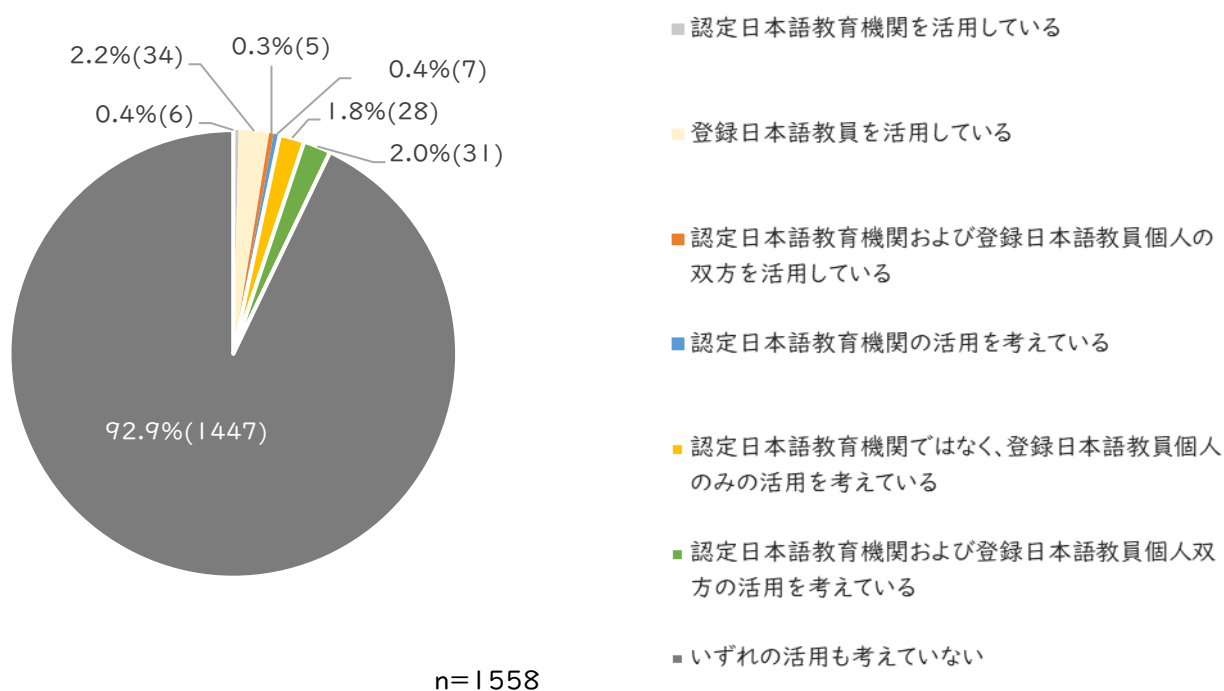


㉒「登録日本語教員」について、どの程度ご存じですか。(単一回答)

<「登録日本語教員」についての認知状況>

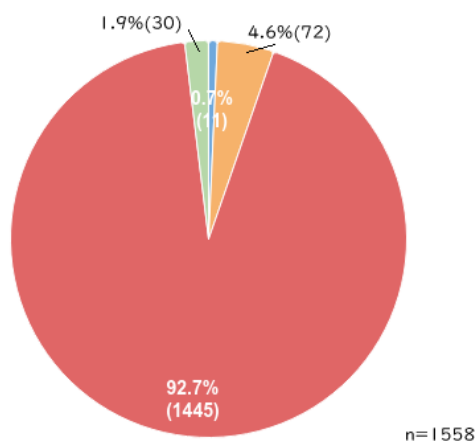


㊸ 認定日本語教育機関と登録日本語教員の活用の予定についてお答えください。(単一回答)



㊹ 育成就労制度の施行に向け、日本語教育に関する準備はされていますか。(単一回答)

1・準備している 2・準備予定 3・とくに考えていない 4・その他



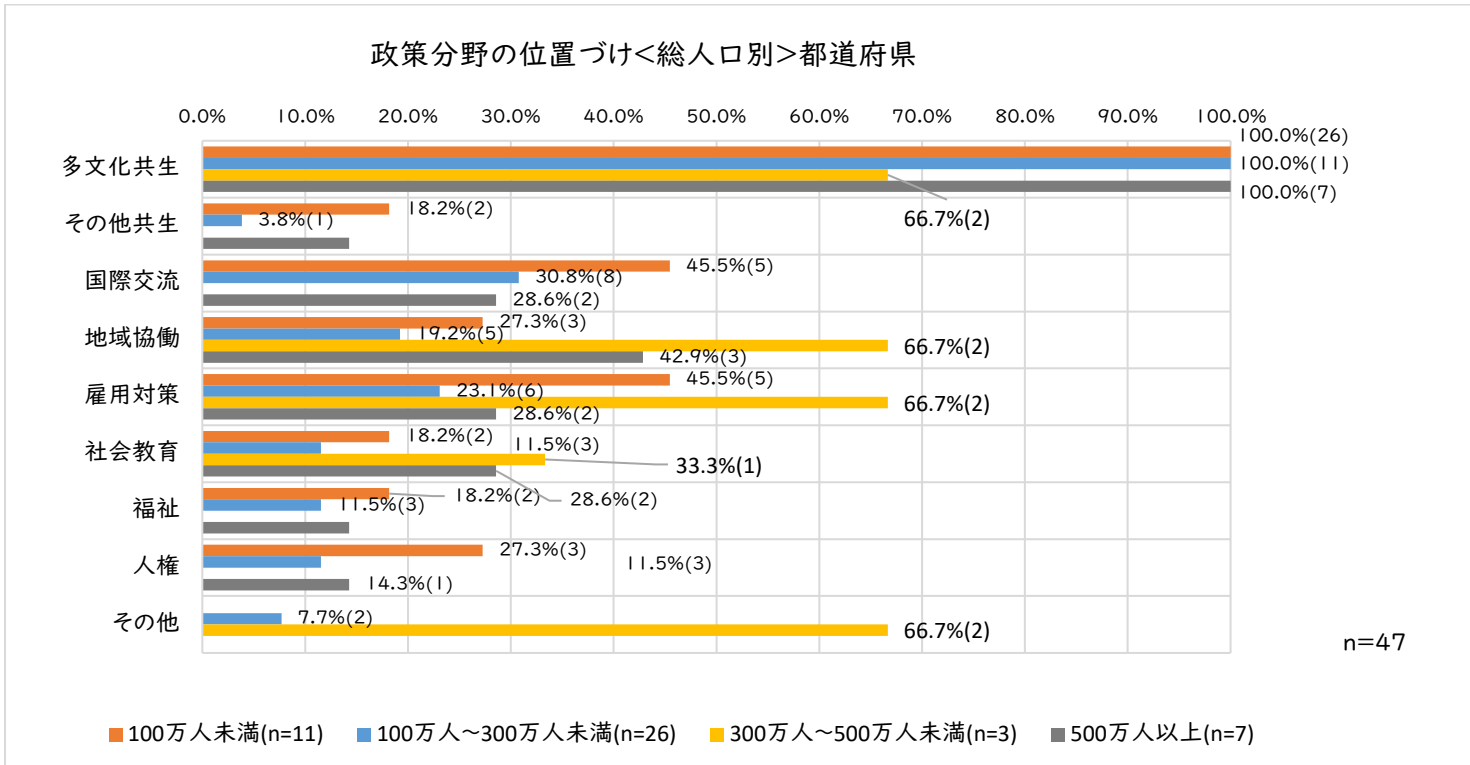
## II. 集計結果

### 2. 自治体属性別集計

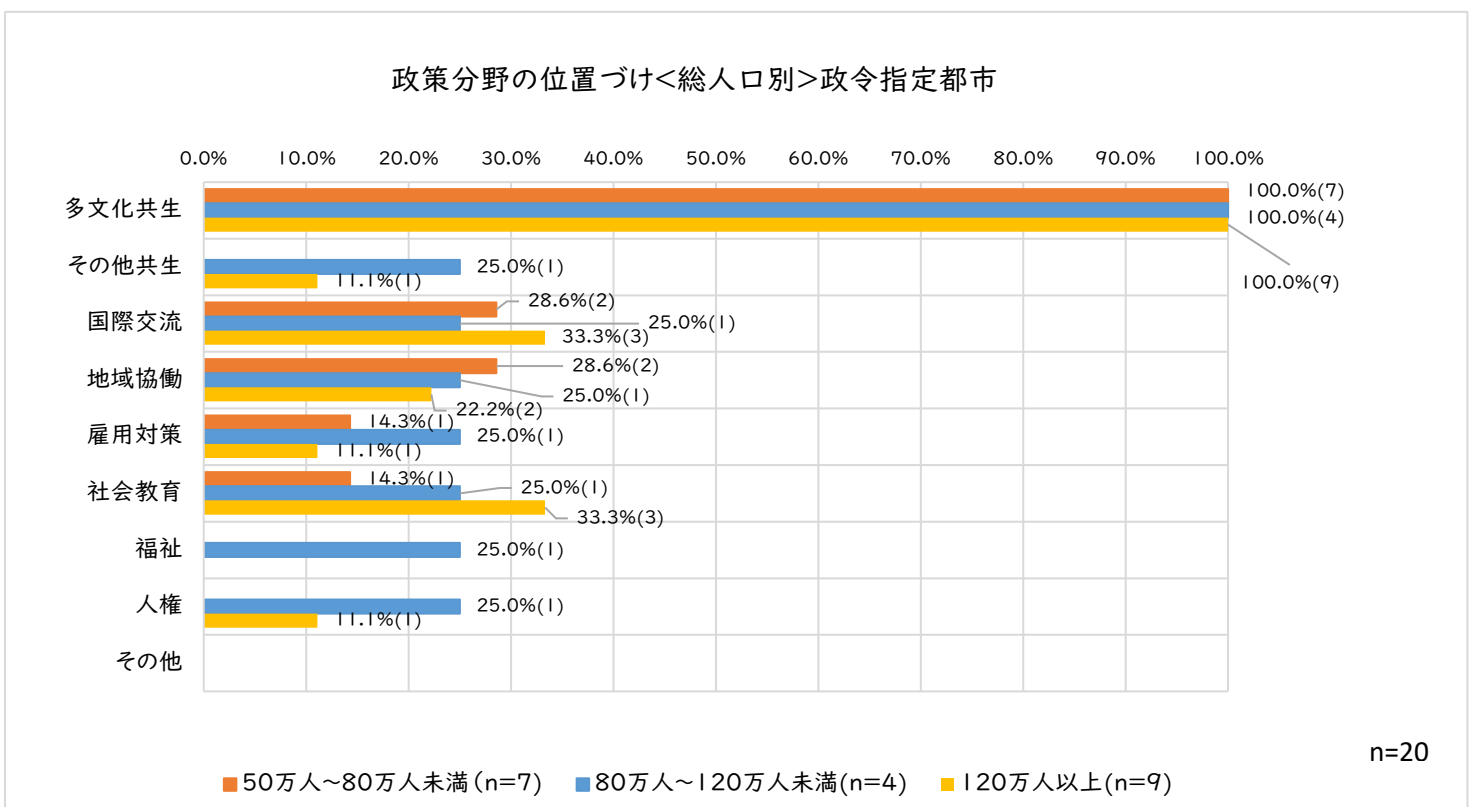
#### 1 政策分野の位置づけ

貴団体において日本語教育施策は、どのような政策分野に位置づけられていますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

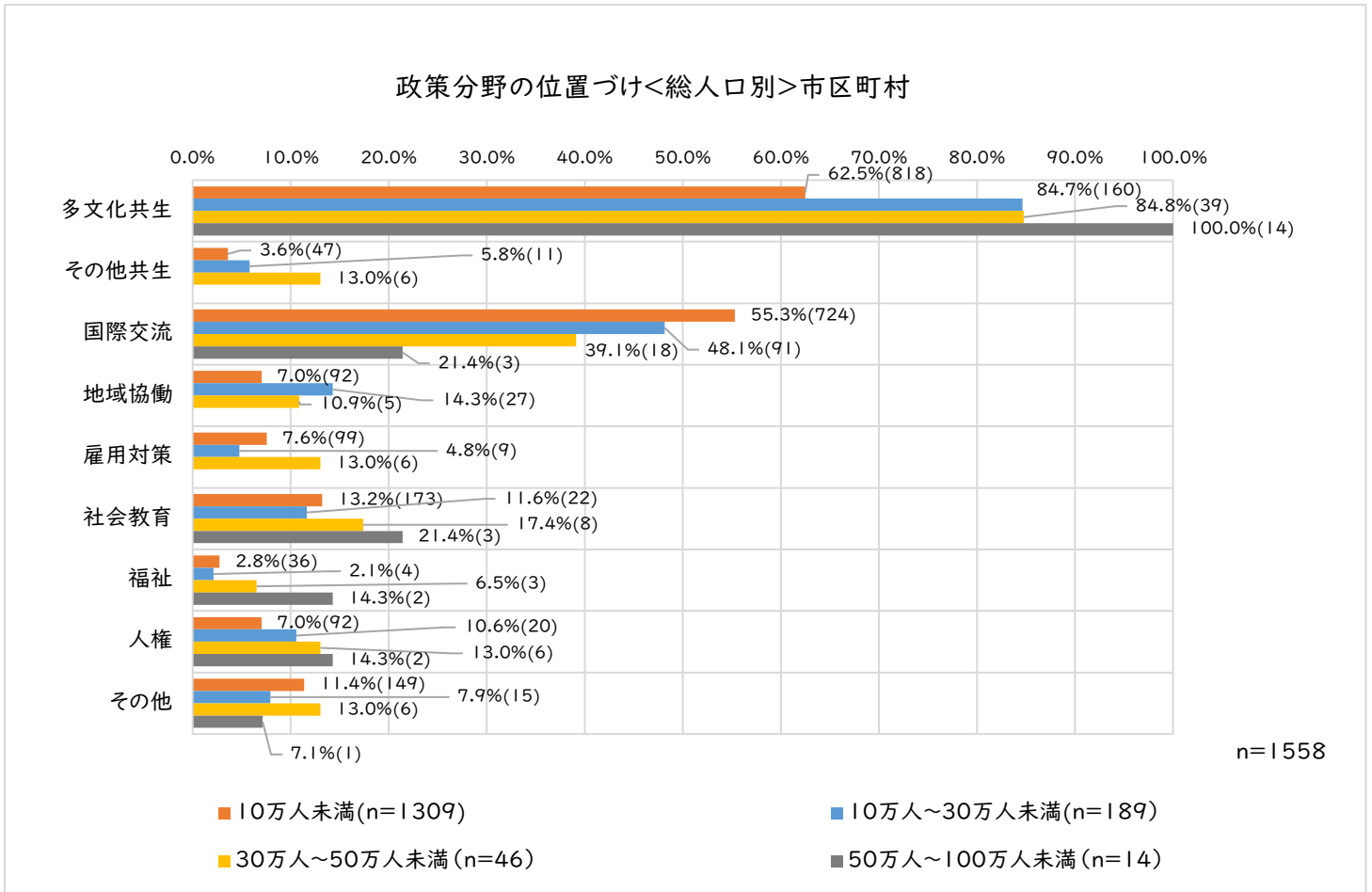
<総人口別>都道府県



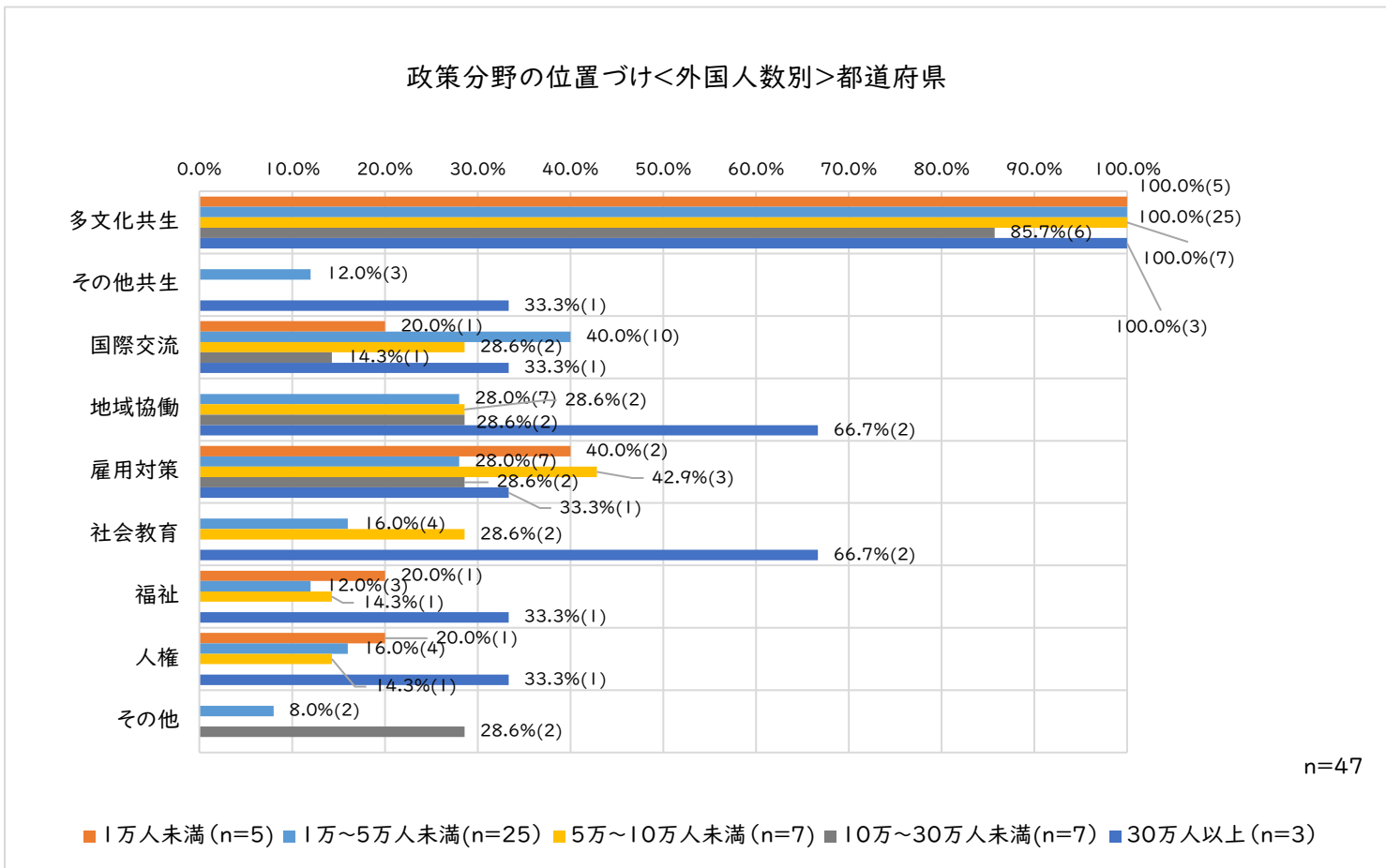
<総人口別>政令指定都市



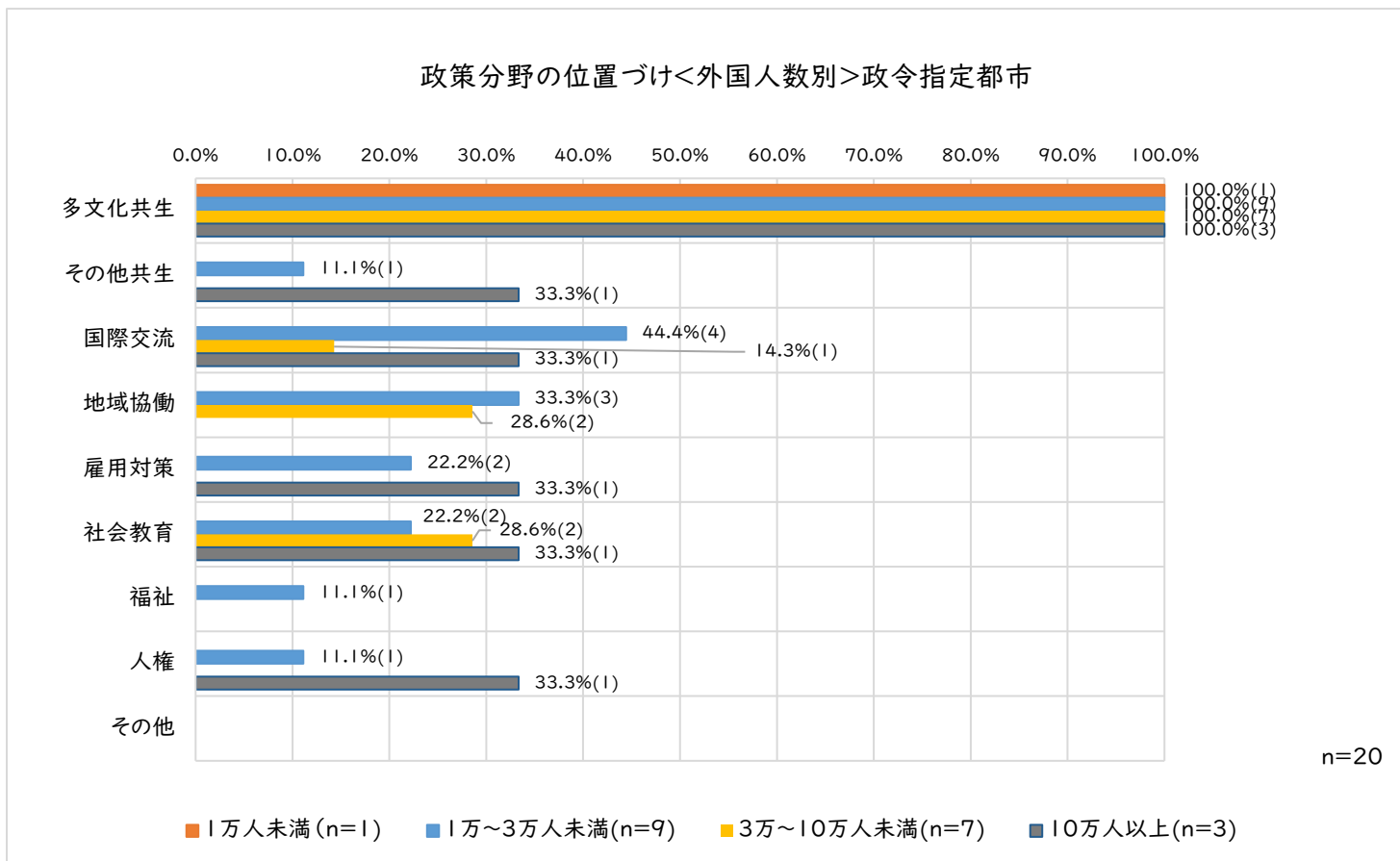
<総人口別>市区町村



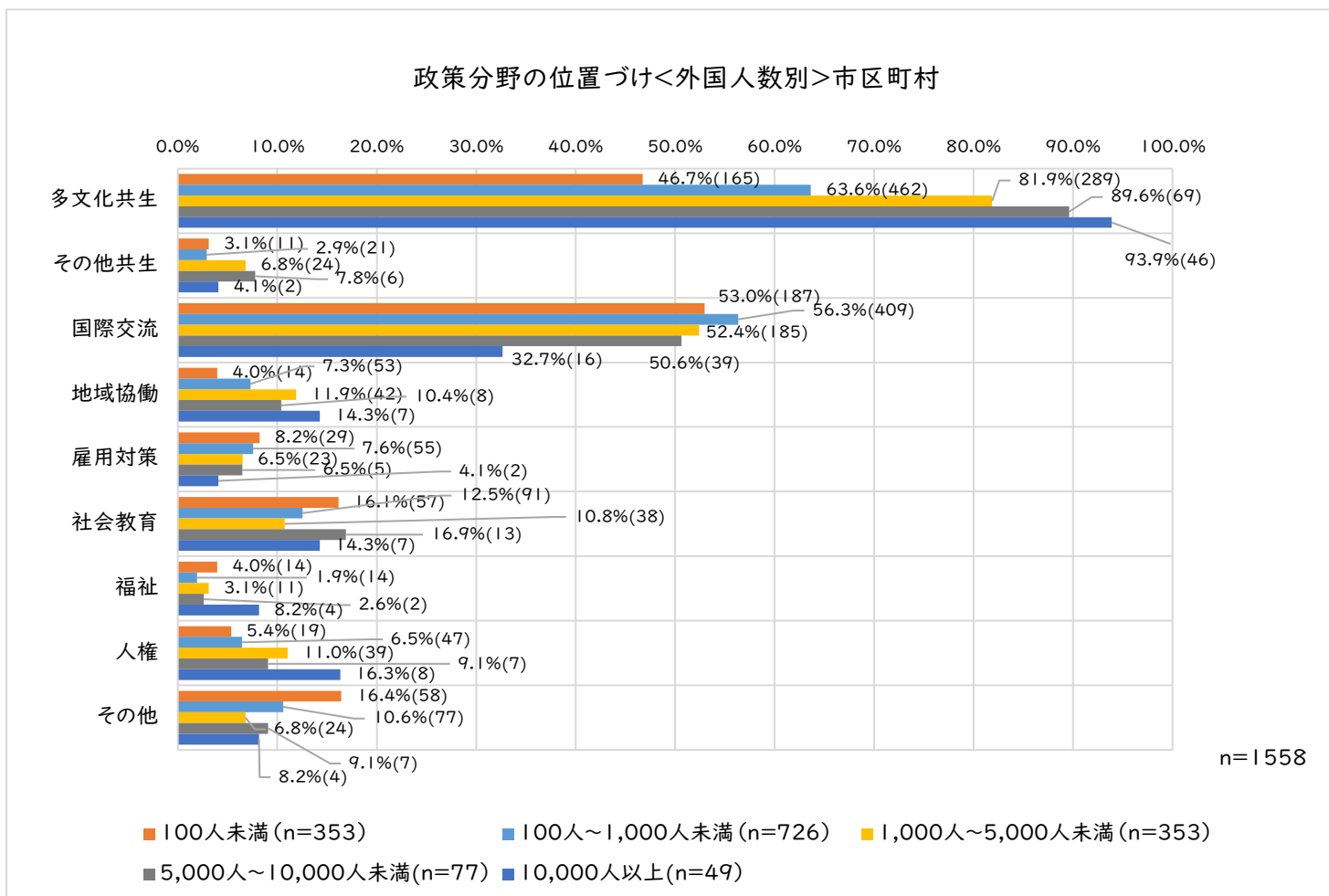
<外国人人数>都道府県



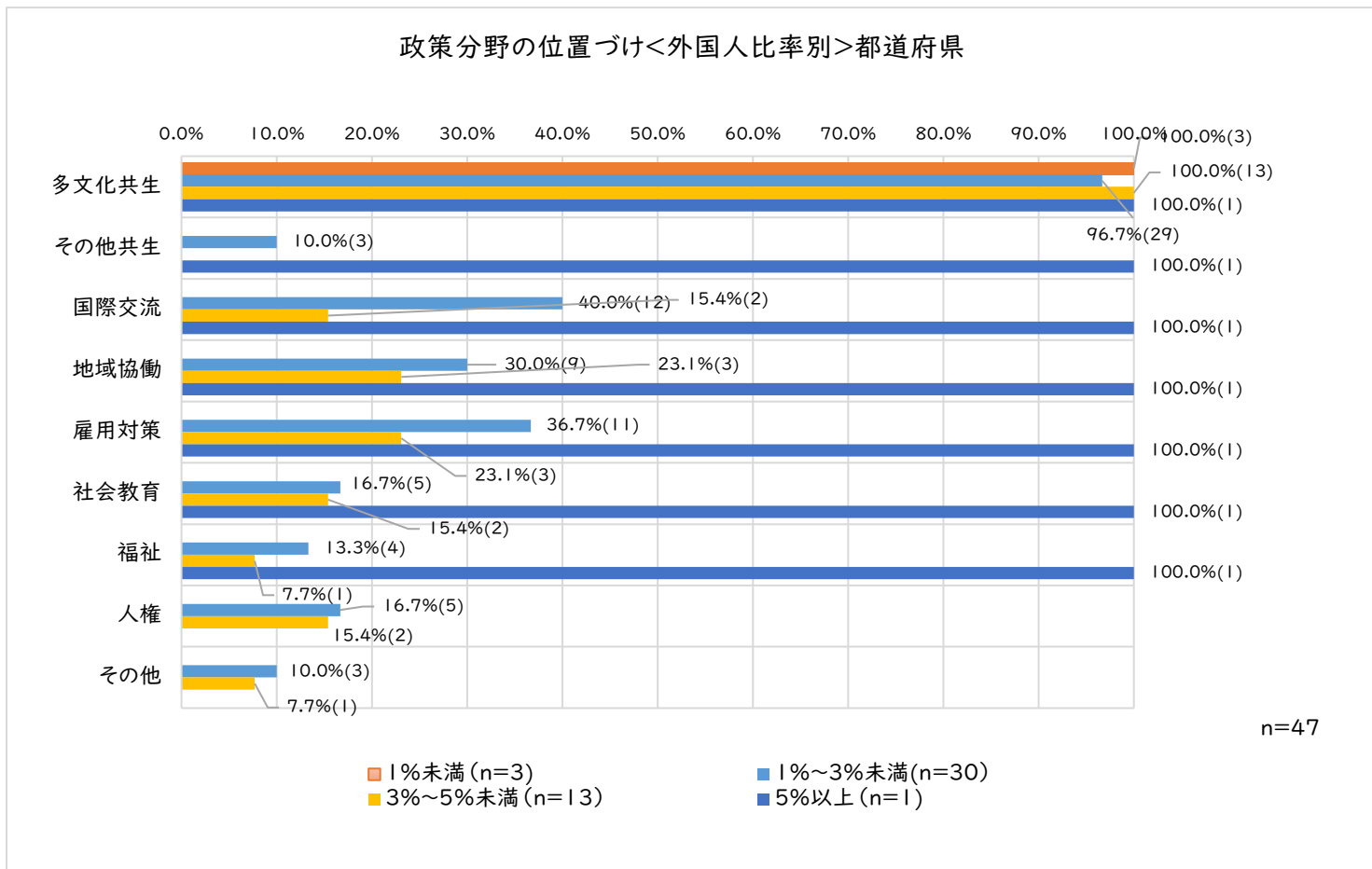
<外国人人数>政令指定都市



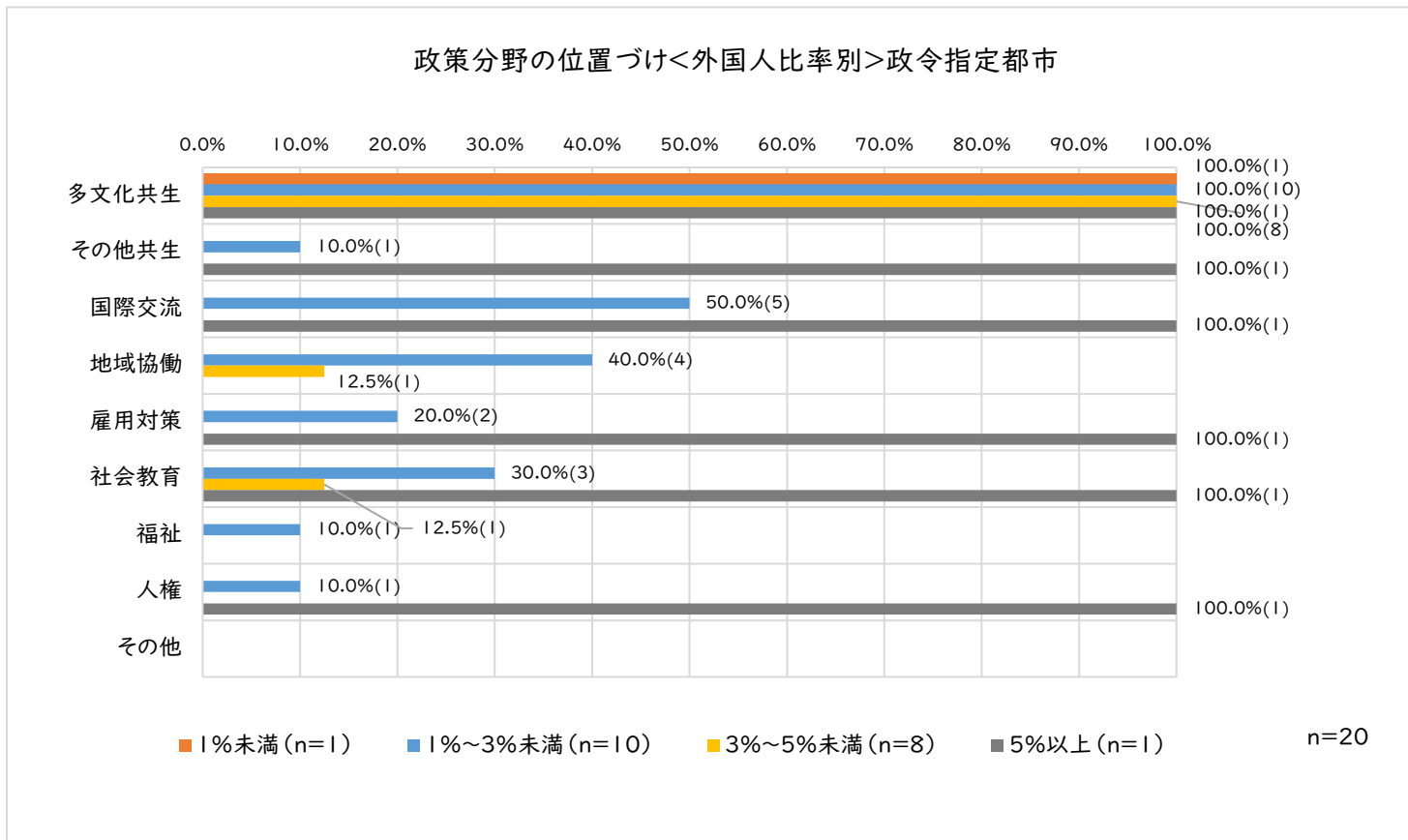
<外国人人数>市区町村



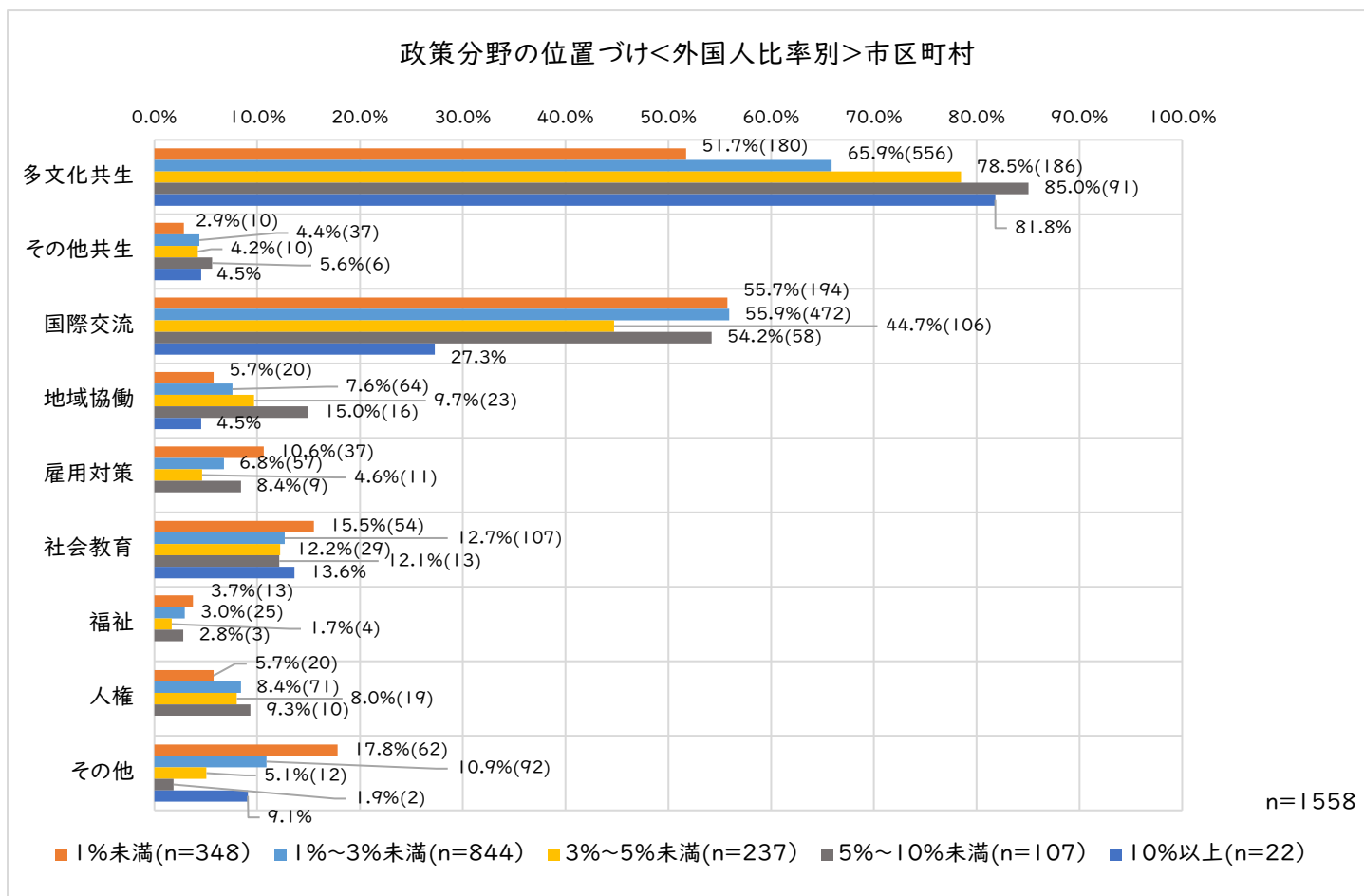
<外国人比率>都道府県



<外国人比率>政令指定都市



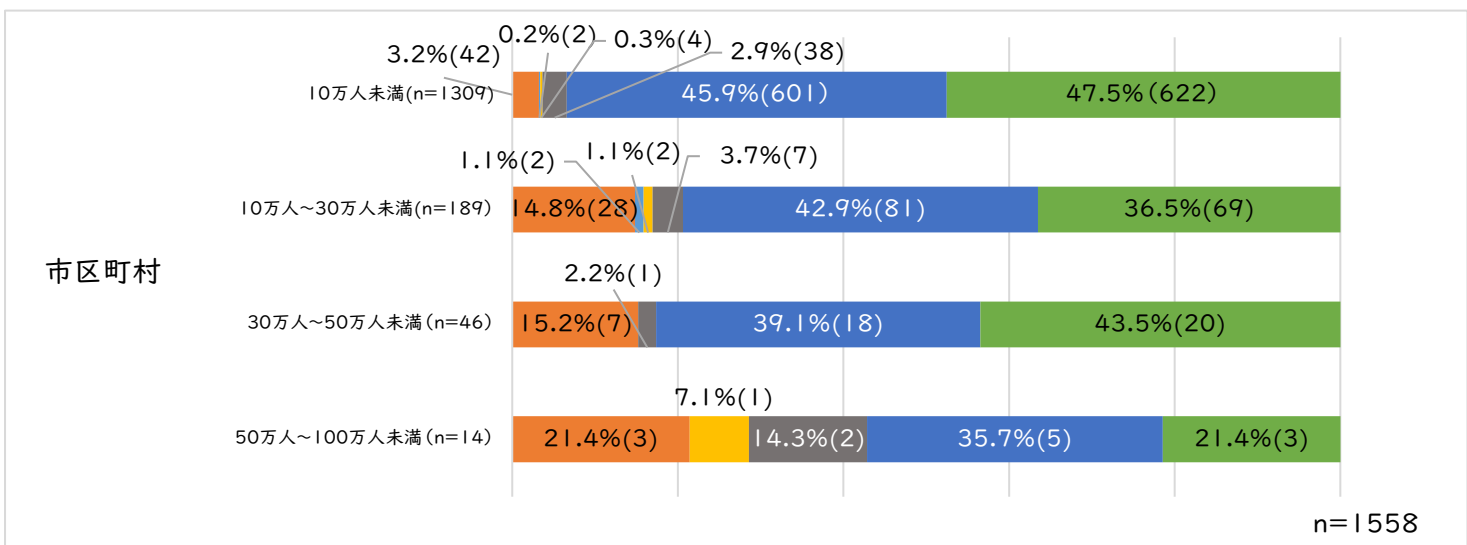
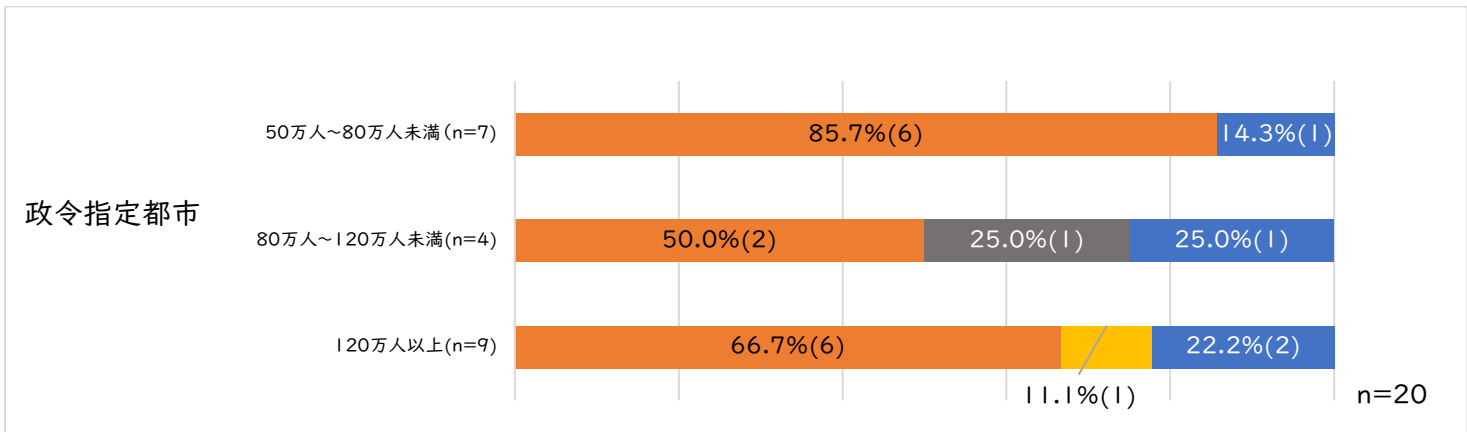
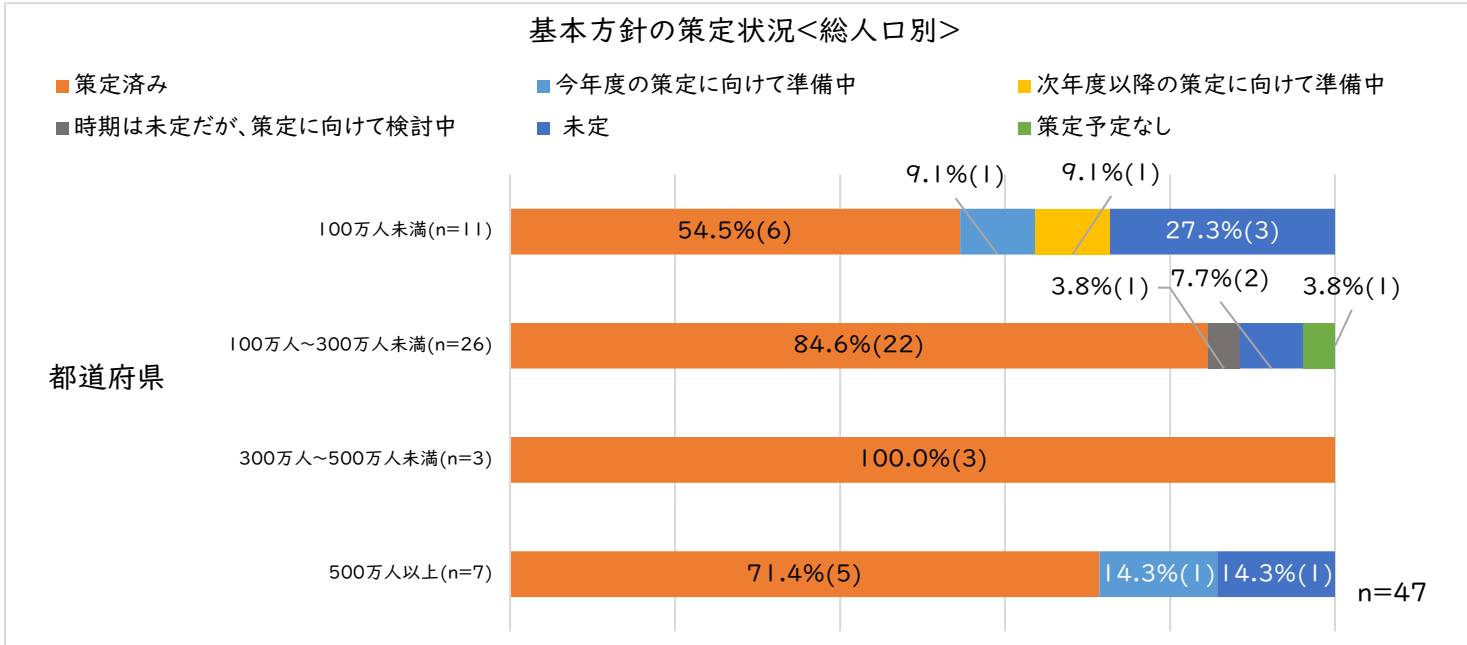
<外国人比率>市区町村



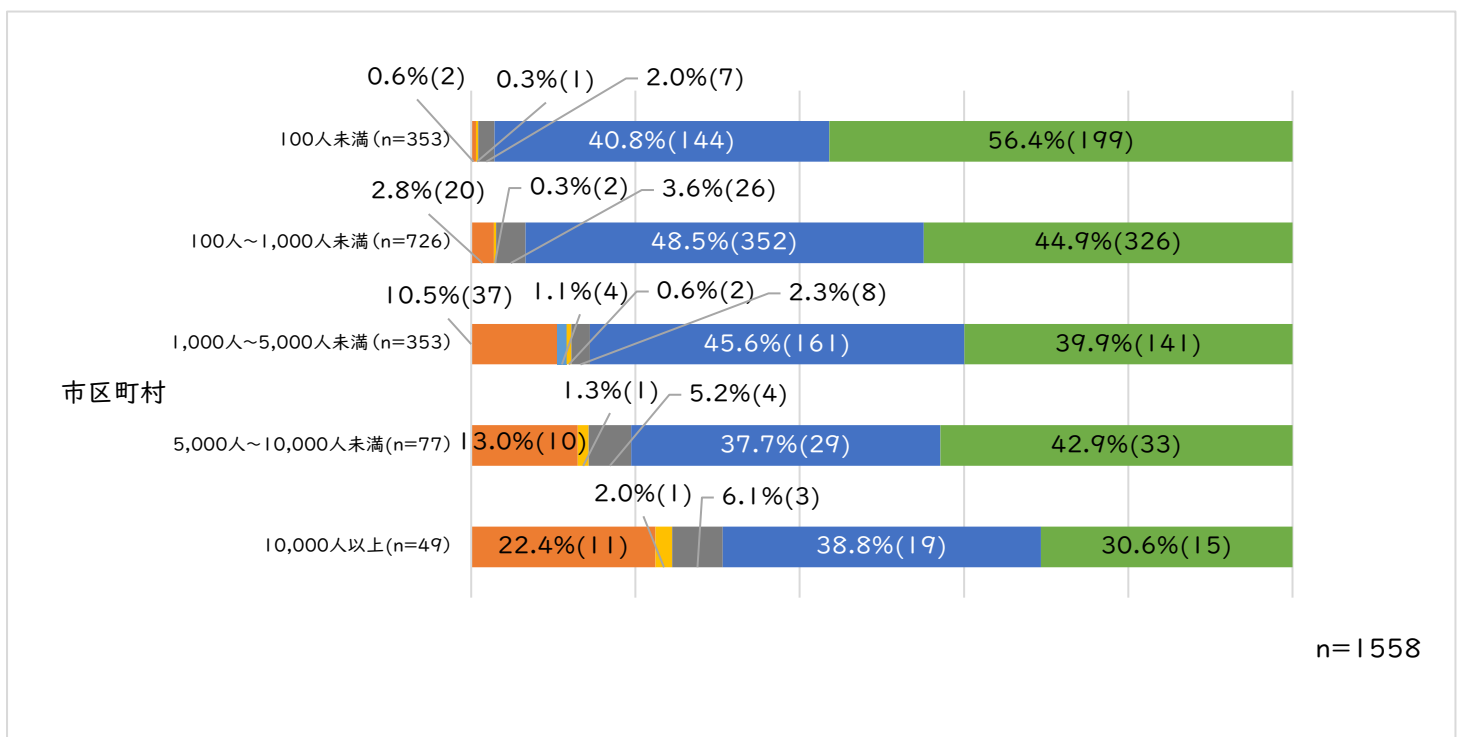
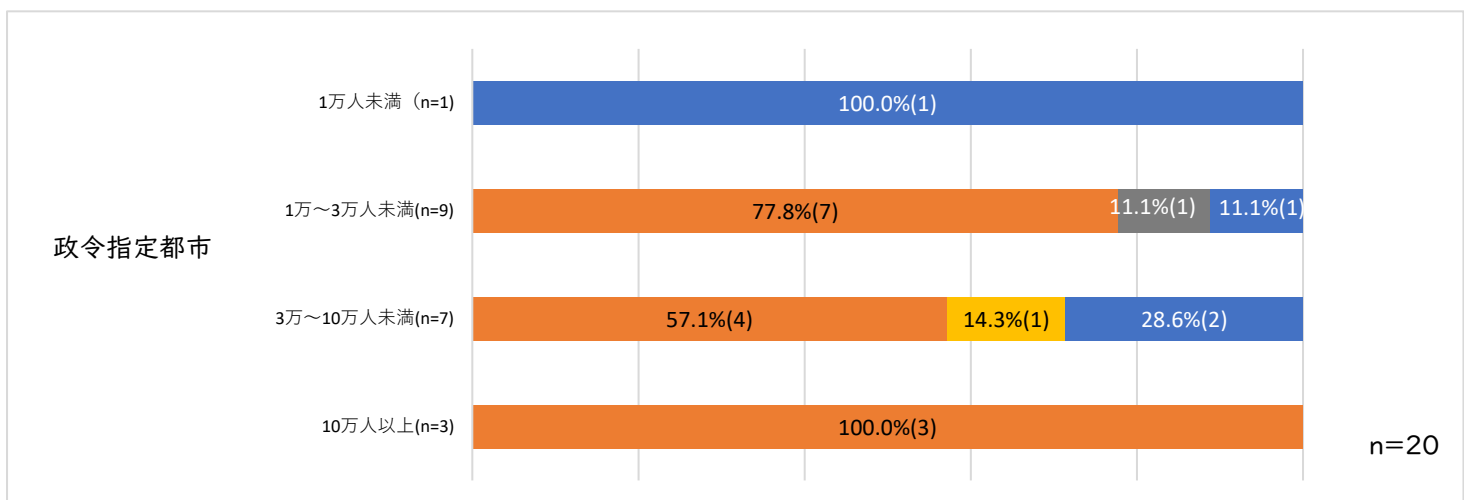
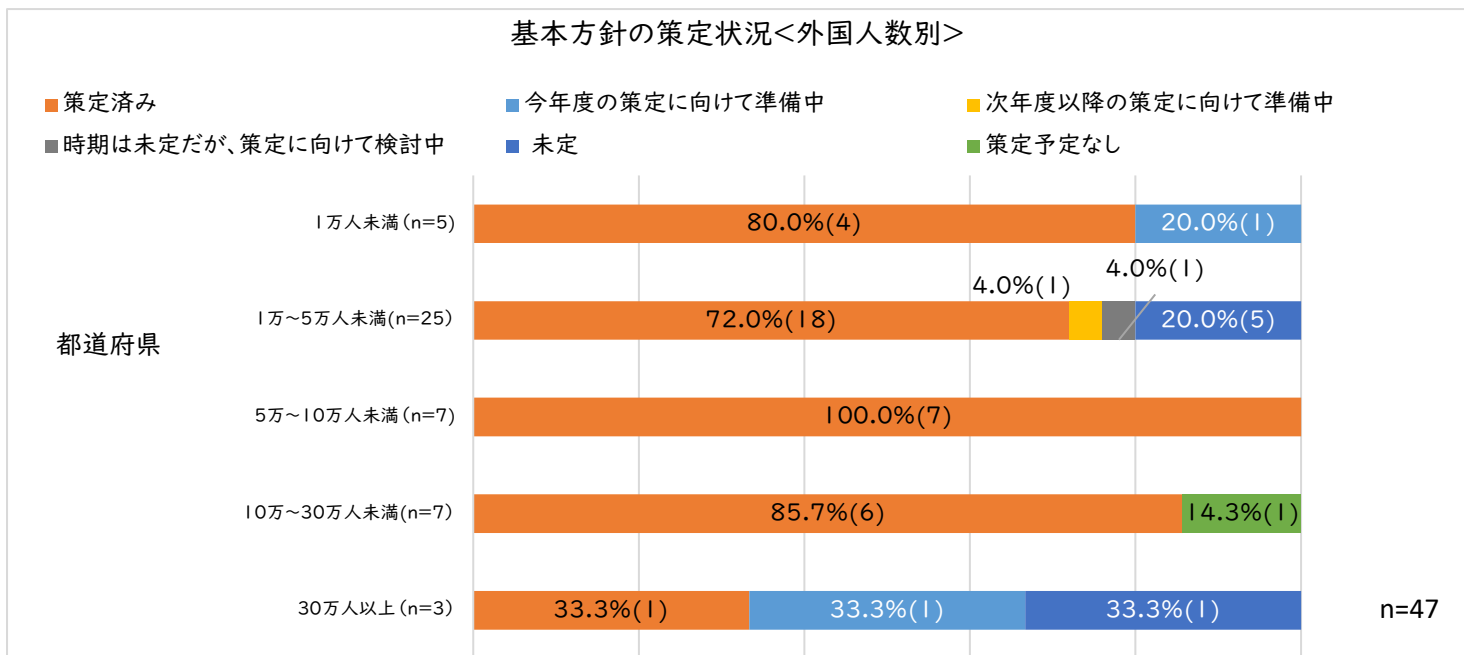
## 2 基本方針の策定状況

「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第四十八号)に基づく「基本的な方針」(以下、基本方針)の策定状況についてお答えください。

<総人口別>



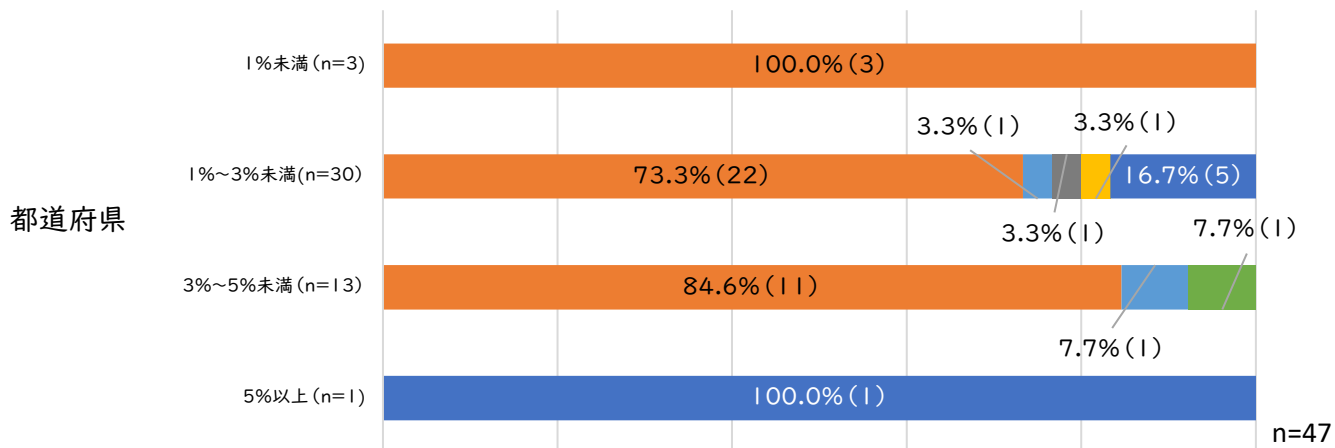
<外国人数別>



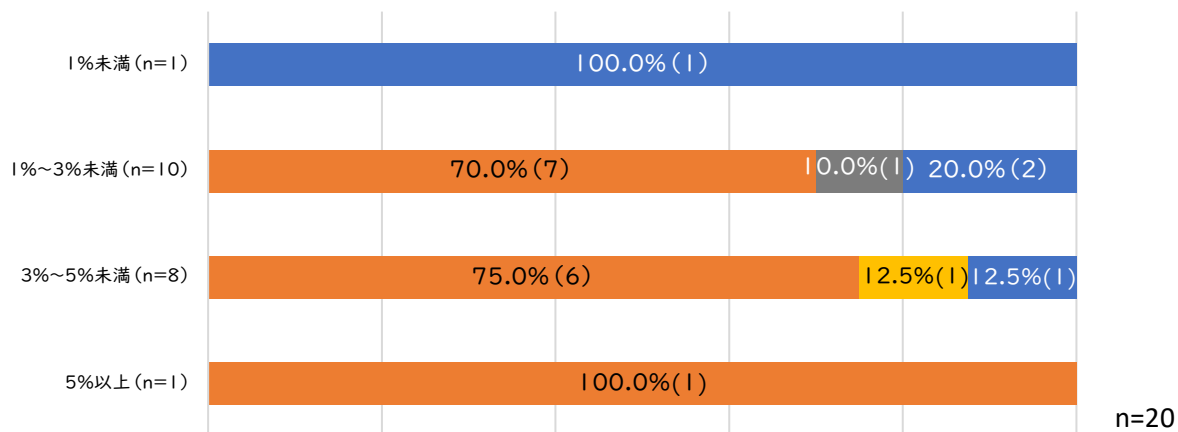
<外国人比率別>

基本方針の策定状況<外国人比率別>

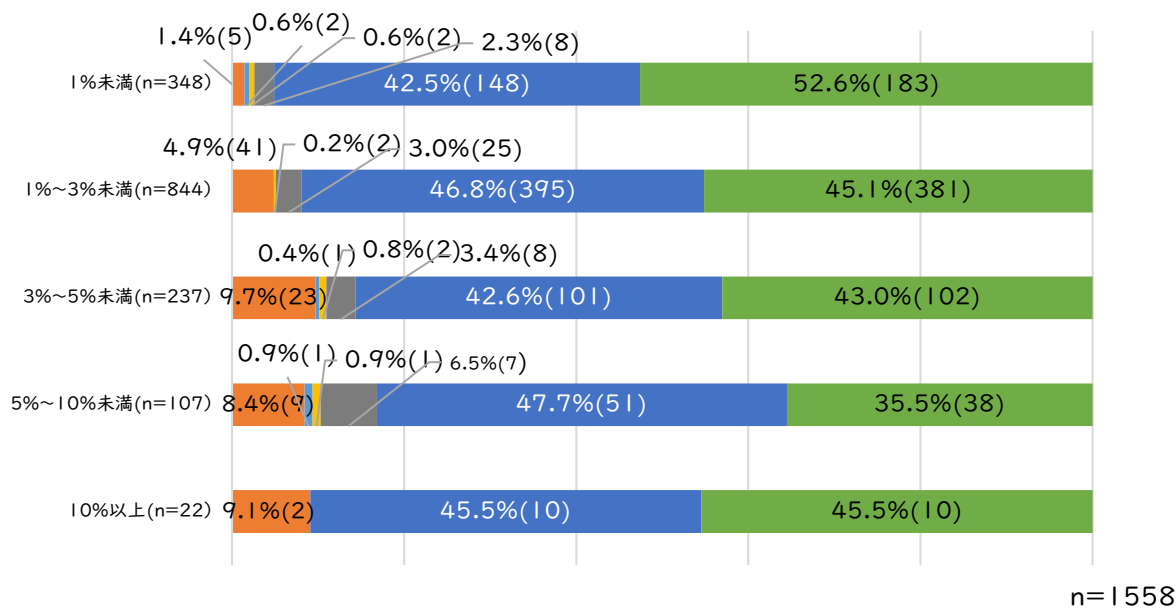
- 策定済み
- 今年度の策定に向けて準備中
- 次年度以降の策定に向けて準備中
- 時期は未定だが、策定に向けて検討中
- 未定
- 策定予定なし



政令指定都市



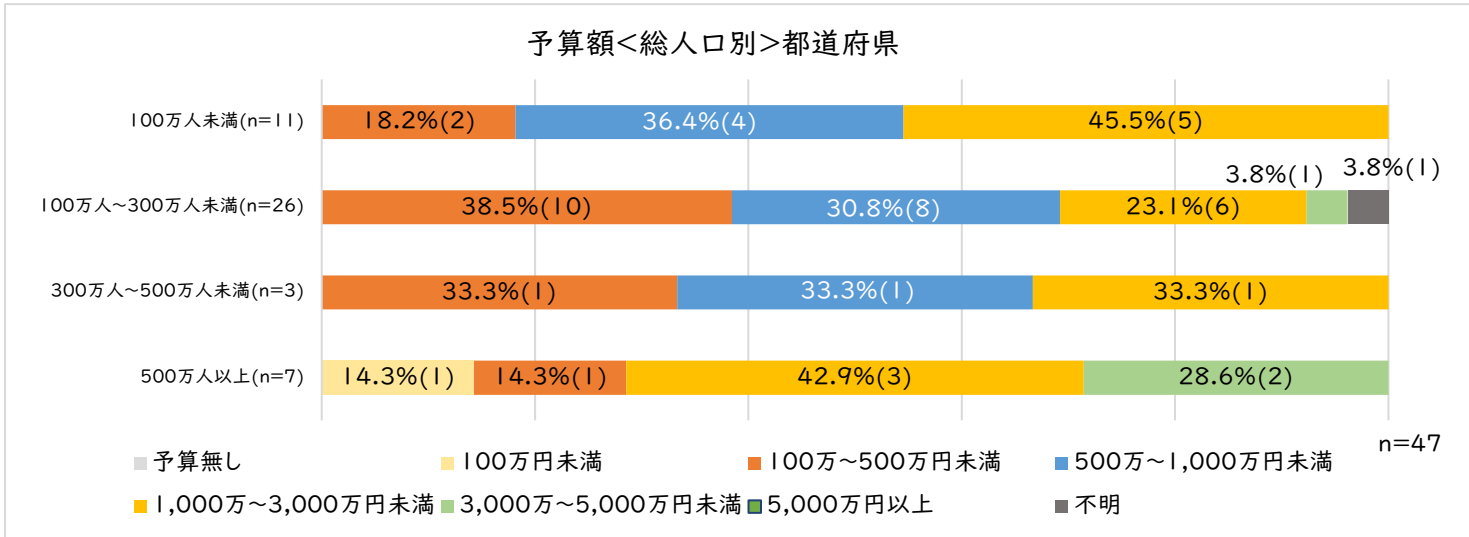
市区町村



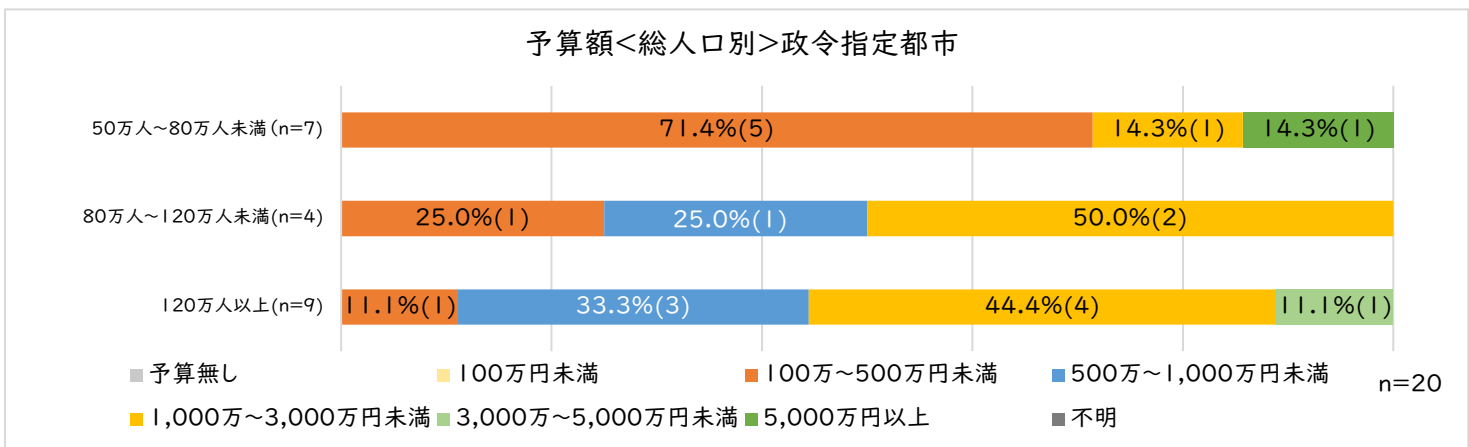
### 3 予算額

日本語教育事業の予算額についてお答えください。（文部科学省からの補助・支援を含まない金額をお答えください。）※地域国際化協会の事業費および政令指定都市・市区町村への補助を含む合計の金額をお答えください。（都道府県・政令指定都市のみ）

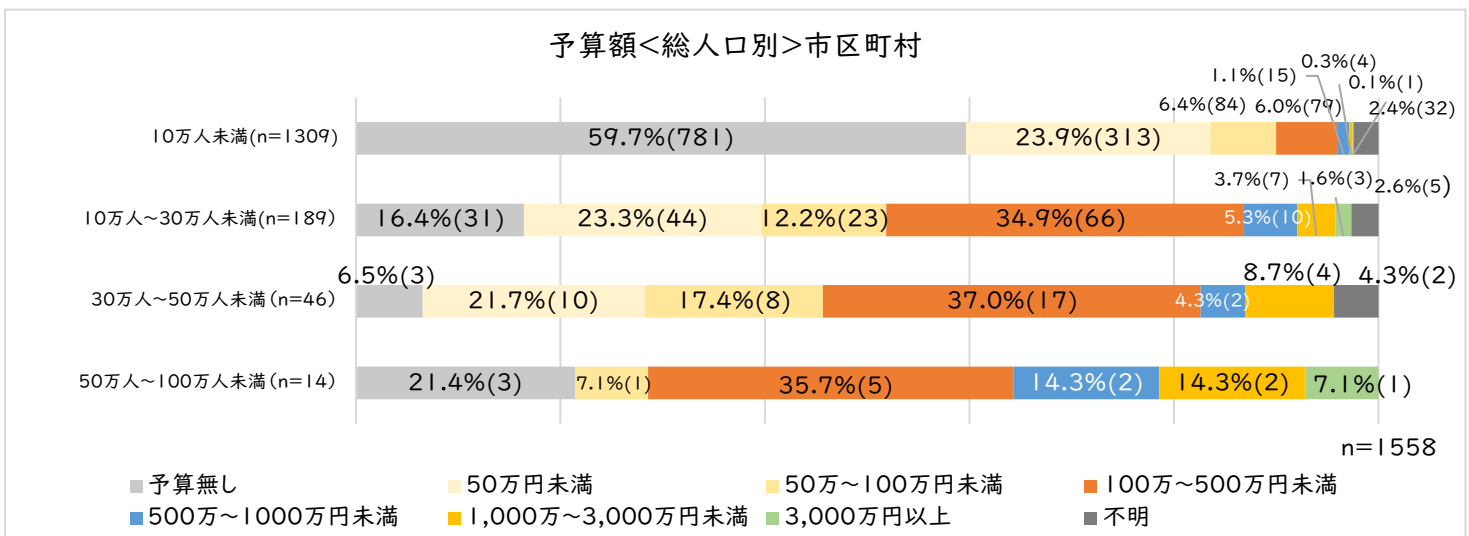
#### <総人口別>都道府県



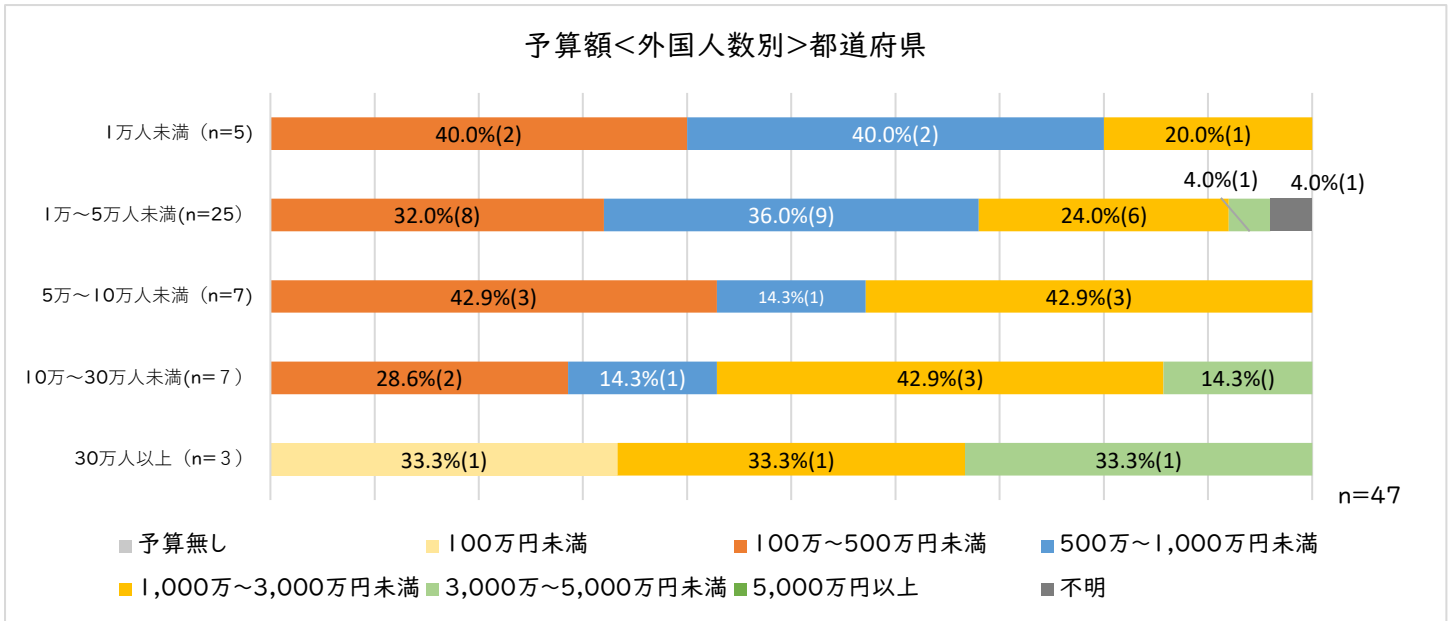
#### <総人口別>政令指定都市



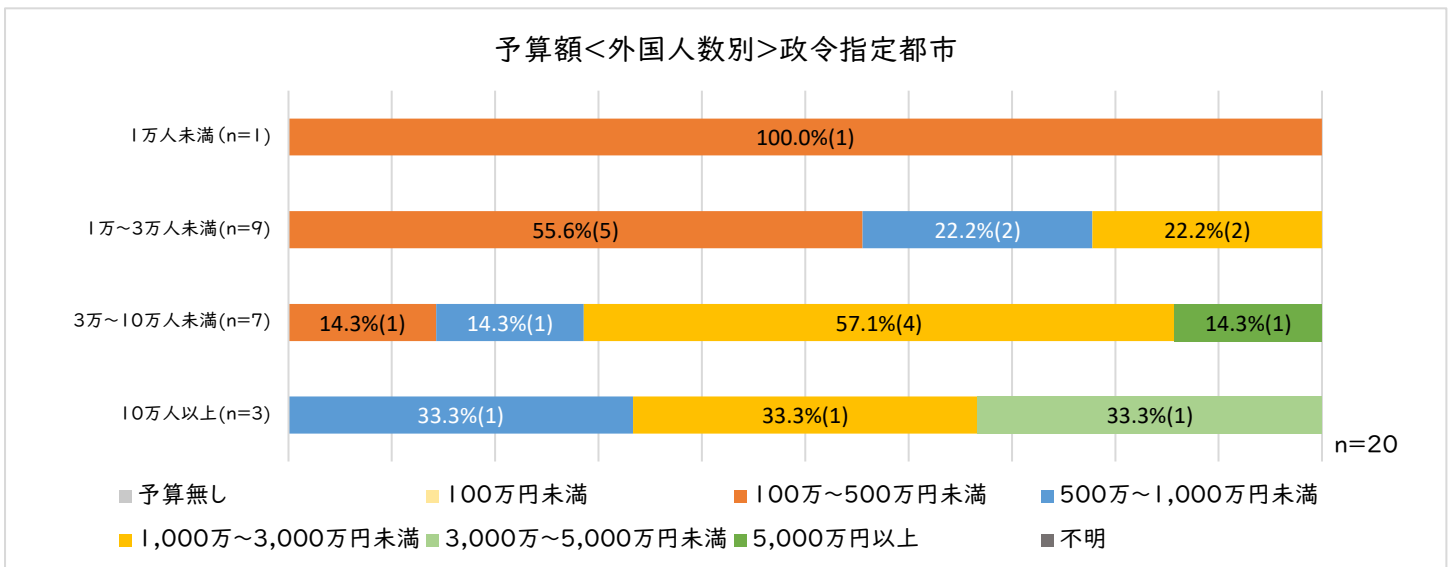
#### <総人口別>市区町村



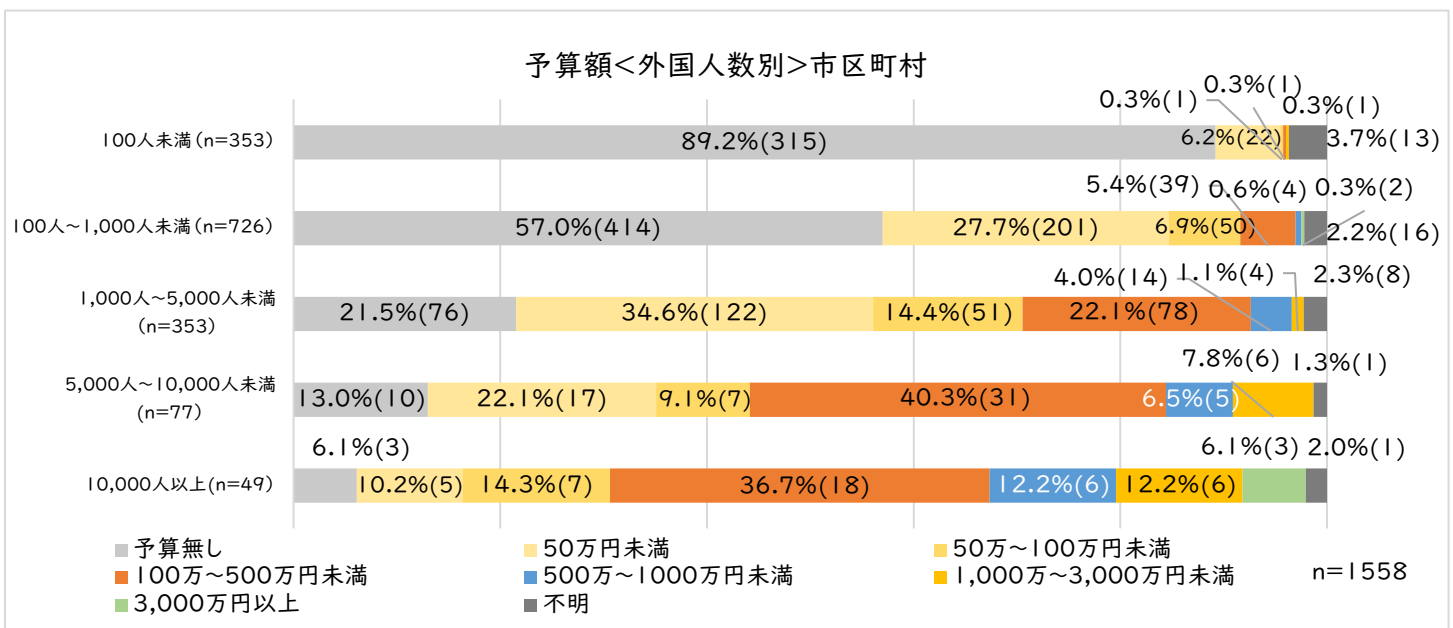
<外国人数別>都道府県



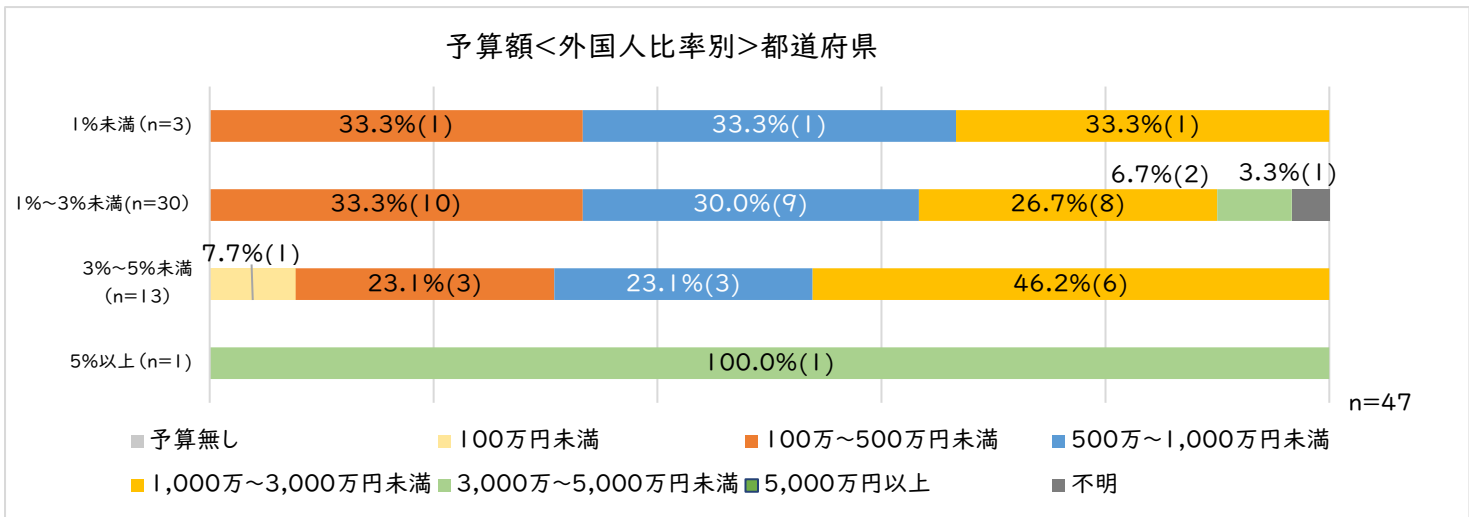
<外国人数別>政令指定都市



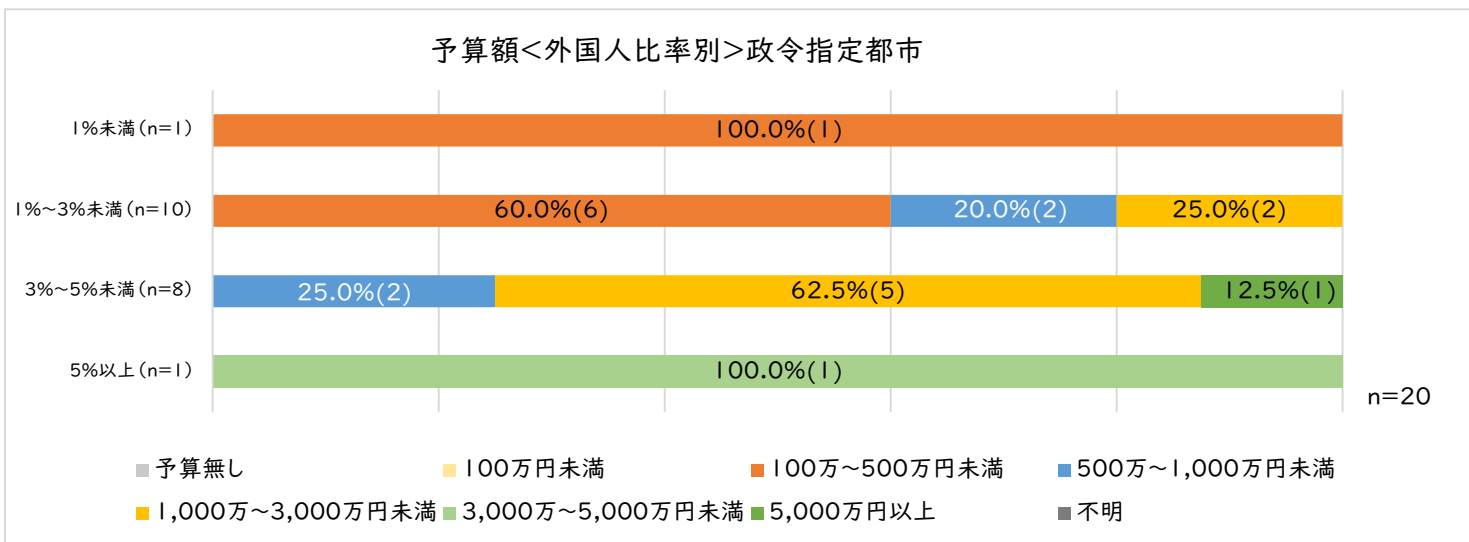
<外国人数別>市区町村



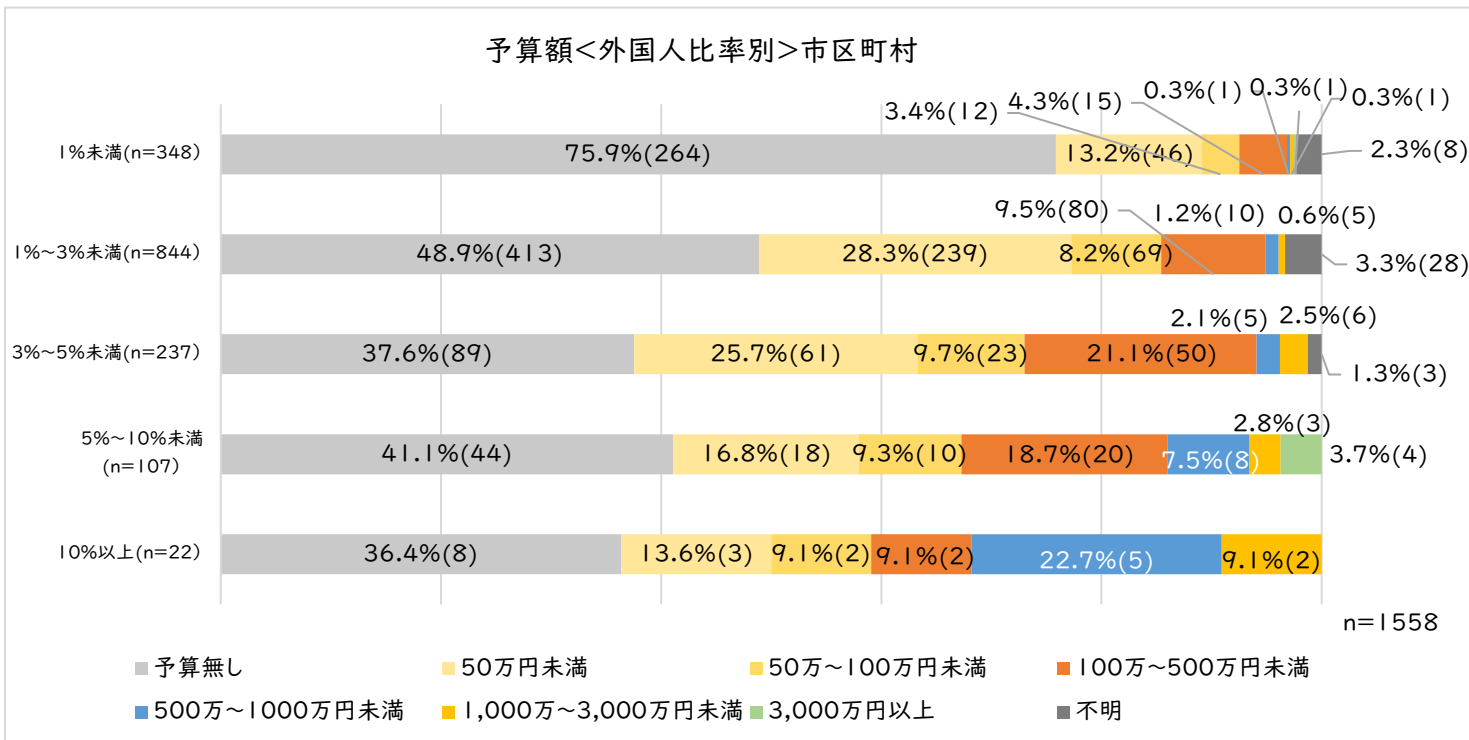
<外国人比率別>都道府県



<外国人比率別>政令指定都市



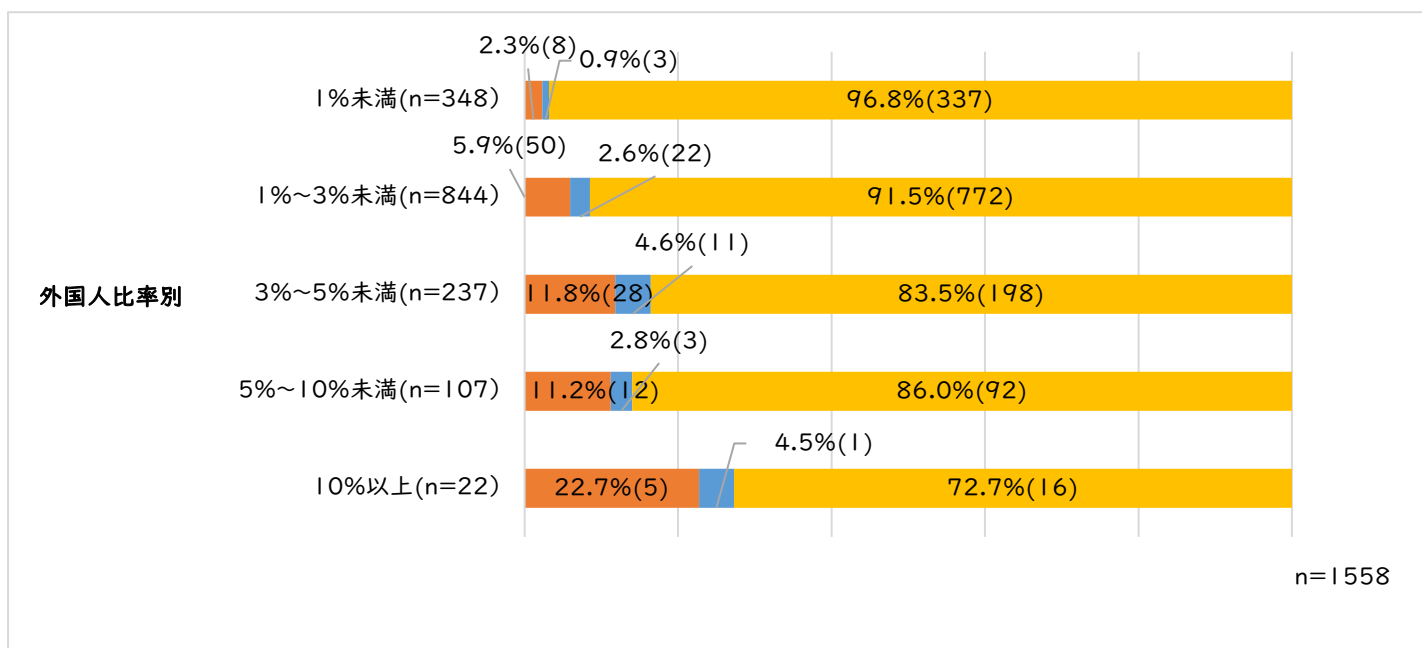
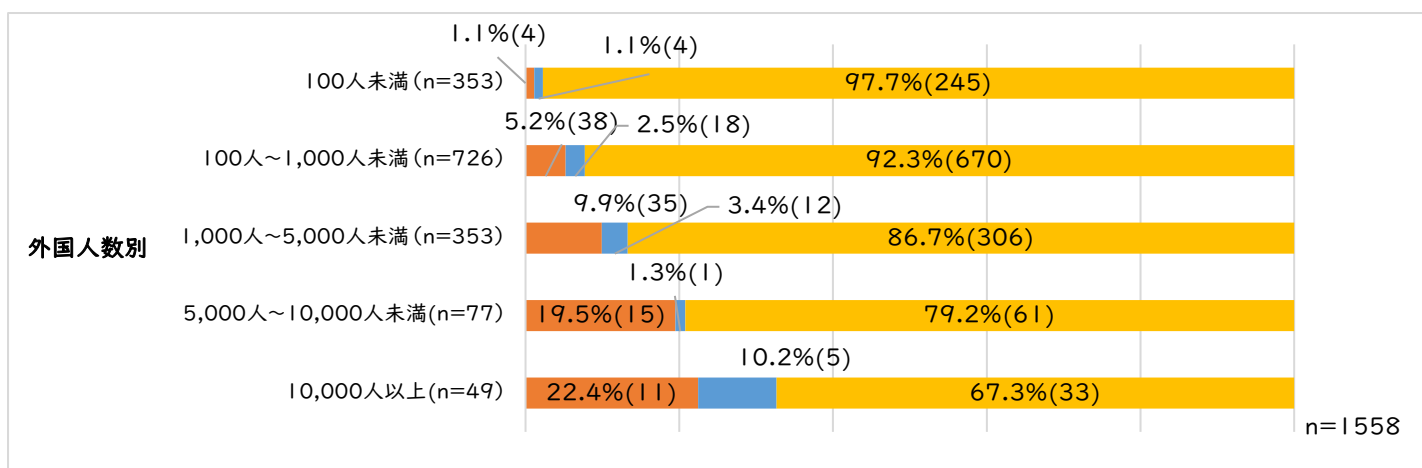
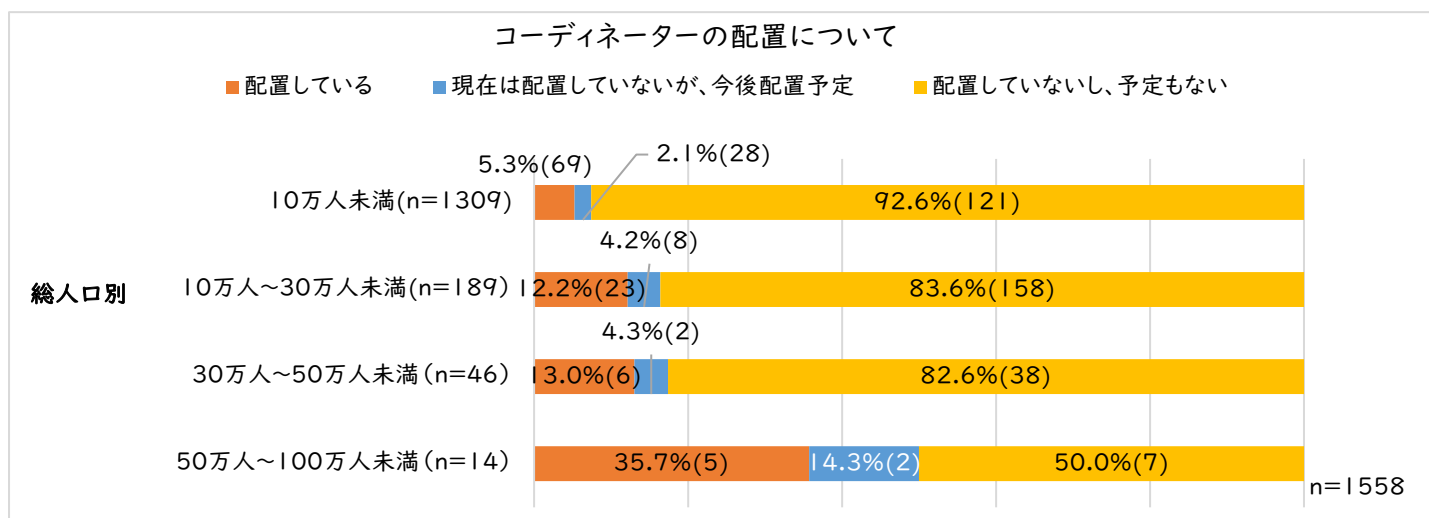
<外国人比率別>市区町村



## 4 コーディネーターの配置

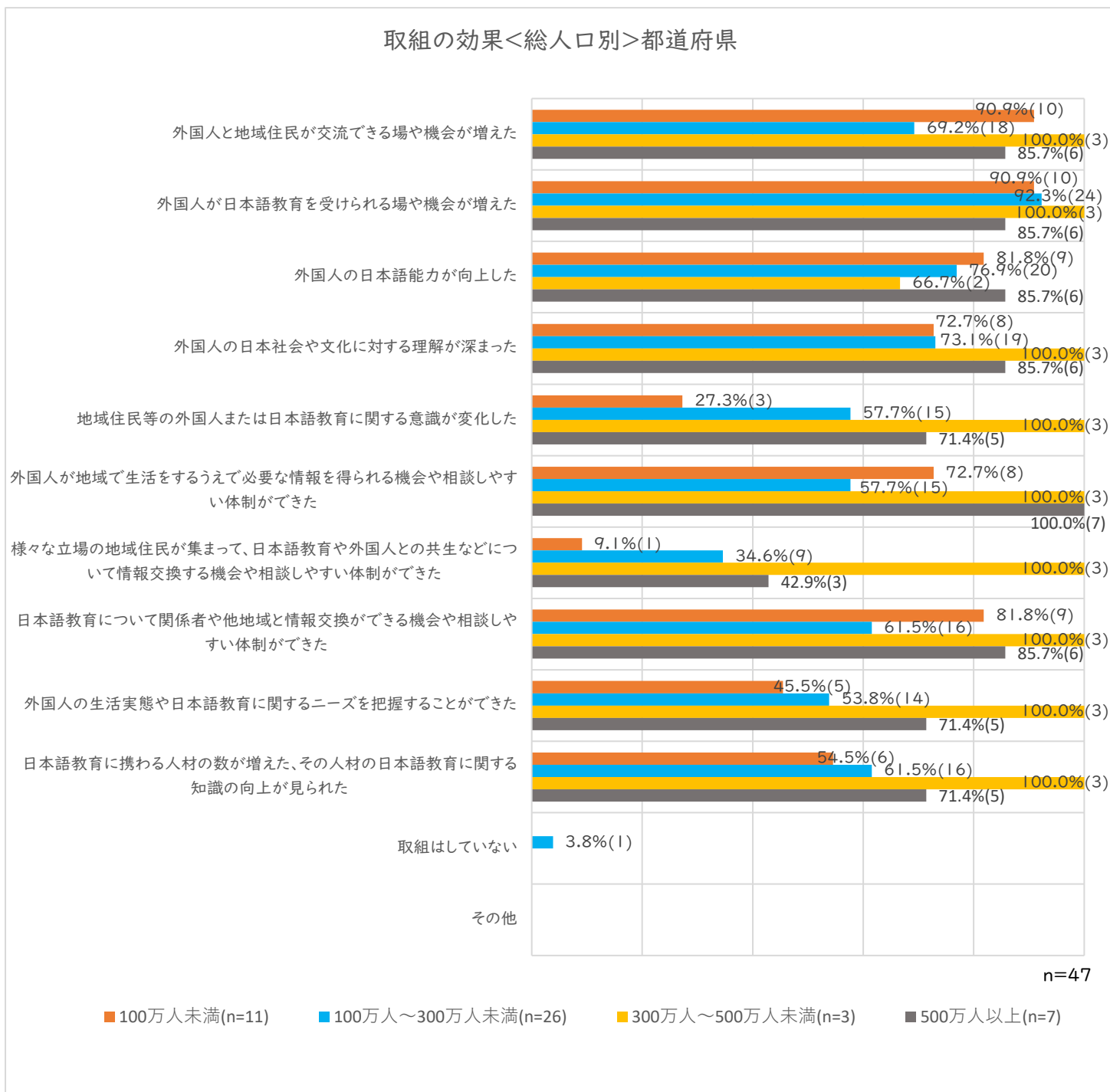
【市区町村のみ】(全員/単一選択)

市区町村における地域日本語教育を推進するコーディネーターの配置についてお答えください。

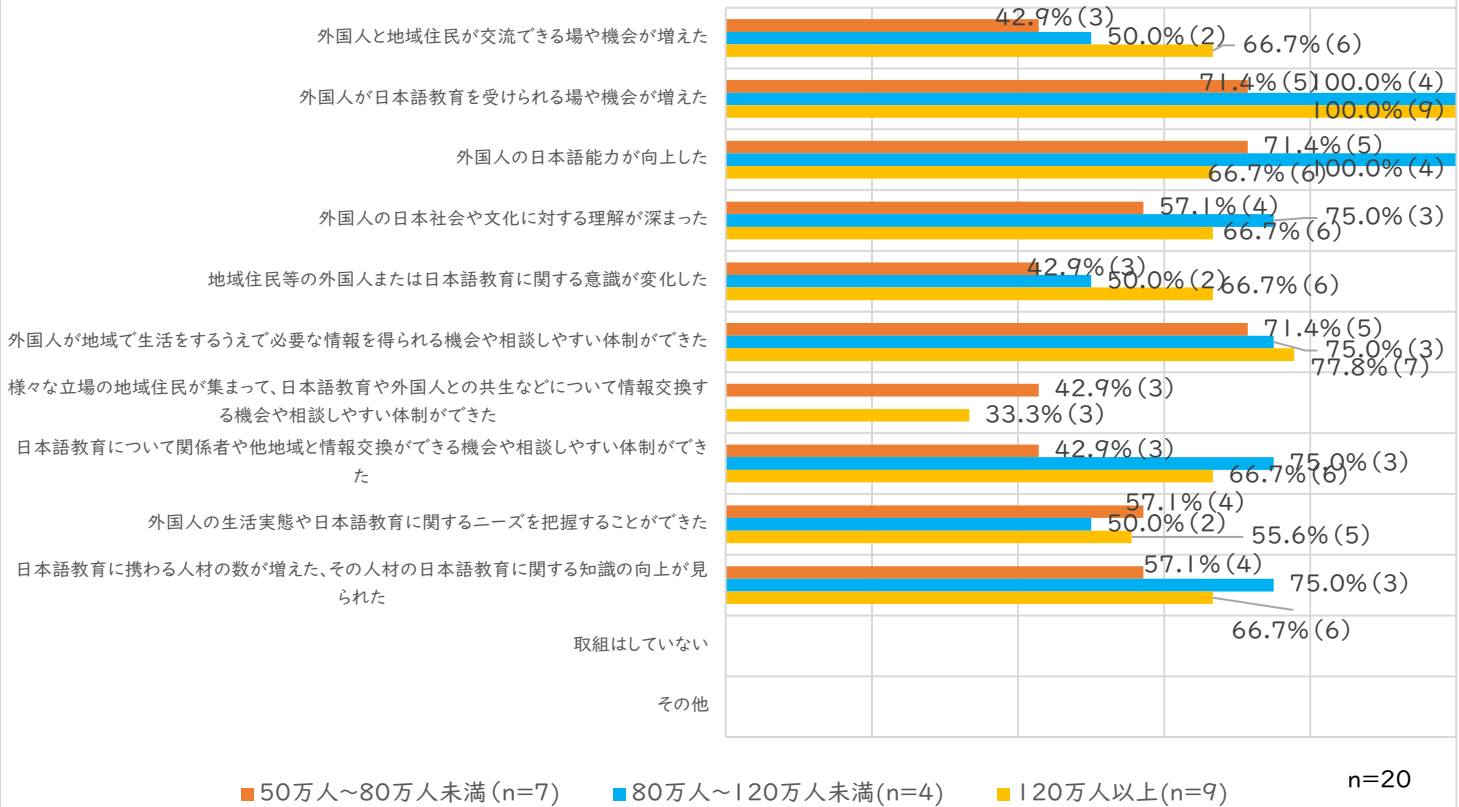


## 5 日本語教育の取組効果

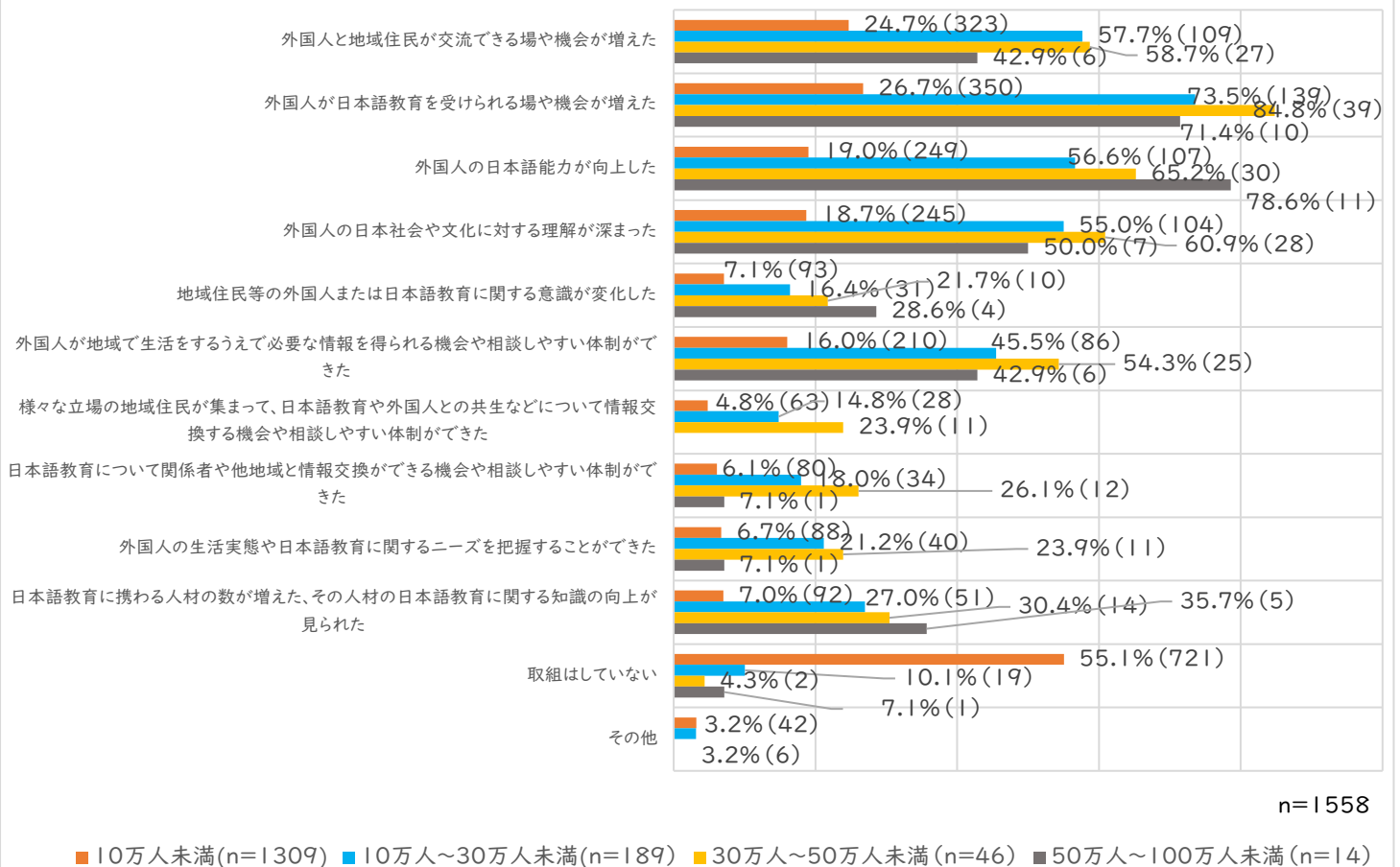
⑩⑪貴団体で実施している日本語教育に関して、取組の効果だと感じているものは何ですか。(複数選択可)



### 取組の効果<総人口別>政令指定都市



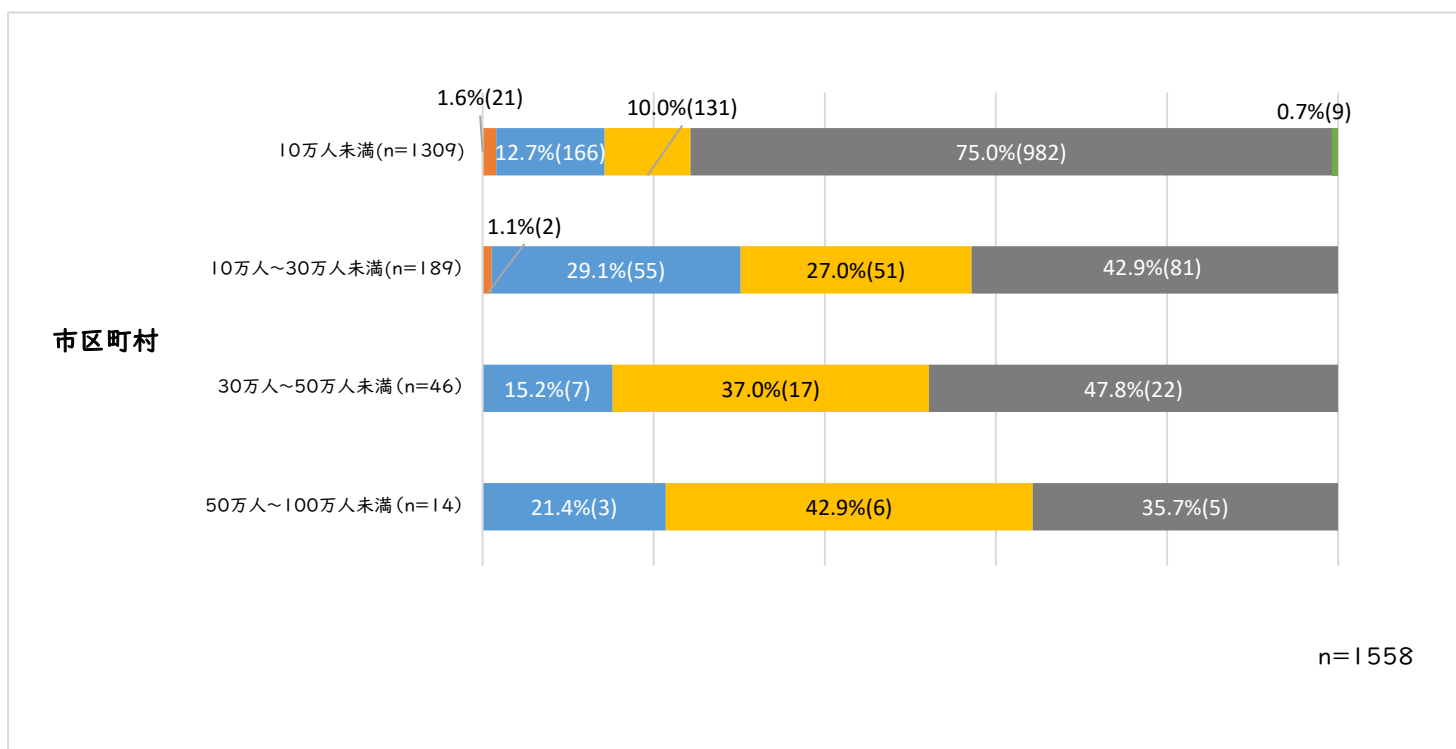
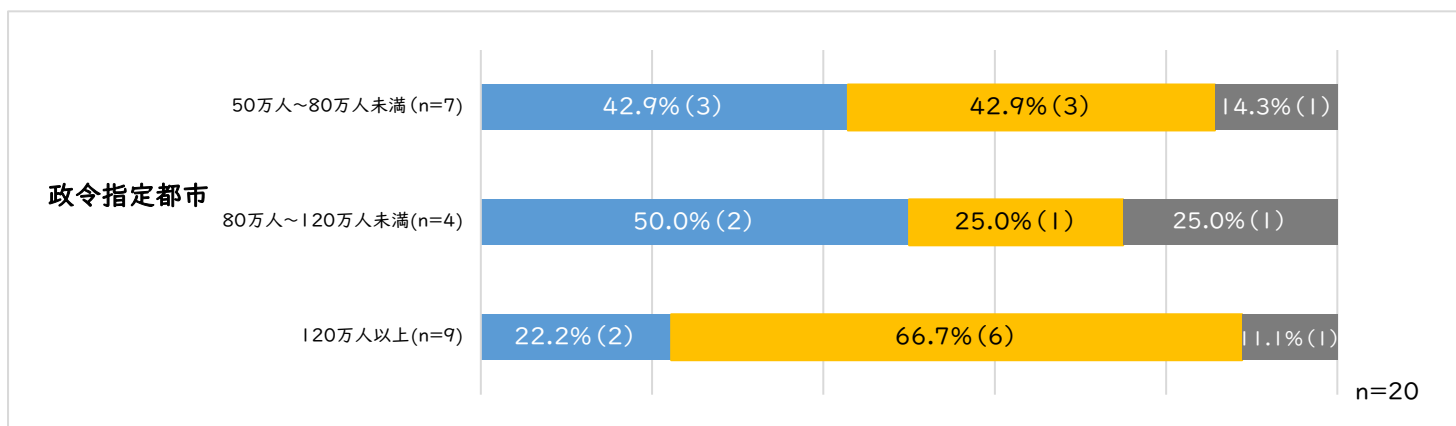
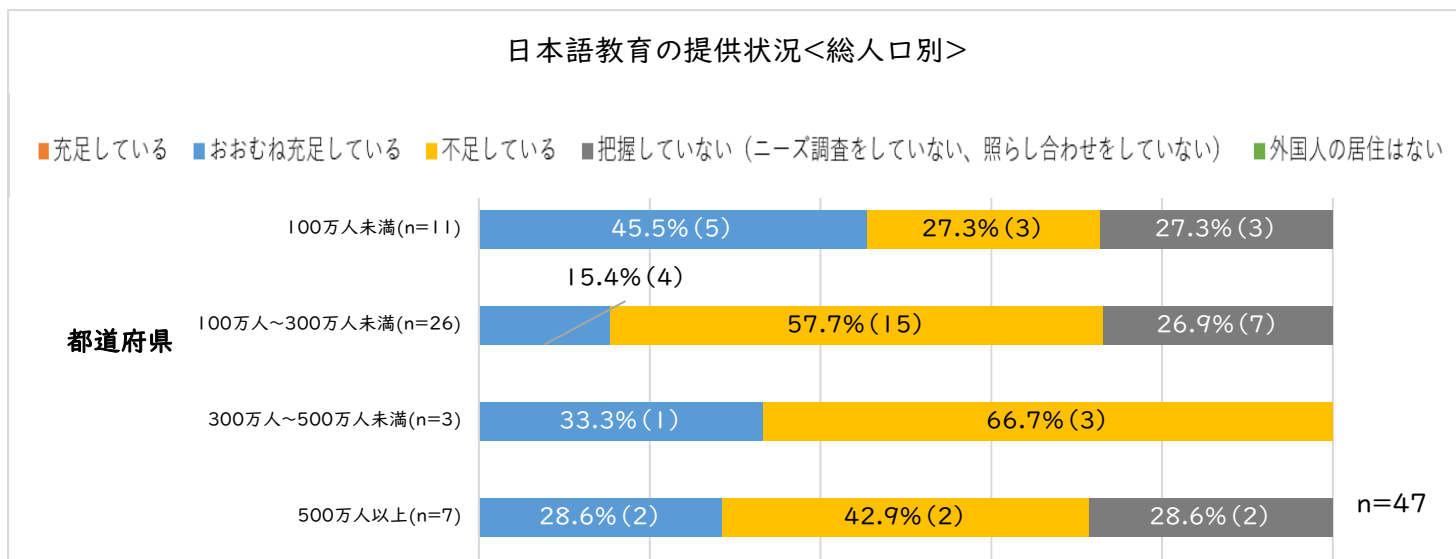
### 取組の効果<総人口別>市区町村



## 6 日本語教育の提供状況と学習ニーズ

域内に存在する日本語教育の提供状況について、学習ニーズと照らして充足していますか。

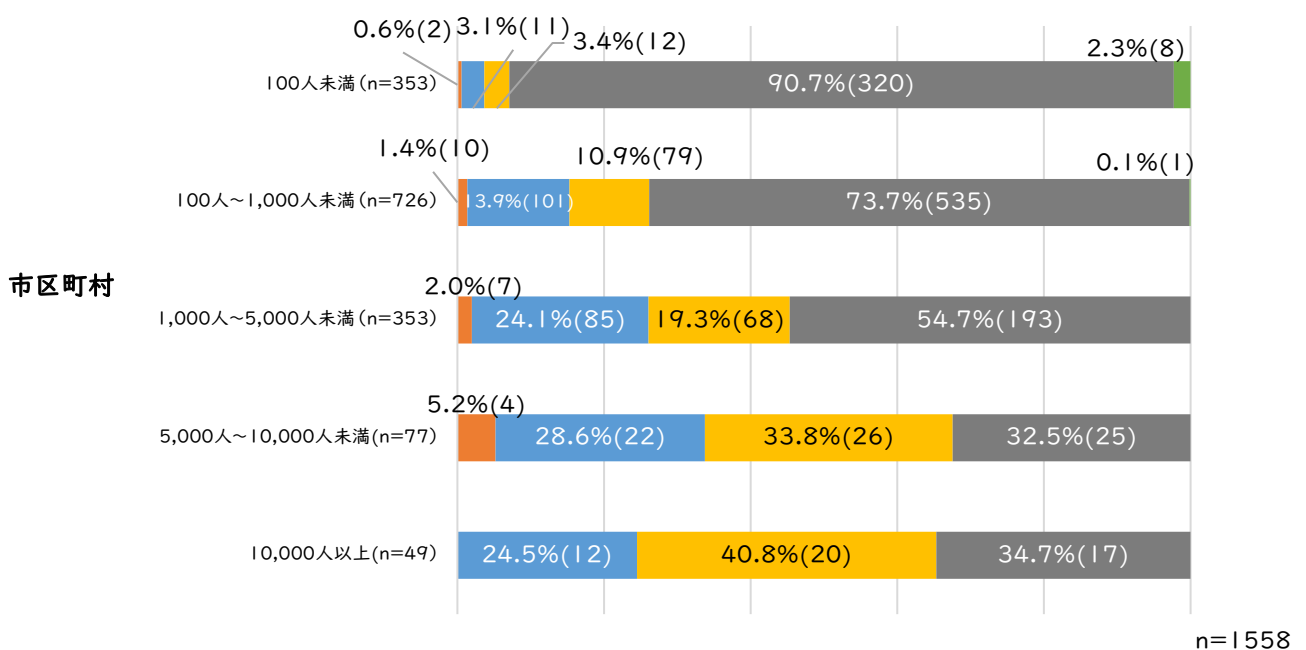
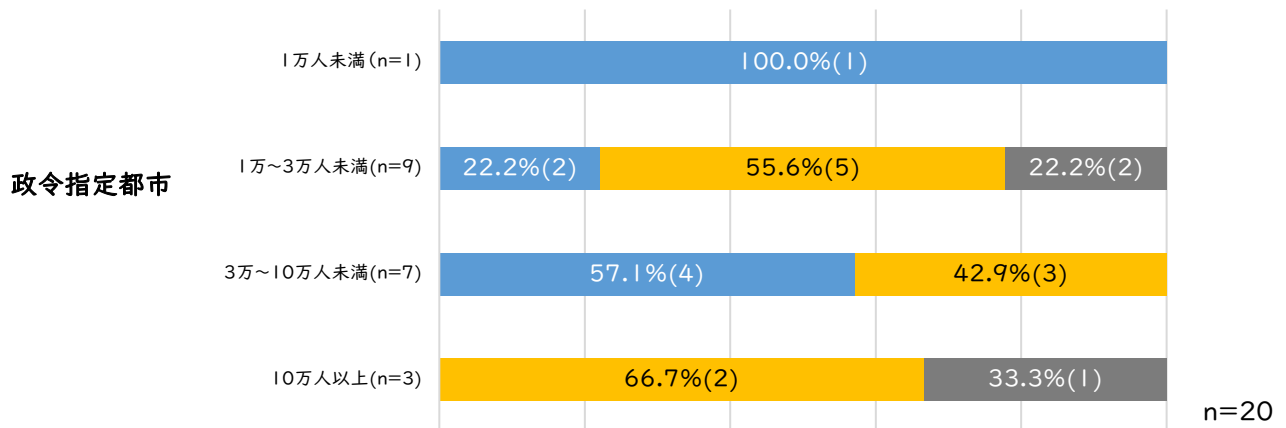
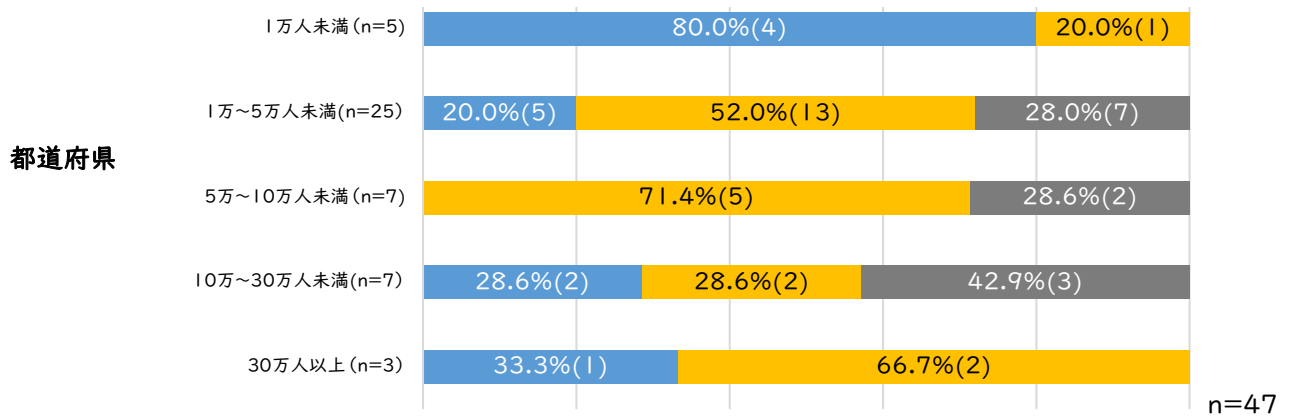
<総人口別>



<外国人数別>

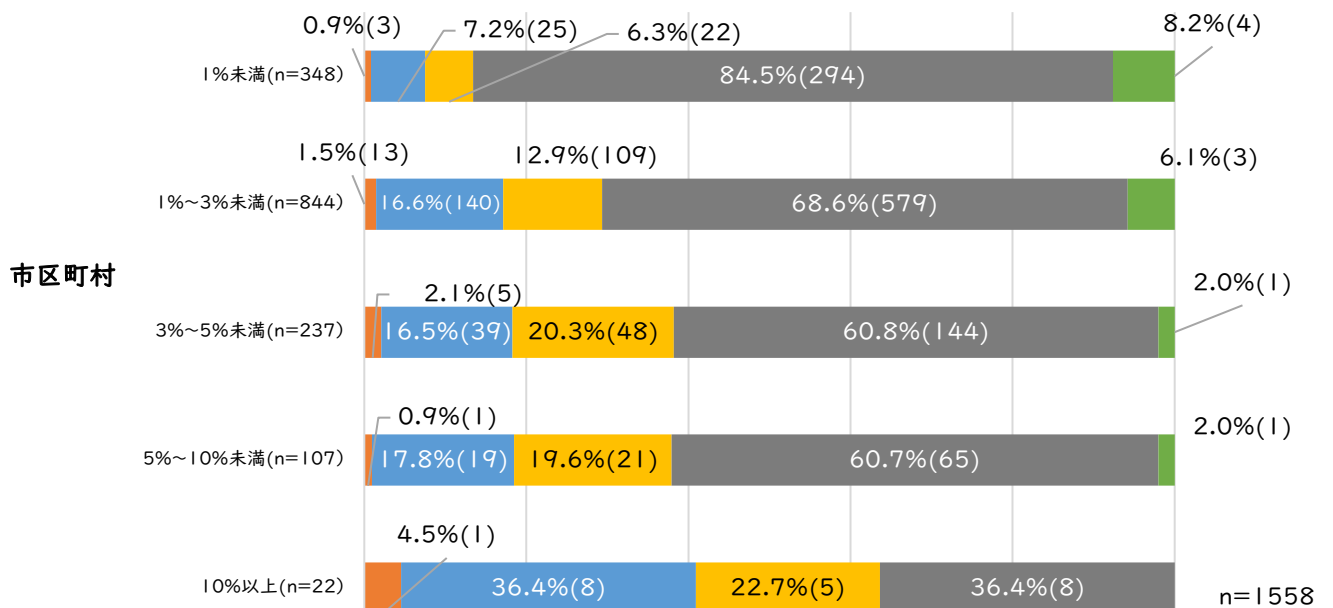
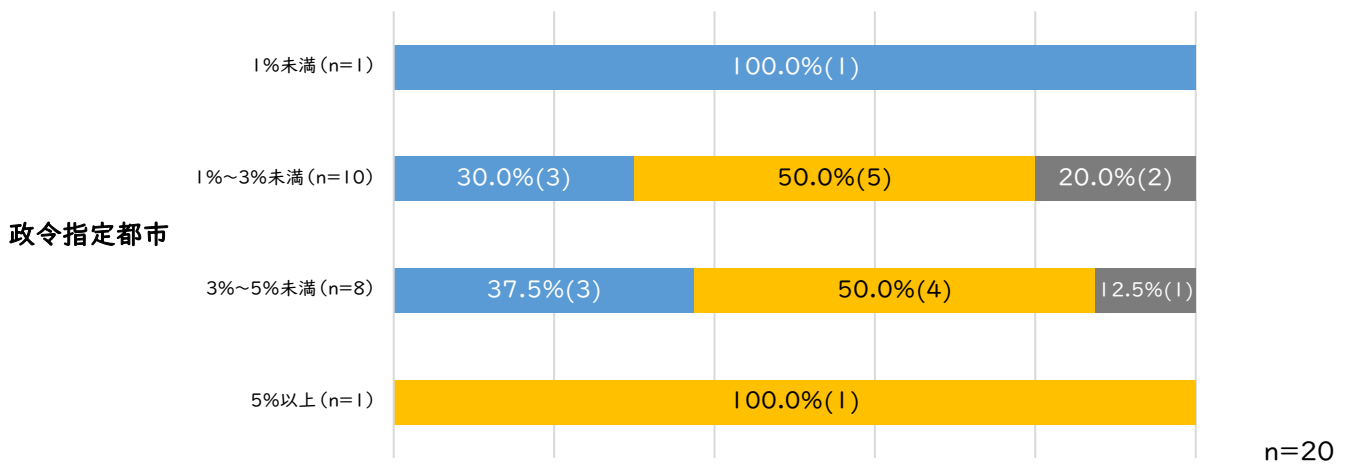
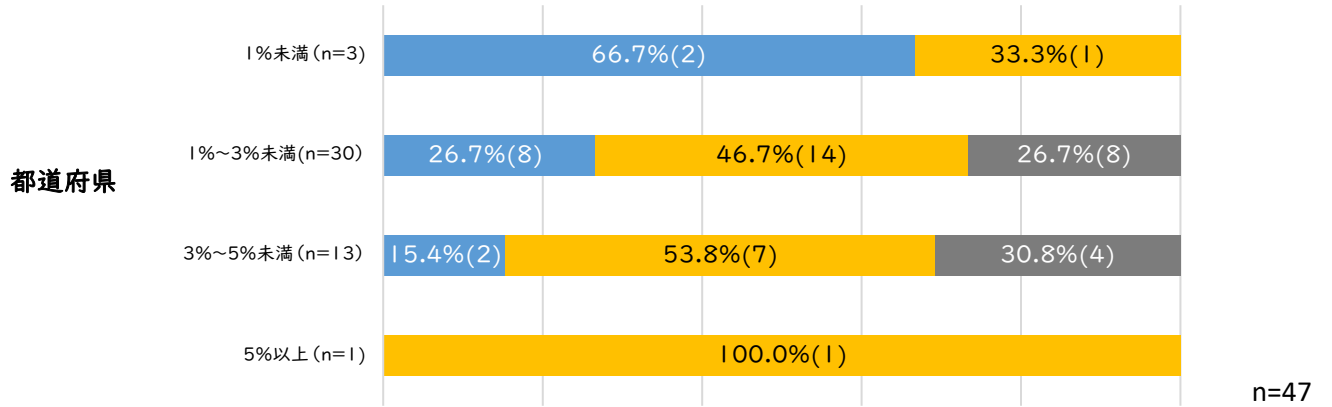
日本語教育の提供状況<外国人数別>

■ 充足している ■ おおむね充足している ■ 不足している ■ 把握していない(ニーズ調査をしていない、照らし合わせをしていない) ■ 外国人の居住はない



### 日本語教育の提供状況<外国人比率別>

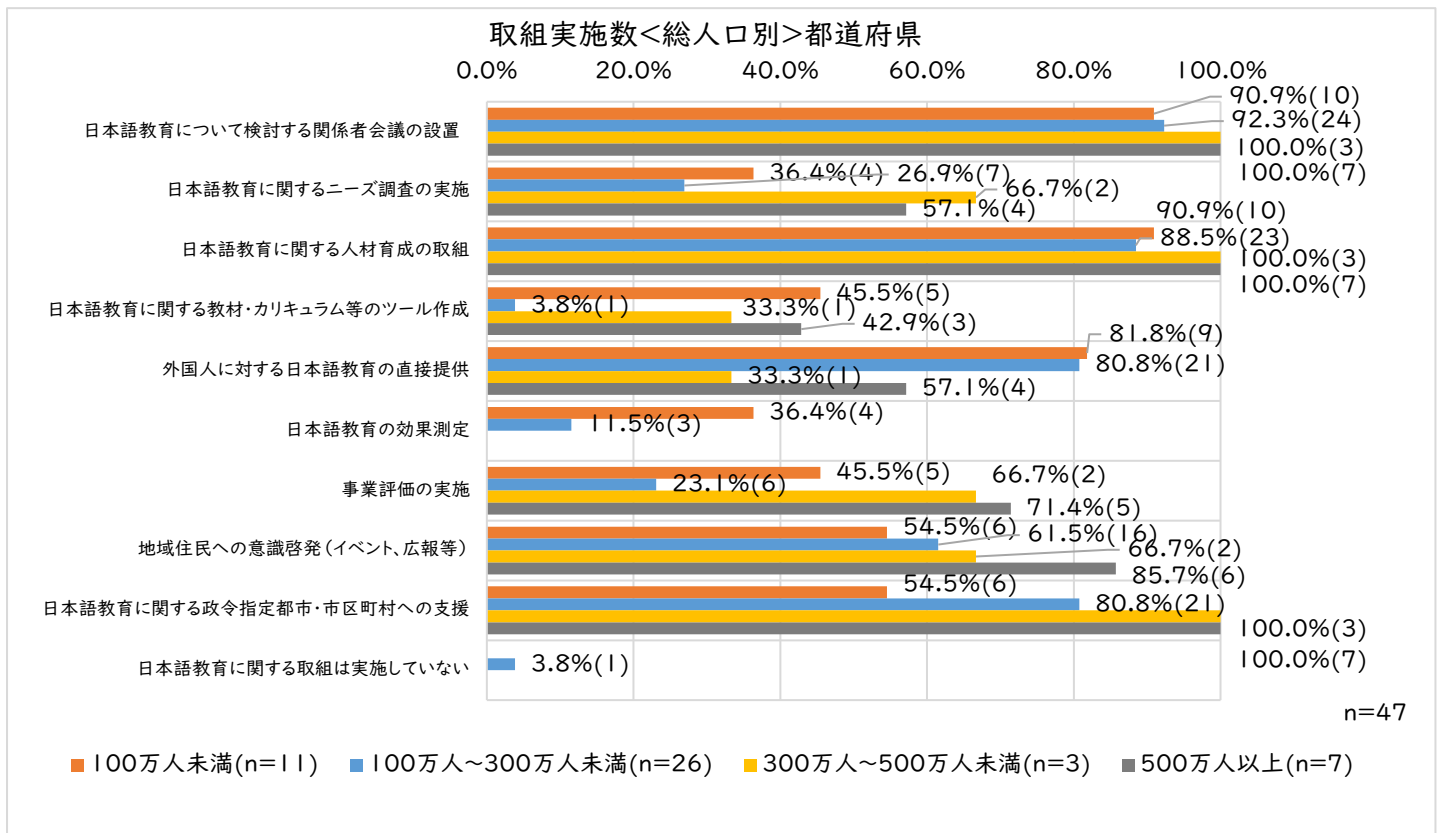
■ 充足している ■ おおむね充足している ■ 不足している ■ 把握していない(ニーズ調査をしていない、照らし合わせをしていない) ■ 外国人の居住はない



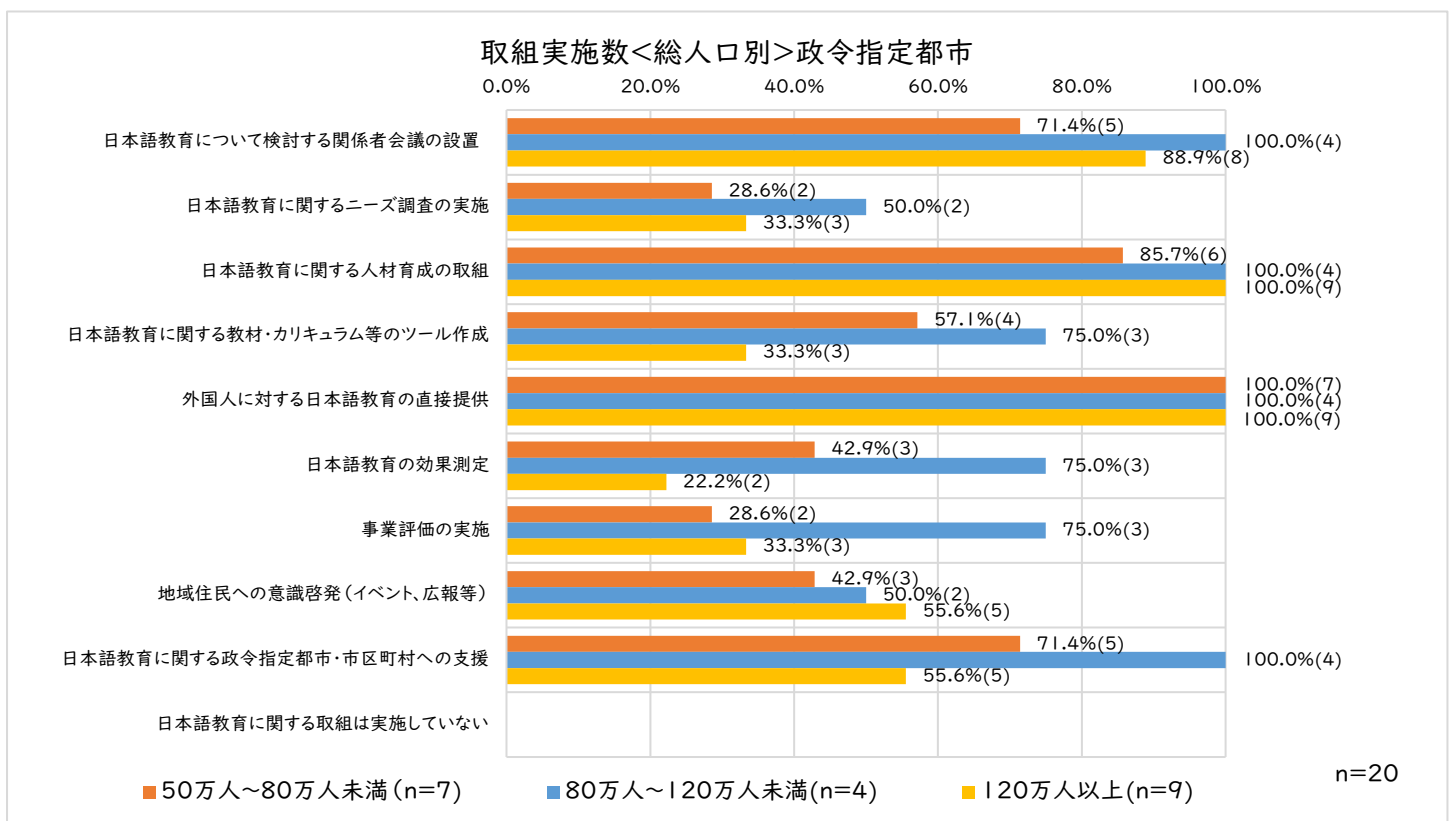
## 7 取組実施内容

今年度実施している日本語教育に関する取組にはどのようなものがありますか。該当するものをすべて選択してください。(複数選択可)

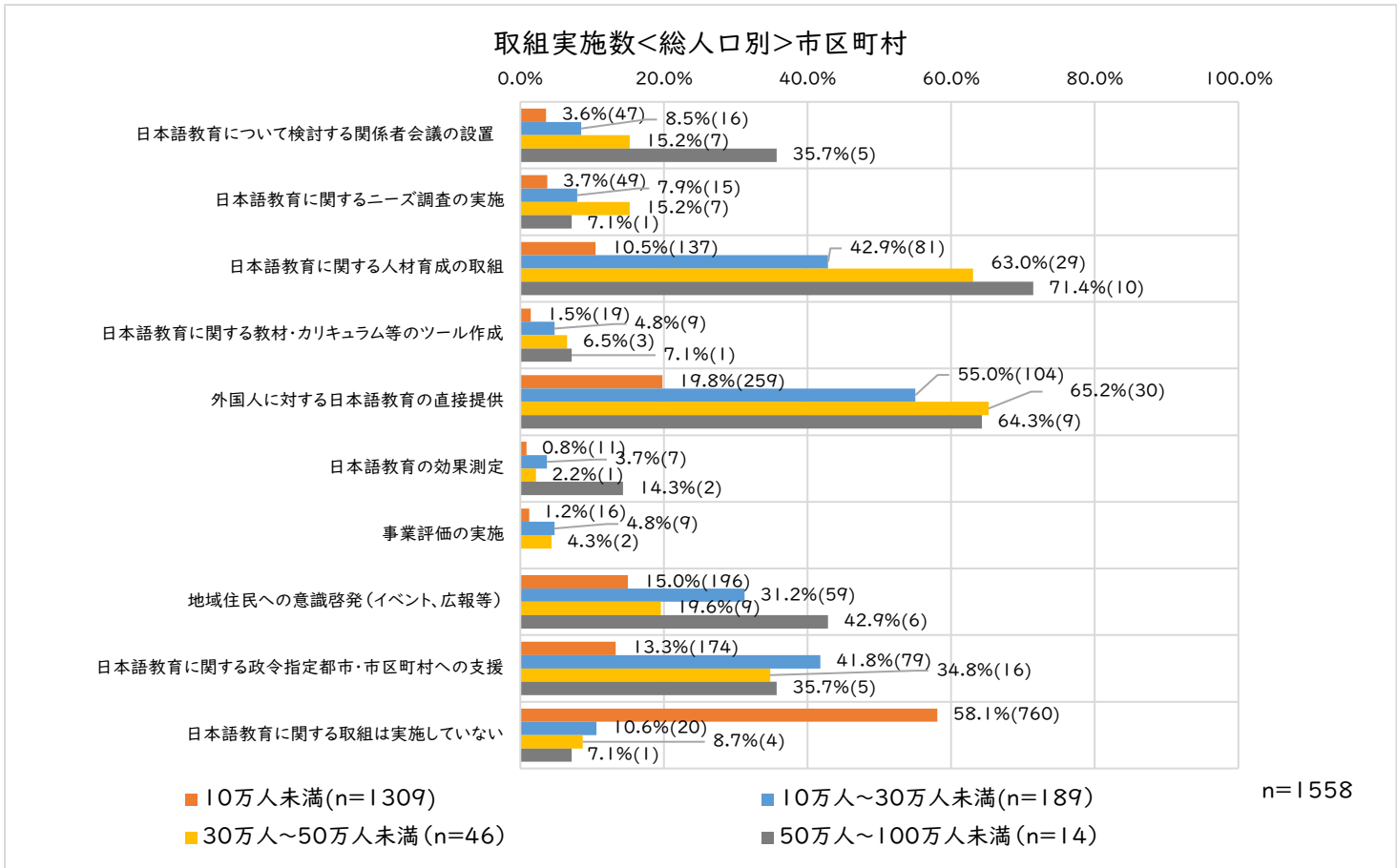
<総人口別>都道府県



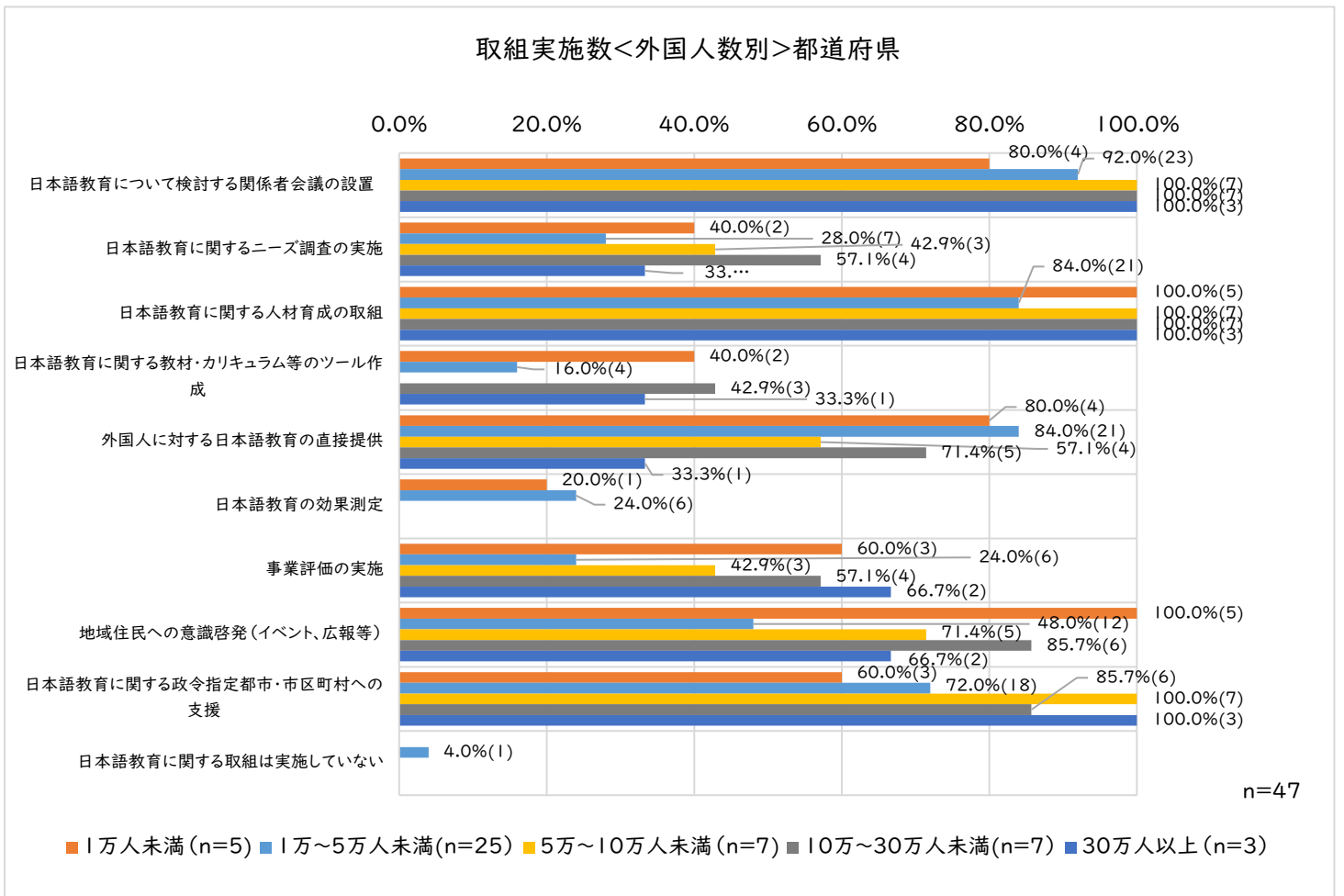
<総人口別>政令指定都市



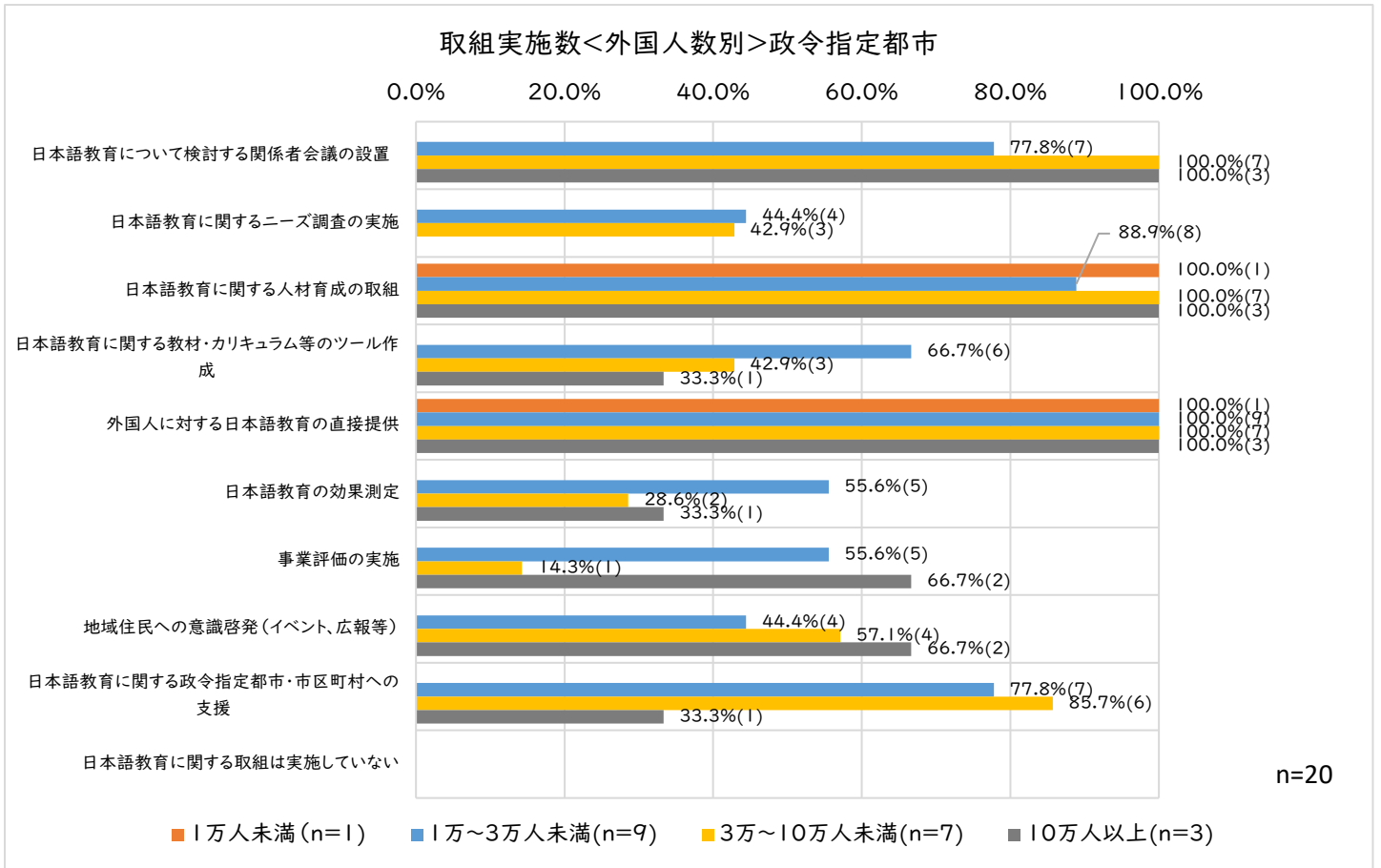
<総人口別>市区町村



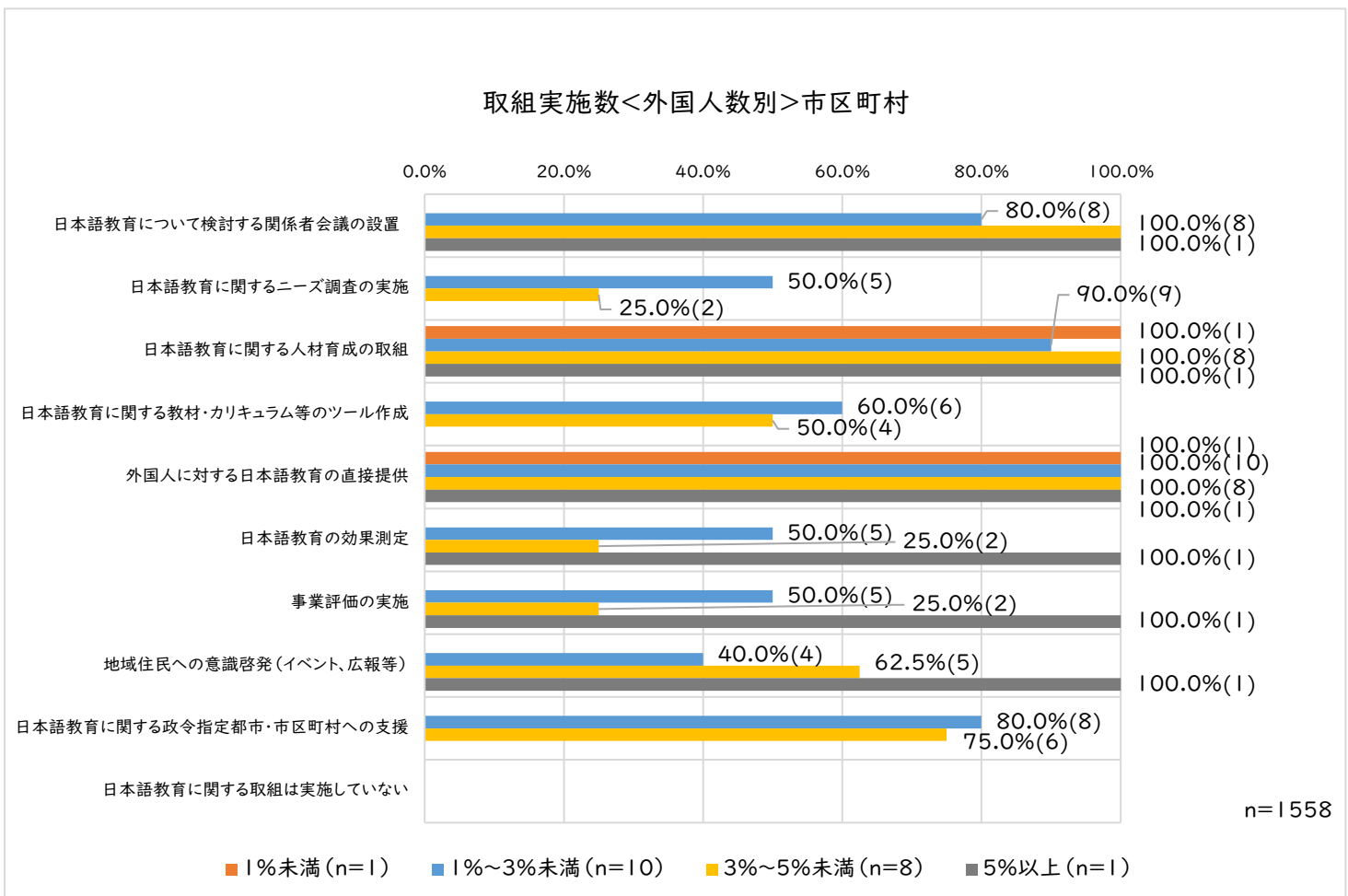
<外国人数別>都道府県



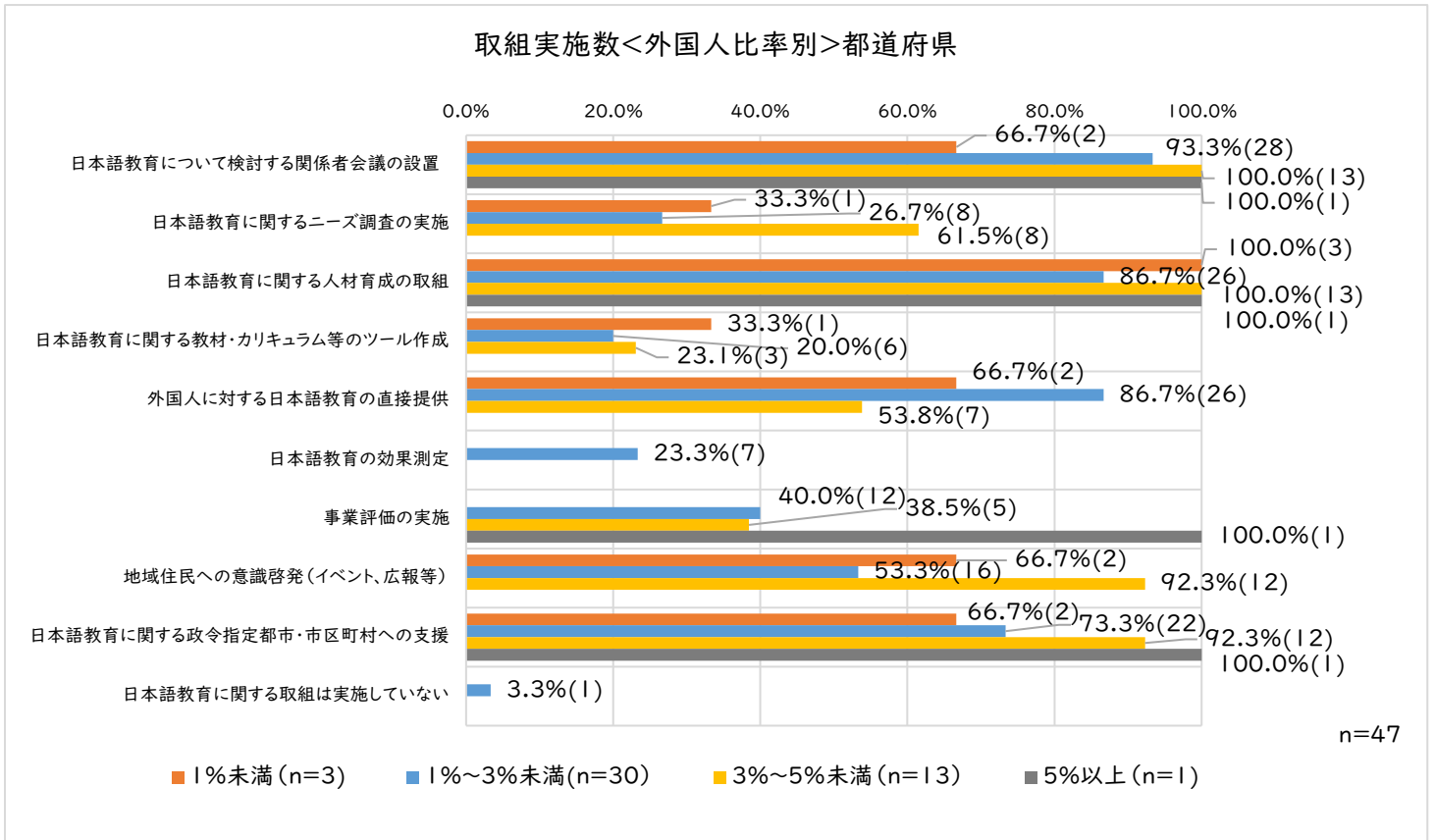
<外国人数別>政令指定都市



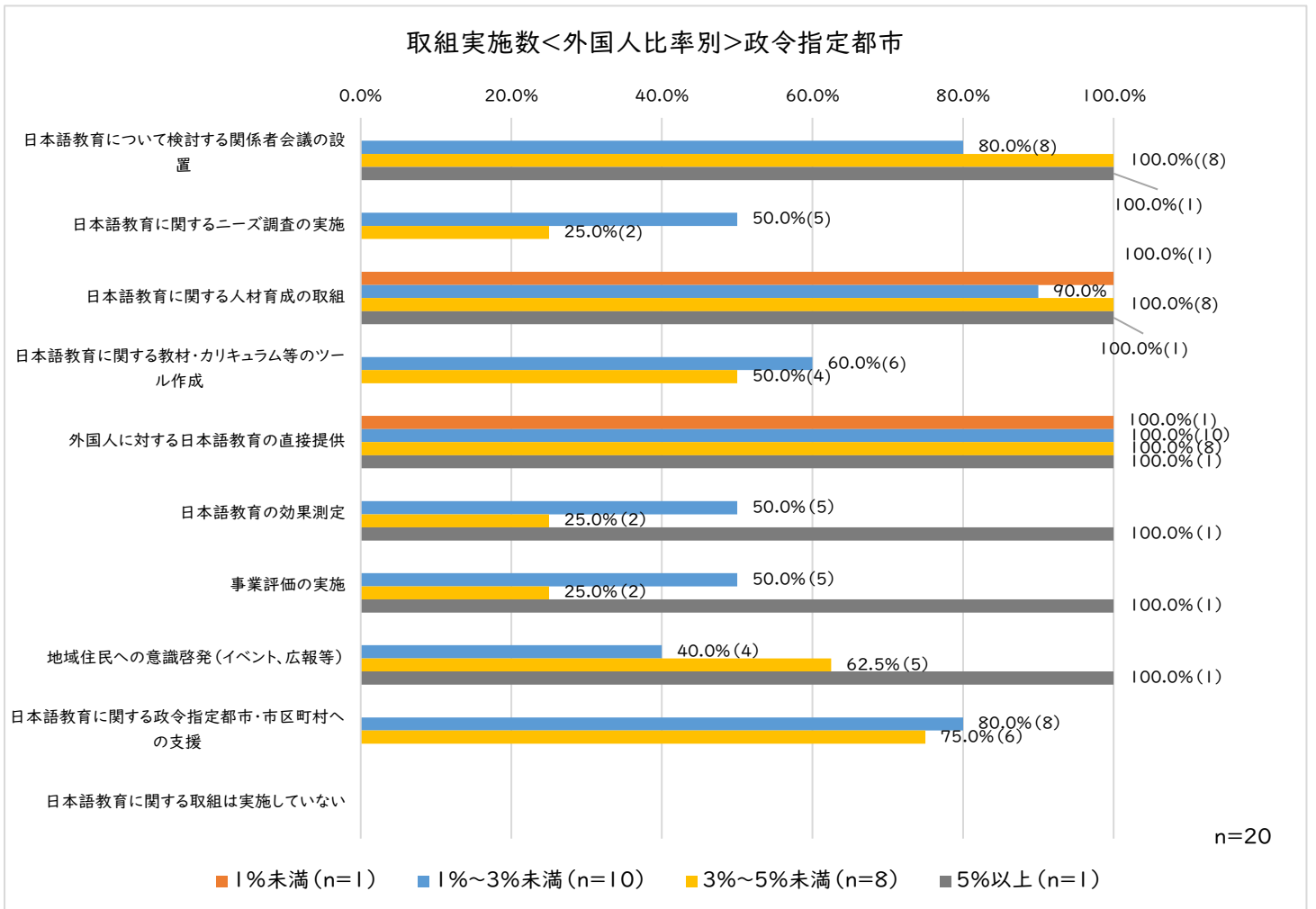
<外国人数別>市区町村



<外国人比率別>都道府県

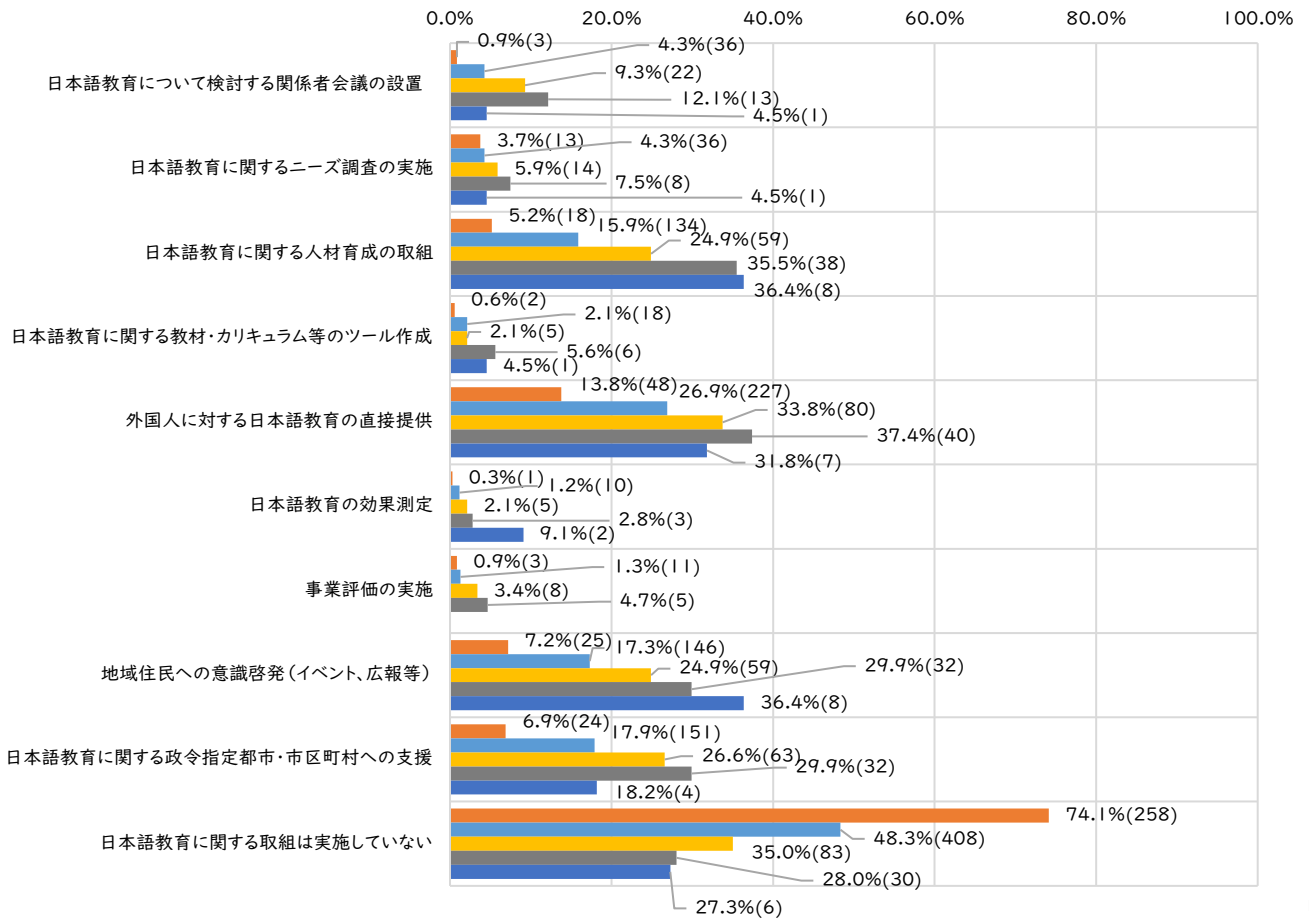


<外国人比率別>政令指定都市



<外国人比率別>市区町村

取組実施数<外国人比率別>市区町村



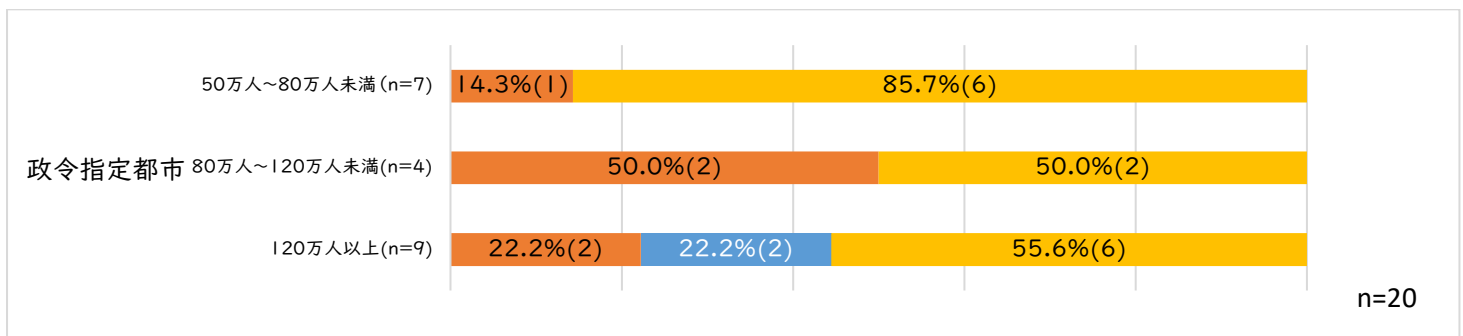
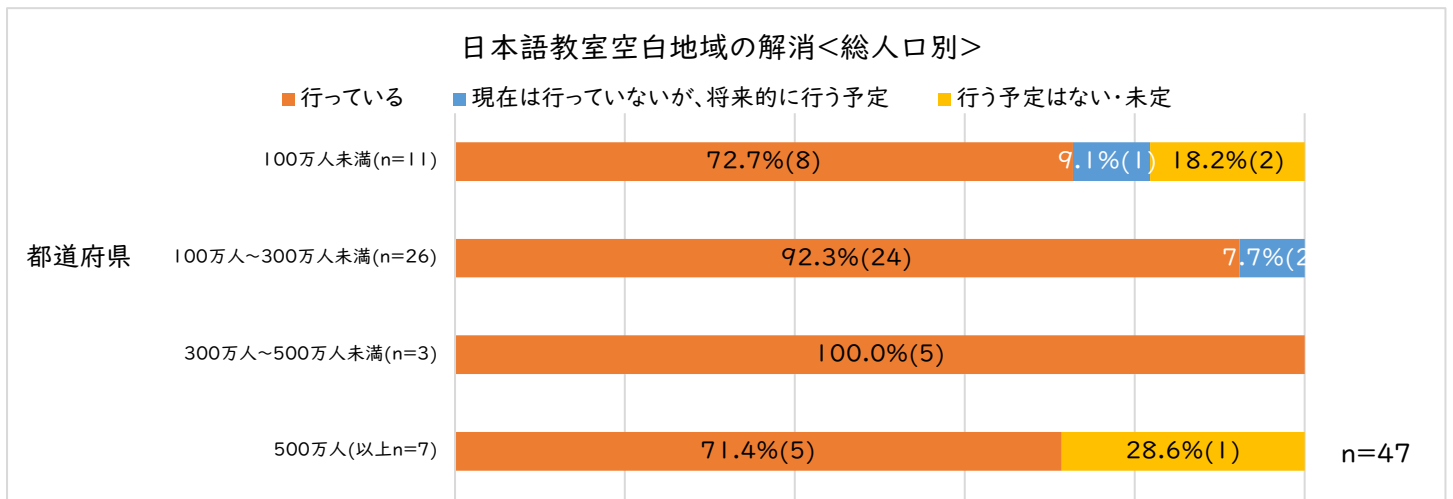
n=1558

■ 1%未満(n=348) ■ 1%~3%未満(n=844) ■ 3%~5%未満(n=237) ■ 5%~10%未満(n=107) ■ 10%以上(n=22)

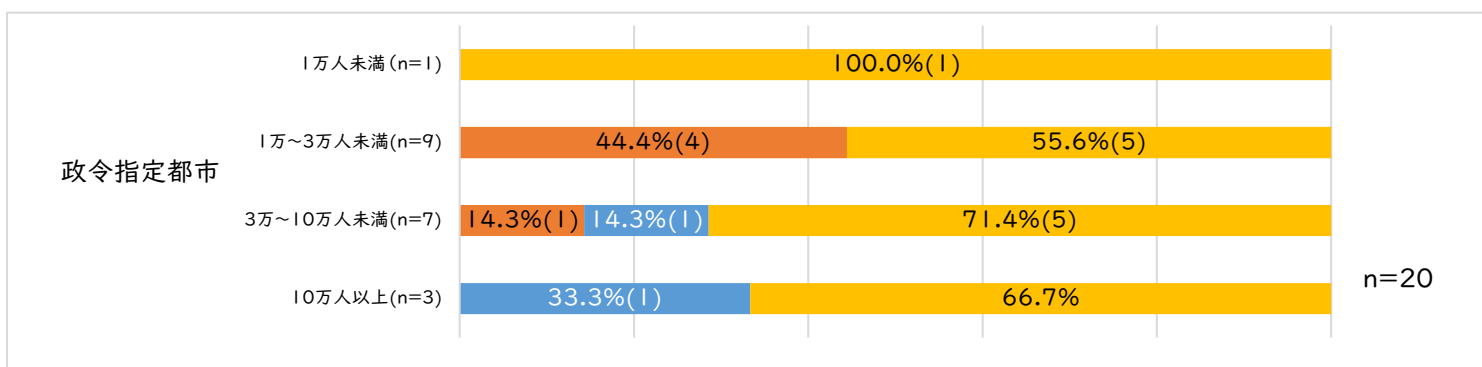
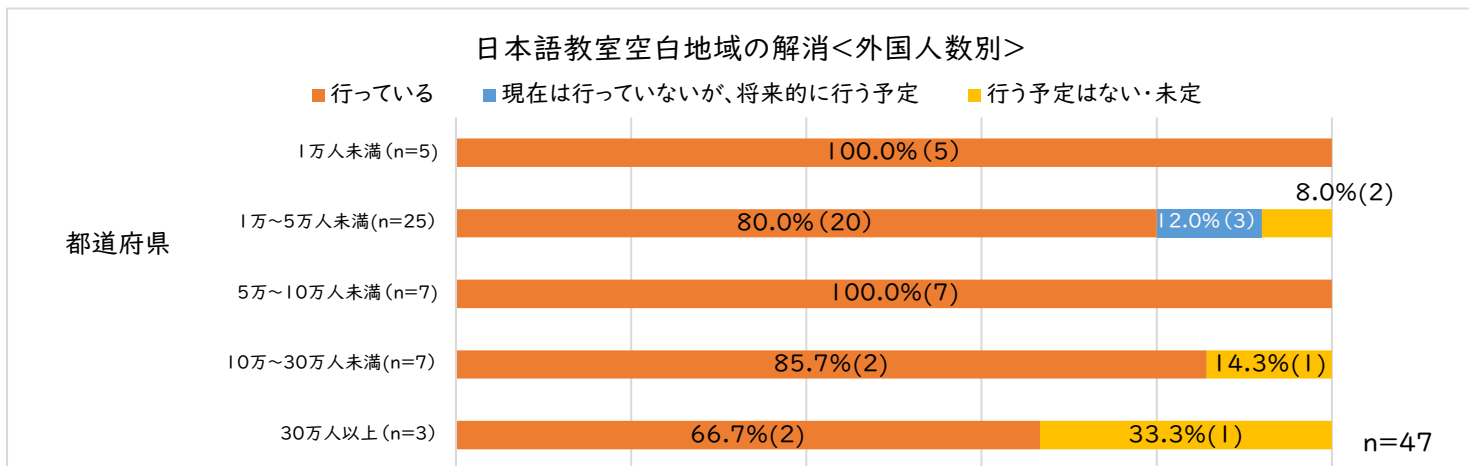
## 8 日本語教室空白地域解消のための意識啓発(都道府県・政令指定都市のみ)

域内の日本語教室空白地域解消に向けて、市町村・行政区による日本語教育提供が進むよう、意識啓発や取組の促進を行っていますか。

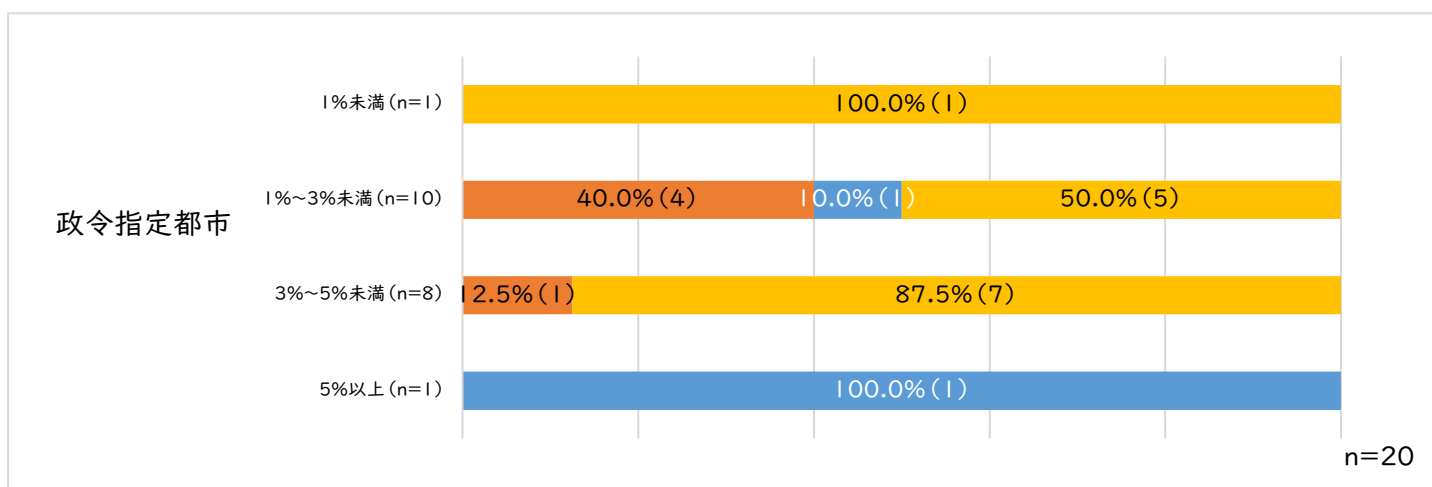
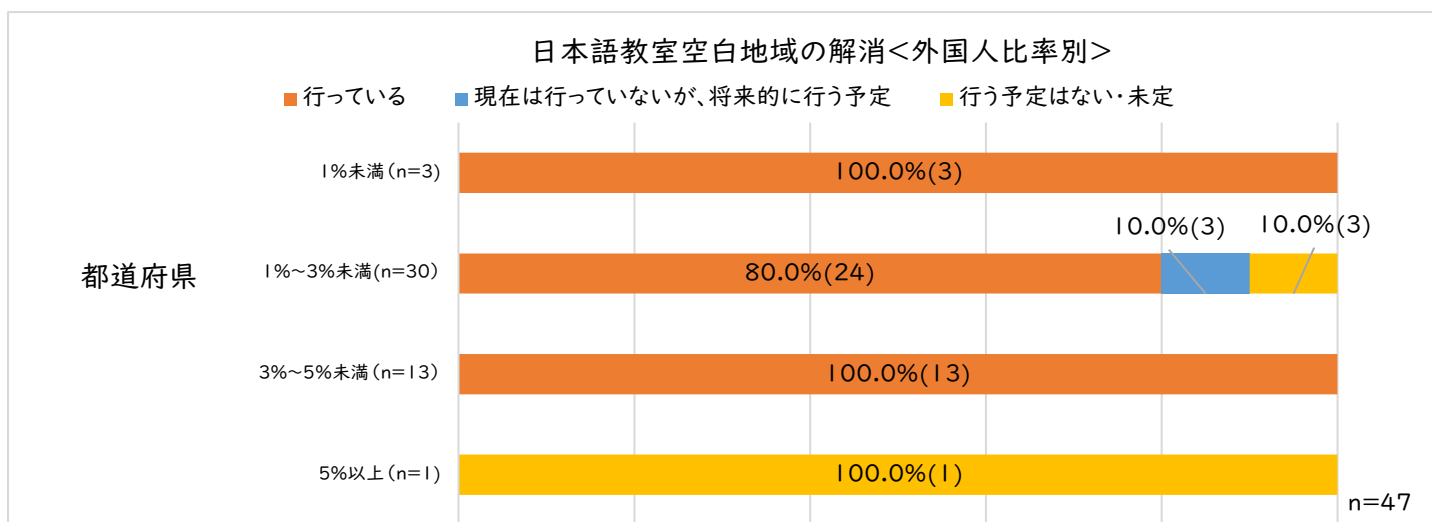
<総人口別>



<外国人数別>



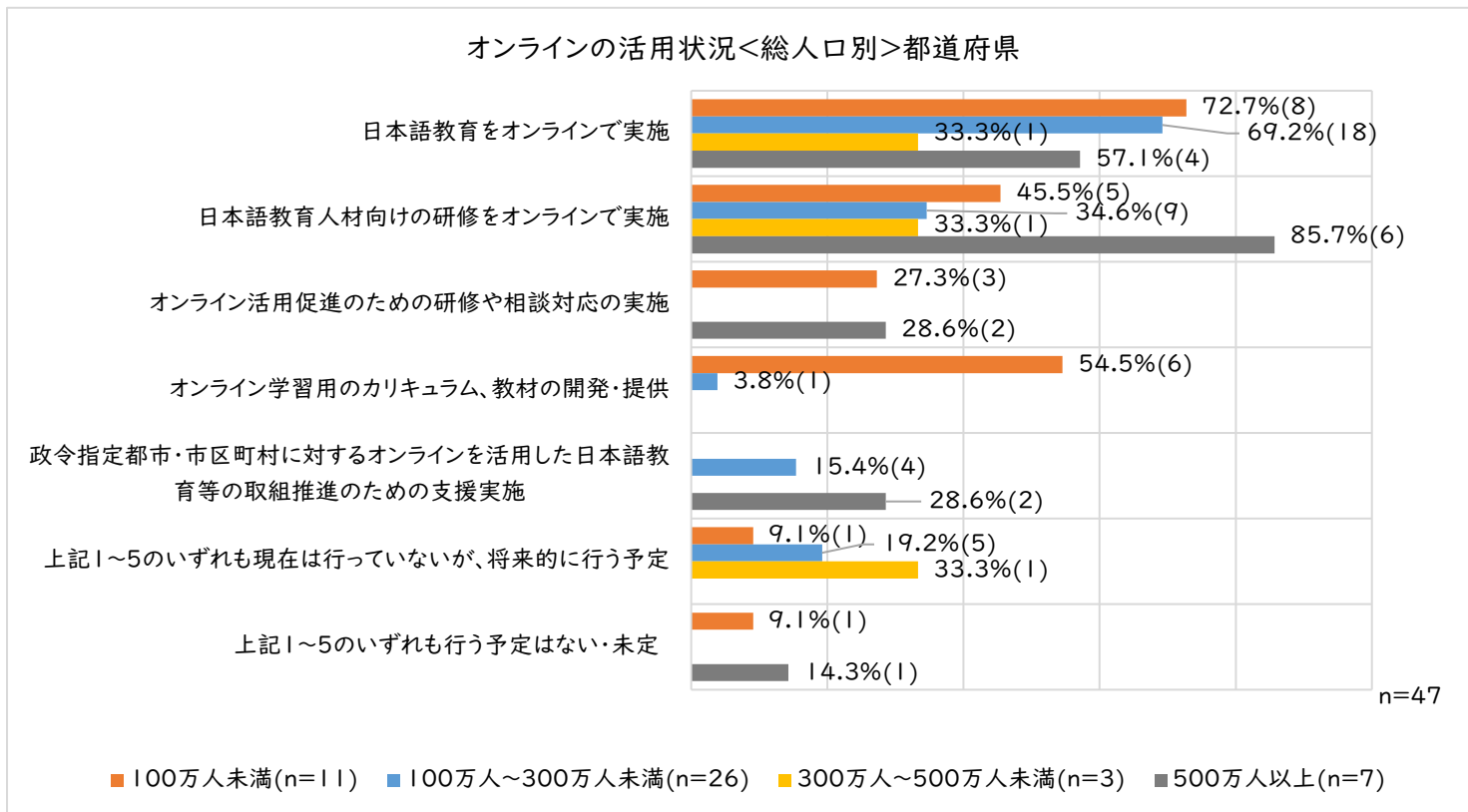
<外国人比率別>



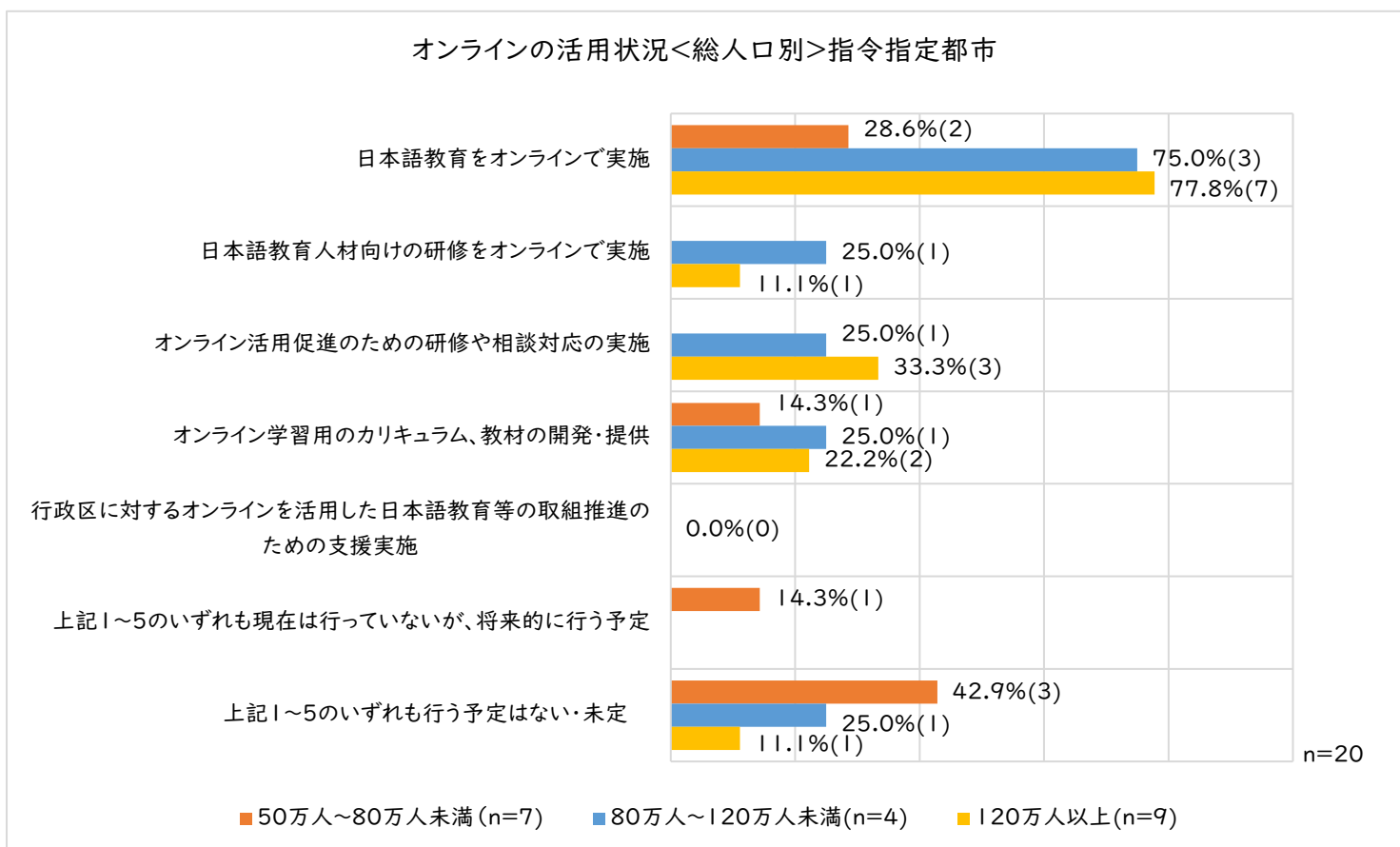
## 9 オンラインの活用

日本語教育事業にオンラインを活用していますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

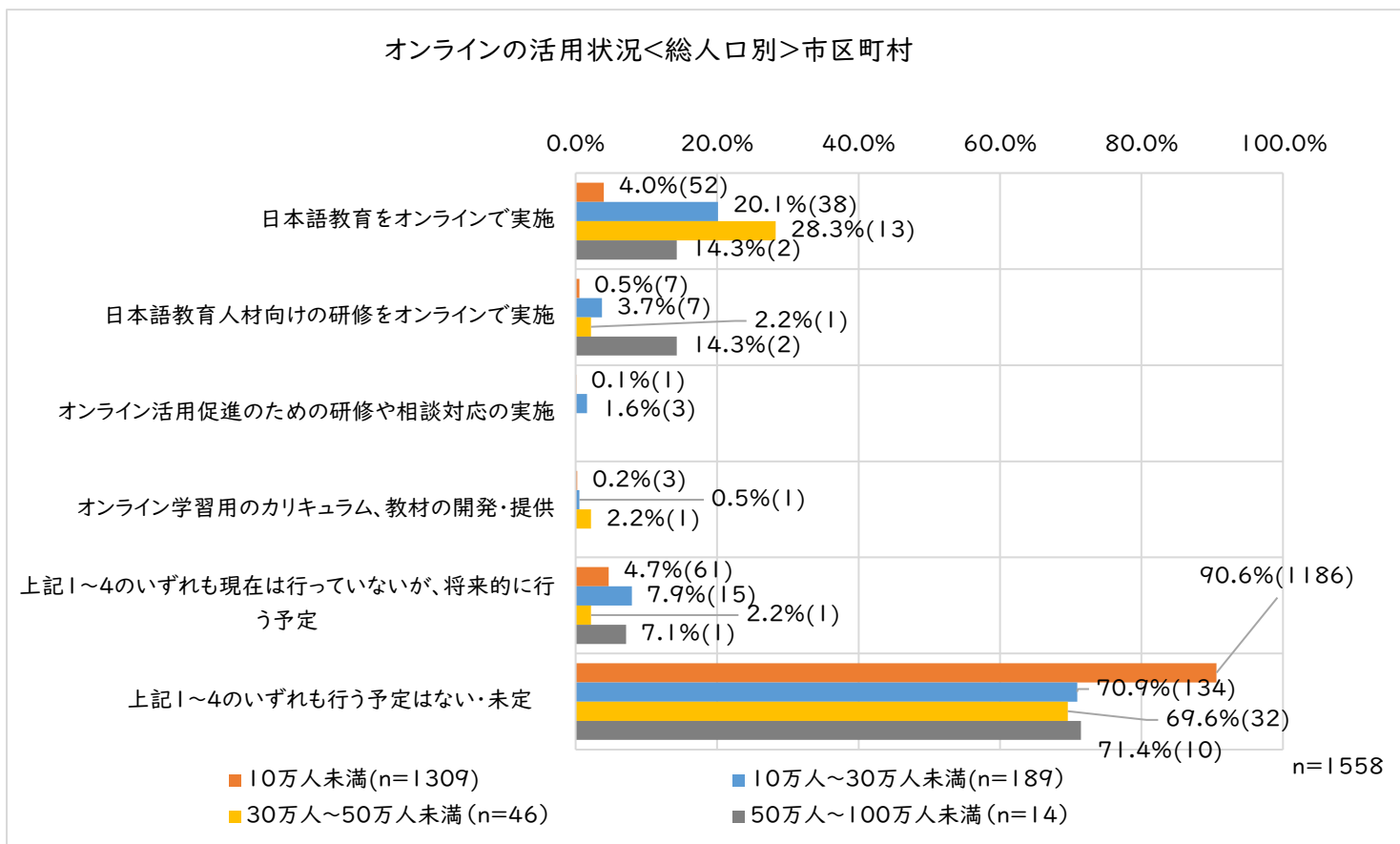
<総人口別>都道府県



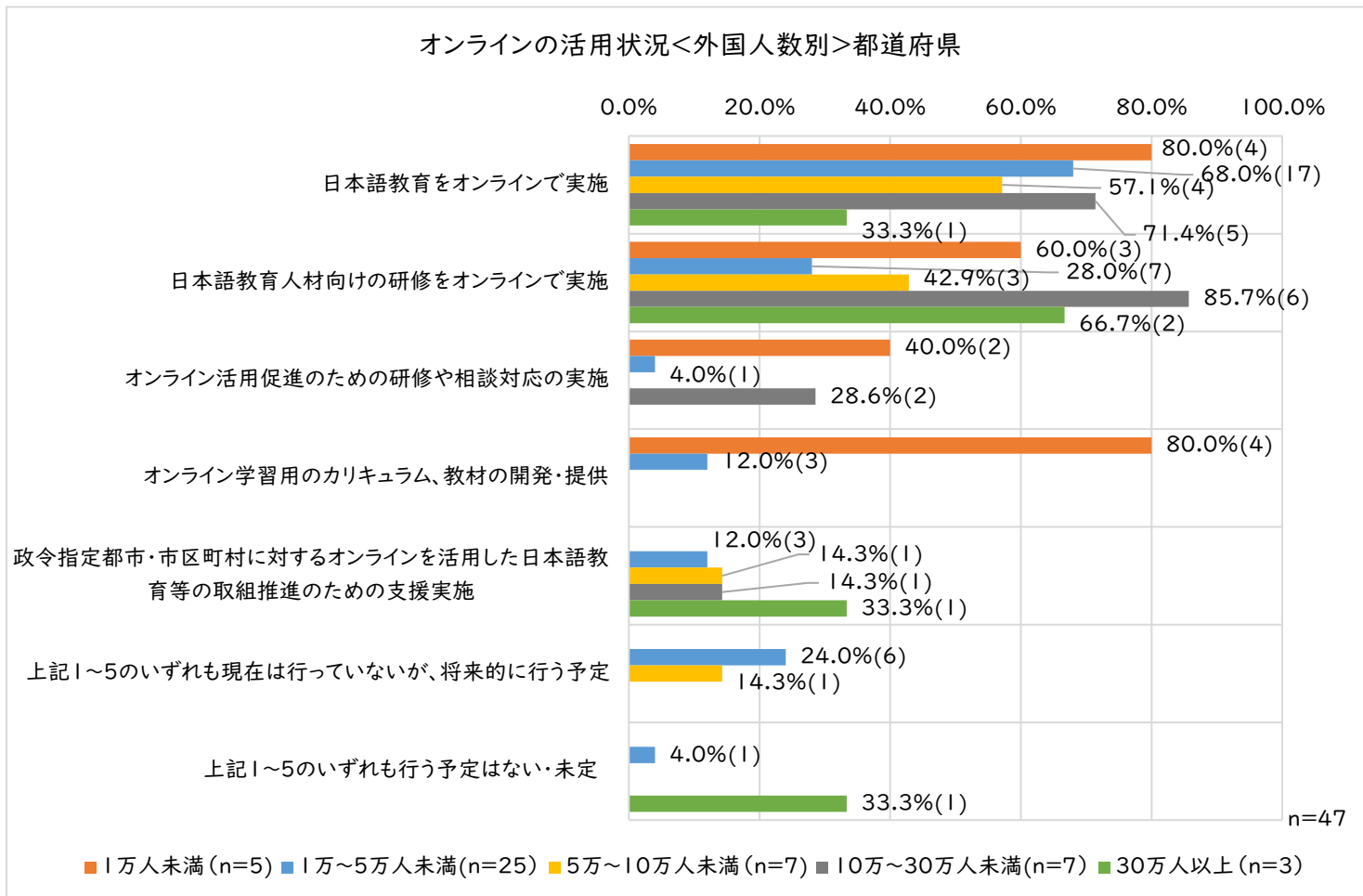
<総人口別>政令指定都市



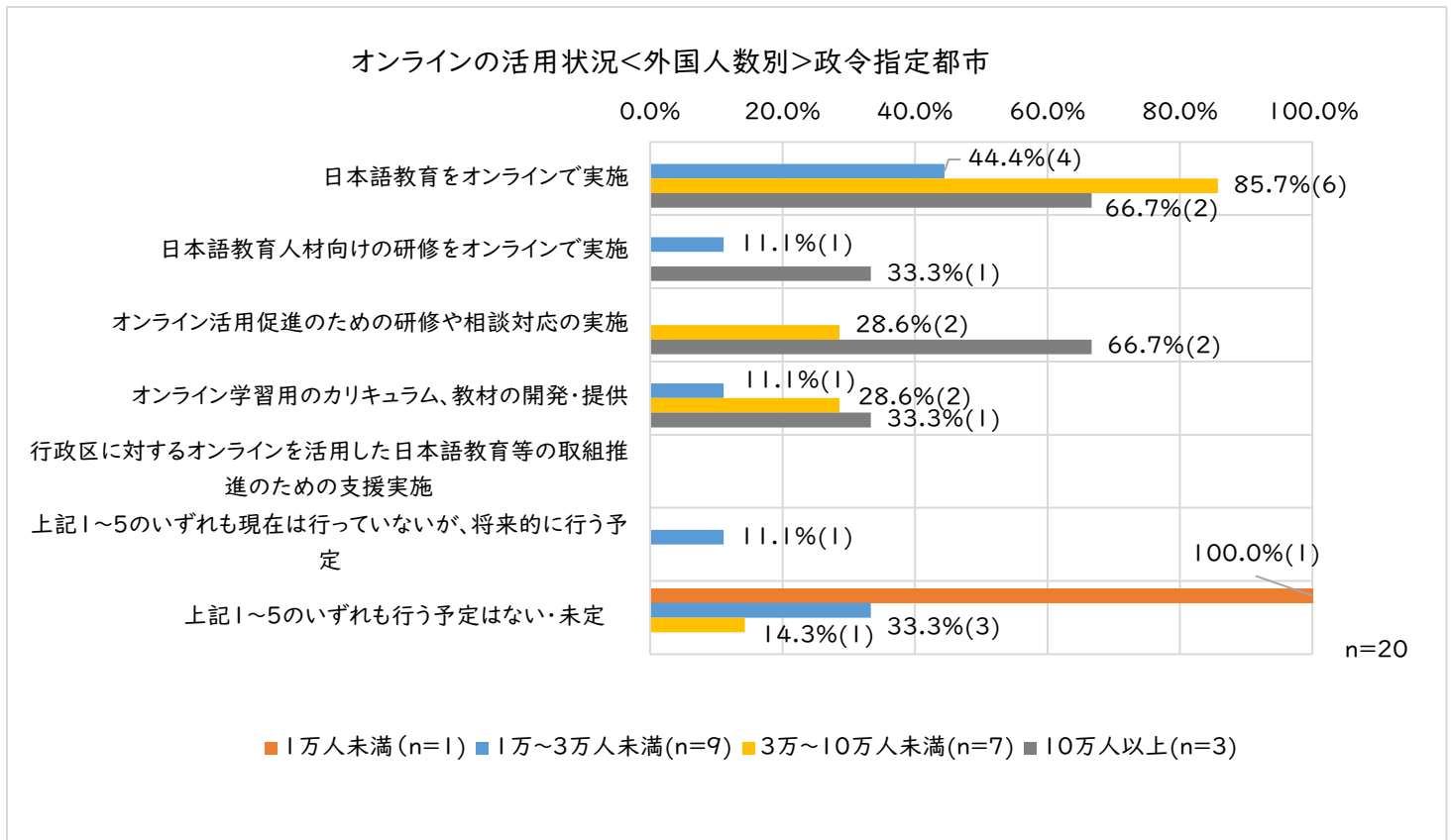
<総人口別>市区町村



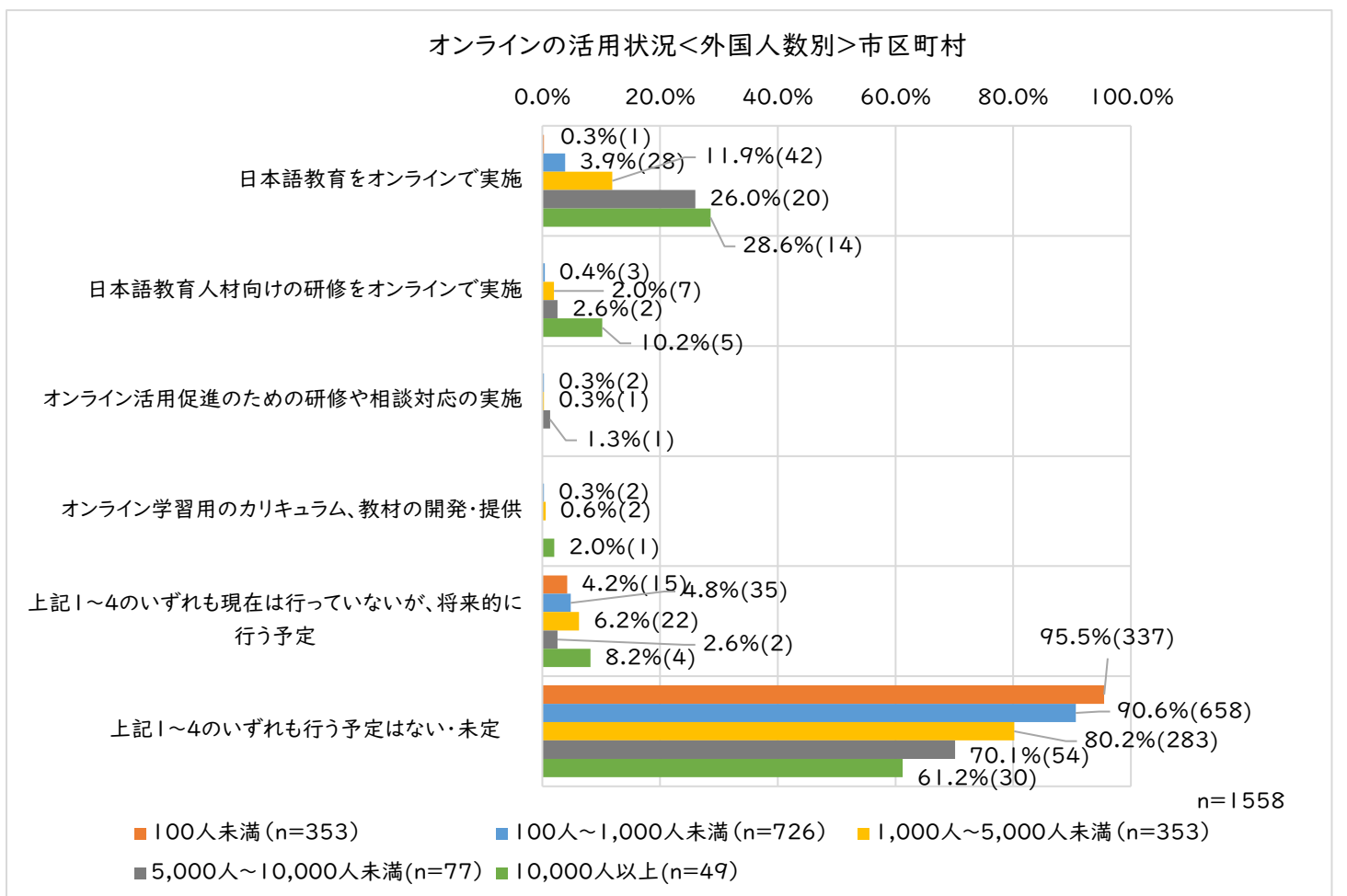
<外国人数別>都道府県



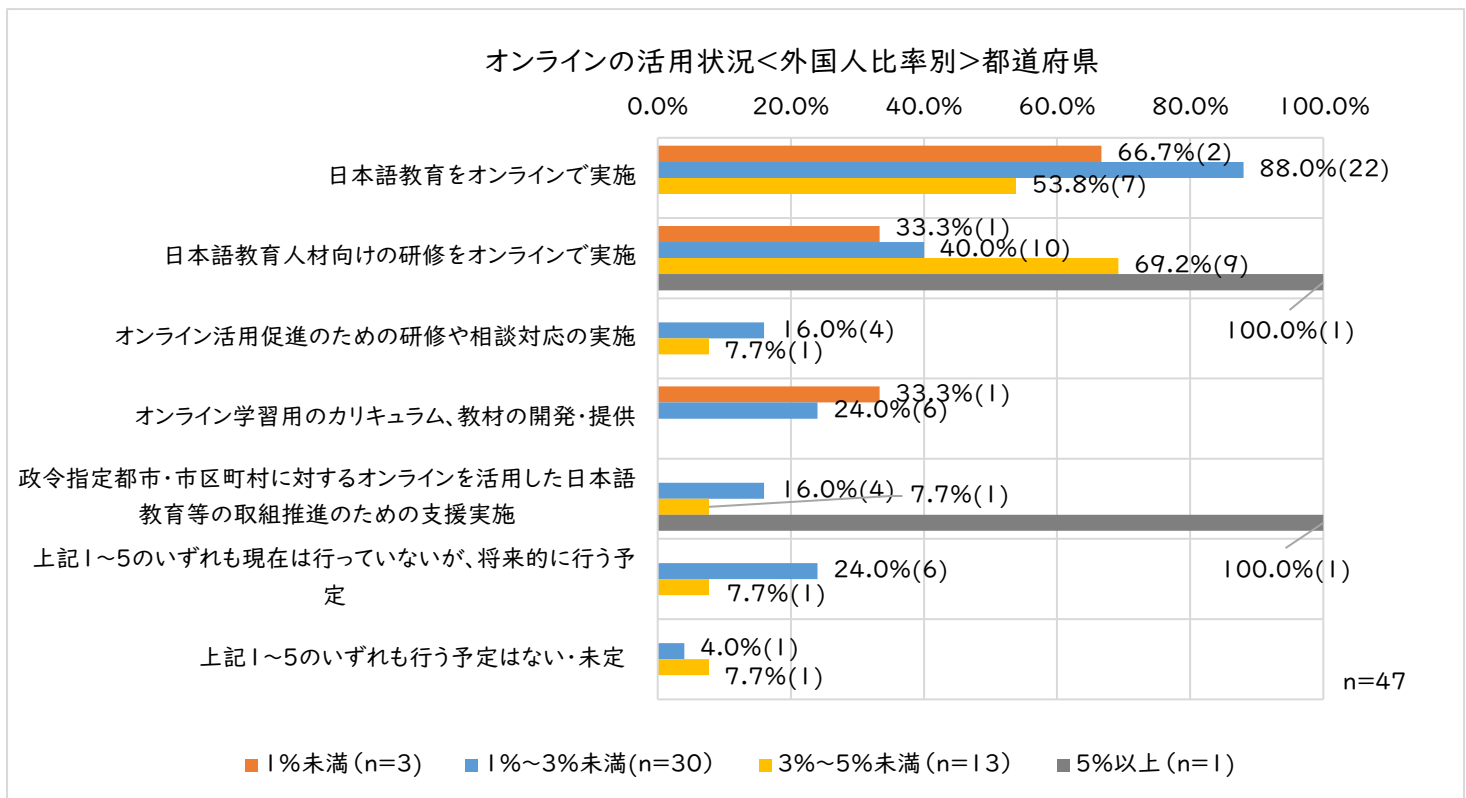
<外国人数別>政令指定都市



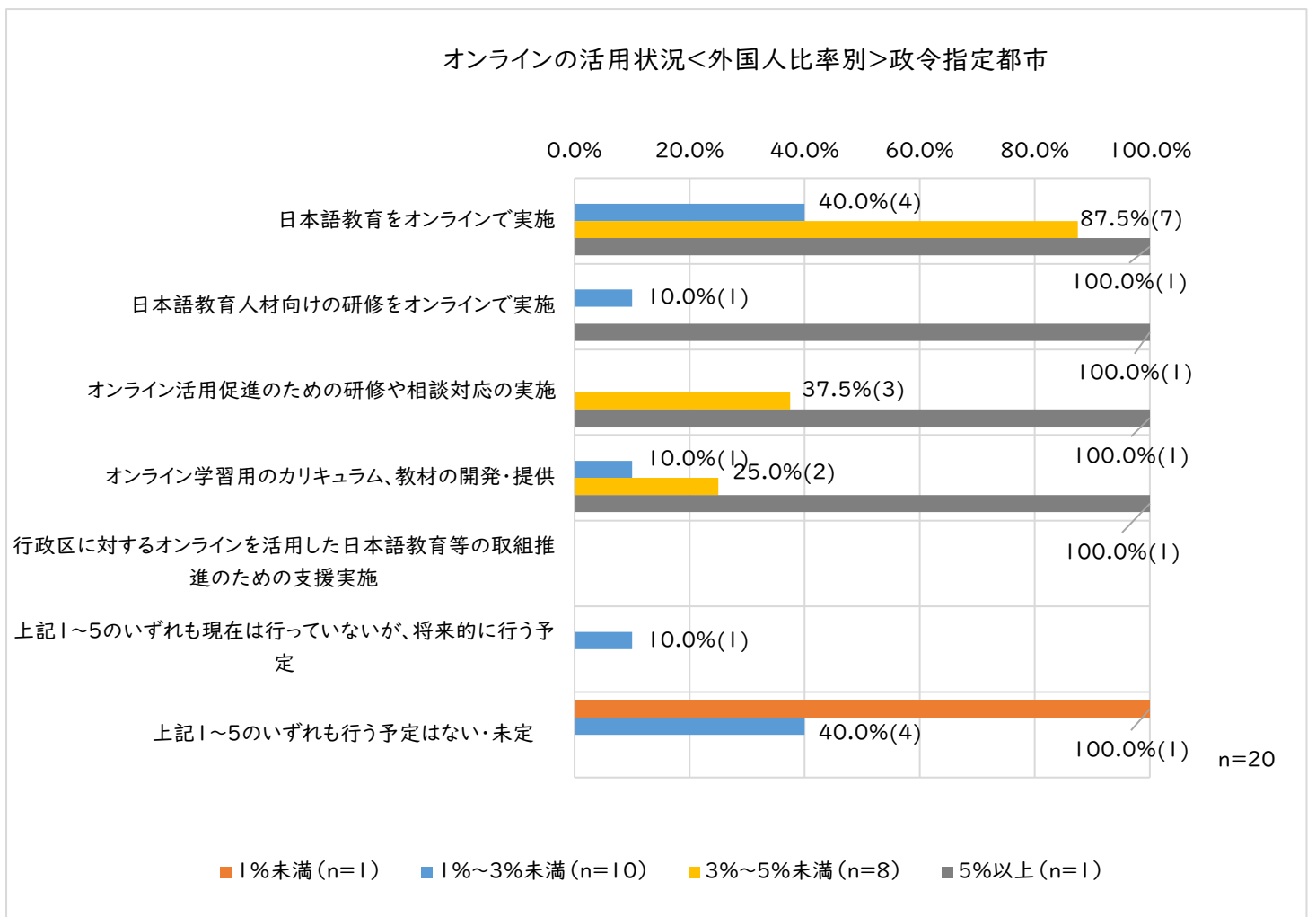
<外国人数別>市区町村



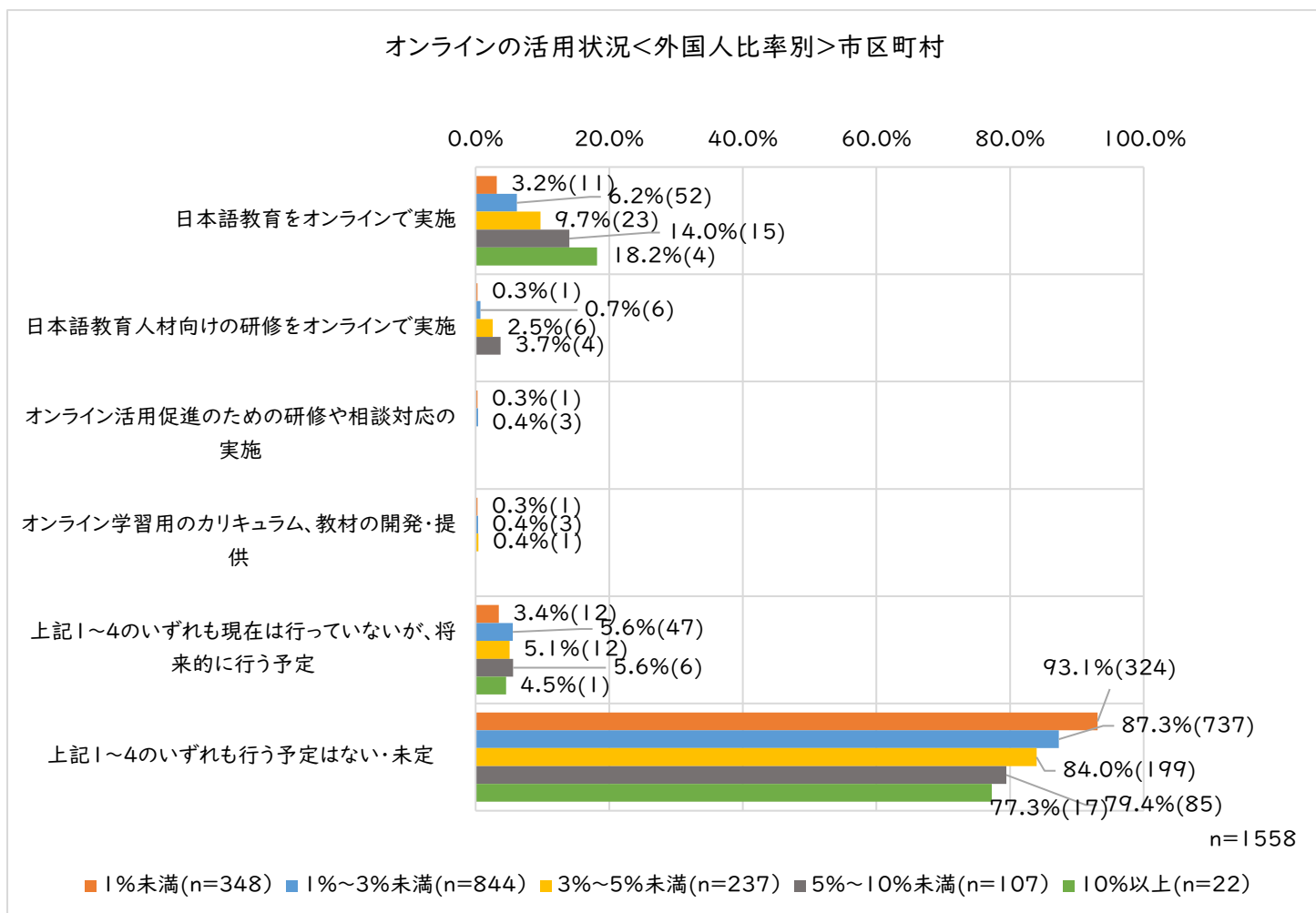
<外国人比率別>都道府県



<外国人比率別>政令指定都市



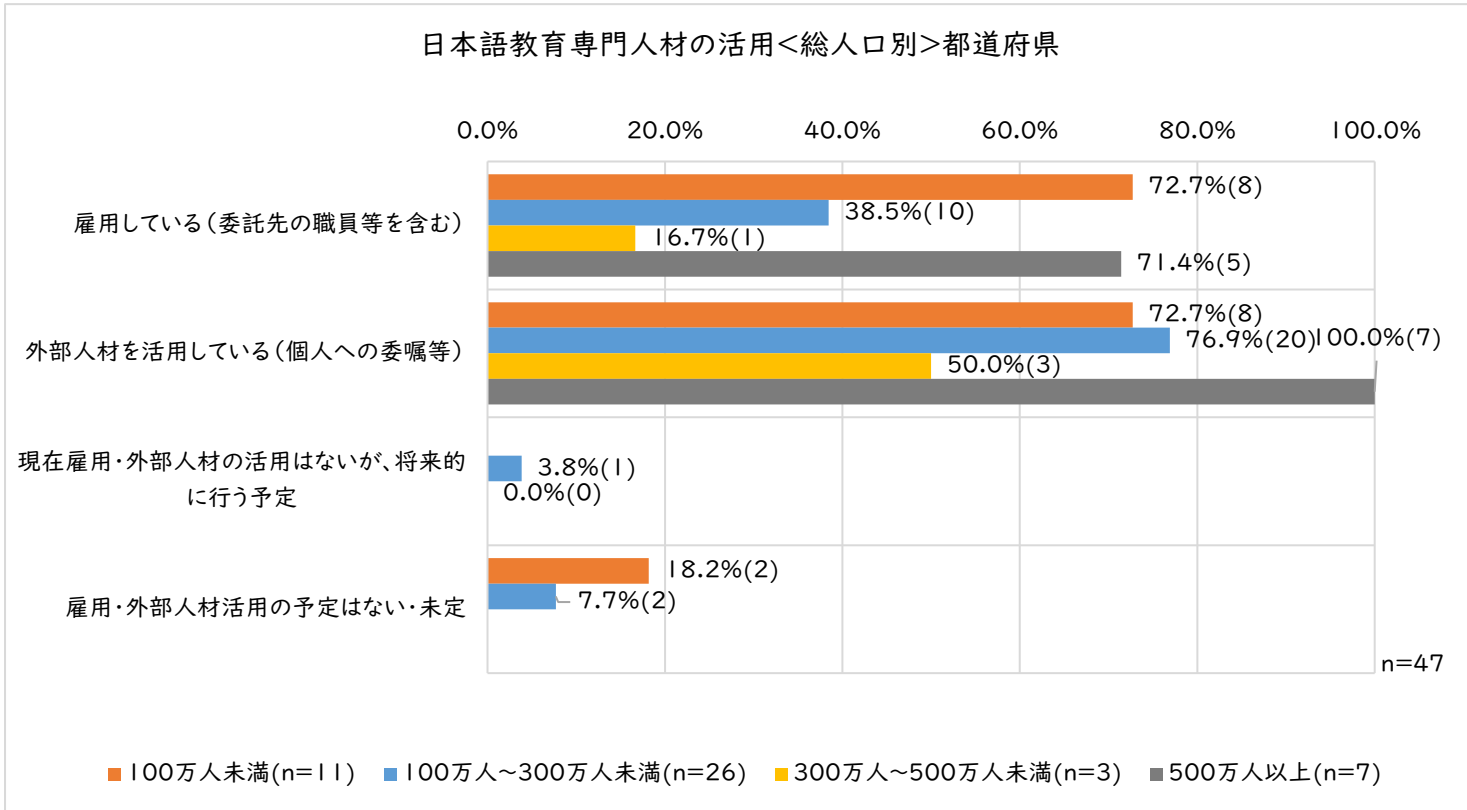
<外国人比率別>市区町村



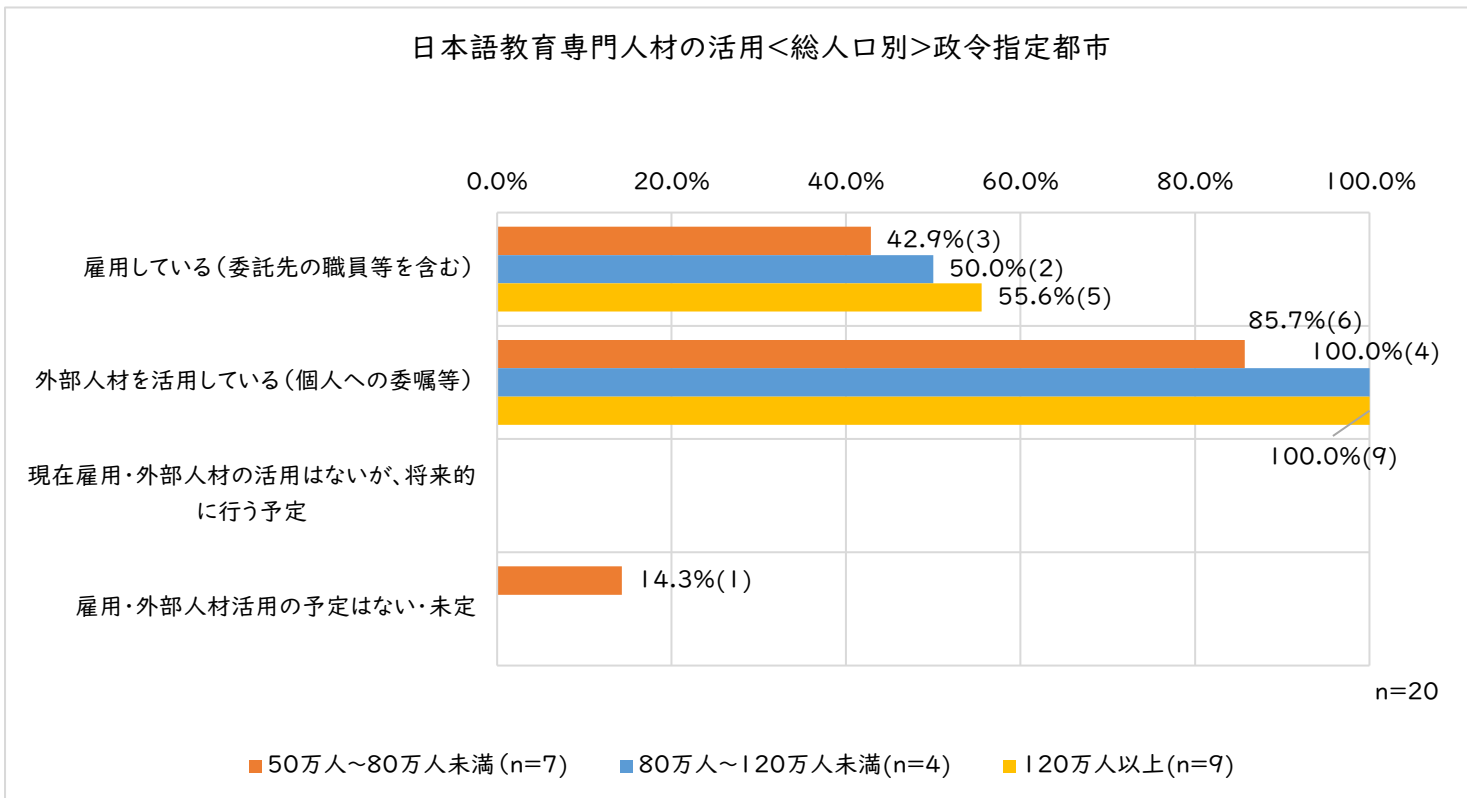
## 10 日本語教育専門人材の活用

現在、日本語教育の専門性を有する人材活用を行っていますか。該当するものをすべて選択してください。(複数回答可)

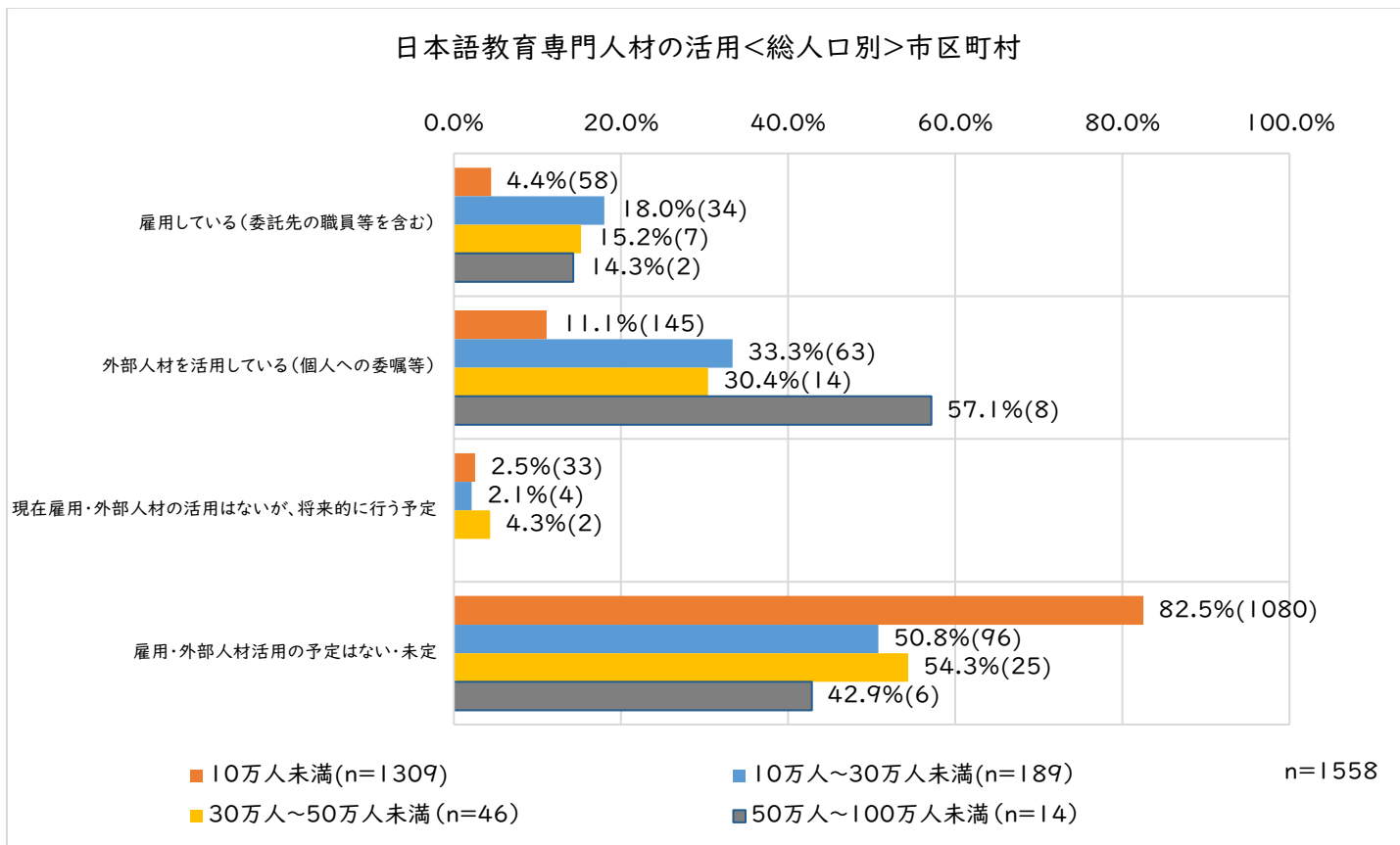
<総人口別>都道府県



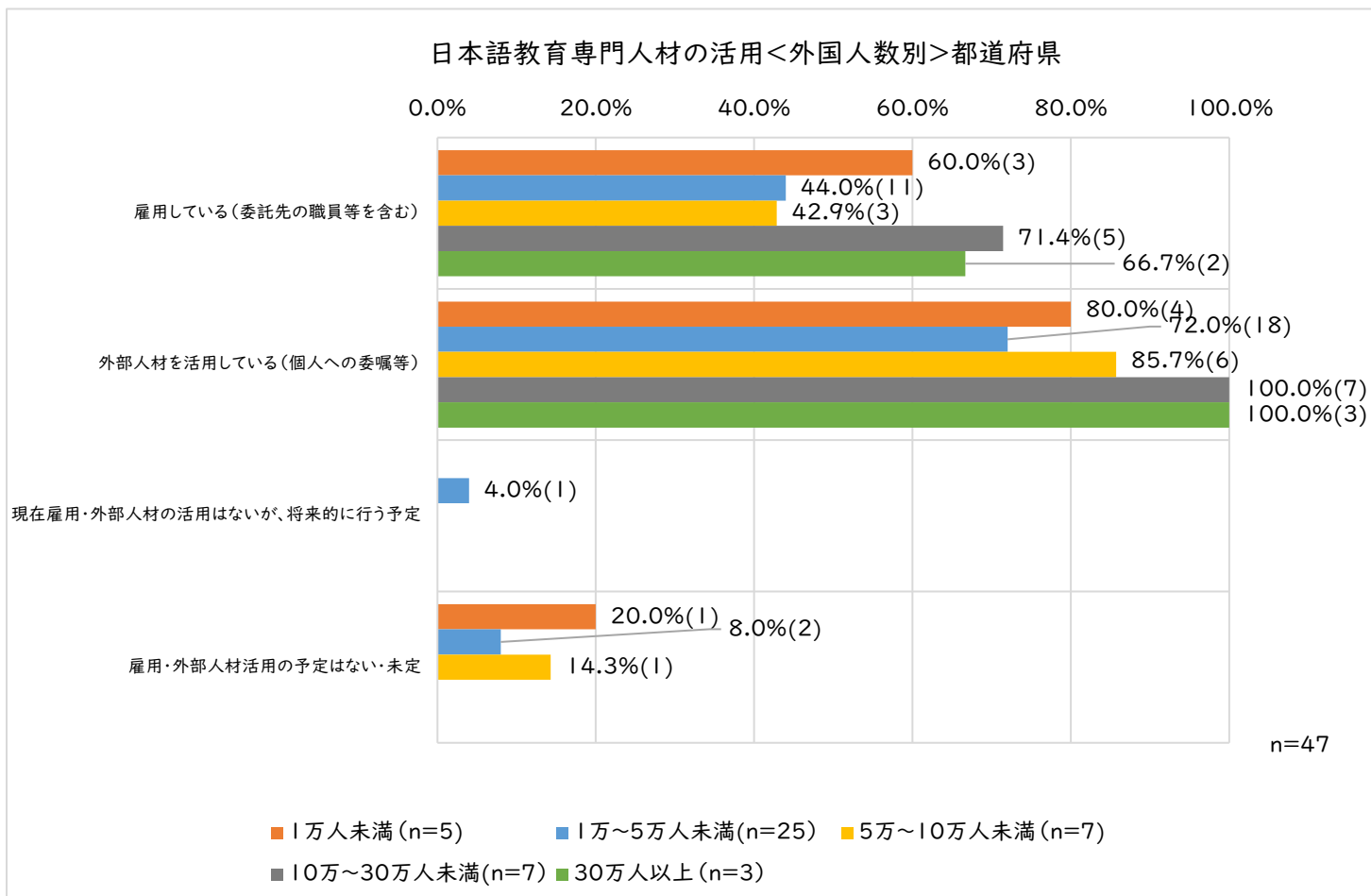
<総人口別>政令指定都市



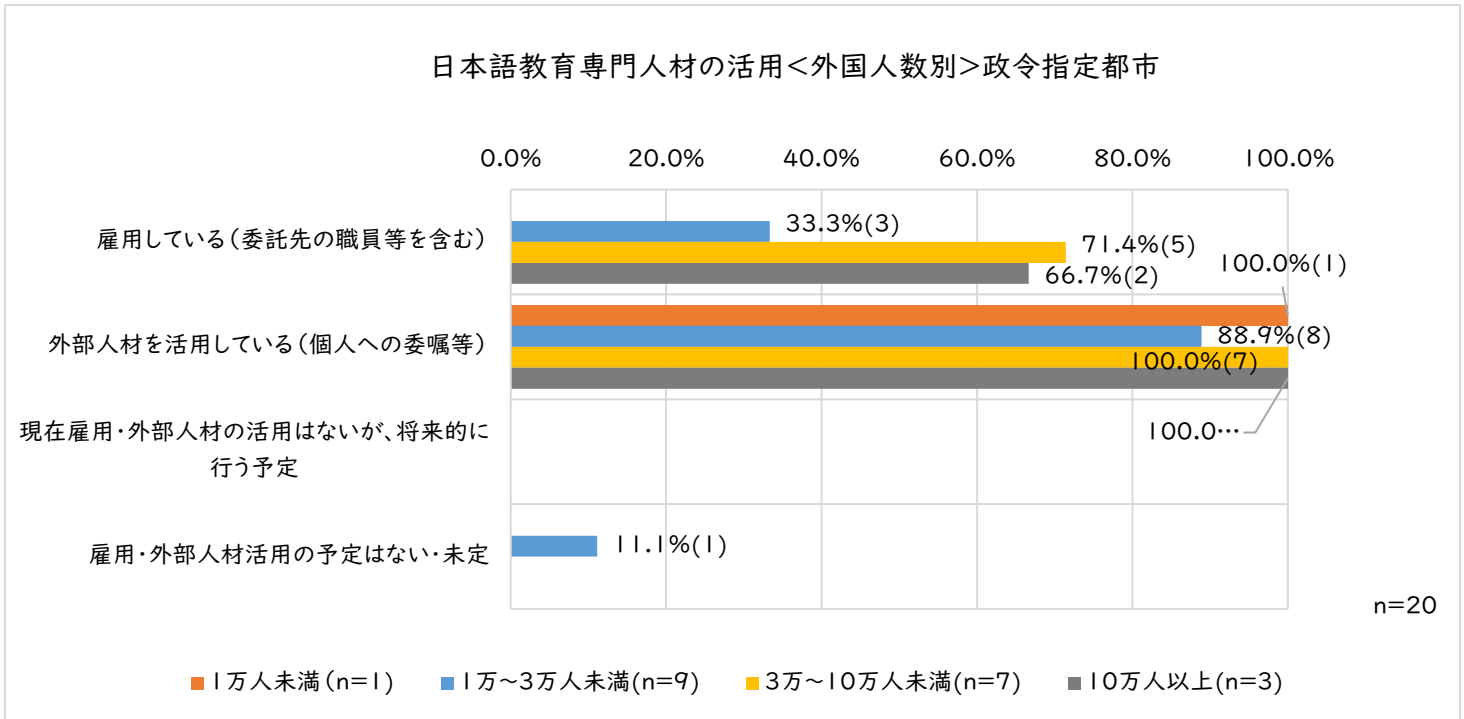
<総人口別>市区町村



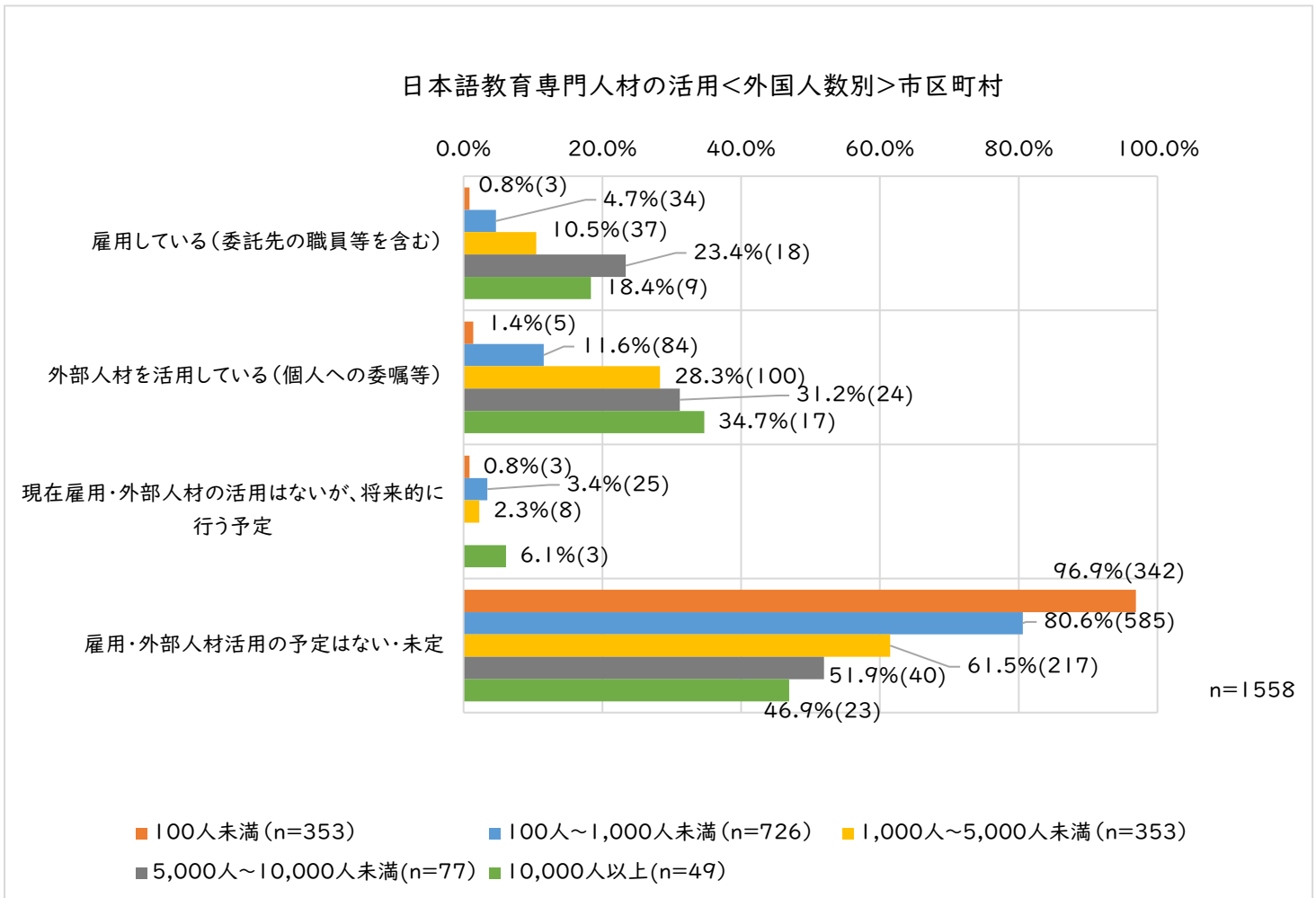
<外国人数別>都道府県



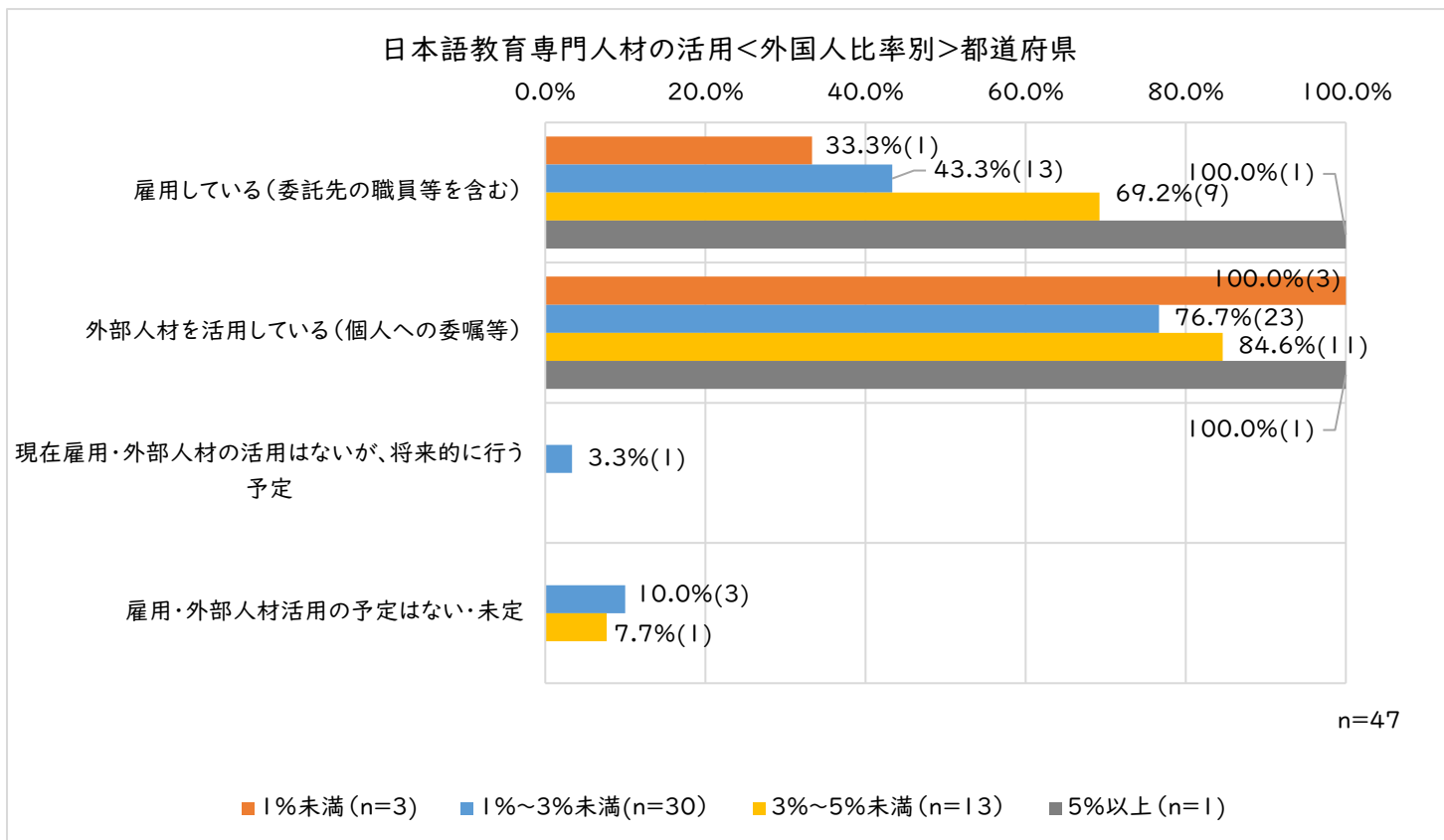
<外国人数別>政令指定都市



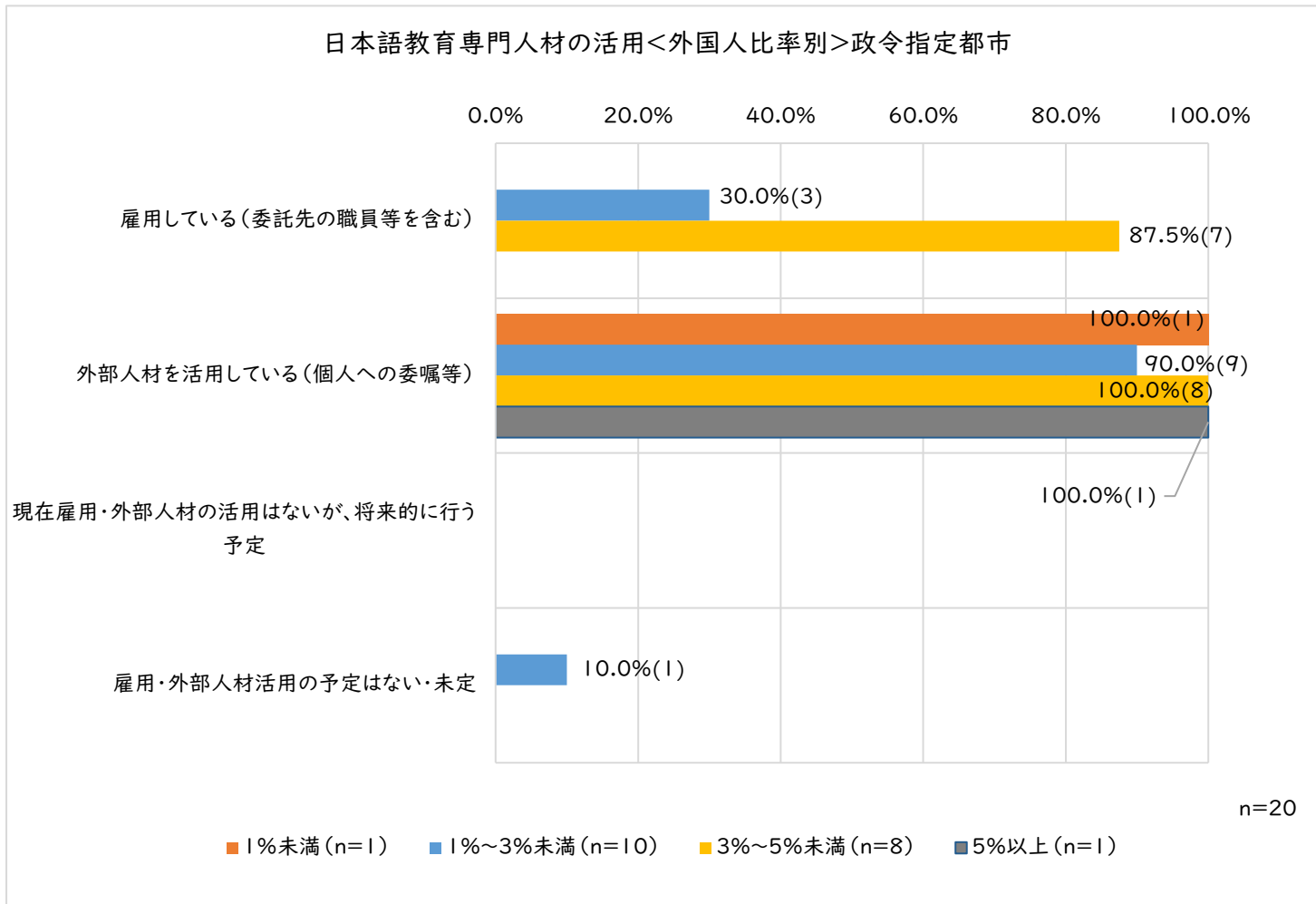
<外国人数別>市区町村



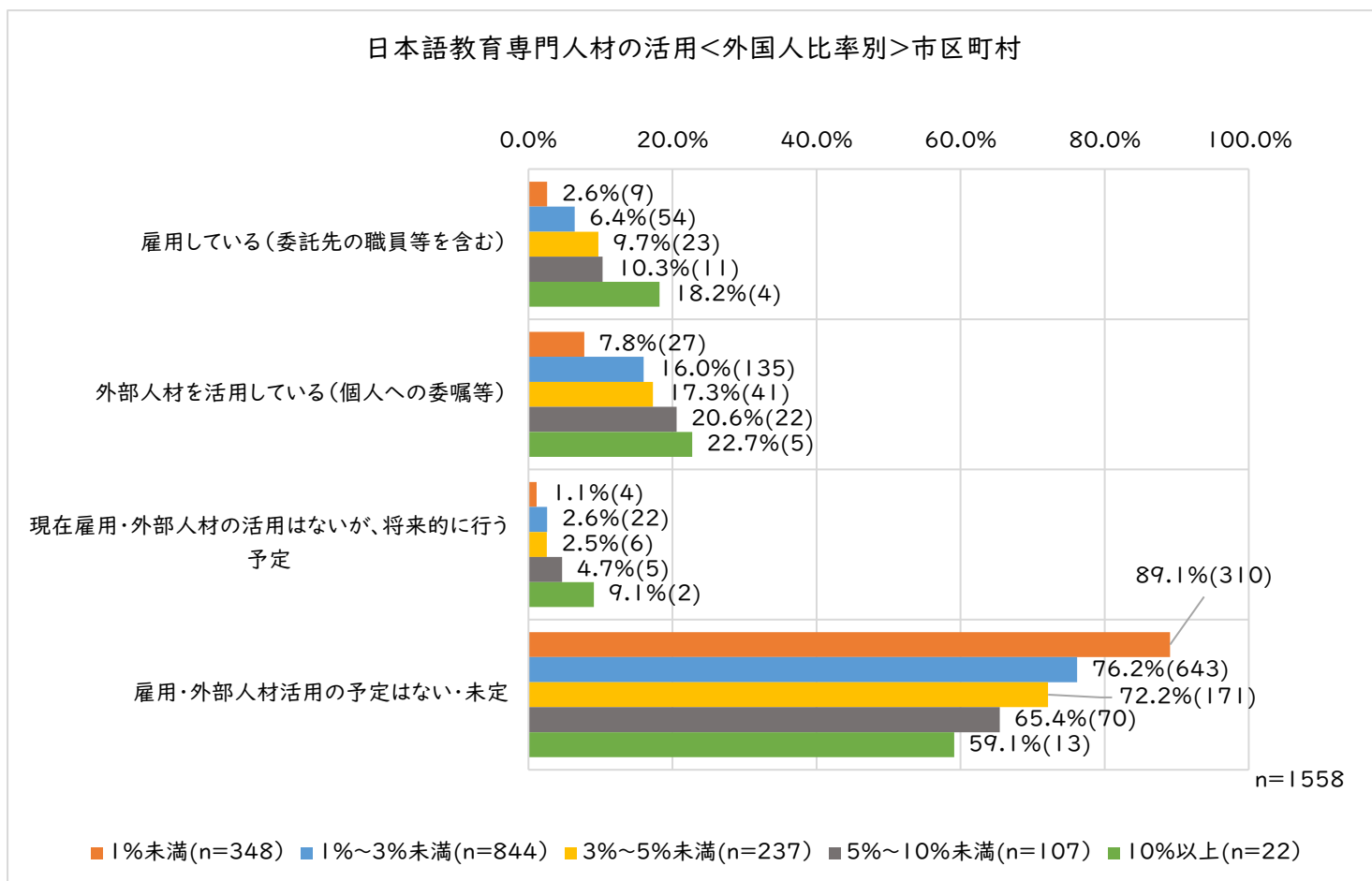
<外国人比率別>都道府県



<外国人比率別>政令指定都市



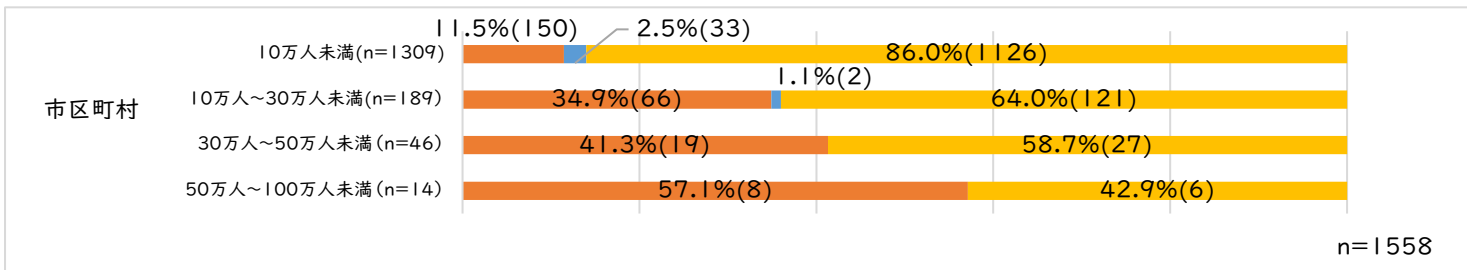
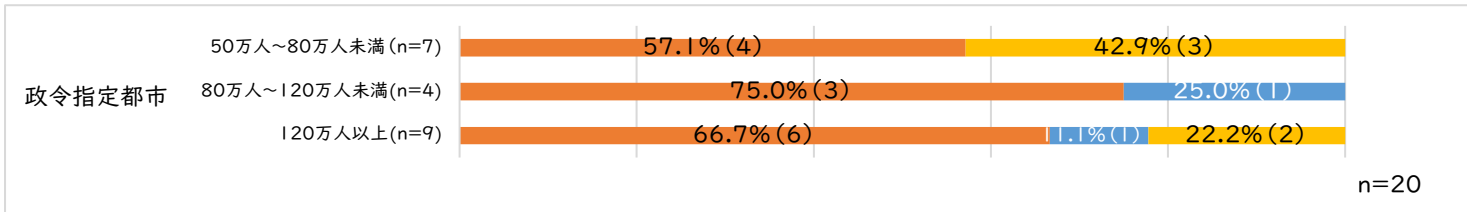
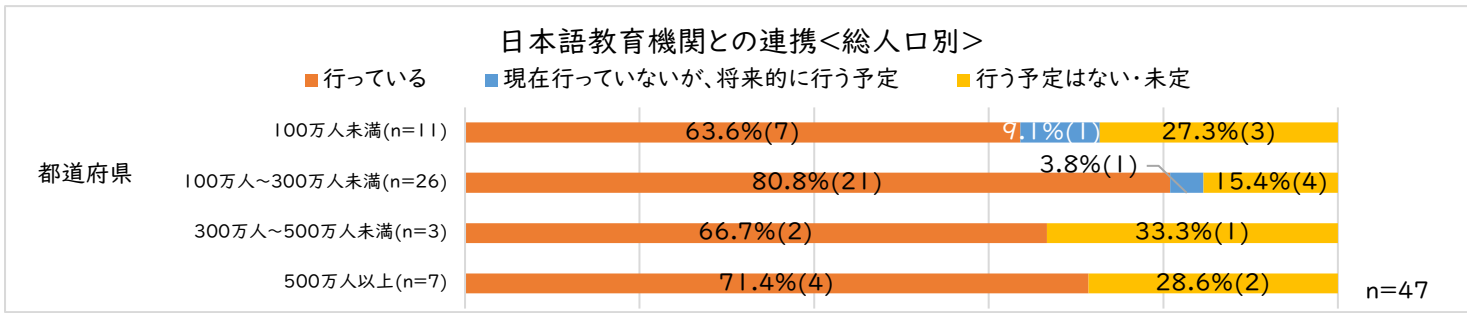
<外国人比率別>市区町村



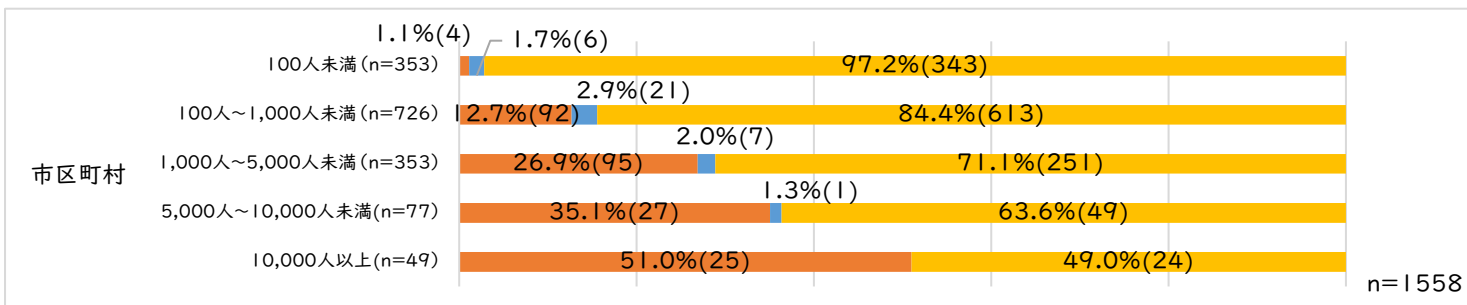
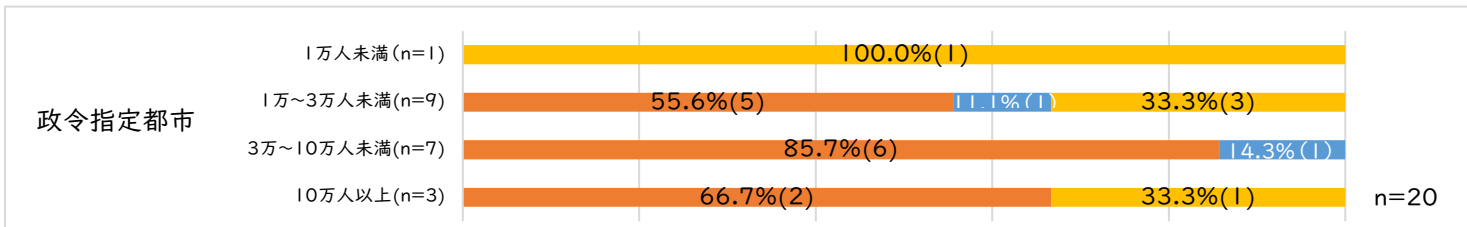
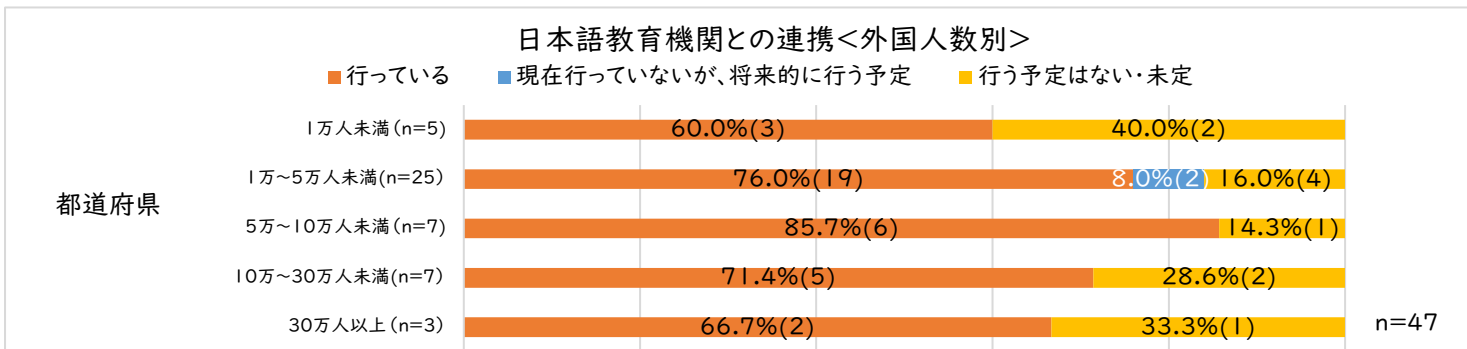
## 11 日本語教育機関との連携

現在、日本語教育機関との連携を行っているかお答えください。

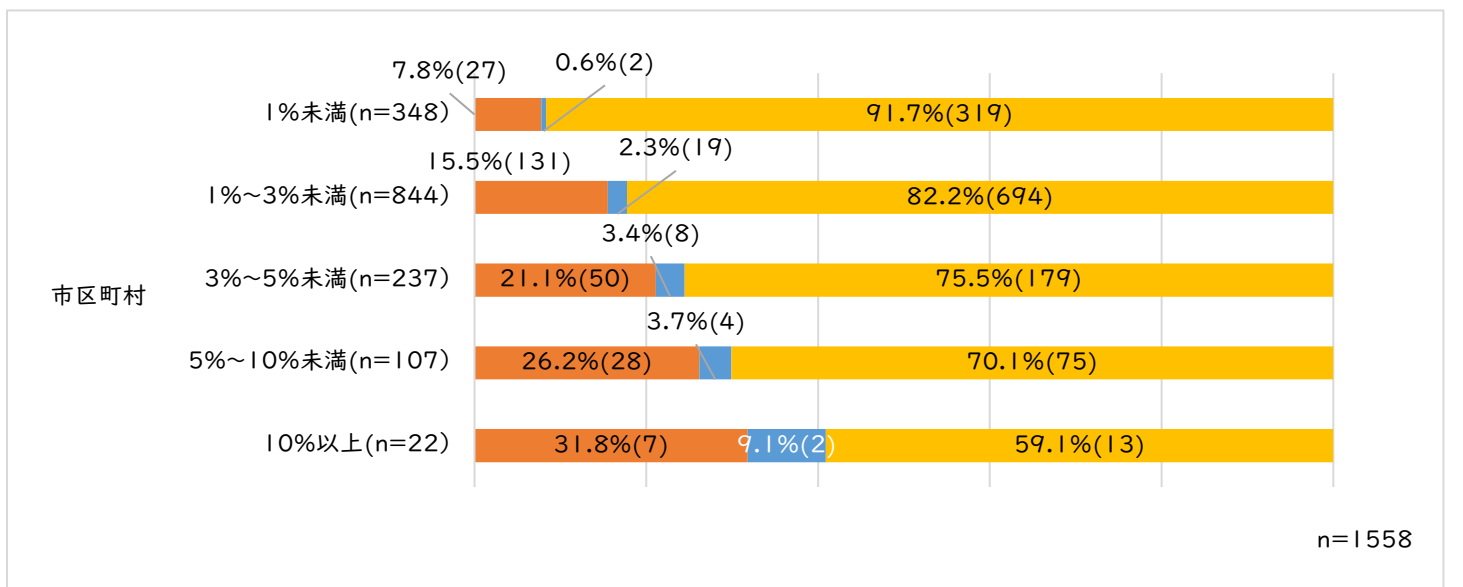
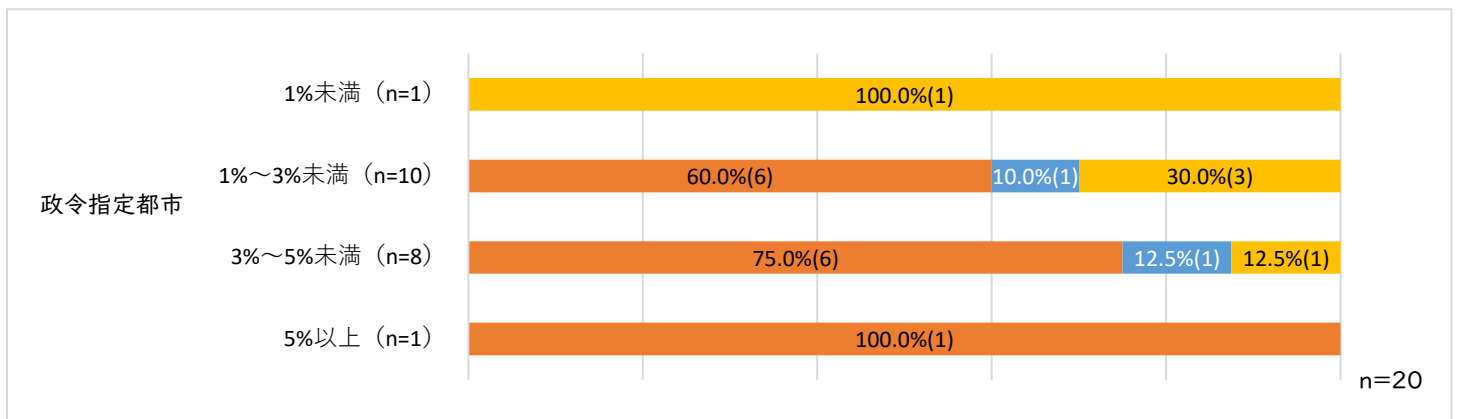
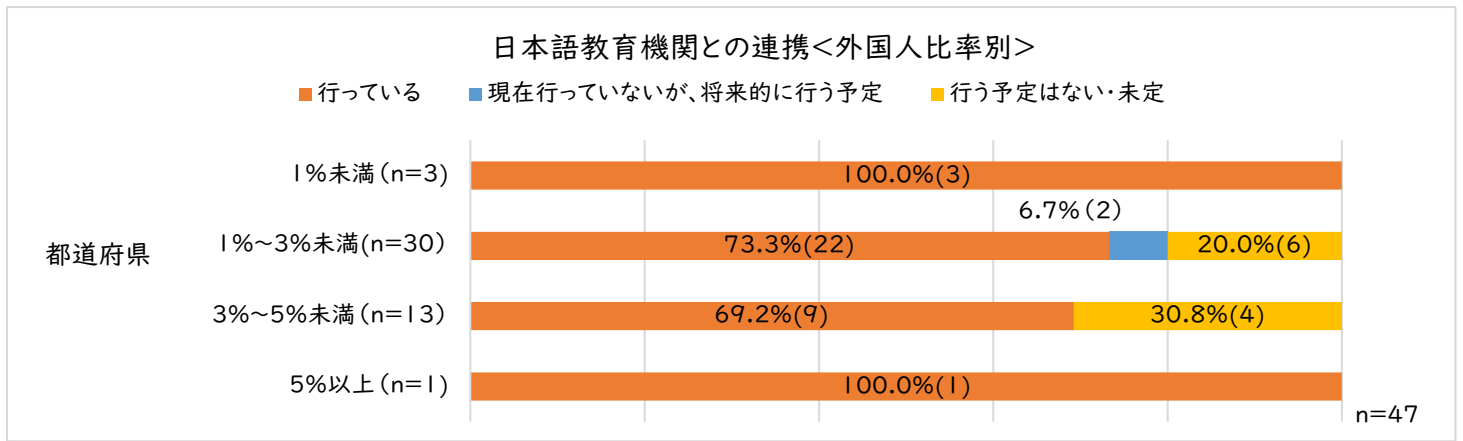
<総人口別>



<外国人数別>



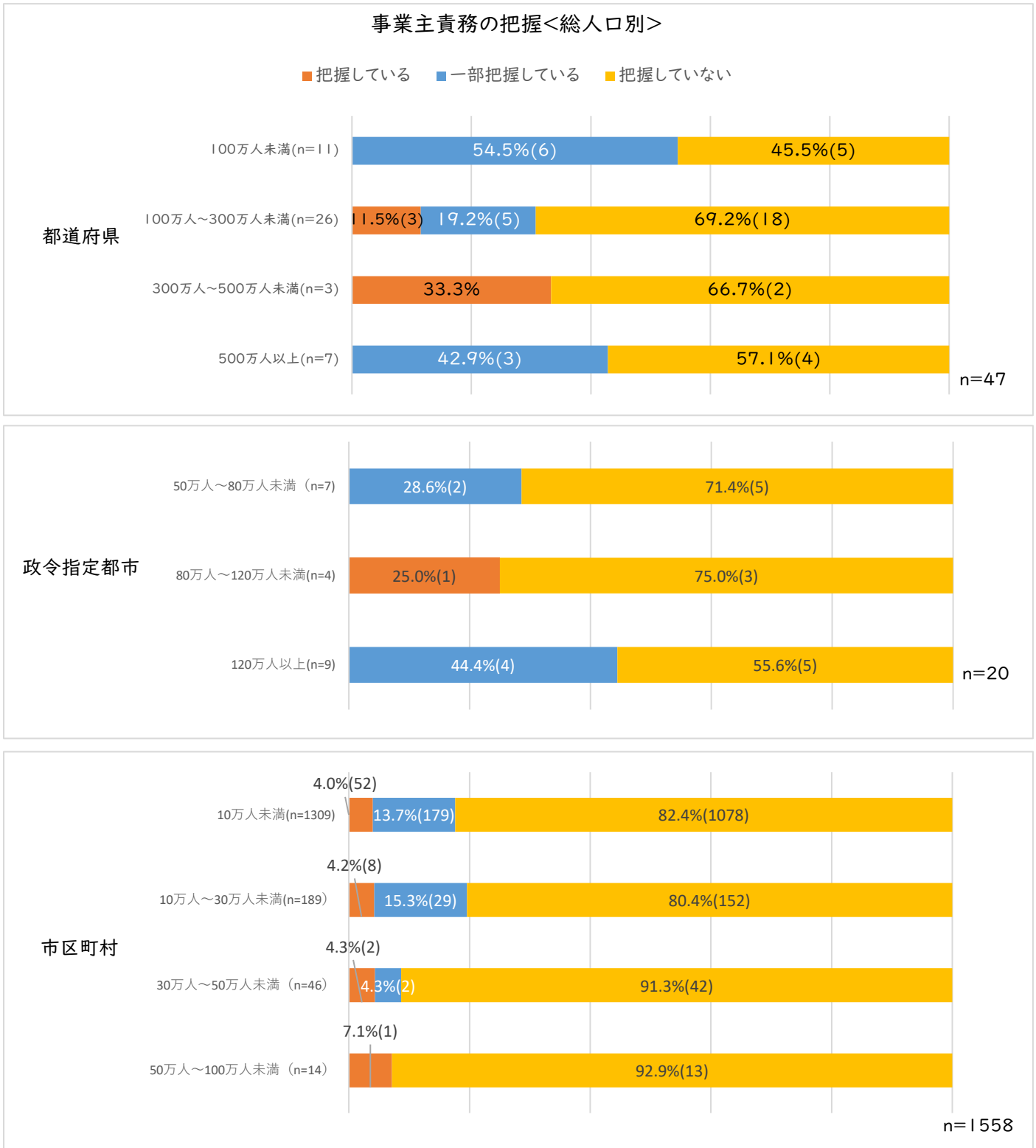
<外国人比率別>



## 12 事業主の責務認識の把握状況

⑰⑱⑲日本語教育の推進に関する法律では、事業主の責務が位置づけられています。

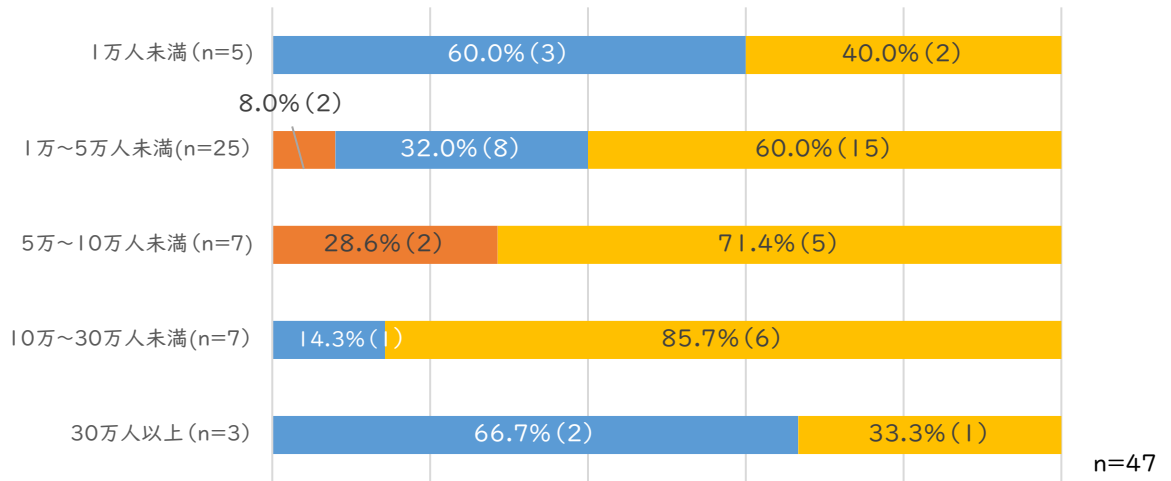
域内の事業主が責務を認識しているか、行政機関として把握していますか。



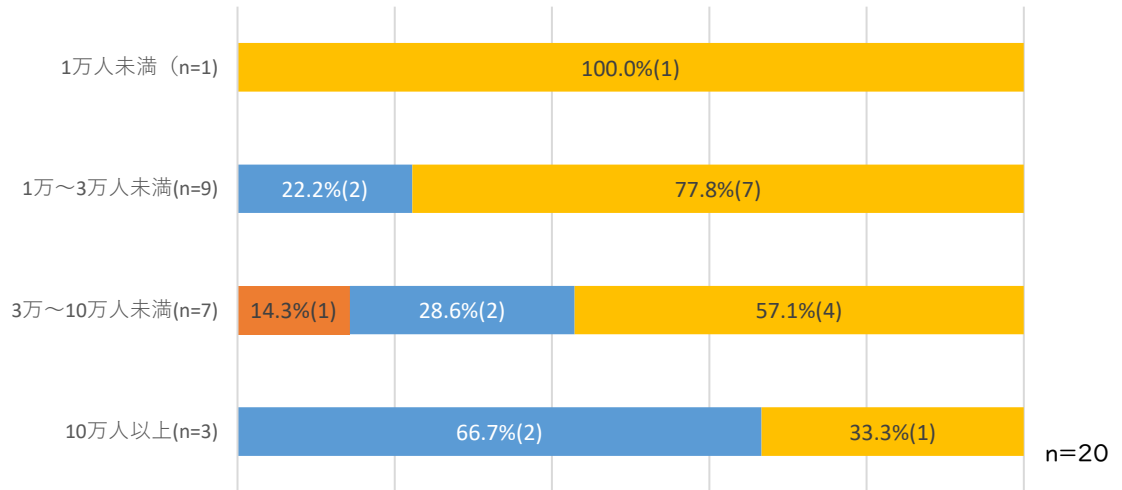
### 事業主の責務の把握<外国人数別>

■ 把握している ■ 一部把握している ■ 把握していない

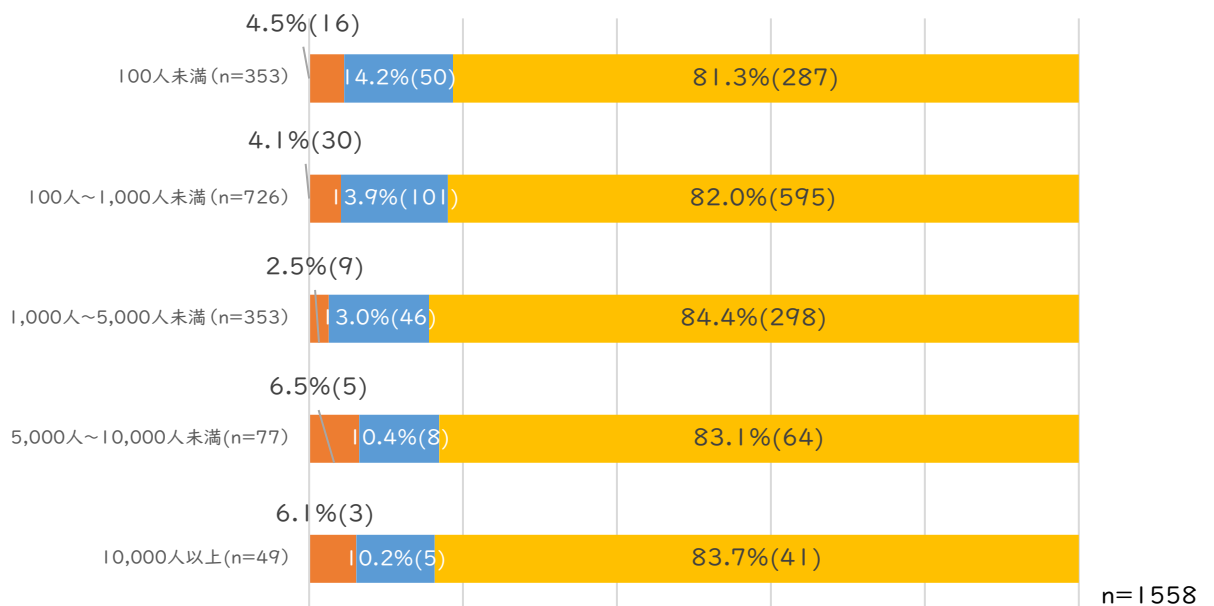
#### 都道府県



#### 政令指定都市

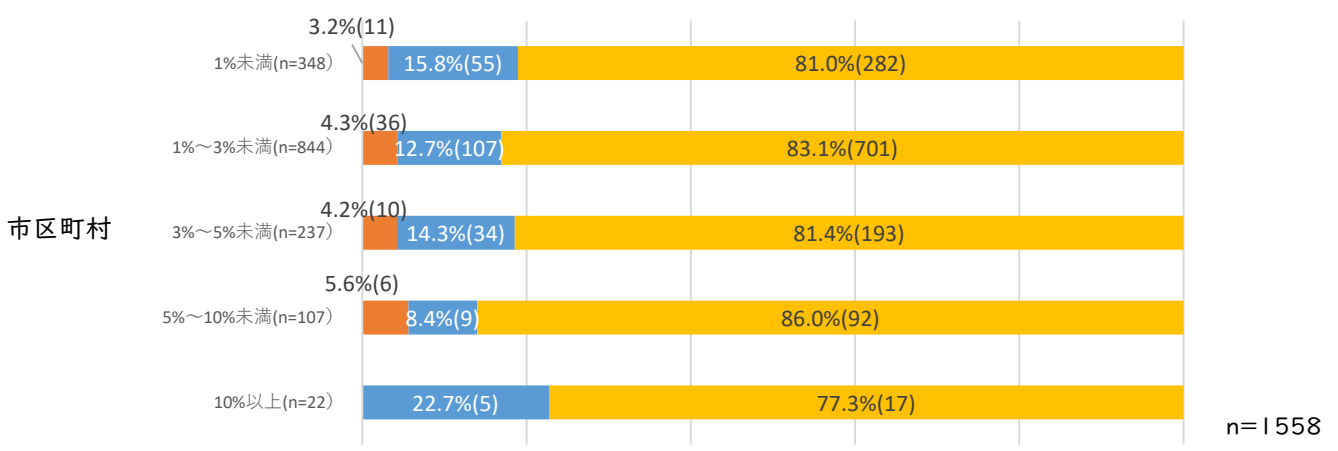
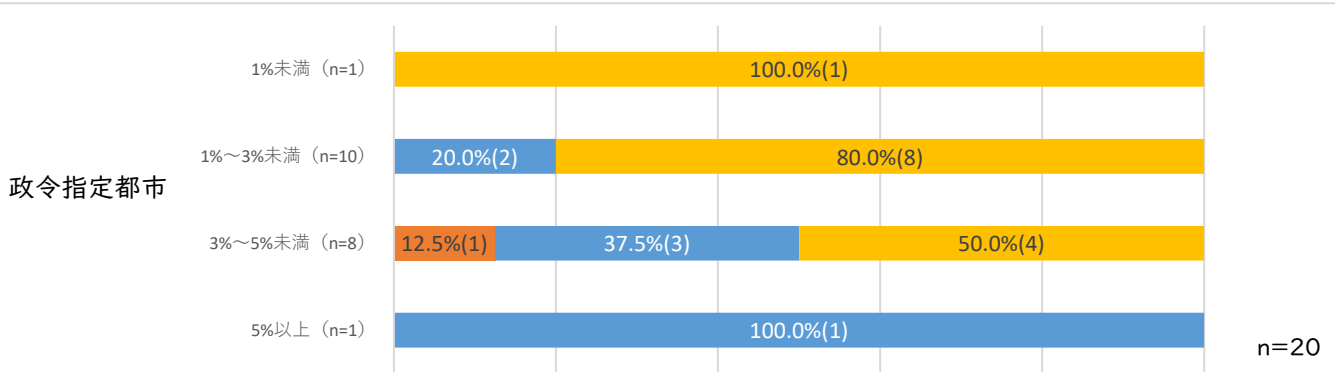
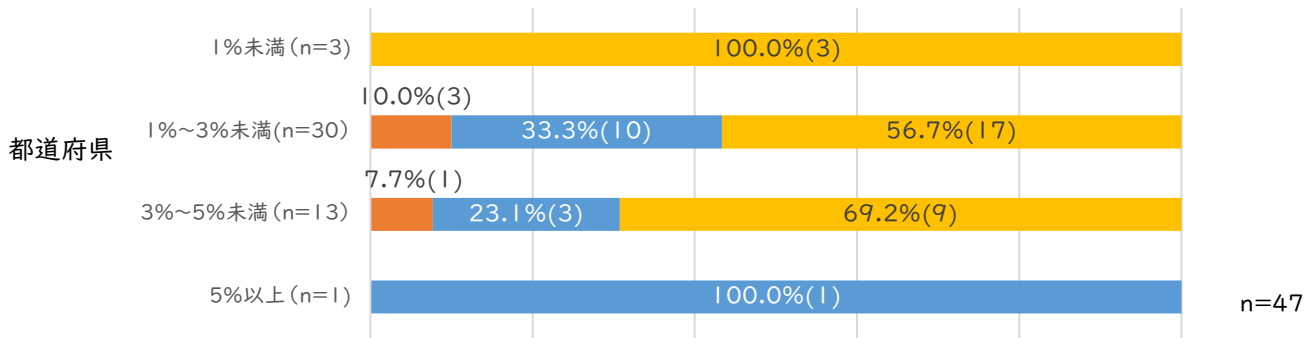


#### 市区町村



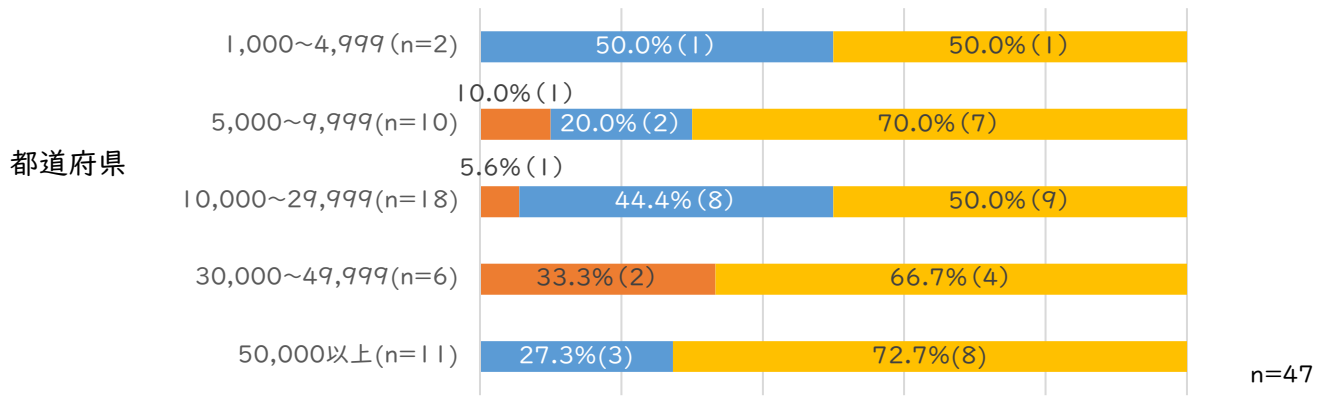
### 事業主の責務の把握<外国人比率別>

■ 把握している ■ 一部把握している ■ 把握していない



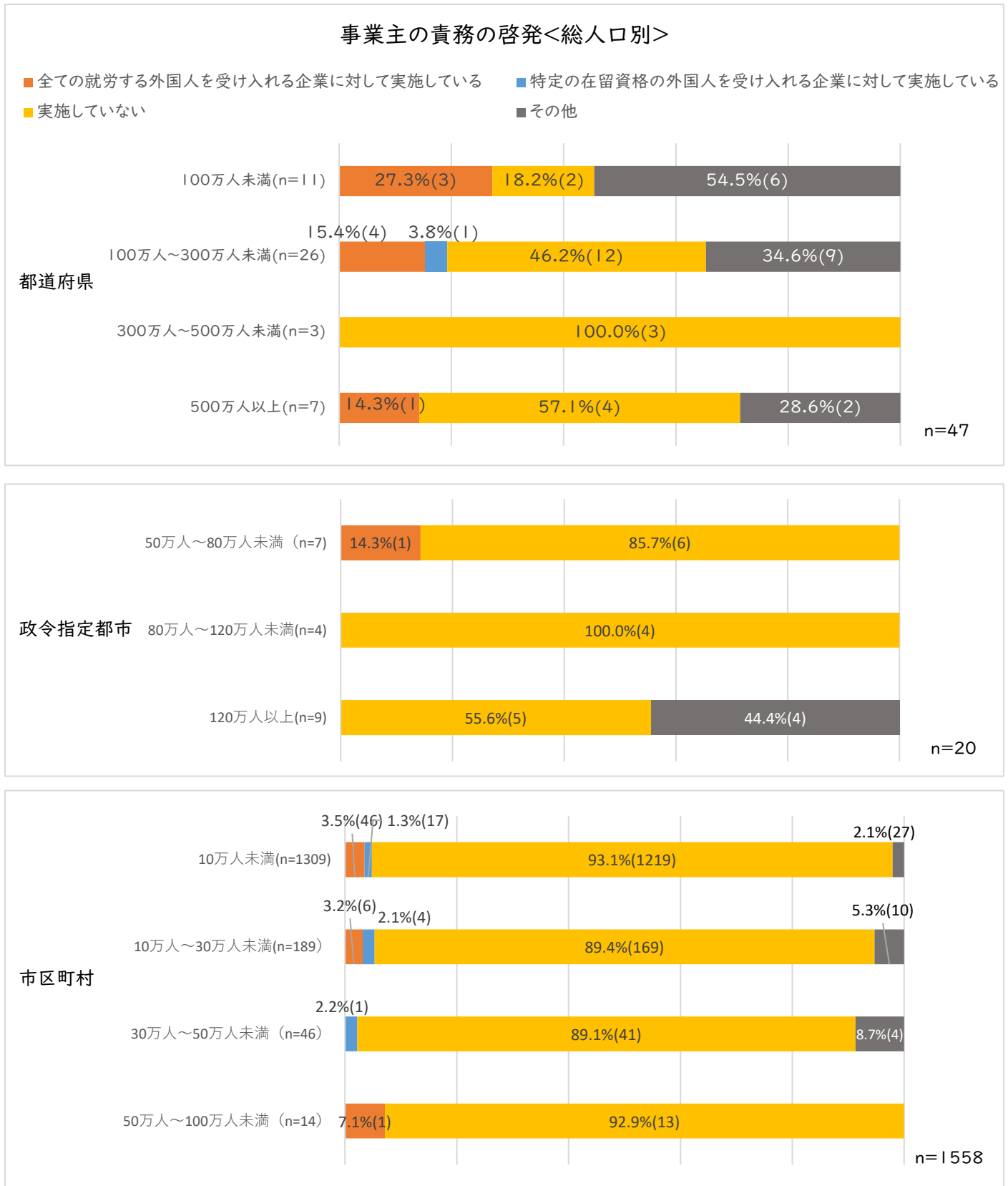
事業主の責務の把握<外国人労働者別>

■把握している ■一部把握している ■把握していない



### 13 事業主の責務の啓発

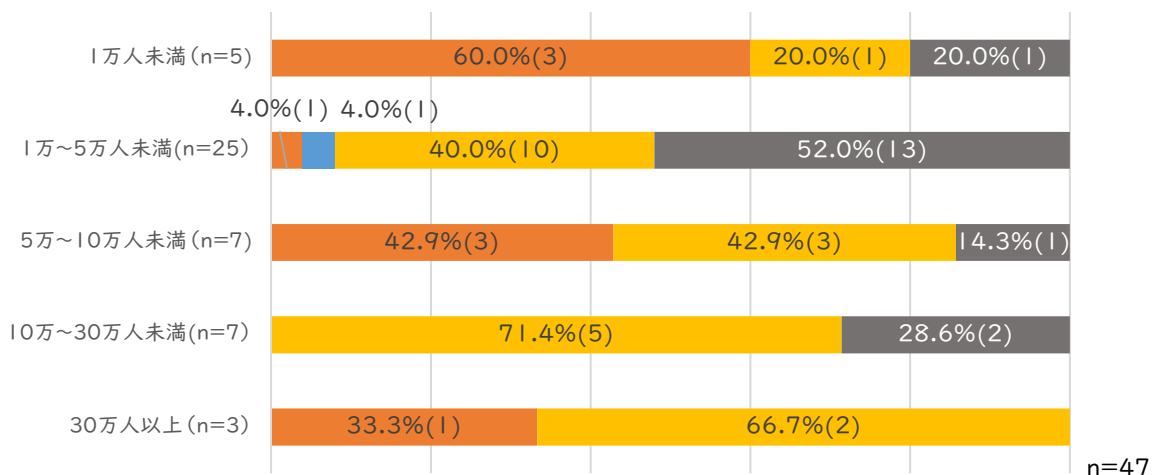
⑱⑲⑳貴団体(市区町村)では、日本語教育の「事業主の責務」を啓発していますか。



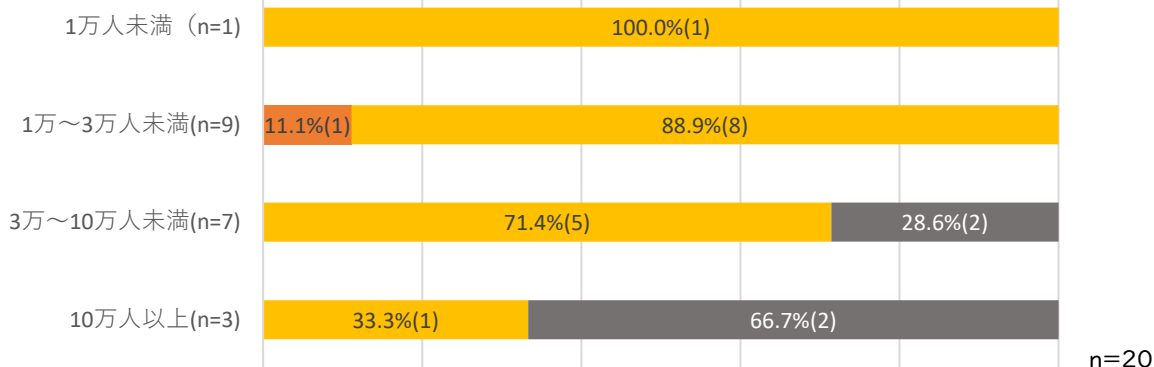
### 事業主の責務の啓発<外国人数別>

- 全ての就労する外国人を受け入れる企業に対して実施している
- 特定の在留資格の外国人を受け入れる企業に対して実施している
- 実施していない
- その他

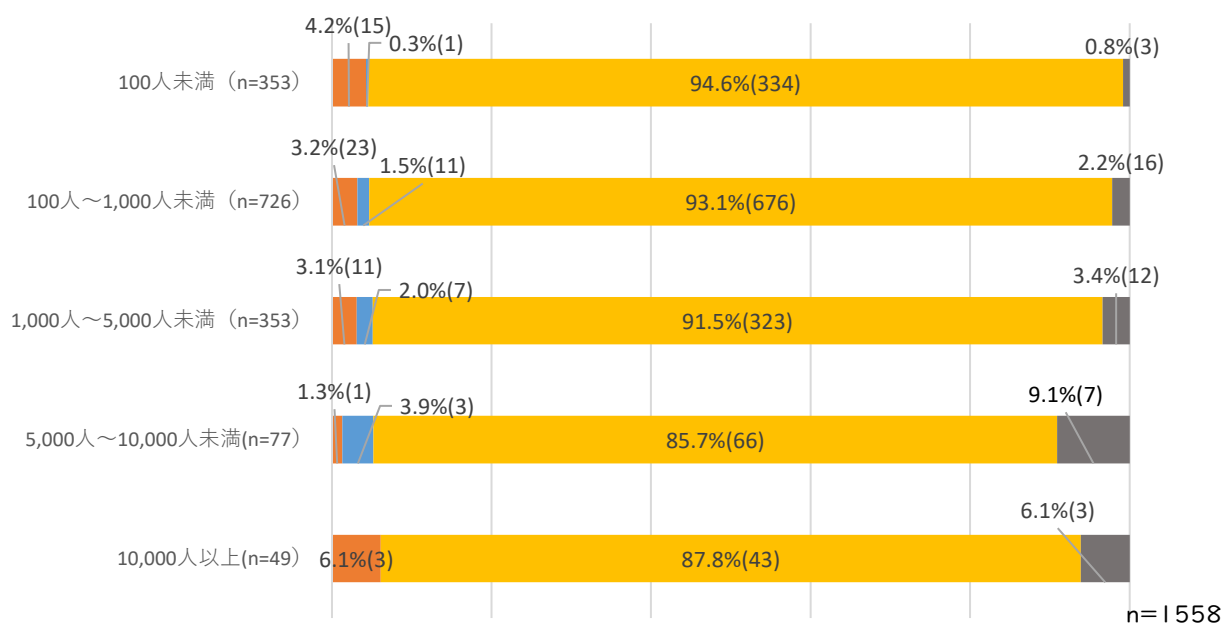
#### 都道府県



#### 政令指定都市

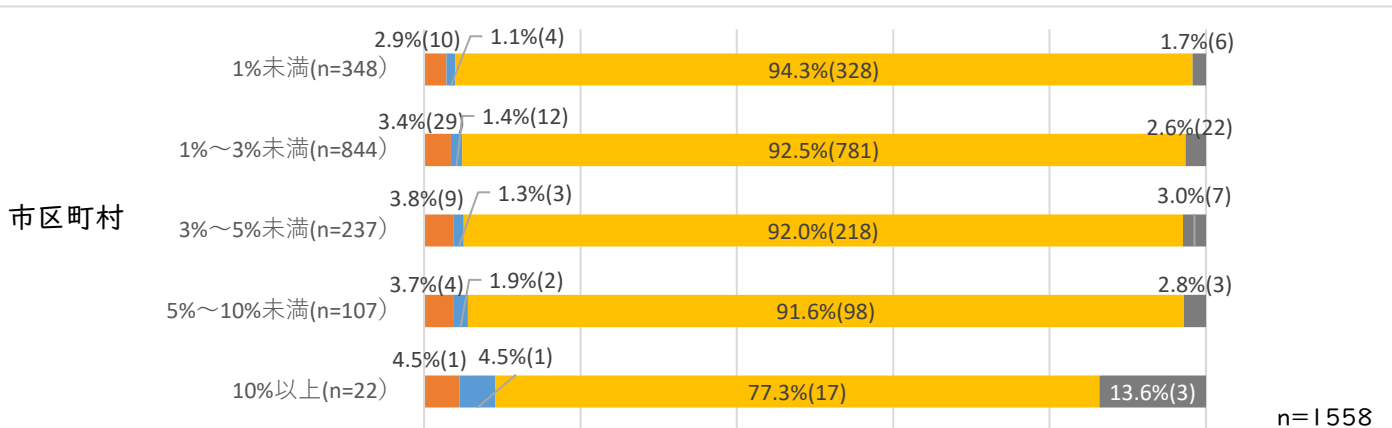
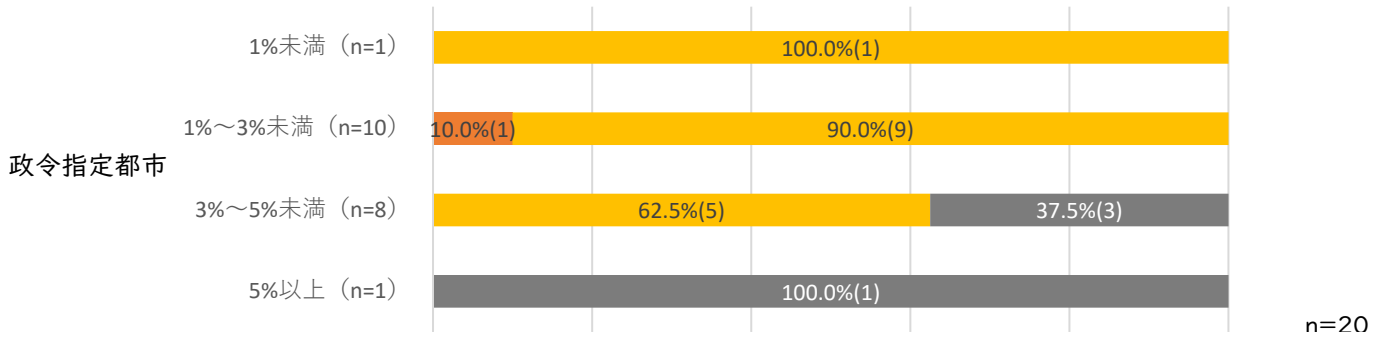
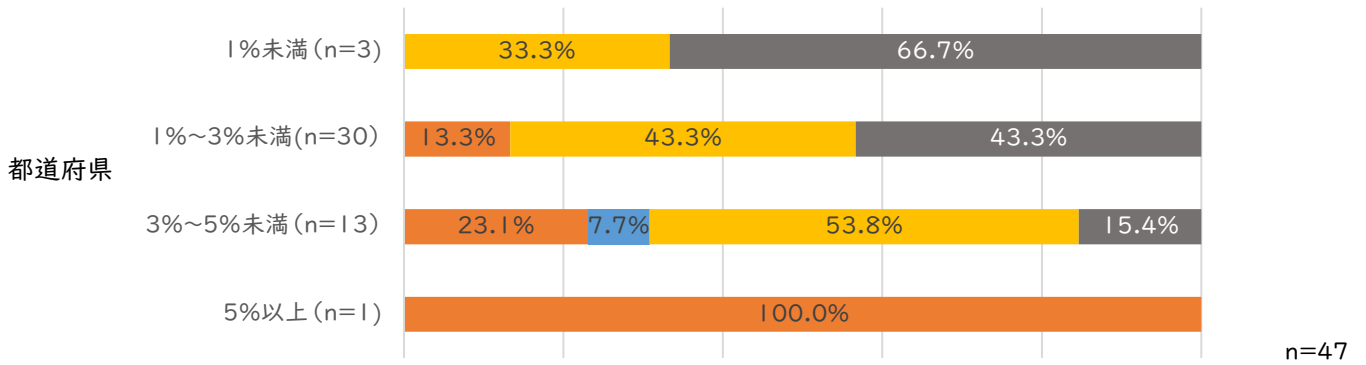


#### 市区町村



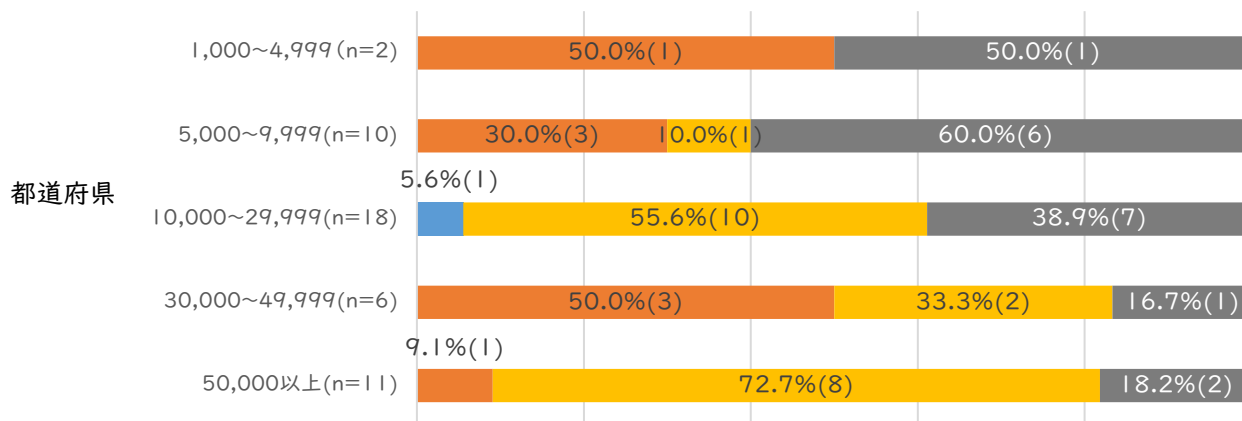
### 事業主の責務の啓発<外国人比率別>

- 全ての就労する外国人を受け入れる企業に対して実施している
- 実施していない
- 特定の在留資格の外国人を受け入れる企業に対して実施している
- その他



### 事業主の責務啓発<外国人労働者数別>

- 全ての就労する外国人を受け入れる企業に対して実施している
- 特定の在留資格の外国人を受け入れる企業に対して実施している
- 実施していない
- その他



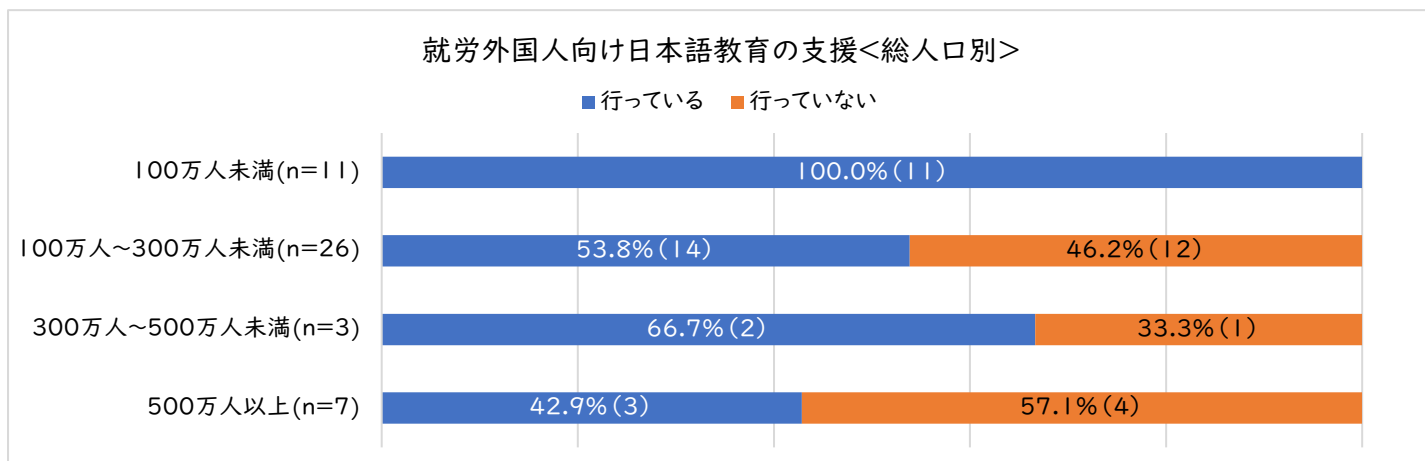
n=47

## 14 就労外国人向け日本語教育の支援／提供

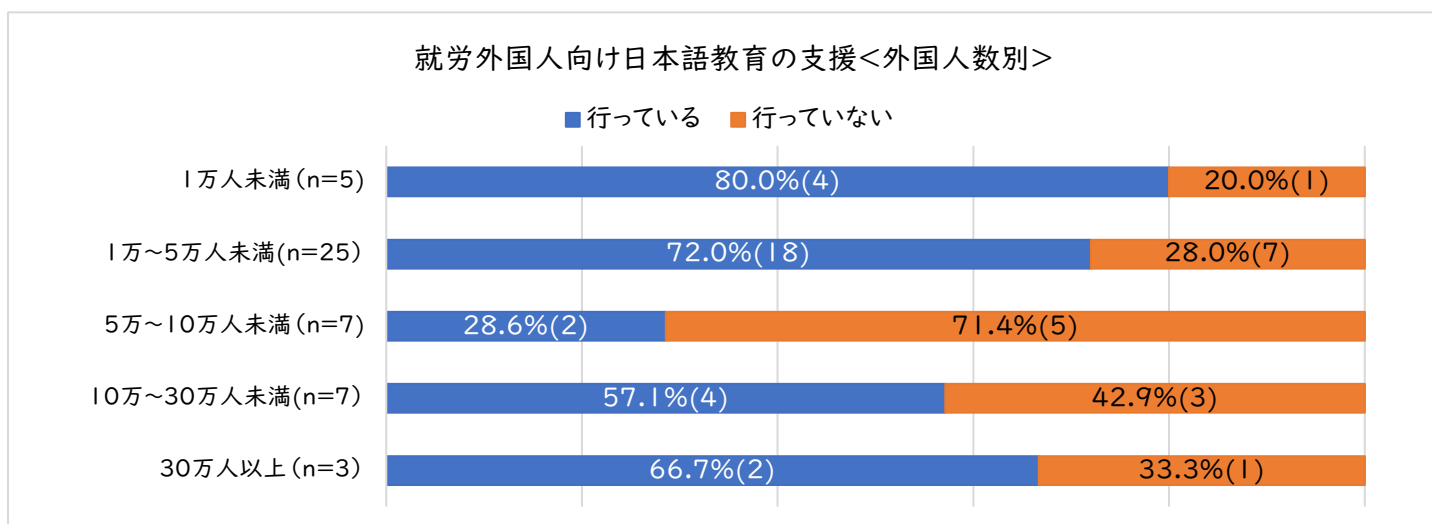
【都道府県のみ】 n=47

域内の就労外国人（技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等）向けに特化した日本語教育に関して、都道府県は支援を行っていますか。

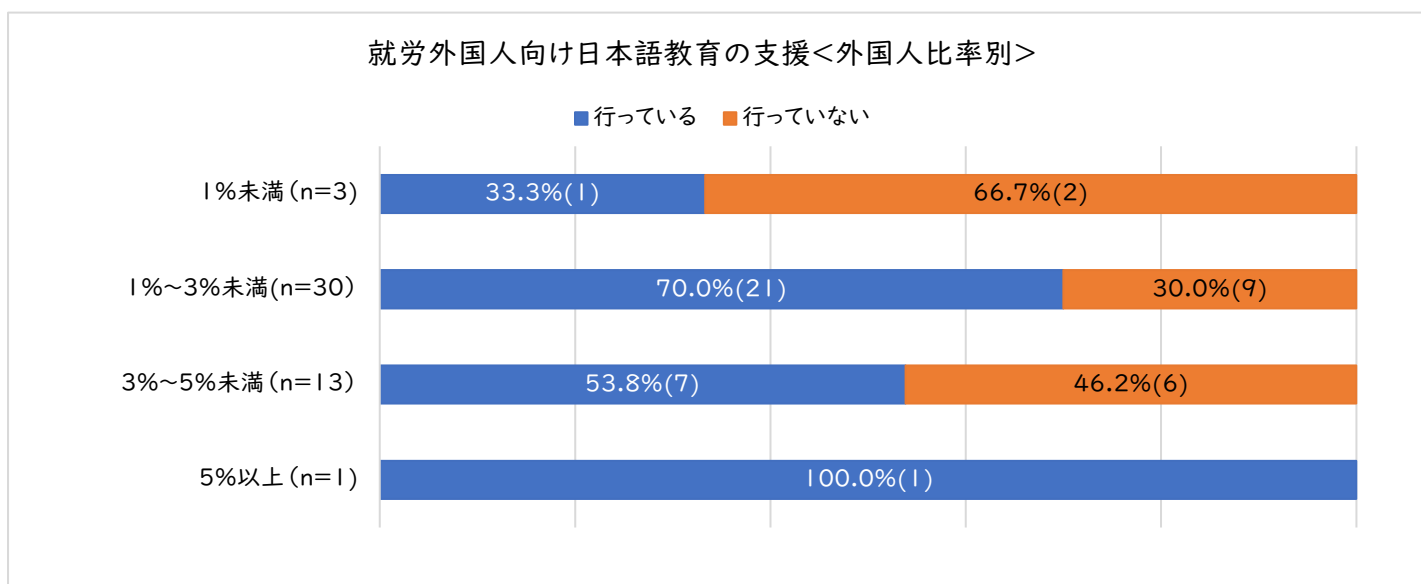
<総人口別>



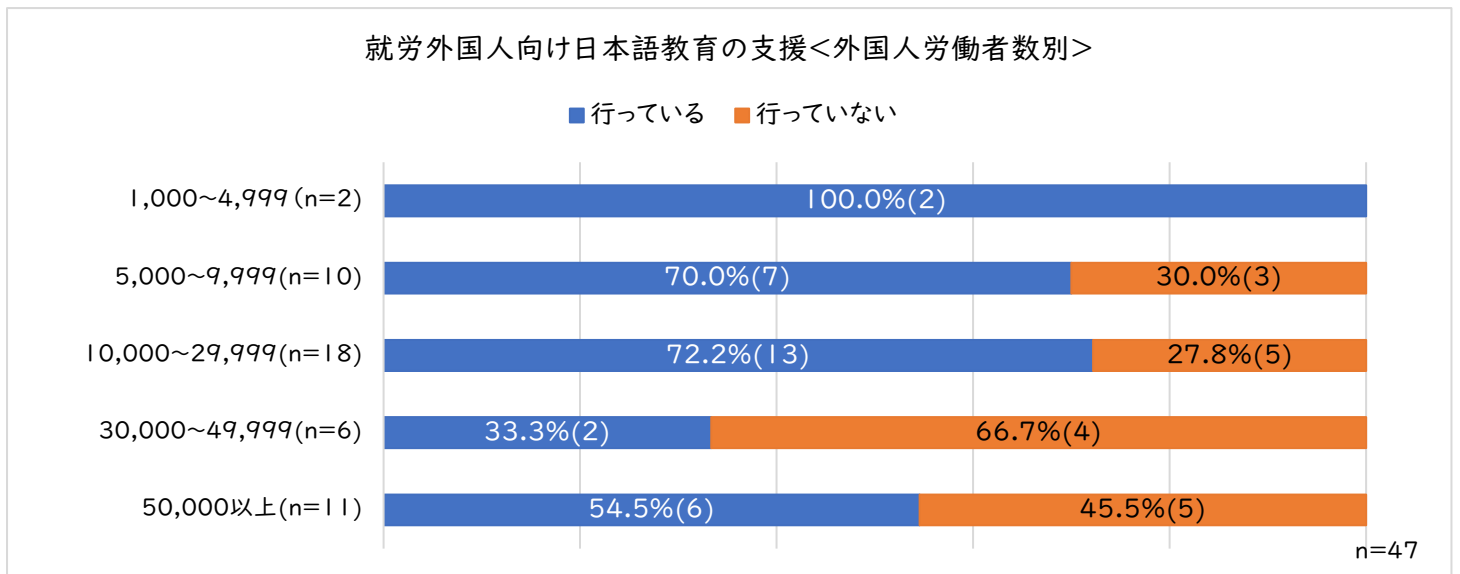
<外国人数別>



<外国人比率別>



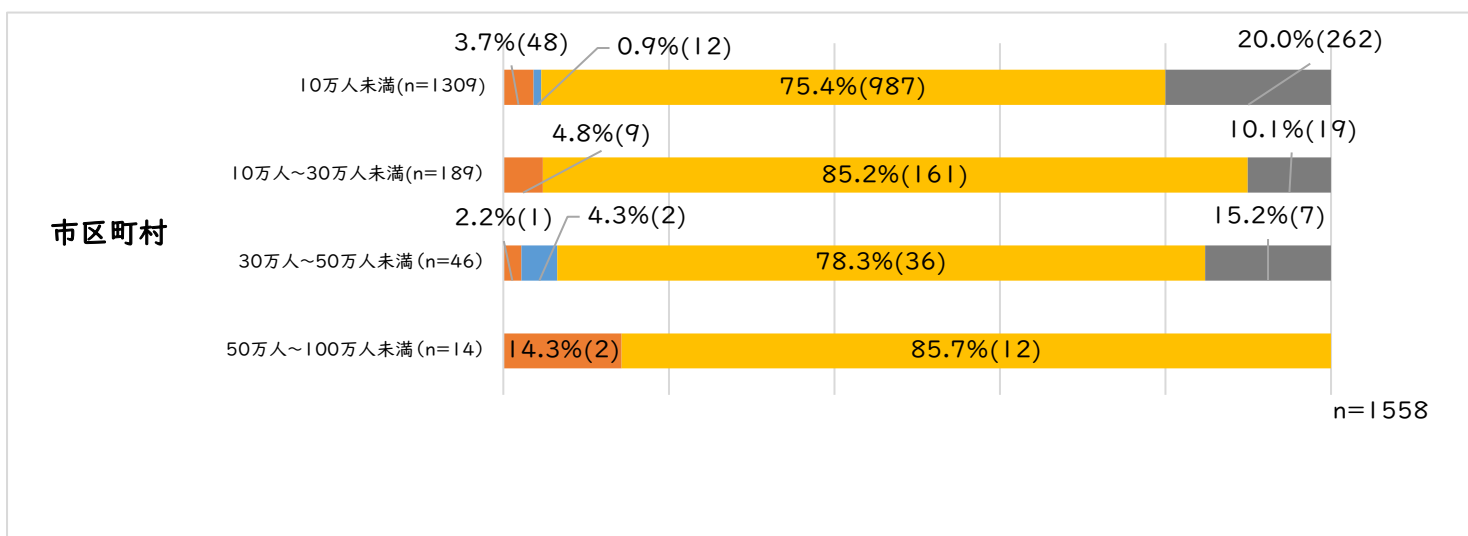
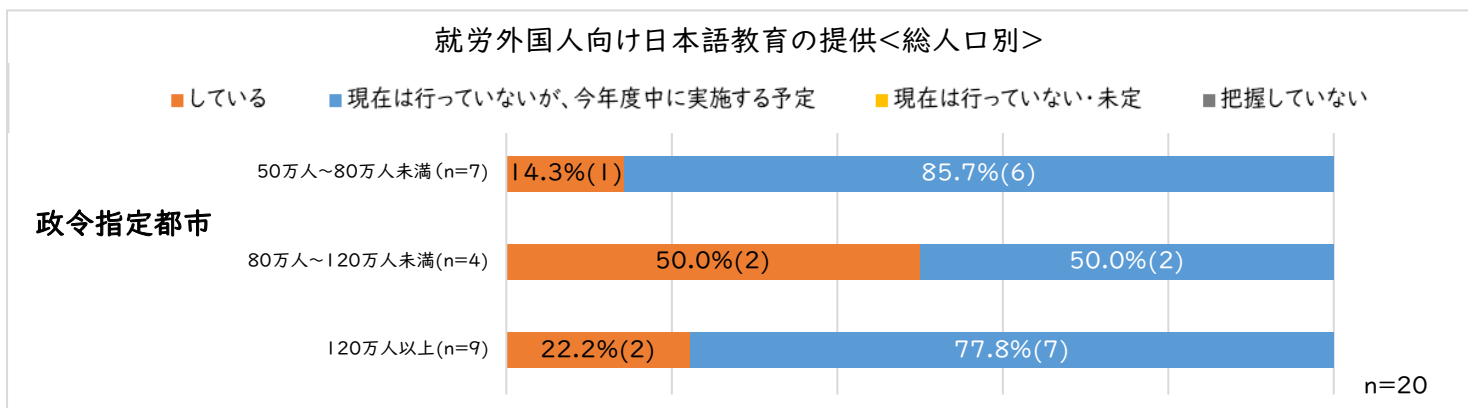
<外国人労働者数別>



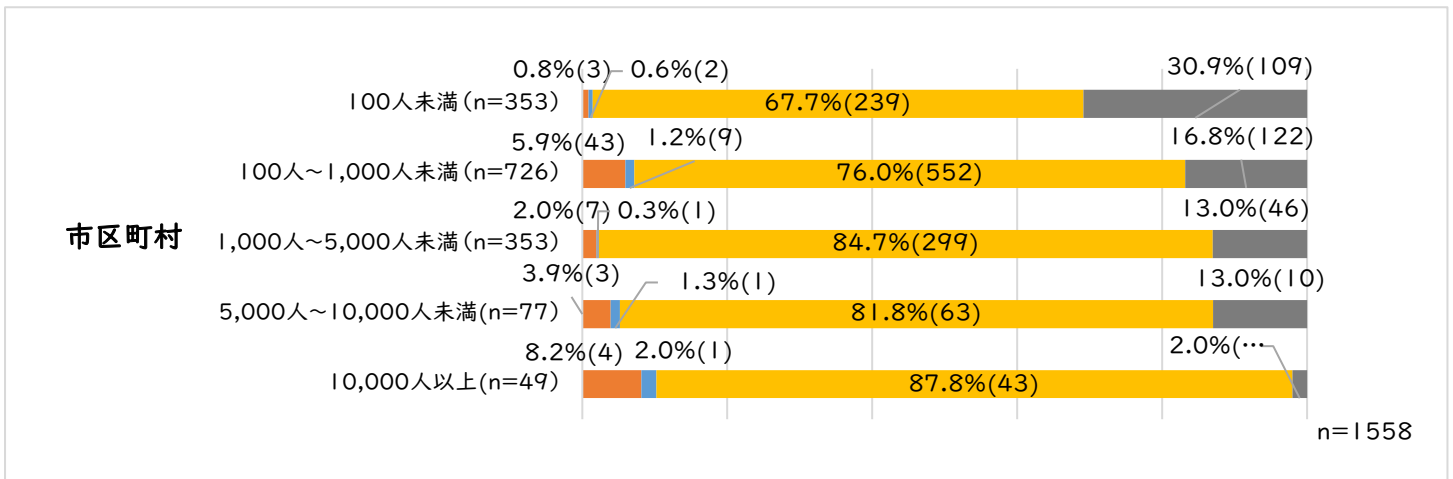
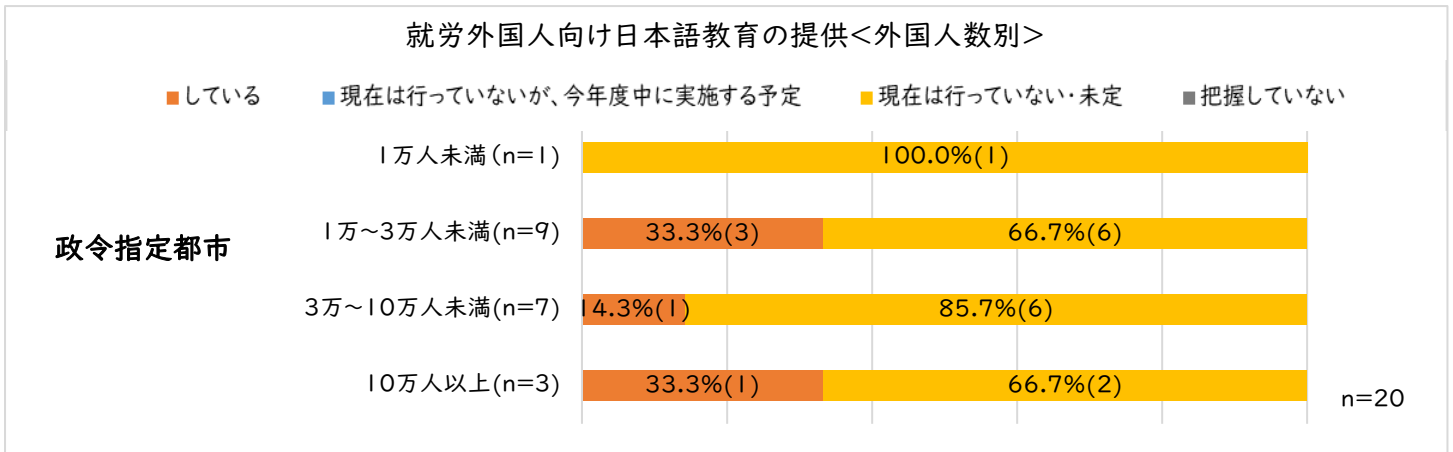
【政令指定都市・市区町村のみ】

政令指定都市・市区町村が主体となって就労外国人（技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等）向けに特化した日本語教育を実施していますか。

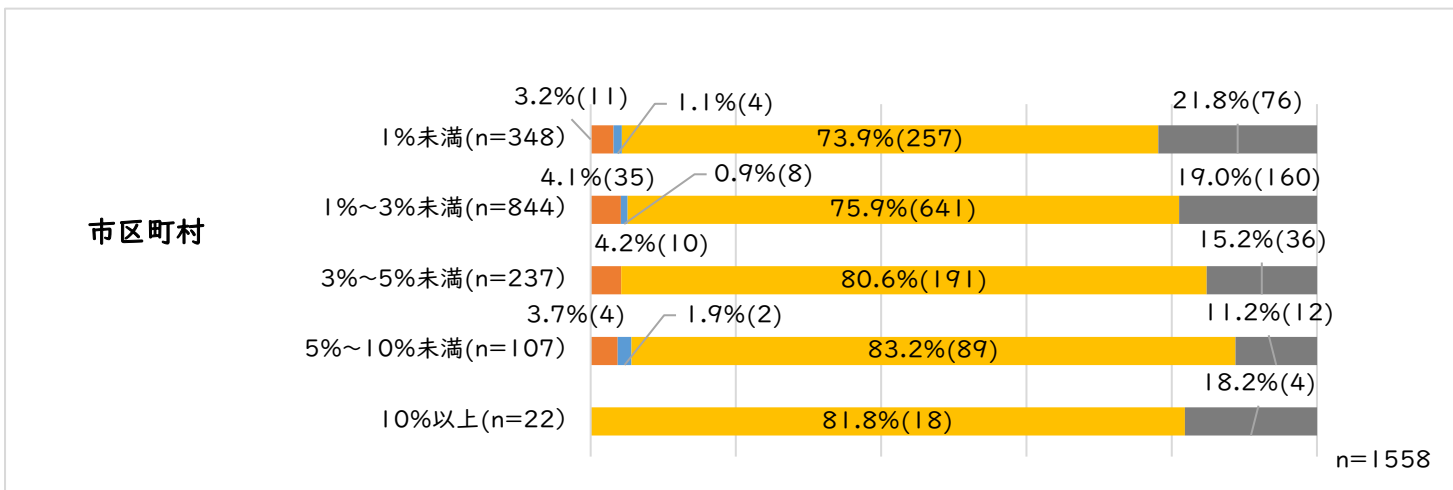
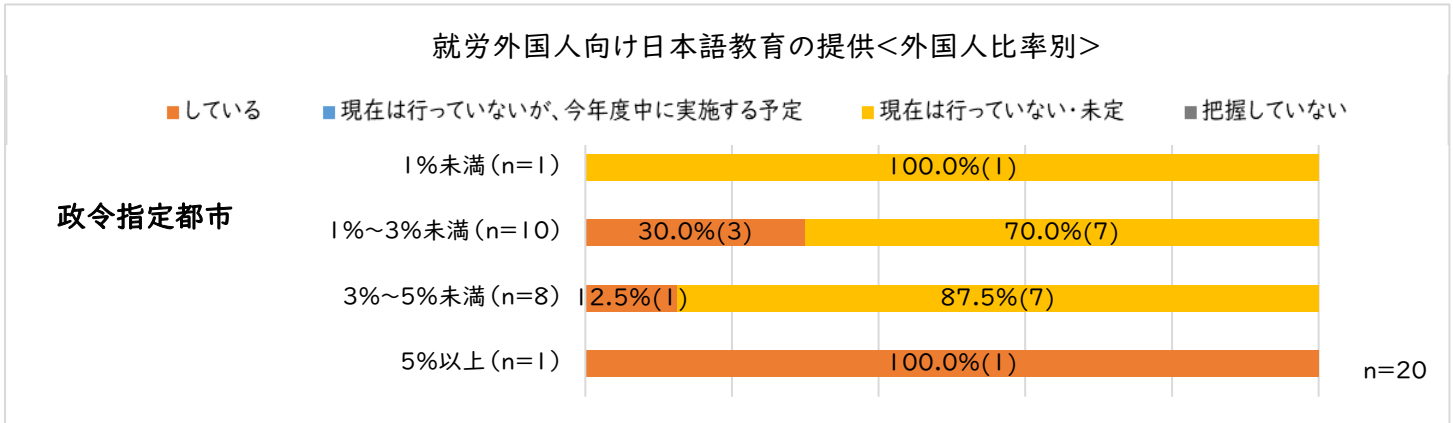
<総人口別>



<外国人人数別>



<外国人比率別>



## II. 集計結果

### 3. クロス集計<sup>1</sup>

#### 1 基本方針策定状況の分析(市区町村のみ) ※都道府県及び政令指定都市はほぼ策定済みのため

##### ■ ①(目的)基本方針の策定状況と日本語教育の充足度の相関関係を分析する

<基本方針の策定状況> × <日本語教育の充足度>

市区町村

	1. 策定済	2. 今年度の策定に向けて準備中	3. 次年度以降の策定に向けて準備中	4. 時期は未定だが、策定に向けて検討中	5. 未定	6. 策定予定なし	無回答	全体
1 充足している	1 4.30%	0 0.00%	0 0.00%	1 4.30%	7 30.40%	14 60.90%	0 0.00%	23 100.00%
2 おおむね充足している	25 10.80%	1 0.40%	1 0.40%	7 3.00%	102 44.20%	95 41.10%	0 0.00%	231 100.00%
3 不足している	28 13.70%	3 1.50%	5 2.40%	14 6.80%	102 49.80%	53 25.90%	0 0.00%	205 100.00%
4 把握していない(ニーズ調査をしていない、照らし合わせをしていない)	25 2.30%	0 0.00%	1 0.10%	26 2.40%	493 45.20%	545 50.00%	0 0.00%	1090 100.00%
5 外国人の居住はない	1 11.10%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 11.10%	7 77.80%	0 0.00%	9 100.00%
6 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

##### ■ ②(目的)基本方針の策定状況と日本語教育の取組効果の相関関係を分析する

<基本方針の策定状況> × <日本語教育の取組効果>

市区町村

	1. 外国人と地域住民が交流できる場や機会が増えた	2. 外国人が日本語教育を受けられる場や機会が増えた	3. 外国人の日本語能力が向上した	4. 外国人の日本社会や文化に対する理解が深まった	5. 地域住民等の外国人または日本語教育に関する意識が変化した	6. 外国人が地域で生活をするうえで必要な情報を得られる機会や相談しやすい体制ができた	7. 様々な立場の地域住民が集まって、日本語教育や外国人との共生などについて情報交換する機会や相談しやすい体制ができた	8. 日本語教育について関係者や他地域と情報交換ができる機会や相談しやすい体制ができた	9. 外国人の生活実態や日本語教育に関するニーズを把握することができた	10. 日本語教育に携わる人材の数が増えた、その人材の日本語教育に関する知識の向上が見られた	11. 取組はしていない	12. その他	無回答	全体
1 策定済	61 76.30%	65 81.30%	45 56.30%	56 70.00%	27 33.80%	52 65.00%	16 20.00%	20 25.00%	23 28.80%	27 33.80%	1 1.30%	2 2.50%	0 0.00%	80 100.00%
2 今年度の策定に向けて準備中	1 25.00%	4 100.00%	2 50.00%	2 50.00%	1 25.00%	2 50.00%	0 0.00%	0 0.00%	2 50.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	4 100.00%
3 次年度以降の策定に向けて準備中	2 28.60%	5 71.40%	4 57.10%	4 57.10%	1 14.30%	2 28.60%	0 0.00%	1 14.30%	1 14.30%	2 28.60%	1 14.30%	0 0.00%	0 0.00%	7 100.00%
4 時期は未定だが、策定に向けて検討中	18 37.50%	22 45.80%	20 41.70%	16 33.30%	4 8.30%	13 27.10%	2 4.20%	4 8.30%	5 10.40%	5 10.40%	14 29.20%	1 2.10%	0 0.00%	48 100.00%
5 未定	202 28.70%	236 33.50%	169 24.00%	163 23.10%	55 7.80%	139 19.70%	47 6.70%	53 7.50%	54 7.70%	75 10.60%	339 48.10%	23 3.30%	0 0.00%	705 100.00%
6 策定予定なし	181 25.40%	206 28.90%	157 22.00%	143 20.00%	50 7.00%	119 16.70%	37 5.20%	49 6.90%	55 7.70%	53 7.40%	388 54.30%	22 3.10%	0 0.00%	714 100.00%
7 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

<sup>1</sup> 単位は全て団体

## 2 財政規模と取組の分析

■ ①(目的)財政規模と日本語教育の取組の種類の相関関係を分析する

<予算額(範囲表記)> × <実施取組内容>

都道府県

	1.日本語教育について検討する関係者会議の設置	2.日本語教育に関するニーズ調査の実施	3.日本語教育に関する人材育成の取組	4.日本語教育に関する教材・カリキュラム等のツール作成	5.外国人に対する日本語教育の直接提供	6.日本語教育の効果測定	7.事業評価の実施	8.地域住民への意識啓発(イベント、広報等)	9.日本語教育に関する政令指定都市・市区町村への支援	10.日本語教育に関する取組は実施していない	無回答	全体
1 予算無し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %
2 100万円未満	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1
	100.00%	100.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	100.00%	0.00%	0.00%	100.00%
3 100万～500万円未満	13	7	13	2	9	0	4	8	12	0	0	15
	86.70%	46.70%	86.70%	13.30%	60.00%	0.00%	26.70%	53.30%	80.00%	0.00%	0.00%	100.00%
4 500万～1,000万円未満	13	4	13	2	11	2	4	9	10	0	0	13
	100.00%	30.80%	100.00%	15.40%	84.60%	15.40%	30.80%	69.20%	76.90%	0.00%	0.00%	100.00%
5 1,000万～3,000万円未満	14	5	13	5	13	5	8	10	11	0	0	14
	100.00%	35.70%	92.90%	35.70%	92.90%	35.70%	57.10%	71.40%	78.60%	0.00%	0.00%	100.00%
6 3,000万～5,000万円未満	3	0	3	1	2	0	2	2	3	0	0	3
	100.00%	0.00%	100.00%	33.30%	66.70%	0.00%	66.70%	66.70%	100.00%	0.00%	0.00%	100.00%
7 5,000万円以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %
8 不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%	100.00%
9 無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %

政令指定都市

	1.日本語教育について検討する関係者会議の設置	2.日本語教育に関するニーズ調査の実施	3.日本語教育に関する人材育成の取組	4.日本語教育に関する教材・カリキュラム等のツール作成	5.外国人に対する日本語教育の直接提供	6.日本語教育の効果測定	7.事業評価の実施	8.地域住民への意識啓発(イベント、広報等)	9.日本語教育に関する活動団体への支援	10.日本語教育に関する取組は実施していない	無回答	全体
1 予算無し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %
2 100万円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %
3 100万～500万円未満	5	3	6	3	7	2	2	2	6	0	0	7
	71.40%	42.90%	85.70%	42.90%	100.00%	28.60%	28.60%	28.60%	85.70%	0.00%	0.00%	100.00%
4 500万～1,000万円未満	3	1	4	3	4	2	2	4	3	0	0	4
	75.00%	25.00%	100.00%	75.00%	100.00%	50.00%	50.00%	100.00%	75.00%	0.00%	0.00%	100.00%
5 1,000万～3,000万円未満	7	3	7	3	7	2	3	2	4	0	0	7
	100.00%	42.90%	100.00%	42.90%	100.00%	28.60%	42.90%	28.60%	57.10%	0.00%	0.00%	100.00%
6 3,000万～5,000万円未満	1	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	1
	100.00%	0.00%	100.00%	0.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100.00%
7 5,000万円以上	1	0	1	1	1	1	0	1	1	0	0	1
	100.00%	0.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	0.00%	100.00%	100.00%	0.00%	0.00%	100.00%
8 不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %
9 無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %

市区町村

	1. 日本語教育について検討する関係者会議の設置	2. 日本語教育に関するニーズ調査の実施	3. 日本語教育に関する人材育成の取組	4. 日本語教育に関する教材・カリキュラム等のツール作成	5. 外国人に対する日本語教育の直接提供	6. 日本語教育の効果測定	7. 事業評価の実施	8. 地域住民への意識啓発(イベント、広報等)	9. 日本語教育に関する政令指定都市・市区町村への支援	10. 日本語教育に関する取組は実施していない	無回答	全体
1 予算無し	8 1.00%	18 2.20%	22 2.70%	4 0.50%	40 4.90%	0 0.00%	1 0.10%	40 4.90%	46 5.60%	690 84.40%	0 0.00%	818 100.00%
2 50万円未満	18 4.90%	22 6.00%	91 24.80%	6 1.60%	133 36.20%	5 1.40%	11 3.00%	98 26.70%	123 33.50%	50 13.60%	0 0.00%	367 100.00%
3 50万～100万円未満	12 10.30%	8 6.90%	43 37.10%	3 2.60%	69 59.50%	2 1.70%	4 3.40%	44 37.90%	36 31.00%	6 5.20%	0 0.00%	116 100.00%
4 100万～500万円未満	27 16.20%	18 10.80%	75 44.90%	11 6.60%	119 71.30%	6 3.60%	6 3.60%	70 41.90%	48 28.70%	9 5.40%	0 0.00%	167 100.00%
5 500万～1000万円未満	6 20.70%	3 10.30%	14 48.30%	3 10.30%	17 58.60%	6 20.70%	2 6.90%	10 34.50%	11 37.90%	1 3.40%	0 0.00%	29 100.00%
6 1,000万～3,000万円未満	2 11.80%	1 5.90%	8 47.10%	2 11.80%	14 82.40%	1 5.90%	1 5.90%	5 29.40%	6 35.30%	0 0.00%	0 0.00%	17 100.00%
7 3,000万円以上	2 40.00%	1 20.00%	3 60.00%	2 40.00%	4 80.00%	1 20.00%	2 40.00%	1 20.00%	2 40.00%	0 0.00%	0 0.00%	5 100.00%
8 不明	0 0.00%	1 2.60%	1 2.60%	1 2.60%	6 15.40%	0 0.00%	0 0.00%	2 5.10%	2 5.10%	29 74.40%	0 0.00%	39 100.00%
9 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

■ ②(目的)財政規模と日本語教育の取組の効果の相関関係を分析する

<予算額(範囲表記)> × <日本語教育の取組効果>

都道府県

	1. 外国人と地域住民が交流できる場や機会が増えた	2. 外国人が日本語教育を受けられる場や機会が増えた	3. 外国人の日本語能力が向上した	4. 外国人の日本社会や文化に対する理解が深まった	5. 地域住民等の外国人または日本人に対する日本語教育に関する意識が変化した	6. 外国人が地域で生活をするうえで必要な情報を得られる機会や相談しやすい体制ができた	7. 様々な立場の地域住民が集まって、日本語教育や外国人との共生などについて情報交換する機会や相談しやすい体制ができた	8. 日本語教育について関係者や他地域と情報交換ができる機会や相談しやすい体制ができた	9. 外国人の生活実態や日本語教育に関するニーズを把握することができた	10. 日本語教育に携わる人材の数が増えた、その人材の日本語教育に関する知識の向上が見られた	11. 取組はしていない	12. その他	無回答	全体
1 予算無し	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
2 100万円未満	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 100.00%
3 100万～500万円未満	10 66.70%	13 86.70%	10 66.70%	11 73.30%	9 60.00%	8 53.30%	4 26.70%	10 66.70%	12 80.00%	9 60.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	15 100.00%
4 500万～1,000万円未満	12 92.30%	13 100.00%	10 76.90%	9 69.20%	7 53.80%	11 84.60%	4 30.80%	10 76.90%	6 46.20%	8 61.50%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	13 100.00%
5 1,000万～3,000万円未満	13 92.90%	14 100.00%	14 100.00%	13 92.90%	8 57.10%	11 78.60%	6 42.90%	11 78.60%	8 57.10%	9 64.30%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	14 100.00%
6 3,000万～5,000万円未満	1 33.30%	2 66.70%	2 66.70%	2 66.70%	1 33.30%	2 66.70%	1 33.30%	2 66.70%	0 0.00%	3 100.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	3 100.00%
7 5,000万円以上	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
8 不明	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 100.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 100.00%
9 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

政令指定都市

	1. 外国人と地域住民が交流できる場や機会が増えた	2. 外国人が日本語教育を受けられる場や機会が増えた	3. 外国人の日本語能力が向上した	4. 外国人の日本社会や文化に対する理解が深まった	5. 地域住民等の外国人または日本語教育に関する意識が変化した	6. 外国人が地域で生活をするうえで必要な情報を得られる機会や相談しやすい体制ができた	7. 様々な立場の地域住民が集まって、日本語教育や外国人との共生などについて情報交換する機会や相談しやすい体制ができた	8. 日本語教育について関係者や他地域と情報交換ができる機会や相談しやすい体制ができた	9. 外国人の生活実態や日本語教育に関するニーズを把握することができた	10. 日本語教育に携わる人材の数が増えた、その人材の日本語教育に関する知識の向上が見られた	11. 取組はしていない	12. その他	無回答	全体
1 予算無し	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
2 100万円未満	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
3 100万～ 500万円未満	2 28.60%	5 71.40%	4 57.10%	3 42.90%	2 28.60%	5 71.40%	2 28.60%	2 28.60%	3 42.90%	3 42.90%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	7 100.00%
4 500万～ 1,000万円未満	3 75.00%	4 100.00%	3 75.00%	3 75.00%	3 75.00%	4 100.00%	1 25.00%	4 100.00%	2 50.00%	3 75.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	4 100.00%
5 1,000万～ 3,000万円未満	5 71.40%	7 100.00%	6 85.70%	5 71.40%	5 71.40%	4 57.10%	2 28.60%	4 57.10%	5 71.40%	5 71.40%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	7 100.00%
6 3,000万～ 5,000万円未満	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	0 0.00%	1 100.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 100.00%
7 5,000万円以上	0 0.00%	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	0 0.00%	1 100.00%	0 0.00%	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 100.00%
8 不明	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
9 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

市区町村

	1. 外国人と地域住民が交流できる場や機会が増えた	2. 外国人が日本語教育を受けられる場や機会が増えた	3. 外国人の日本語能力が向上した	4. 外国人の日本社会や文化に対する理解が深まった	5. 地域住民等の外国人または日本語教育に関する意識が変化した	6. 外国人が地域で生活をするうえで必要な情報を得られる機会や相談しやすい体制ができた	7. 様々な立場の地域住民が集まって、日本語教育や外国人との共生などについて情報交換する機会や相談しやすい体制ができた	8. 日本語教育について関係者や他地域と情報交換ができる機会や相談しやすい体制ができた	9. 外国人の生活実態や日本語教育に関するニーズを把握することができた	10. 日本語教育に携わる人材の数が増えた、その人材の日本語教育に関する知識の向上が見られた	11. 取組はしていない	12. その他	無回答	全体
1 予算無し	77 9.40%	55 6.70%	37 4.50%	44 5.40%	18 2.20%	26 3.20%	9 1.10%	14 1.70%	22 2.70%	13 1.60%	675 82.50%	24 2.90%	0 0.00%	818 100.00%
2 50万円未満	184 50.10%	215 58.60%	146 39.80%	140 38.10%	43 11.70%	120 32.70%	37 10.10%	54 14.70%	48 13.10%	59 16.10%	40 10.90%	13 3.50%	0 0.00%	367 100.00%
3 50万～ 100万円未満	71 61.20%	89 76.70%	60 51.70%	64 55.20%	23 19.80%	61 52.60%	25 21.60%	18 15.50%	20 17.20%	24 20.70%	1 0.90%	5 4.30%	0 0.00%	116 100.00%
4 100万～ 500万円未満	100 59.90%	132 79.00%	112 67.10%	103 61.70%	36 21.60%	91 54.50%	19 11.40%	29 17.40%	41 24.60%	48 28.70%	3 1.80%	2 1.20%	0 0.00%	167 100.00%
5 500万～ 1000万円未満	16 55.20%	23 79.30%	18 62.10%	18 62.10%	9 31.00%	14 48.30%	7 24.10%	8 27.60%	6 20.70%	10 34.50%	1 3.40%	1 3.40%	0 0.00%	29 100.00%
6 1,000万～ 3,000万円未満	8 47.10%	13 76.50%	13 76.50%	8 47.10%	5 29.40%	11 64.70%	3 17.60%	2 11.80%	2 11.80%	6 35.30%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	17 100.00%
7 3,000万円以上	3 60.00%	3 60.00%	5 100.00%	4 80.00%	2 40.00%	2 40.00%	1 20.00%	1 20.00%	1 20.00%	2 40.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	5 100.00%
8 不明	6 15.40%	8 20.50%	6 15.40%	3 7.70%	2 5.10%	2 5.10%	1 2.60%	1 2.60%	0 0.00%	0 0.00%	23 59.00%	3 7.70%	0 0.00%	39 100.00%
9 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

### 3 オンライン活用の分析

■ ①(目的)財政規模とオンラインを活用した具体的な取組内容の相関関係を分析する

<オンラインを活用した取組内容> × <予算額(範囲表記)>

#### 都道府県

	1. 日本語教育をオンラインで実施	2. 日本語教育人材向けの研修をオンラインで実施	3. オンライン活用促進のための研修や相談対応の実施	4. オンライン学習用のカリキュラム、教材の開発・提供	5. 政令指定都市・市区町村に対するオンラインを活用した日本語教育等の取組推進のための支援実施	6. 上記1~5のいずれも現在は行っていないが、将来的に行う予定	7. 上記1~5のいずれも行う予定はない・未定	無回答	全体
1 予算無し	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
2 100万円未満	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 100.00%	0 0.00%	1 100.00%
3 100万~500万円未満	7 46.70%	4 26.70%	1 6.70%	1 6.70%	3 20.00%	5 33.30%	0 0.00%	0 0.00%	15 100.00%
4 500万~1,000万円未満	9 69.20%	5 38.50%	2 15.40%	2 15.40%	0 0.00%	1 7.70%	1 7.70%	0 0.00%	13 100.00%
5 1,000万~3,000万円未満	13 92.90%	10 71.40%	1 7.10%	4 28.60%	1 7.10%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	14 100.00%
6 3,000万~5,000万円未満	2 66.70%	2 66.70%	1 33.30%	0 0.00%	2 66.70%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	3 100.00%
7 5,000万円以上	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
8 不明	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 100.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 100.00%
9 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

#### 政令指定都市

	1. 日本語教育をオンラインで実施	2. 日本語教育人材向けの研修をオンラインで実施	3. オンライン活用促進のための研修や相談対応の実施	4. オンライン学習用のカリキュラム、教材の開発・提供	5. 行政区に対するオンラインを活用した日本語教育等の取組推進のための支援実施	6. 上記1~5のいずれも現在は行っていないが、将来的に行う予定	7. 上記1~5のいずれも行う予定はない・未定	無回答	全体
1 予算無し	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
2 100万円未満	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
3 100万~500万円未満	1 14.30%	0 0.00%	0 0.00%	1 14.30%	0 0.00%	1 14.30%	4 57.10%	0 0.00%	7 100.00%
4 500万~1,000万円未満	4 100.00%	1 25.00%	1 25.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	4 100.00%
5 1,000万~3,000万円未満	5 71.40%	0 0.00%	2 28.60%	2 28.60%	0 0.00%	0 0.00%	1 14.30%	0 0.00%	7 100.00%
6 3,000万~5,000万円未満	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	1 100.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 100.00%
7 5,000万円以上	1 100.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 100.00%
8 不明	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
9 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

市区町村

	1. 日本語教育をオンラインで実施	2. 日本語教育人材向けの研修をオンラインで実施	3. オンライン活用促進のための研修や相談対応の実施	4. オンライン学習用のカリキュラム、教材の開発・提供	5. 上記1~4のいずれも現在は行っていないが、将来的に行う予定	6. 上記1~4のいずれも行う予定はない・未定	無回答	全体
1 予算無し	7 0.90%	1 0.10%	0 0.00%	0 0.00%	28 3.40%	782 95.60%	0 0.00%	818 100.00%
2 50万円未満	26 7.10%	1 0.30%	1 0.30%	2 0.50%	21 5.70%	317 86.40%	0 0.00%	367 100.00%
3 50万~ 100万円未満	16 13.80%	3 2.60%	1 0.90%	0 0.00%	11 9.50%	87 75.00%	0 0.00%	116 100.00%
4 100万~ 500万円未満	36 21.60%	9 5.40%	1 0.60%	2 1.20%	13 7.80%	112 67.10%	0 0.00%	167 100.00%
5 500万~ 1000万円未満	8 27.60%	2 6.90%	1 3.40%	0 0.00%	2 6.90%	18 62.10%	0 0.00%	29 100.00%
6 1,000万~ 3,000万円未満	8 47.10%	0 0.00%	0 0.00%	1 5.90%	1 5.90%	8 47.10%	0 0.00%	17 100.00%
7 3,000万円以上	2 40.00%	1 20.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	3 60.00%	0 0.00%	5 100.00%
8 不明	2 5.10%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	2 5.10%	35 89.70%	0 0.00%	39 100.00%
9 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

■ ②(目的)オンラインを活用した具体的な取組内容と日本語教育の充足度との相関関係を分析する  
 <オンラインを活用した取組内容> × <本語教育の充足度>

都道府県

	1. 日本語教育をオンラインで実施	2. 日本語教育人材向けの研修をオンラインで実施	3. オンライン活用促進のための研修や相談対応の実施	4. オンライン学習用のカリキュラム、教材の開発・提供	5. 政令指定都市・市区町村に対するオンラインを活用した日本語教育等の取組推進のための支援実施	6. 上記1~5のいずれも現在は行っていないが、将来的に行う予定	7. 上記1~5のいずれも行う予定はない・未定	無回答	全体
1 充足している	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
2 おおむね充足している	10 83.30%	4 33.30%	2 16.70%	4 33.30%	0 0.00%	1 8.30%	1 8.30%	0 0.00%	12 100.00%
3 不足している	14 60.90%	11 47.80%	0 0.00%	2 8.70%	3 13.00%	3 13.00%	1 4.30%	0 0.00%	23 100.00%
4 把握していない (ニーズ調査をしていない、照らし合わせをしていない)	7 58.30%	6 50.00%	3 25.00%	1 8.30%	3 25.00%	3 25.00%	0 0.00%	0 0.00%	12 100.00%
5 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

政令指定都市

	1. 日本語教育をオンラインで実施	2. 日本語教育人材向けの研修をオンラインで実施	3. オンライン活用促進のための研修や相談対応の実施	4. オンライン学習用のカリキュラム、教材の開発・提供	5. 行政区に対するオンラインを活用した日本語教育等の取組推進のための支援実施	6. 上記1~5のいずれも現在は行っていないが、将来的に行う予定	7. 上記1~5のいずれも行う予定はない・未定	無回答	全体
1 充足している	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
2 おおむね充足している	4 57.10%	1 14.30%	1 14.30%	2 28.60%	0 0.00%	1 14.30%	2 28.60%	0 0.00%	7 100.00%
3 不足している	6 60.00%	1 10.00%	3 30.00%	2 20.00%	0 0.00%	0 0.00%	2 20.00%	0 0.00%	10 100.00%
4 把握していない (ニーズ調査をしていない、照らし合わせをしていない)	2 66.70%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 33.30%	0 0.00%	3 100.00%
5 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

市区町村

	1. 日本語教育をオンラインで実施	2. 日本語教育人材向けの研修をオンラインで実施	3. オンライン活用促進のための研修や相談対応の実施	4. オンライン学習用のカリキュラム、教材の開発・提供	5. 上記1~4のいずれも現在は行っていないが、将来的に行う予定	6. 上記1~4のいずれも行う予定はない・未定	無回答	全体
1 充足している	5 21.70%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	18 78.30%	0 0.00%	23 100.00%
2 おおむね充足している	30 13.00%	6 2.60%	2 0.90%	4 1.70%	15 6.50%	178 77.10%	0 0.00%	231 100.00%
3 不足している	38 18.50%	9 4.40%	1 0.50%	0 0.00%	24 11.70%	142 69.30%	0 0.00%	205 100.00%
4 把握していない (ニーズ調査をしていない、照らし合わせをしていない)	32 2.90%	2 0.20%	1 0.10%	1 0.10%	39 3.60%	1015 93.10%	0 0.00%	1090 100.00%
5 外国人の居住はない	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	9 100.00%	0 0.00%	9 100.00%
6 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

## 4 就労外国人に対する日本語教育の分析

### ■ ①(目的)財政規模と就労外国人に特化した日本語教育の提供状況の相関関係

<予算額(範囲表記)> × <就労外国人に対する日本語教育の実施有無>

#### 都道府県

	1. 行っている	2. 行っていない	無回答	全体
1 予算無し	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
2 100万円未満	0 0.00%	1 100.00%	0 0.00%	1 100.00%
3 100万～500万円未満	9 60.00%	6 40.00%	0 0.00%	15 100.00%
4 500万～1,000万円未満	10 76.90%	3 23.10%	0 0.00%	13 100.00%
5 1,000万～3,000万円未満	10 71.40%	4 28.60%	0 0.00%	14 100.00%
6 3,000万～5,000万円未満	1 33.30%	2 66.70%	0 0.00%	3 100.00%
7 5,000万円以上	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
8 不明	0 0.00%	1 100.00%	0 0.00%	1 100.00%
9 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

#### 政令指定都市

	1. 行っている	2. 現在は行っていないが、今年度中に実施する予定	3. 現在は行っていない・未定	4. 把握していない	無回答	全体
1 予算無し	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
2 100万円未満	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
3 100万～500万円未満	1 14.30%	0 0.00%	6 85.70%	0 0.00%	0 0.00%	7 100.00%
4 500万～1,000万円未満	2 50.00%	0 0.00%	2 50.00%	0 0.00%	0 0.00%	4 100.00%
5 1,000万～3,000万円未満	1 14.30%	0 0.00%	6 85.70%	0 0.00%	0 0.00%	7 100.00%
6 3,000万～5,000万円未満	1 100.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 100.00%
7 5,000万円以上	0 0.00%	0 0.00%	1 100.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 100.00%
8 不明	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%
9 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

市区町村

	1. 行っている	2. 現在は行っていないが、今年度中に実施する予定	3. 現在は行っていない・未定	4. 把握していない	無回答	全体
1 予算無し	11 1.30%	10 1.20%	593 72.50%	204 24.90%	0 0.00%	818 100.00%
2 50万円未満	22 6.00%	3 0.80%	298 81.20%	44 12.00%	0 0.00%	367 100.00%
3 50万～100万円未満	7 6.00%	0 0.00%	98 84.50%	11 9.50%	0 0.00%	116 100.00%
4 100万～500万円未満	18 10.80%	1 0.60%	137 82.00%	11 6.60%	0 0.00%	167 100.00%
5 500万～1000万円未満	0 0.00%	0 0.00%	27 93.10%	2 6.90%	0 0.00%	29 100.00%
6 1,000万～3,000万円未満	2 11.80%	0 0.00%	13 76.50%	2 11.80%	0 0.00%	17 100.00%
7 3,000万円以上	0 0.00%	0 0.00%	5 100.00%	0 0.00%	0 0.00%	5 100.00%
8 不明	0 0.00%	0 0.00%	25 64.10%	14 35.90%	0 0.00%	39 100.00%
9 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

②(目的) 事業主の責務の把握状況と就労外国人に特化した日本語教育の提供状況の相関関係

<事業主の責務の把握状況> × <就労外国人に対する日本語教育の実施有無>

都道府県

	1. 行っている	2. 行っていない	無回答	全体
1 把握している	2 50.00%	2 50.00%	0 0.00%	4 100.00%
2 一部把握している	13 92.90%	1 7.10%	0 0.00%	14 100.00%
3 把握していない	15 51.70%	14 48.30%	0 0.00%	29 100.00%
4 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

政令指定都市

	1. 行っている	2. 現在は行っていないが、今年度中に実施する予定	3. 現在は行っていない・未定	4. 把握していない	無回答	全体
1 把握している	0 0.00%	0 0.00%	1 100.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 100.00%
2 一部把握している	1 16.70%	0 0.00%	5 83.30%	0 0.00%	0 0.00%	6 100.00%
3 把握していない	4 30.80%	0 0.00%	9 69.20%	0 0.00%	0 0.00%	13 100.00%
4 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

市区町村

	1. 行っている	2. 現在は行っていないが、今年度中に実施する予定	3. 現在は行っていない・未定	4. 把握していない	無回答	全体
1 把握している	7 11.10%	0 0.00%	51 81.00%	5 7.90%	0 0.00%	63 100.00%
2 一部把握している	13 6.20%	5 2.40%	173 82.40%	19 9.00%	0 0.00%	210 100.00%
3 把握していない	40 3.10%	9 0.70%	972 75.60%	264 20.50%	0 0.00%	1285 100.00%
4 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

■ ③(目的)事業主の責務の把握状況と事業主の責務の意識啓発の実施状況の相関関係

<事業主の責務の把握状況> × <意識啓発の実施状況>

都道府県

	1. 行っている	2. 現在は行っていないが、将来的に行う予定	3. 行う予定はない・未定	無回答	全体
1 把握している	4 100.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	4 100.00%
2 一部把握している	12 85.70%	1 7.10%	1 7.10%	0 0.00%	14 100.00%
3 把握していない	24 82.80%	2 6.90%	3 10.30%	0 0.00%	29 100.00%
4 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

政令指定都市

	1. 行っている	2. 現在は行っていないが、将来的に行う予定	3. 行う予定はない・未定	無回答	全体
1 把握している	0 0.00%	0 0.00%	1 100.00%	0 0.00%	1 100.00%
2 一部把握している	2 33.30%	1 16.70%	3 50.00%	0 0.00%	6 100.00%
3 把握していない	3 23.10%	1 7.70%	9 69.20%	0 0.00%	13 100.00%
4 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

市区町村

	1. 全ての就労する外国人を受け入れる企業に対して実施している	2. 特定の在留資格の外国人を受け入れる企業に対して実施している(該当の在留資格を入力してください)	3. 実施していない	4. その他	無回答
1 把握している	20 31.70%	1 1.60%	40 63.50%	2 3.20%	0 0.00%
2 一部把握している	17 8.10%	12 5.70%	168 80.00%	13 6.20%	0 0.00%
3 把握していない	16 1.20%	9 0.70%	1234 96.00%	26 2.00%	0 0.00%
4 無回答	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%	0 -%

文部科学省 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業  
令和 7 年度 地方公共団体を対象にした地域日本語教育に関する実態調査及び分析結果  
発行 令和 8 年 3 月

委託先：キャリアバンク株式会社 海外事業部  
〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西5丁目7番地sapporo55ビル  
TEL 011-251-5803  
URL <https://www.careerbank-itnl.jp/>

## その他の回答(都道府県)

## I 地方公共団体における日本語教育の実施取組について

## ①(全員/複数選択可)

都道府県において日本語教育施策は、どのような政策分野に位置づけられていますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 地域日本語教育に関しては共生に位置づけられている
- ・ 外国人材に選ばれる地域づくり
- ・ 教育
- ・ 多文化共生のほか、関係部局の分野横断的な施策として認識している。

## ②-1(全員/複数選択可)

(②貴団体の日本語教育は共生社会の実現を目的としていますか。で1.しているに回答した団体のみ/複数選択可)  
「共生社会とは何か」を定義していますか。該当するものをすべて選択してください。

## 2 独自に定義している

- ・ 岩手県多文化共生推進プラン
- ・ 多文化共生社会の形成の推進に関する条例
- ・ 群馬県多文化共生・共創推進条例
- ・ 福井県多文化共生推進プラン
- ・ しあわせ信州創造プラン 3.0
- ・ 岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針
- ・ 静岡県多文化共生基本計画
- ・ 第4次あいち多文化共生推進プラン
- ・ 京都府総合計画
- ・ 大阪府在日外国人施策に関する指針
- ・ 奈良県多文化共生推進プラン
- ・ 山口県多文化共生推進指針
- ・ とくしま国際フレンドシップ憲章
- ・ 高知県における日本語教育の推進に関する基本的な方針
- ・ 「佐賀県における地域日本語教育の方針」の目指す姿に記載
- ・ ビジョン 2024(大分県長期総合計画)
- ・ おきなわ多文化共生推進指針

## (全員/複数選択可)

日本語教育における都道府県の役割とはどのようなものと認識されていますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 管内市町村との連携
- ・ 日本語学習支援に係る相談窓口の設置、県全域を対象とした日本語学習機会の提供(日本語教室空白地域解消まで)

の期間)

- ・ やさしい日本語の普及・啓発

(全員/単一選択)

日本語教育における市区町村(政令指定都市を除く)との役割分担について、どのように認識されていますか。

- ・ 市町村は地域の実情に応じた日本語教育の実施等を行い、県は広域自治体として市町村に対するコーディネートを行うものとして役割を分担している
- ・ 市町が地域日本語コーディネーターを中心として日本語教室を運営し、県は国際交流協会と連携しつつ様々な取組を促進、支援する。

(全員/複数選択可)

市区町村の日本語教育に関して、貴都道府県ではどのような役割を担うべきと考えていますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 専門家の派遣

## II 域内の日本語教育の基本的な方針策定について

⑦-1 (⑦「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第四十八号)に基づく「基本的な方針」(以下、基本方針)の策定状況についてお答えください。で1.策定済に回答した団体のみ/単一回答)  
策定内容についてお答えください。

- ・ 「さが多文化共生推進アクション」を上位計画として基本方針を策定

⑦-2 (⑦「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第四十八号)に基づく「基本的な方針」(以下、基本方針)の策定状況についてお答えください。で1.策定済に回答した団体のみ)  
当該方針名

- ・ 北海道における地域日本語教育に関する基本的な方針
- ・ 青森県日本語教育の推進に関する基本方針
- ・ 岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針
- ・ 第4期宮城県多文化共生社会推進計画
- ・ 秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針
- ・ 山形県日本語教育の推進に関する基本的な方針
- ・ 福島県における日本語教育の推進に関する基本的な方針
- ・ 栃木県における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針
- ・ 群馬県多文化共生・共創推進基本計画
- ・ 埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針
- ・ 千葉県地域日本語教育推進事業プラン
- ・ かながわ国際施策推進指針
- ・ 新潟県における日本語教育の推進に関する基本的な方針

- ・ 富山県日本語教育の推進に関する基本的な方針
- ・ 石川県国際化推進プラン
- ・ やまなし外国人活躍ビジョン
- ・ 長野県多文化共生推進指針 2020
- ・ 岐阜県日本語教育の総合的な体制づくり実施計画
- ・ 静岡県日本語教育推進基本方針
- ・ 愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針
- ・ 三重県多文化共生推進計画
- ・ 滋賀県生活者としての外国人のための地域日本語教育推進アクションプラン
- ・ 地域における日本語教育推進プラン(第2次)
- ・ ひょうご多文化共生社会推進指針
- ・ 奈良県多文化共生推進プラン
- ・ 鳥取県地域日本語教育推進計画
- ・ 国際化施策推進方針
- ・ 地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた広島県アクションプラン
- ・ 山口県多文化共生推進指針
- ・ 愛媛県地域日本語教育推進計画
- ・ 高知県における日本語教育の推進に関する基本的な方針
- ・ 福岡県総合計画
- ・ 佐賀県における地域日本語教育の方針
- ・ 長崎県の地域日本語教育の施策の方向性
- ・ 大分県海外戦略
- ・ みやぎグローバルプラン

⑦-5(⑦)「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第四十八号)に基づく「基本的な方針」(以下、基本方針)の策定状況についてお答えください。で3. 次年度以降の策定に向けて準備中、4. 時期は未定だが、策定に向けて検討中に回答した団体のみ/複数選択可)

策定にあたっての課題は何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 県の総合計画に位置づけられている「かごしま未来創造ビジョン」改訂時に盛り込むことを見当しているが、当該ビジョンの改訂時期が未定。

### Ⅲ 域内の日本語教育推進の体制整備について

⑨(全員/複数選択可)

地域における日本語教育に携わる人材について、都道府県である貴団体では特にどのような役割を求めていますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 外国にルーツを持つ当事者
- ・ コーディネーターとともに教室活動を計画、実施する指導者・補助者

#### IV 日本語教育の取組について

⑪-1 (⑪域内に存在する日本語教育の提供状況について、学習ニーズと照らして充足していますか。で3. 不足しているに回答した団体のみ／複数選択可)

域内に存在する日本語教育の提供状況を充足させるため、どのような方策を予定していますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 新たな日本語教室の開設支援
- ・ 日本語教室がない、または不足している地域における新規開設に向けた働きかけ
- ・ 市町村における取組みの促進
- ・ 市町による新規日本語教室開設に対する支援
- ・ 市町の日本語教室立ち上げを支援する
- ・ 空白地域の解消
- ・ 空白地域における日本語教室の開設

⑫-1 (⑫今年度実施している日本語教育に関する取組にはどのようなものがありますか。で5. 外国人に対する日本語教育の直接提供に回答した団体のみ／複数選択可)

具体的な日本語教育の提供方法はどのようなものですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 空白地域で試験的に日本語教室の立ち上げ支援を行っている
- ・ 対面
- ・ 訪問型日本語教室の実施
- ・ モデル教室の開催
- ・ 方言(土佐弁)学習教材のオンデマンド配信
- ・ 市町村での立ち上げ支援のためのモデル教室の開催
- ・ 市町村が実施する地域日本語教室への支援

⑫-1-1 (⑫-1 具体的な日本語教育の提供方法はどのようなものですか。で1. 域内の市区町村で直接日本語教室の立ち上げを行っている、2. オンラインによる日本語教育を提供している、3. 日本語教師を派遣しているに回答した団体のみ／単一選択) ⑫-1 で回答した取組の対象範囲となっている市区町村(行政区を除く)をすべて教えてください。

- ・ 青森市、弘前市、十和田市
- ・ 魚沼市
- ・ 富山市、南砺市、射水市、黒部市
- ・ 伊那市
- ・ 葛城市
- ・ 岡山市
- ・ 徳島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、美波町、海陽町、藍住町、つるぎ町

- ・高知市、四万十市、須崎市、土佐市、香南市、南国市、香美市、安芸市、黒潮町、芸西村
- ・長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、新上五島町

## V 日本語教育に関するオンラインの活用について

⑭-1 (⑭都道府県では外国人向け日本語教育事業にオンラインを活用していますか。で7. 上記1~5のいずれも行う予定はない・未定 に回答した団体以/複数選択可)

オンライン実施の目的は何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・空白地域居住外国人への日本語学習機会の提供
- ・宗教上の理由や家庭の事情で外出が難しい学習者への対応
- ・冬期対応
- ・子育て中等の外出制約の解消
- ・幼児がいる親の学習の機会を確保

## VI 「日本語教師」「日本語教育機関」との連携について

⑮-1 (⑮現在、日本語教育の専門性を有する人材活用を行っていますか。で4. 雇用・外部人材活用の予定はない・未定に回答した団体以外/複数選択可)

その役割は何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・研修講師

⑯-1 (⑯現在、日本語教育機関との連携を行っているかお答えください。で1. 行っている、2. 現在行っていないが、将来的に行う予定に回答した団体のみ/複数選択可)

どのような内容ですか。連携内容について、該当するものをすべて選択してください。

- ・日本語学習支援者向け研修会等の開催
- ・難民への日本語教育の実施
- ・日本語教育プログラム開発
- ・総合調整会議、地域会議の構成員を依頼

## VII 就労する外国人に対する日本語教育について

⑱(全員/単一選択)

貴団体では、日本語教育の「事業主の責務」を啓発していますか。

- ・岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針に記載
- ・個別の事業者に対し、日本語教育が話題に上った際に説明している
- ・セミナー等に参加した企業に啓発を実施
- ・日本語教育の推進に関する基本的な方針に事業者に期待する役割を明記
- ・県 HP に厚生労働省「外国人雇用対策」ページへのリンクを掲載

- ・ 県の日本語教育の基本的な方針において事業主の役割を明記
- ・ 企業向けセミナーにて取り扱う場合がある
- ・ 山梨県が関わる講演会等での周知等をとおして実施
- ・ 昨年度他部が実施したアンケート調査の結果を活用し、抽出した企業を対象に訪問しヒアリングを行い、必要な助言等を行っている。
- ・ 地域日本語教育シンポジウムを通じて実施している
- ・ 「事業主の責務」という形では啓発していないが、企業向けに無料日本語教室の案内や補助金制度に日本語支援項目を加えるなど日本語教育の重要性を啓発している。
- ・ 他団体が実施する研修会等で日本語教育の重要性について伝えている
- ・ セミナーを通じて啓発している
- ・ 経済団体を構成員に含む日本語教育に係る会議体を形成し、同会議体をとおして周知している。
- ・ セミナーや会議等で随時行っている
- ・ 外国人受入企業向けのセミナーなどを通じて啓発を行っている
- ・ 県内事業者が受け入れている外国人材を対象に、日本語教育などといったキャリア形成に必要な取組等に要する経費の一部への補助を行うことで、事業者の日本語教育の推進を行っている。

⑱-1 (⑱都道府県では、日本語教育の「事業主の責務」を啓発していますか。で3. 実施していないに回答した団体のみ／複数選択可) 実施していない理由は何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 外国人材向けの研修等に対する県補助金制度の周知等はしているが、法で定める事業主の責務までは啓発していない
- ・ 県としての支援の方針について検討中のため
- ・ 啓発をした後の具体的な支援策などがいないため。(日本語教育機関・人材紹介など)
- ・ 主体的な啓発はしていない
- ・ 受入れに係る法制度などの周知に力を入れているため。
- ・ 啓発する機会を有していないため

⑲-1 (⑲域内の就労外国人(技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等)向けに特化した日本語教育に関して、都道府県は支援を行っていますか。で1. 行っているに回答した団体のみ／複数選択可)

域内の就労外国人(技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等)向けに特化した日本語教育に関して、都道府県はどのような支援を行っていますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 日本語学習支援 e-ラーニングシステム
- ・ 千葉県外国人介護人材支援センターを設置し、介護に係る日本語学習について、相談に対応している。
- ・ 技能実習生の基礎級試験合格のための日本語支援を実施
- ・ 県内就労中の高度外国人材等を対象とした日本語講座(オンライン+スクーリング)
- ・ 従業員に向けて日本語教育を施した企業に対しての補助金
- ・ 就労分野における日本語教師人材育成への補助

## VIII 日本語教育に付随する取組について

㉑-1 (㉑)「やさしい日本語」の普及に関する取組を行っているかお答えください。で1. 行っているに回答した団体のみ／複数選択可) どのような取組を行っていますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ やさしい日本語普及員バンク運営
- ・ 大学医学部生向け、企業向け、小・中学校教員向けの研修を実施
- ・ Eラーニングの実施
- ・ 出前講座
- ・ 企業向け研修の実施
- ・ 庁内の行政文書のやさしい日本語への翻訳サポート
- ・ 国際交流協会を通じて実施する研修への講師派遣
- ・ 「やさしい日本語」普及のための語彙カード
- ・ 教育や医療福祉等の関係者向け

## IX 日本語教育機関認定法に関する新たな制度について

㉒(全員／単一選択)

育成就労制度の施行に向け、日本語教育に関する準備はされていますか。

- ・ 対応方針含めて検討中
- ・ 育成就労制度の施行等も見据え、域内の日本語教育に関する実態調査を実施している
- ・ 現在未定
- ・ 育成就労だけではなく、長期在留を見据えた日本語教育プログラムを準備中
- ・ 育成就労制度施行開始に関わらず、外国人労働者に対する日本語教育の必要性は感じている。
- ・ 今後検討
- ・ 状況に応じ検討していく
- ・ これまでの取組を継続する

## X その他

㉓国・地方公共団体の日本語教育施策等に対するご意見や日本教育施策を推進するうえでの困りごとなどがありましたら、お答えください。

- ・ 市町村数が多い北海道で、空白地域を解消するためには国の財政支援が必要不可欠なので、必要な額の財源の確保をお願いしたいです。
- ・ 令和7年度の教育支援体制整備事業費(地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業)について、多くの団体が減額をされている状況であることから申請団体に対する十分な支援をお願いいたします。また、事業主の責務については国において周知を徹底するとともに、育成就労制度移行も踏まえた事業主に対する支援をお願いします。現行、県が企業に対しても日本語教育を提供しているところですが継続的に実施できる財政的な保証がなく、事業主自身で日本語教育を提供する主体性が求められるものと考えます。
- ・ 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金が予算不足により減額されたため、事業の遂行に支障が生じ

ている。

- ・日本語教育推進法には、国、自治体及び企業の責務が定められているが、自治体・企業の認識が不足しており、日本語教育の対応に濃淡が生じている。国が責任をもって日本語教育の体制整備に取り組むことが必要と考える。また、令和6年度、令和7年度は「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金」の内示額が圧縮されたため、自治体の財政負担が増大した。今後は予算確保に努めていただき、地域日本語教育の体制整備に支障をきたすことがないよう、さらなる支援の充実をお願いしたい。
- ・令和6年度から補助金額が予算不足により減額されているため、減額がないようにしていただきたい。また、自治体の日本語教育に対する国の財政支援を継続かつ拡充してもらいたい。
- ・在留資格「家族滞在」で在留する者をはじめとする、外国人の更なる増加に対応できるよう、日本人と外国人との共生社会を築く上で前提となる日常生活に必要な日本語能力や日本の文化、生活ルール等を学ぶ仕組みを国が主体となって充実させる必要があると考える。また、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業における所要額の確実な措置をはじめ、地方自治体や支援団体が行う日本語教育の取組に対する財政的支援を充実いただきたい。
- ・令和7年度の補助金額が予算不足により減額されているため、減額がないようにしていただきたい。また、自治体の日本語教育に対する国の財政支援を拡充してもらいたい。
- ・令和7年度の補助金額が予算不足により減額されているため、減額がないようにしていただきたい。また、自治体の日本語教育に対する国の財政支援を拡充してもらいたい。「生活 Can-do に基づく日本語教育プログラム」については、現在国で示されている例から、より実態に即したカリキュラムを国として作成し、自治体カリキュラムの作成ではなく、実施・運営に注力できるようご配慮いただきたいと考える。先日(11月16日)のシンポジウムにおいても、いずれの自治体からもカリキュラム作成には相当な労力がかかっているとの指摘があった。国が作成を求めている以上、国としても責任をもって、プログラムの基礎的なものの作成・公表を行っていただきたい。
- ・国による地方公共団体への財政支援措置(地方公共団体の要望学どおりの確実な補助金交付の措置含む)の拡充をお願いしたい。
- ・令和7年度の補助金額が予算不足により減額されているため、地方自治体の日本語教育に対する国の財政支援の拡充をお願いします。地方自治体で地域日本語教育を実施するためには日本語教師などの専門人材の確保が必要ですが、人材の確保が難しい状況です。日本語教師など地域日本語教育に関わる若い人材が専門職として生計を立てられるように補助制度の抜本的な見直しが必要だと考えます。また、長野県では、施策立案のために実態を把握すべく、2年に一度独自調査を実施しています。国の調査の詳細なデータを簡易な手続きで入手することができれば、都道府県単位で独自調査をする必要がなくなるため、データのフィードバックをお願いします。
- ・令和6年度から補助金額が予算不足により減額されているため、減額がないようにしていただきたい。また、自治体の日本語教育に対する国の財政支援を拡充してもらいたい。
- ・1 日本語の習得を希望する全ての外国人住民が体系的に日本語を習得できるよう学習ニーズに応じた統一的な学習プログラムを示すなど環境整備を行ってほしい。 2 日本語教育関連事業について、地域の実情をふまえた日本語教育の体制を維持するため、国は十分な財政措置を講じるとともに、「日本語教育の参照枠」に基づく質の高い日本語教育に限定することなく補助率の引き上げを行うなど、地域の実情を踏まえた取組を促進するような補助制度にしてほしい。また、地方自治体の事業の執行に影響が出ないよう、補助金の採択内示日を設けるなど、内定額を早期に提示いただきたい。
- ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金の申請や報告の手続きについて市町村の事務負担が大きく、書類の確認や調整に多大な時間を要するため、支出証拠書類等の簡素化をお願いしたい。また、自治体の申請に対して満額交付となるよう、予算額を確保いただきたい。特定技能の拡充等により今後、帯同家族の増加が見込まれる。その中で、特に、外国人児童の日本語教育については、地域日本語教室で対応することは厳しい。有資格者の日本語教師を小中学、高校に適切に配置できるよう、予算措置も含め対応願いたい。
- ・外国人住民への日本語教育は、法律上、地方自治体の「責務」とされているもののその実態は努力義務であるため、財

政状況が厳しい自治体では優先順位の低いものとして扱われるケースが見受けられる。同じく、専門人材の配置についても義務ではないため、なかなか進まないのが現状である。地域の実情に応じて実施されるべきではあるが、努力義務であるかぎり、責務を果たせる力のある自治体と、そうではない自治体の間に格差が生じてしまう。企業の責務についても同じことが言える。・地方自治体の日本語教育に対する国の財政支援を更に拡充してもらいたい。特に、総合的な体制づくり推進事業について、申請額が全額交付されないのは、間接補助を活用した日本語教育事業の拡充を市町へ勧める上で難しさが生じる。・国の施策として在留資格と紐づいたインセンティブがないことにより、外国人住民に日本語学習に対する意欲が見られないことがある。・日本語学習機会の提供について、オンラインを利用するケースでは、集約すればするほど学習者に多様な選択肢(曜日・時間・コース内容等)を与えることができると考える。市町村や都道府県のレベルではなく国で集約し、オンラインでの学習機会の提供を実施することも検討してほしい。・文科省から推奨されている「B1 までの体系的なプログラムの開発」には大きな労力がかかるが、各自治体の専門人材は不足している状況で、実際に運用する予定のないプログラム開発には着手できないという自治体も多いため、既に取り組んでいる自治体との格差が広がっている。地域の実情に応じて作成する必要がある部分以外は、国で共通したプログラムを例として示す等、専門人材が少ない自治体でも取り組みやすい方向性を検討してほしい。

- ・国庫補助金は予算の十分な確保を図り、各自治体の必要額に不足が生じないようにお願いしたい。また、自治体の日本語教育に対する国の財政支援を拡充していただきたい。
- ・令和7年度の補助金額が国の予算不足により減額されているため、今後は必要な経費が措置されるようにしていただきたい。また、自治体の日本語教育に対する国の財政支援を拡充してもらいたい。
- ・近年、文科省補助金(地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業)について減額内示が続いていることから、申請団体に必要額が行き渡るよう予算額の確保をお願いしたい。
- ・「教育支援体制整備事業費補助金(地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業)」は、申請額に対する国庫補助内定額が大幅に不足しており、事業の実施に支障をきたしている。当該補助金は、必要人材の安定的な確保、継続的な事業の実施に影響を及ぼすことから、全国知事会から要請しているとおおり、国として責任を持って十分な財政措置を講じていただきたい。
- ・予算の減額が内容にしていきたい。・市町村から直接、補助金を申請できるようにしていただきたい。
- ・令和7年度の内示額が要求額より大幅に減額されたため十分な事業ができなかった。また、こうした財政措置の不安定さが、地域国際化協会等における必要な専門人材の確保に深刻な影響を及ぼしている。令和8年度は国庫補助の減額がないよう、何卒よろしくをお願いしたい。継続的に安定した事業が実施できるよう、自治体の日本語教育に対する国の財政支援を拡充するとともに、永続的な措置を講じてもらいたい。令和7年度の内示額が要求額より大幅に減額されたため十分な事業ができなかった。また、こうした財政措置の不安定さが、地域国際化協会等における必要な専門人材の確保に深刻な影響を及ぼしている。令和8年度は国庫補助の減額がないよう、何卒よろしくをお願いしたい。継続的に安定した事業が実施できるよう、自治体の日本語教育に対する国の財政支援を拡充するとともに、永続的な措置を講じてもらいたい。
- ・無償のボランティアをベースに取組を拡大してきた地域日本語教室においては、登録日本語教員と相容れない部分があると考えています。活動の線引きが必要であり、登録日本語教員がどのような領域で活用されていくのかの明確なビジョンを提示いただきたいです。
- ・補助金が要望額に対して60%程度の交付決定となっており、予定していた取組を行うことができず、域内の日本語教育の体制整備に支障が出ている。要望どおりの額で交付決定をお願いしたい。また、自治体の日本語教育に対する国の財政支援を拡充してもらいたい。

## その他の回答(政令指定都市)

## I 地方公共団体における日本語教育の実施取組について

②-1 (②貴団体の日本語教育は共生社会の実現を目的としていますか。で1.しているに回答した団体のみ/複数選択可)「共生社会とは何か」を定義していますか。該当するものをすべて選択してください。

## 2 独自に定義している

- ・ 千葉県多文化共生のまちづくり推進指針(改訂) 千葉県多文化共生推進アクションプラン
- ・ 識字・日本語学習活動の指針、地域日本語教育推進方針
- ・ 静岡市多文化共生のまち推進条例
- ・ 「大阪市多文化共生指針」令和2年12月策定(令和6年11月一部改訂)
- ・ 京都市国際都市ビジョン
- ・ 岡山市多文化共生社会推進プラン
- ・ 広島市多文化共生のまちづくり推進指針

## 4 その他

- ・ 北九州市新ビジョンの重点戦略の1つとして「安らくまち」の実現を目指している。その中で「多様性を認め合う文化のまちづくり」「誰もが安心して暮らせる環境づくり」の取り組みを主要施策に掲げ、共生社会の実現について明記している。

## ③(全員/複数選択可)

日本語教育における、政令指定都市特有の役割はどのようなものだと考えていますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 本庁部局で市内全域に対し日本語教育を直接実施している。

## ⑤(全員/単一選択)

行政区ごとの日本語教育運営体制について、どの程度「区独自の判断」で施策や事業が実施されていますか。該当するものを選択してください

- ・ 各行政区の区役所にある程度裁量はあるが、市アクションプランに基づき、実施されている
- ・ 行政区単位ではなく、各所管部署により実施されている。
- ・ 行政区の関与はなく、市本庁直轄で実施
- ・ 区が区域内の教室に関する教室の予算配分の裁量を持ち、市本庁が実施する
- ・ 区独自の判断を介さず、日本語ボランティアが地域日本語教室運営等自主的な活動を行っている。
- ・ 現時点で、行政区ごとの日本語教育を実施していない
- ・ 本庁部局で市内全域に対し日本語教育を直接実施している。

## II 域内の日本語教育の基本的な方針策定について

⑥-1 (⑥「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第四十八号)に基づく「基本的な方針」(以下、基本方針)の策定状況についてお答えください。で1.策定済に回答した団体のみ/単一回答)  
策定内容についてお答えください。

- ・ 識字・日本語教育として独立して策定している

⑥-2 (⑥で1に回答した団体のみ)

当該方針名

- ・ 札幌市多文化共生・国際交流基本方針
- ・ 千葉市地域日本語教育推進計画
- ・ 横浜市地域日本語教育推進アクションプラン
- ・ 川崎市地域日本語教育推進方針
- ・ 第3次さがみはら国際プラン
- ・ 静岡市日本語教育推進基本方針
- ・ 地域日本語教育推進方針
- ・ 名古屋市地域日本語教育推進の考え方 2025-2029
- ・ 大阪市識字・日本語教育基本方針
- ・ 堺市国際化方針
- ・ 岡山市日本語教育基本方針
- ・ 第2次広島市日本語教育推進計画
- ・ 政策推進プラン
- ・ 第2期熊本市国際戦略

⑥-4 (⑥で1.策定済、2.今年度の策定に向けて準備中に回答した団体のみ/複数選択可)

基本方針を策定したメリットは何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 関係機関・関連団体等に市としての方向性が周知され、多様な機関・団体との連携の推進が期待される

## III 域内の日本語教育推進の体制整備について

⑩(全員/複数選択可)

政令指定都市において、域内における日本語教育を推進するにあたっての課題は何ですか。該当するものをすべて選択してください

- ・ 日本語教室実施場所の確保困難
- ・ 予算の確保
- ・ ボランティア頼みからの脱却
- ・ 外国にルーツを持つこども対象の日本語教室の不足
- ・ 安定した教室運営

- ・ 施策実施に係る国の財政的支援が不足している

#### IV 日本語教育の取組について

⑫-1 (⑫域内に存在する日本語教育の提供状況について、学習ニーズと照らして充足していますか。で3. 不足しているに回答した団体のみ／複数選択可)

行政区内に存在する日本語教育の提供状況を充足させるため、どのような方策を予定していますか。  
該当するものをすべて選択してください。

- ・ 地域日本語教育コーディネーターの増員

⑬-1 (⑬今年度実施している日本語教育に関する取組にはどのようなものがありますか。で5. 外国人に対する日本語教育の直接提供に回答した団体のみ／複数選択可)

具体的な日本語教育の提供方法はどのようなものですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 初学者を対象にした日本語教室を開催している
- ・ 子どもの日本語教室を対面で実施している

⑬-1-1 (⑬-1 具体的な日本語教育の提供方法はどのようなものですか。で1. 行政区内で直接日本語教室の立ち上げを行っている、2. オンラインによる日本語教育を提供している、3. 日本語教師を派遣しているに回答した団体のみ／単一選択) ⑬-1 で回答した取組の対象範囲となっている行政区をすべて教えてください。

- ・ 中央区(札幌市)
- ・ 浦和区、大宮区(さいたま市)
- ・ 南区、中区 ※周辺区からの参加も想定(横浜市)
- ・ 高津区(川崎市)
- ・ 南区、東区(岡山市)
- ・ 中区(広島市)

#### V 日本語教育に関するオンラインの活用について

⑮-1 (⑮政令指定都市では外国人向け日本語教育事業にオンラインを活用していますか。で7. 上記1~5のいずれも行う予定はない・未定に回答した団体以外／複数選択可)

オンライン実施の目的は何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ コロナ禍時に行っていたオンライン学級の継続実施
- ・ 自主教材としての活用
- ・ 子育て等で対面教室への参加が難しい学習者への学習機会提供

⑮-3 (⑮政令指定都市では外国人向け日本語教育事業にオンラインを活用していますか。で7. 上記1~5のいずれも行う予定はない・未定に回答した団体のみ／複数選択可)

その理由は何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ オンライン授業は受講者の自発性が必要である一方、一つのオンライン講座を作成することで全国から視聴・学習が可

能というメリットがあることから、各自治体が独自に予算をかけて実施する必要性は低い。

## VII 就労する外国人に対する日本語教育について

### ⑱(全員/単一選択)

貴団体では、日本語教育の「事業主の責務」を啓発していますか。

- ・日本語教育の取組を促進することを目的とした企業情報交換会の開催
- ・経済団体等へのヒアリング時に啓発
- ・日本語教育事業の利用促進を企業に働きかける際に啓発を実施
- ・留学生対象就労支援セミナー等の機会に企業内教室開設サポート事業のチラシを配布をしている

### ⑱-1(⑱で3.実施していないに回答した団体のみ/複数選択可)

実施していない理由は何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・次年度以降、企業向けの研修等を実施し、啓発を強化する予定
- ・外国人を雇用している企業の情報がいないため
- ・検討に至っていないため。
- ・啓発は行っていないが、就労外国人に対する施策は、事業所の責務を踏まえた制度設計とし、事業所による取り組み推進を後押ししている
- ・啓発手段が未定のため
- ・今後検討が必要であると考えている
- ・外国人を雇用する事業主の把握が困難なため。

### ⑲(全員/複数選択可)

政令指定都市以外が行っている、就労外国人(技術・人文知識・国際業務・特定技能・技能実習等)向けに特化した日本語教室について伺います。行政区内にそのような日本語教室がある場合、実施している団体をすべて教えてください。

- ・日本語教育 NPO

## VIII 日本語教育に付随する取組について

⑳-1(㉔「やさしい日本語」の普及に関する取組を行っているかお答えください。で1.行っているに回答した団体のみ/複数選択可)どのような取組を行っていますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・学校・企業向け講座の実施
- ・外国人雇用事業所向け研修の実施
- ・災害外国人支援ボランティア対象の研修

## IX 日本語教育機関認定法に関する新たな制度について

### ㉔(全員/単一選択)

育成就労制度の施行に向け、日本語教育に関する準備はされていますか。

- ・ 在留資格を問わず、日本語を学びたい外国人が学べる環境を提供するため、引き続き取り組みを進めていく。
- ・ 既存の取組であるオンラインクラス(企業申込)では対象になってくると想定

## X その他

④国・地方公共団体の日本語教育施策等に対するご意見や日本教育施策を推進するうえでの困りごとなどがありましたら、お答えください。

- ・ 文科省で実施している「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」について、応募団体数の増加に伴い、本市の内定額(交付決定額)は年々減額傾向にある。(補助率は 1/2 だが、1/2 まで補助されないことがほとんど)今後も在留外国人数は増加すると予想されるため、当該事業の予算額を増額し、応募団体数が増えたとしても補助率を維持できるようにしていただきたい。
- ・ 令和6、7年度の補助金額が減額されているため、減額がないように国において予算確保をお願いしたい。
- ・ 地方公共団体が実施することが想定されている B1 レベルまでの「生活 Can do」に基づく日本語教育プログラムと、認定日本語教育機関による生活コースは、どのように棲み分けがなされるべきなのか、理解ができていない。
- ・ 事業の成果を測る KPI の設定に活用できる、生活 can do に基づく日本語習得状況測定ツールの開発をお願いしたい。
- ・ 地方公共団体による「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供が効率的に進むよう、国において、地域問わず想定される生活上の行為を扱ったモデルカリキュラムや、教材開発に活用できる素材集などを作成していただけるとありがたい。・市域をまたがって活動する事業所も多いため、基礎自治体単独では事業所向けの施策展開に限界がある。国や都道府県が主体となって事業所向けの施策を充実していただけるとありがたい。
- ・ 日本語教育施策に関して、全額国で負担をしてください。また、日本語教育の必要性を日本人及び外国人ともに周知をしてください。
- ・ 入門・初級クラス終了後に継続学習の場を希望する学習者は多いが、地域の識字・日本語教室は満員で受け入れが難しい教室が多い状況が続いている。地域で日本語を継続して学べる環境を整備できるよう、任意団体等の日本語教室の立ち上げの支援や企業等が責任をもって日本語教育を行うよう経済団体等への働きかけや支援もより一層合わせて行ってほしい。外国につながる児童生徒の急増に伴い、日本語指導が必要な児童生徒に十分な日本語学習機会を提供できるように、国において人材確保や制度のさらなる充実を図ってほしい。また、母国で中学校程度の教育課程を修了して来日し、日本での高校進学をめざす子どもたちが増えている。多くの子どもたちは日本語が不十分な状態であるため、国としてこうした子どもたちの日本語学習機会の制度設計、また、教材や指導方法、カリキュラム等の整備をお願いしたい。
- ・ 教材やカリキュラムなどのリソースは、国の方で統一的なものを準備していただけると効率的かと思う。また、国による継続的・恒久的な財政支援措置を行っていただきたいと思う。
- ・ 令和7年度の補助金額が予算不足により補助対象額の 1/2 以下の交付決定額となっているため、減額がないようにしていただきたい。なお、来初期の外国を対象とした本語学習機会の提供などにおいて自治体間による差が生じることは望ましくなく、在住外国が地域で自立・共生するために必要となる最低限の本語を習得するための仕組みづくりについては、本来は国において全国共通の持続的な仕組みづくりに主体的に取り組まれるべきであると考えている。
- ・ 国からの財政的支援が十分でないため、求められるレベルの事業展開が難しい。
- ・ 各自治体が準用できるような教育プログラム(例えば学習指導要領のようなもの)を示してほしい。
- ・ 国の財政支援について、確実な予算確保をお願いしたいです。

## その他の回答（市区町村）

## I 地方公共団体における日本語教育の実施取組について

①貴団体において日本語教育施策は、どのような政策分野に位置づけられていますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 位置付けられていない、明確な位置づけはないなど 54 件
- ・ 日本語教育施策は行っていない、日本語教育を実施していないなど 26 件
- ・ 防災
- ・ 実際を取組段階がなく、明確に決まっていないため。
- ・ どこに位置付けられているか不明
- ・ 現在協議中
- ・ 明文化していない
- ・ 位置づけに関しては調整中
- ・ 学校教育
- ・ 現状日本語教室の取り組みは無い
- ・ 日本語を母語としない児童・生徒および担任への支援
- ・ 外国籍児童生徒支援
- ・ なし
- ・ 未定
- ・ 該当なし
- ・ 対象者もおらず実施していない。
- ・ 現状、日本語教育施策の位置づけはなし
- ・ 未設定
- ・ 圏域内に住む外国人の圏域への定着とコミュニケーション能力の向上（定住自立圏共生ビジョン）
- ・ 不明
- ・ 教育
- ・ 男女共同参画
- ・ 多文化共生に位置づけられると考えるが、実際にはまだ取り組み段階がなく、明確に決まっていない。
- ・ 地域のボランティア団体が実施している
- ・ 多様な立場や個性を認め合う精神を育てる
- ・ 現時点で具体的な施策の取組はない
- ・ 当市において、施策としては位置付けられていない。
- ・ 現時点では取組段階がなく、明確に規定していない。
- ・ 教育
- ・ 該当なし
- ・ 在住外国人の生活を言語面からサポートする
- ・ 市の政策としての日本語教育は行っていない
- ・ 実際には取り組み段階がなく明確に決まっていない。
- ・ 相互理解

- ・ 誰一人取り残さない学びの保障
- ・ 未実施
- ・ 教育(学習支援および学校生活に慣れるための支援)
- ・ 教育
- ・ 学校教育の補完
- ・ 学校における外国人児童生徒に対する日本語教育
- ・ 市の政策ではなく、甲斐国際交流協会で実施している。
- ・ 生涯学習
- ・ 学校教育
- ・ 児童・生徒を対象とした日本語教育施策は教育部門で担当している
- ・ 学校教育
- ・ 日本語教育は多分化共生に位置づけられると考えているが、実際にはまだ取組段階がなく、明確に決まっていない。
- ・ 教育
- ・ 教育分野(子供日本語教室)
- ・ 学校教育
- ・ 検討中
- ・ 学校教育
- ・ 事業がないため
- ・ 位置づけは上記のとおりであるが、町としての事業は行っていない。
- ・ 実際にまだ取組段階がなく、明確に決まっていない。
- ・ 教育
- ・ 学校教育
- ・ 学校教育
- ・ 町立小中学校における生徒を対象とするもの
- ・ まだ取組段階にない
- ・ 学校教育
- ・ 不明
- ・ 該当なし
- ・ 学校教育
- ・ 多文化共生、国際交流、雇用対策など、複数の政策分野と関連しているため、現時点で明確な位置づけは定めていません

②-1(②「貴団体の日本語教育は共生社会の実現を目的としていますか」で、1.しているに回答した団体のみ／複数選択可)

「共生社会とは何か」を定義していますか。該当するものをすべて選択してください。

2 独自に定義している(定義している資料があれば下記に記載ください)

- ・ 立場や年齢に関係なくともに支えあいともに創る地域
- ・ 多文化共生のまち福島推進指針
- ・ 守谷市多文化共生推進方針
- ・ 今治市共に生きる社会づくり条例
- ・ 第3次村上市総合計画

- ・ 第2次長久手市多文化共生推進プラン
- ・ 多文化共生推進プランの定義
- ・ 習志野市後期基本計画
- ・ 魚津市日本語教室運営要項
- ・ 第六次宮崎市総合計画
- ・ 加古川市多文化共生社会推進指針
- ・ 新居浜市国際化基本指針
- ・ 第7次度会町総合計画
- ・ 中標津町総合計画
- ・ 吹田市多文化共生推進指針(平成29年10月策定)
- ・ 菊川市多文化共生推進行動指針
- ・ 湖南省多文化共生社会の推進に関する条例
- ・ たはらグローバルシティ推進プラン 2024-2028
- ・ 第三次神栖市国際化推進計画
- ・ 安芸高田市多文化共生推進指針
- ・ 犬山市多文化共生推進ビジョン
- ・ 苫小牧市多文化共生指針
- ・ 第2次大網白里市多文化共生プラン
- ・ 四日市市多文化共生推進プラン
- ・ 新城市多文化共生推進プラン
- ・ 総合計画実施計画
- ・ 第四次草加市総合振興計画
- ・ やつしろ国際化推進ビジョン
- ・ 川越町多文化共生社会推進指針
- ・ 渋谷区長期基本計画
- ・ 生駒市国際化基本指針
- ・ 津市総合計画
- ・ 「共生社会実現のまち 渋川市」推進共同宣言
- ・ 区条例(ともに生きるまちを目指す条例)
- ・ 別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例 通称「ともに生きる条例」
- ・ 第7次甲佐町総合計画
- ・ 第4次鉾田市男女共同参画計画
- ・ 東大阪市多文化共生指針
- ・ 境港市まちづくり総合プラン
- ・ 第2次 豊明市多文化共生推進計画
- ・ 第3次春日井市多文化共生プラン
- ・ 第3次三次市総合計画
- ・ 多文化共生推進指針
- ・ 第2次刈谷市多文化共生推進計画
- ・ 第2次戸田市多文化共生推進計画
- ・ 南丹市人権施策基本方針
- ・ 第6次田川市総合計画

- ・ 福山市多文化共生推進プラン
- ・ なかのとまち多文化共生推進プラン
- ・ 「地球広場」多文化共生ビジョン
- ・ すべての人が尊重しあい、多様な文化が基つき、ともに支えあうまちづくり
- ・ 第3期西条市総合計画
- ・ 年齢や政ベル、国籍、人種などに捉われず、多文化への誓いを深め、すべての市民が共生しています。
- ・ めぐろ多文化共生推進ビジョン
- ・ 三田市人権施策基本方針
- ・ 第4次豊川市多文化共生推進プラン
- ・ 第4次みのかも多文化共生推プラン
- ・ 第6次結城市総合計画
- ・ 杉並区多文化共生基本方針
- ・ 舞鶴市総合計画
- ・ 岡崎市多文化共生推進基本計画
- ・ 世田谷区第二次多文化共生プラン
- ・ 足立区多文化共生推進計画
- ・ 第7次総計
- ・ 八王子市 第2期多文化共生推進プラン
- ・ 雲南市多文化共生推進プラン
- ・ 総務省「多文化共生の推進に関する研究会の報告書」(2006年3月)
- ・ 品川区総合実施計画
- ・ 稲美町総合計画
- ・ 第2次彦根市多文化共生推進プラン
- ・ 下呂市多文化共生推進基本方針
- ・ 「共に」宣言
- ・ 富里市多文化共生推進プラン
- ・ 東近江市多文化共生推進計画
- ・ 吉野町第5次総合計画後期基本計画
- ・ 貝塚公民館のあゆみ～人と人、地域をつなぐ公民館～
- ・ 幸田町総合計画
- ・ 「社会生活の円滑化を図る」
- ・ 第2次国際都市いづか推進計画
- ・ 尼崎市多文化共生社会推進指針
- ・ 西東京市第3次基本構想・基本計画
- ・ 武蔵野市多文化共生推進プラン
- ・ 墨田区基本計画
- ・ 第3次大崎町総合計画
- ・ 富士宮市総合計画
- ・ 真庭市共生社会推進基本方針
- ・ 第5次北茨城市総合計画後期基本計画
- ・ 富田林市多文化共生推進指針
- ・ 第6次長洲町総合振興計画

- ・岩国市総合計画
- ・第4期可児市多文化共生推進計画 基本理念
- ・三郷町インクルーシブアクションプラン
- ・印西市国際化推進方針
- ・柏崎市第五次総合計画

②-1 (②「貴団体の日本語教育は共生社会の実現を目的としていますか」で、1.しているに回答した団体のみ／複数選択可)

「共生社会とは何か」を定義していますか。該当するものをすべて選択してください。

#### 4 その他

- ・第4期周南市観光ビジョンにおいて多文化共生を定義。
- ・「岩手県多文化共生推進プラン」の定義を援用している
- ・宇佐市多文化共生・国際交流推進プラン
- ・市HPに「多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。」と明記(多文化共生の推進に関する研究会報告書 総務省平成18年3月)より
- ・日本語教室開催要項に、開催の趣旨として、「日本語を母国語としない方々を対象に、定住と地域住民との相互理解を促進する」と明記している。
- ・独自の定義はしていないが、「ユネスコ国際理解教育における“to live together”(共に生きる)の日本語訳として使われている言葉。「国際寛容年」の寛容の使い方と同義語。自分を理解し、お互いが違いを認め尊重しあい、共に生きる社会を指す。」用語として計画に掲載している。
- ・定義は示していないものの、目指す姿として文章化している。
- ・総合計画において、多文化共生を基本施策の一つとして取り上げている。
- ・横須賀再興プランの「誰も一人にさせないまち」に含まれる
- ・外国人交流ネットワーク事業補助金交付要綱に記載
- ・国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例
- ・「びんご圏域多文化共生推進ビジョン」で定義している
- ・令和7年度に策定する栃木市多文化共生推進プランの中で明文化する予定
- ・「多文化共生の推進に関する研究会報告書」を援用
- ・総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」
- ・記載内の多文化共生・国際交流分野内に目指す内容として記載している
- ・西宮市外国人市民施策基本方針にて記載している
- ・市川市第三次基本計画
- ・多摩市多文化共生推進基本方針において、総務省のプランの前身となる、研究会での定義づけを採用している
- ・総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より引用している
- ・総務省「多文化共生に関する研究会報告書」の定義を援用している
- ・第3次総合計画第1章計画の役割と構成において記載
- ・第6次勝山市総合計画において、多文化共生は「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。」と表記している。
- ・多文化共生ではなく、障害に関連して定義している。
- ・生活者としての外国人へ日本語学習の機会の確保を目的としているため、共生社会の実現を目的することも含まれると

考えたため

- ・平成18年3月総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より
- ・嬉野市第2次総合計画
- ・滋賀県多文化共生プランの定義に準じる
- ・日本語教育は、多文化共生に位置付けられると考えているが、現在、明確に決まっていないため、今後、検討を進めていく。
- ・総合戦略において日本語教室の目的は「地域との連携・融和」としている
- ・平和・交流・共生の都市宣言及び推進指針、豊橋市多文化共生推進計画の中でどのような多文化共生社会・地域づくりを目指していくかについて記載があります。

### ③(全員/単一選択)

日本語教育における都道府県と市区町村との役割分担について、どのように認識されていますか。

- ・不明
- ・特に認識していなかった
- ・市民活動団体と連携する
- ・主に都道府県が主導しています。
- ・取組を行っていない。
- ・取組段階がなく、分からない
- ・分からない。
- ・日本語教育を実施していないためわからない
- ・不明
- ・日本語教育を実施していないため、役割分担の考えがない
- ・実施していない
- ・日本語教育を行っていない。
- ・日本語教育に関しての取り組みを行っていない。
- ・特に考えたことがない
- ・日本語教育を実施していない
- ・取組なし
- ・日本語教育に関する取組をしていないためわからない
- ・外部団体が主導し、県国際交流協会と相互に連携する。市は補完的な役割を担う。
- ・特に意識していない
- ・日本語教育に関する取組は検討中のため、わからない。
- ・実施事業がない

#### ③-1 (③で1.都道府県が主導し、市区町村は補完的な役割を担う 2市区町村が主導し、都道府県は補完的な役割を担う 3.両者が相互に連携するに回答した団体のみ/複数選択可)

市区町村の日本語教育に関して、都道府県ではどのような役割を担うべきと考えていますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・市町村が実施している事業への積極的関与
- ・ボランティアに対しての定期的な研修(年1など)
- ・市が開催できない日時・内容でのオンライン講座の開催

- ・ 現在、市町村単位への支援がされているが、広域的取組として問題視し、県主導のもと市支援で実施していくべきである。
- ・ 日本語教育の体制が整っていない市町、地域への支援
- ・ 専門部署創設後の検討が適当
- ・ 県教育委員会、県雇用対策関係部署、地方出入国在留管理局、外国人技能実習機構とのネットワーク形成
- ・ 民間部門の積極活用
- ・ 県民を対象としたオンライン日本語教室など、単独の市町村では実施が難しいような広域的な日本語教育の提供

## II 域内の日本語教育の基本的な方針策定について

④-1 (④ 日本語教育の推進に関する法律) (令和元年法律第四十八号) に基づく「基本的な方針」(以下、基本方針) の策定状況についてお答えください。で1.策定済に回答した団体のみ/単一回答) 策定内容についてお答えください。

- ・ 第二次大野城市国際化推進プラン
- ・ 世田谷区第二次多文化共生プランの中に日本語教育を盛り込んでいる
- ・ 地域日本語教室基本運営方針として策定
- ・ 多文化共生社会推進計画の中に盛り込んでいる。
- ・ 国際化施策に関する計画の中に盛り込んでいる。
- ・ 尼崎市多文化共生社会推進指針において兼ねている。

## III 域内の日本語教育推進の体制整備について

### ⑧(全員/複数選択可)

地域における日本語教育に携わる人材について、市区町村である貴団体では特にどのような役割を求めていますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 現段階ではなし
- ・ 日本語教育を実施していないため、特になし
- ・ 国際交流を進める会会員
- ・ 日本語教育事業を実施していない
- ・ 市国際交流協会による日本語教室の開催
- ・ 単に日本語を教えるだけでなく、地域住民等との交流などを促進する役割を期待したい。
- ・ 外国人在住者と地域をつなげる役割
- ・ 主体的に日本語教室を企画・運営できる人材
- ・ ボランティア
- ・ 愛知県が育成を進める「日本語指導者」
- ・ 日本語指導の知識と経験を有し、学校に勤務いただける人材
- ・ 学校教員を(定年)退職した者
- ・ 日本語教育が必要な人に効果的にアプローチができる人
- ・ 日本語教室ボランティア
- ・ 日本語教育を実践する非営利法人
- ・ 日本語教室ボランティアスタッフ

- ・日本語講座を管理・運営する人材
- ・相談員として、多文化共生推進員としての役割も同時に担うことができる人材
- ・交流型日本語教室の企画・教案作成、講義を行う者
- ・日本語教育を行っていない
- ・ボランティアと学習者の管理、日本語教室の運営
- ・日本語教育に係る事務をしながら行政や関連機関、等へ繋ぐ、調整をする役割
- ・専門部署創設後の検討が適当
- ・地域で外国人とつながりがあるコーディネーター
- ・在住外国人の日本語学習支援だけでなく、気軽に悩みを相談できるような(在住外国人の方にとって)身近なスタッフ。  
地域日本語教室のスタッフの方には行政と在住外国人の方の架け橋となるような役割を期待している。
- ・児童生徒への母語での支援
- ・多文化キッズコーディネーター
- ・外国人雇用企業のプラットフォーム運営を担える人材
- ・外国人の身近な相談相手となること
- ・日本の文化・生活習慣を紹介するなどの生活支援
- ・国際交流員
- ・ボランティアスタッフ
- ・ボランティアが対応
- ・日本語学習支援コーディネーター
- ・どなたでも
- ・外国人市民コーディネーター(教室内で外国人学習者と日本人支援者とのコミュニケーションをサポートしたり、教室への参加を促す役割等を担う方)
- ・実態に応じた支援者
- ・日本語教室の講師やボランティアとなれる人材
- ・外国人支援・国際交流に寄与できる人材

#### ④(全員/複数選択可)

地域における日本語教育に携わる人材の育成について、都道府県に望む支援は何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・日本語教育を実施していないため不明
- ・現段階では支援は望まない
- ・実施していないため、特になし
- ・地域の日本語教育実施団体への財政的 direct 支援
- ・定住自立圏よりも細かい市町村単位での育成
- ・現段階では何が必要なかの検証もできていない
- ・先進地域における取組の情報提供
- ・分からない
- ・実施してみないと分からない。
- ・現時点では必要としていないため、必要になった際の相談受付や情報提供、人材派遣などの準備があると良い
- ・小中学校の国際級の先生等の指導者の充実
- ・外国人受け入れ制度や市町村の管理団体の情報共有

- ・現時点では不明
- ・介護等専門的な分野の日本語教育人材の派遣
- ・実施していないのでわからない
- ・3.人材バンク等の仕組みづくりについて、県政出前講座のように、県で謝金を負担し、人材を派遣する制度
- ・取組事例の紹介やモデル事業の構築
- ・日本語教育普及に係る雇用者との会議
- ・専門部署創設後の検討が適当
- ・初期指導を行う専門家派遣回数増加
- ・児童生徒への母語での支援
- ・災害時の通訳人材バンク
- ・日本語教育に関する取組は検討中のため、わからない。
- ・現時点では、人材育成に関する支援はございません。
- ・人材派遣
- ・現在は該当者がいないため

#### ⑩(全員/複数選択可)

各市区町村において、域内における日本語教育を推進するにあたっての課題は何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・受講者の交通手段の確保
- ・持続可能な日本語教室運営
- ・委託先に依存していること
- ・職員不足
- ・支援者の高齢化、担い手不足
- ・ボランティアの活動拠点の確保
- ・日本語教育を必要としている住民がいない
- ・予算がない
- ・市域が広く冬は降雪もあり日本語教室に通うことの困難さ
- ・日本語教育に関するニーズがない
- ・財政面、日本語教育を推進するノウハウの不足。運営する人材の不足。
- ・JLPT 対策の不足
- ・参加者の不足
- ・市内での講座・教室を開催できないこと
- ・教室を開くとしても、教室までの足の問題あり
- ・受講者の教室への継続参加が難しい
- ・財源の確保ができていない
- ・公共交通など移動手段の充実
- ・財政面
- ・日本語教育事業を実施していない
- ・学習者の交通手段
- ・外国人住民の急増に対し、日本語教育体制と行政の財政基盤が整わず、必要な環境整備が追い付いていない。日本語学習支援者の高齢化(夜間の活動が制限される)

- ・財源がない
- ・地域日本語教室だけでは学習効果が不十分であること
- ・必要になった時の事前取り組みが進んでいない
- ・地域日本語教室の担当者の雇用が非正規・任期つき雇用。あるいは③の課題については、人材が不在・不足、ではなく、人材を安定的に雇用しようとしなことが課題ではないでしょうか。
- ・担当部署がない
- ・日本語学習者から多数の参加申込みがあっても、実際に参加する人が少ない。
- ・日本語教室に通うための距離があるので、移動手段や移動時間に課題がある
- ・外国人の参画が増えない
- ・予算
- ・外国人市民の日本語習得に対する優先度の低さ
- ・未就学児や小学生対象の日本語教室がない
- ・参加者が少ない
- ・財政面
- ・人員不足
- ・日本語教室の授業料や時間が日本語学習者のニーズに合わない。
- ・日本語教室を開催するにあたって外国人住民の交通手段
- ・安定的な会場の確保
- ・外国ルーツのこども向けの日本語教室がないこと
- ・学習者が集まらない、定着しない
- ・日本語教室開催場所の老朽化
- ・外国人を雇用する企業・団体との連携
- ・活動場所の不足
- ・地域にあった持続可能な日本語教室の運営体制づくりのための情報不足
- ・学習者の生活実態とのすり合わせの困難さ
- ・育成はしていない
- ・日本語教室運営のノウハウ不足
- ・支援者の高齢化
- ・技能実習生本人たちのニーズ
- ・体制の整備
- ・外国人住民の勤務先企業との連携定・永住資格者、技能実習生の学習意識の醸成
- ・受講者の意欲
- ・日本語学習支援のボランティア育成のプログラムがない
- ・外国人居住地から日本語講座開催地までの移動
- ・外国人人口と比較して参加者が少ない
- ・学習者募集の周知先、周知方法
- ・会場の確保
- ・ボランティアの高齢化、後継不足
- ・日本語指導が必要なこどものための日本語学習サポート
- ・予算及び会場の確保
- ・日本語教室の地域日本語教育への理解
- ・参加申し込みが少ない

- ・ 外国人学習者の参加が中々安定しない。
- ・ 外国人側が必要性感じていない
- ・ 学習者の場所及び時間帯が学習者のニーズに合っていないと伺えるが、支援者が来られる時間帯も限られるため、マッチングも難しい。場所については、学習者の会場に来る手段がないため、企業が送迎などをして連携して頂けたら都合が良いが、企業側も本人の意思に任せている。
- ・ 教室の運営に関すること
- ・ 外国人コミュニティの把握や外国人雇用企業との連携停滞・困難
- ・ 財源
- ・ 冬期間の利用者の減少
- ・ 教室へ通うための交通手段の確保
- ・ 学習者の参加人数減少
- ・ 事業者(病院含む)との連携
- ・ 日本語教室に対するニーズが少ない。
- ・ 外国住民を雇用している事業所の把握
- ・ 行政における推進体制の整備
- ・ 外国人雇用企業や行政、地域住民と日本語教育に係る現状・計画・課題などの共有やプランの作成
- ・ 財政状況が厳しく、新規予算確保が難しい
- ・ 会場までの交通手段がないため、天候や時期によっては参加できない状況にある。
- ・ ボランティアの質の維持およびスキルアップ
- ・ 日本語教育の仕組みづくりと人材発掘
- ・ 日本語教室の管理・運営をする人材の不足
- ・ 未就学児のニーズ把握が難しいこと。
- ・ 日本語教育に関わる部署の人員の不足
- ・ ボランティアによる教室の開催場所の確保
- ・ 外国人材の日本語学習に係る外国人材雇用企業間の人材投資の認識の差や母語による日本語教育を求める傾向にあること等から、企業及び外国人材の参加が少ない。
- ・ 在住外国人に係る日本語教育取組への参加
- ・ 日本語学習支援者(ボランティア)の高齢化
- ・ 財政的に余裕がない
- ・ 場所の確保
- ・ 教室を開催する会場(スペース)の不足
- ・ 学習者の継続的な教室への参加
- ・ 日本語教室推進に関する方針が定まっていない
- ・ 教室実施場所の確保
- ・ レベルや開催日時など学習者の要望に対応できないこと
- ・ 教育部門との連携
- ・ 外国人参加者の不足、外国人を雇用する企業との連携不足
- ・ 日本語教室を開催するための場所の確保
- ・ 学習者の日本語学習の継続性
- ・ 財源不足
- ・ 日本語教室運営に係る経費
- ・ 参加者の移動手段

- ・ 学習者の中には長続きしない人がいる
- ・ 行政の支援範囲の明確化
- ・ 外国人雇用企業が従業員の定着と活躍に不可欠な日本語学習支援の責務を企業努力としてではなく、行政サービスとして認識していること
- ・ 母語支援者の不足
- ・ 県と策定したアクションプランはあるが、日本語教育に関する市としての方向性・具体的計画（目的・具体的な対象者・目指すゴール等）が整理・検討できていない。
- ・ 財源不足
- ・ 推進するニーズがわからない
- ・ 財政的な課題
- ・ 受講者が定着しない
- ・ ボランティアに依存していること。雇用やオンライン学習を支援するための財源がない。
- ・ 外国人労働者紅葉事業所・事業主・監理組合との連携が難しい
- ・ 地域によっては外国人参加者の固定化が起こっている
- ・ 外国人を雇用している企業の協力を得るのが難しい
- ・ 小中学生を対象にした日本語教室について学校と連携した周知やサポート
- ・ 予算
- ・ 人員不足
- ・ 2025年の人口に対する外国人の割合は2.6%と極めて少ない
- ・ 外国人の学習意欲
- ・ 開催場所の不足
- ・ 日本語学習支援者（ボランティア）の高齢化
- ・ 資金不足
- ・ 事業担当課のマンパワー不足
- ・ 国や県からの財政的支援不足
- ・ 自治体の人材不足
- ・ 子どもを対象とした（年代別の）日本語教育の機会の不足
- ・ 日本語教室を運営する場所の提供
- ・ ボランティアの活動拠点となる施設の不足
- ・ 財政的課題
- ・ 教室に対する参加者の過多
- ・ やさしい日本語の実践の場
- ・ 財政面
- ・ 教育現場での日本語支援不足、日本語教育人材のための予算確保
- ・ ボランティアサポーターを中心に実施しているが、参加者からは学習支援へのニーズが多い。臨機応変に対応できるよう努めているが調整の難しさを感じている。
- ・ 大まかな居住地域や生活実態の把握ができていない
- ・ 町内での体制はない状態だが、県の事業（山形県国際交流協会）として、日本語教育を推進しており、必要となった際には、連携しながら対応する。
- ・ 日本語教師・日本語学習支援者の高齢化による事業継続の懸念
- ・ 十分な広さとアクセスを兼ねた会場確保が難しいこと
- ・ 現在、ニーズがない状況なので、課題がわからない。

- ・アプリ普及等による、教育の需要の変化
- ・現状では補えているが、今後のボランティア不足
- ・財源不足
- ・日本語教室への参加希望者の交通手段

#### ⑩（全員／複数選択可）

市区町村である貴団体で実施している日本語教育に関して、取組の効果だと感じているものは何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・わからない
- ・今年度末に取り組む予定
- ・外国人が日本で生活するうえで必要なルールを学ぶ機会が得られた
- ・日本語教育の関係記者と情報交換や相談できる関係を作ることができた。
- ・関係団体への補助のみ行っているため、当自治体を主とした日本語教育を行っていない
- ・日本語教室立ち上げに向けて準備中
- ・今後、取り組み予定です
- ・元受講者が指導者として携わっていること
- ・市が実施している日本語教育はない
- ・取組の効果を感じる直接的な場面はないが地域社会には役立っていると思う。
- ・取組の効果については把握をしていないが、日本語教室への参加者が一定数いることから日本語学習のひとつの機会になっていると感じる。
- ・日本語教室を整えても多くの外国人市民は理由は分からないが教室に来ないことが分かった。
- ・市としては実施していない
- ・日本語能力試験を受講する技能実習生の学習意欲が向上した。
- ・羽島市国際交流協会にて実施
- ・把握していない。
- ・日本語教育に関する取り組みを行っていない
- ・今年度から、地域日本語教育スタートアッププログラムを活用し、地域日本語教室の立ち上げに向け準備を始めた段階です。
- ・R7.11.13より実施しているため、効果不明
- ・まだ始めたばかりのため実感はない
- ・国際交流協会が日本語教室を実施している
- ・日本語教育を実施している団体への支援であり、市としての取組はしていない
- ・日本語教室は実施していない
- ・日本語教育を行っていない
- ・特になし
- ・取り組みは行っていない
- ・本年度初めて事業「（交流イベント）実施する予定
- ・以前は日本語教室があったが、運営者の高齢により教室が閉鎖。以降、日本語教室を設けられていない
- ・効果等について得には把握していない。
- ・日本語ボランティアへの集中依存と継続が今後の課題
- ・効果の実感に至っていない

- ・日本語教室も国際交流フォーラムイベントに携わっているため、外国人と地域住民が交流できる場を提供できる内容があり、イベントの目玉となっている。
- ・来年度（R8年度）以降、取組開始予定
- ・あまり効果を実感していない
- ・日本語教室が地域の国際交流協会と関わることによって、日本人と外国人の交流の機会が得られた。
- ・特に実施していない
- ・実施していない
- ・実施していない
- ・日本語教育について市内の教室の関係者と情報交換ができる機会や相談しやすい体制ができた
- ・国際交流協会が主催で実施している日本語教室はあれど、受講生が少人数で地域全体で実感できるような意識変化は特にない。
- ・教育現場における日本語教育
- ・市として日本語教室は実施しておりませんが、宍粟市国際交流協会にて実施している日本語教室への支援を行っています。その中では、「1」が該当します。
- ・職員研修を行い、意識の変化につながった
- ・実施していない
- ・在住外国人の社会参加の機会が増えた
- ・今後実施予定なので、実施した際の効果を見て判断したい。
- ・中部圏域で取り組んでおり効果を感じている
- ・企業や外国人からのニーズはあるが、人材が不足している実態が把握できた。

#### IV 日本語教育の取組について

##### ⑫-1（⑫で3に回答した団体のみ／複数選択可）

域内に存在する日本語教育の提供状況を充足させるため、どのような方策を予定していますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・国際交流協会が実施しているので、その支援を行っている。
- ・土日開催ができると良いと考えるが、日本語学習支援者の負担が多くなるため、現時点では拡大の予定なし
- ・市内別地区での日本語教室開催
- ・日本語教室の周知 企業と連携した日本語教室の開講
- ・関係機関と連携した日本語教室の開催
- ・来年度市内に民間が運営する日本語学校が開校する予定
- ・市域内での日本語教室の開催地域の拡大を検討中
- ・受講条件等の見直し
- ・日本語指導の事業化
- ・自治体内空白地域の解消
- ・新規日本語教室の設置、企業における日本語教室の常設
- ・開講回数、場所を増やしたいが、人材、財源等が不足
- ・日本語教室を開講予定
- ・支援者の募集
- ・域内の日本語教室の開催を増やすことは出来ないため、愛媛県国際交流協会主催のオンライン日本語教室を案内する。

- ・ 単町での充足がニーズと財政的に難しいため、広域での実施が望ましいと考えている
- ・ JLPT 対策等レベル別の対応をしたいが、現人員では対応不可
- ・ 日本語教室の開催を検討
- ・ 直接運営する教室だけでは個別のニーズには答えられないため、ボランティアベースでの調整ができないか個々に検討。
- ・ 日本語教室開催の検討
- ・ 岩手県国際交流協会のメニューの紹介など
- ・ レベル設定 定期開催
- ・ 県主催の日本語教育プログラムの周知
- ・ 県が派遣する地域日本語教育コーディネーターの申請及び既存の日本語教室への支援・新規日本語教室開設の検討
- ・ マンツーマンではなく教室型での実施を検討中
- ・ 研修機会等の情報提供
- ・ 既存の日本語教室が令和6年度末で終了し、令和7年度は日本語教室を実施していない。
- ・ 日本語教育の必要性について認識しているが、具体的な方策についてまだ検討できていない。
- ・ 参加し易い実施方法の検討
- ・ 日本語教室の回数を増やしたいが、人材不足のため難しい
- ・ 将来的には開講回数が増やレベル別の開講を目指したい。
- ・ 日本語教室の実施
- ・ 現在 学習者の実情に合わせて、支援者がミーティングで受け入れや運営方法を検討し、柔軟に対応をしている
- ・ 日本語教室においてボランティアの人手不足、学習者の増加。需要と供給のバランスが取れていない。
- ・ 日本語学習支援者の確保支援
- ・ 日本語教育専門人材の増員が必要であるが、どう増員すればよいかわからない

⑬-1 (⑬ 今年度実施している日本語教育に関する取組にはどのようなものがありますか。で5.外国人に対する日本語教育の直接提供に回答した団体のみ/複数選択可)

具体的な日本語教育の提供方法はどのようなものですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 外国人地域おこし協力隊による日本語学習会の開催
- ・ NPO に委託し日本語教室を開催
- ・ 日本語教育の周知 紹介
- ・ 教員向けの研修、日本語指導教員の配置、講師・ボランティア団体の紹介等
- ・ NPO 法人に委託して日本語教室を開催
- ・ 学校にて取り出し指導を実施している。
- ・ 大分県を通じて日本語教師を派遣していただいた。
- ・ 地域日本語教室を宮崎県との共催で開催
- ・ 日本語を学びたい域内の在留外国人とボランティア講師のマッチングと学習場所(部屋)の提供を行っている
- ・ 日本語教室を実施(委託)
- ・ 日本語教室を委託
- ・ 県の委託機関が主導し、共催で開催している。
- ・ 日本語教室の開催
- ・ 国際交流協会が日本語教室(対面・オンライン)を実施している。
- ・ 市が事務局となっている国際交流協会主催として提供している
- ・ 市が事務局をもつ那珂市国際交流協会から、ボランティア団体へ委託し、提供している。

- ・ 補助金交付団体による日本語教室の開催
- ・ 年1回(8日間)初級の日本語教室を開催
- ・ 国際交流協会へ委託し、日本語教室を立ち上げている
- ・ 日本語教室の開催
- ・ 陸前高田市国際交流協会が日本語教室を主催し、市は同協会の事務局を担い、また補助金を支給して同教室運営を支援している。
- ・ 国際理解講座運営委員会へ委託して実施
- ・ 生涯学習講座として「やさしく日本語を学ぼう」を開設
- ・ 日本語サロン
- ・ 外国住民を雇用している事業所で日本語教室を開催
- ・ 市が補助する事業の語学講座の一つとして日本語講座を実施
- ・ 夜間中学校での教育支援
- ・ 外国人児童生徒への日本語教育の実施
- ・ 対面にて日本語教室を実施
- ・ 必要に応じて市内小・中学校に日本語指導員を配置
- ・ 日本語講座(全8回)の実施
- ・ 木更津市国際交流協会での日本語教室
- ・ 松山国際交流協会による日本語教室の開催
- ・ 小中学校で対象児童生徒を対象に実施
- ・ 対面での日本語教室を実施している
- ・ 委託
- ・ 国際交流協会が主催する日本語教室へ案内している
- ・ 外国人児童・生徒のもとに日本語指導員を派遣している
- ・ 外国籍生徒児童を対象に、小中学校で日本語学習を支援
- ・ 町立日本語学校の運営
- ・ 外国人への日本語教室の提供
- ・ 公共施設での日本語学習イベントの開催
- ・ 学校における小・中学校での日本語指導。東京都配置教員・地域支援者・民間企業による指導
- ・ 業務委託による実施
- ・ 市の国際交流協会と共催で日本語教室を運営
- ・ 徳島市国際交流協会へ委託
- ・ 日本語ボランティアの派遣
- ・ 認定日本語教育機関として、留学生を対象に日本語教育を実施。
- ・ 国際交流協会とユネスコ協会が日本語教室を共催している。
- ・ ボランティアによる教室
- ・ 日本語交流員向け研修等
- ・ 義務教育過程での講師配置
- ・ 市の事業として日本語講座を実施している(日本語講師派遣)
- ・ 任意団体に委託している
- ・ 日本語教師をお呼びしている。
- ・ 教育支援室の指導員が町内各小中学校を巡回して日本語指導を行っている。
- ・ 委託業者により日本語教室を開催

- ・ 可児市国際交流協会への日本語教育等の事業委託
- ・ 日本語指導支援者を学校に派遣している
- ・ 生涯学習館で「外国人のための日本語公開講座」を年12回開催

⑬-1-2(⑬-1 具体的な日本語教育の提供方法はどのようなものですか。で1. 域内で直接日本語教室の立ち上げを行っている、2. オンラインによる日本語教育を提供している、3. 日本語教師を派遣している、5. 日本語教室のオンデマンド配信、6. その他に回答した団体のみ/単一選択)

自治体が直接実施している日本語教育(直接の日本語指導)の総実施時間をお答えください。

- ・ 国際交流ボランティア団体との共催事業として2教室開催しており、それぞれ週1回1.5時間程度、年45回程度)
- ・ 民間企業等が主催する日本語指導講師の派遣は行っていない。
- ・ 自治体が実施しているのはマッチングと場所の提供のみ(時間数でいえば500時間~1000時間未満と思われるが、正確に把握していない。)
- ・ 会津坂下町国際交流協会で実施している
- ・ 日本語教室を委託
- ・ 日本語教室ではなく支援ボランティアによる指導
- ・ 測定不能
- ・ 不明
- ・ 自治体が直接ではなく国際交流協会(主となるボランティア:茨城大学)が実施している。
- ・ 国の補助により、県協会と共催で開催しているため、把握できていない。
- ・ 自治体では直接日本語教育を実施していない
- ・ 自治体で直接実施する日本語教育はなし
- ・ ふくい市民国際交流協会が実施しており、市から協会に補助を行っている。
- ・ 総時間の算定基準がわからない。年単位なのか教室が始まった時からなのか。
- ・ 15教室週1回90分 現在の受講者約110人
- ・ 自治体が直接実施しているわけではなく、市の連携機関である「鈴鹿国際交流協会」の事業として、初級オンライン日本語教室を実施している。1回1時間×12回×3コース×2期=72時間
- ・ 国際交流協会にて実施している
- ・ 木更津市国際交流協会において実施している日本語教室では、336時間程度
- ・ 月2回、1回2時間以内
- ・ 把握していない
- ・ 不明
- ・ 市補助金交付団体(市国際交流協会)主催の日本語教室 月4回8時間
- ・ 入門:50時間 初級:90時間
- ・ 週1回1時間半程度の教室を5か所で実施。自由参加。
- ・ 実施形態が異なるため算出不可
- ・ 徳島市国際交流協会へ委託
- ・ 自治体が直接実施していない
- ・ 自治体では直接実施していない。
- ・ 特に設定なし
- ・ 不明

- ・教育支援室の活動の中で状況に応じて指導を行っているため、日本語教育のみに係る詳細な時間は不明
- ・可見市国際交流協会への事業委託

#### ⑭(全員/単一選択)

日本語教育に関して、周辺の市区町村と連携していますか。

- ・連携中枢都市圏事業として実施している広域連携による多文化共生推進事業に参加している
- ・日本語教育を実施していない
- ・日本語教室の問い合わせがあった際に近隣市町の教室を紹介している。
- ・そもそも本町で取り組みを実施していない。
- ・日本語教室立ち上げに向けて近隣自治体の団体と連携
- ・町内に希望者がいた際に、近隣市の日本語教室に空きがあったら参加させてもらった。
- ・やまなし県央ネット国際交流分科会において、周辺市町と日本語教育に関する情報共有を行っている。
- ・日本語教育事業を実施していない
- ・日本語教育に関する取り組みは行っていない
- ・県内市町村担当者会議での情報交換などの連携
- ・近隣市との会議にて情報共有を行っている
- ・日本語教育に関する取組を実施していない為
- ・連携はしていないが他市町村在住の外国人の日本語教室への参加はある
- ・日本語教育を実施していない
- ・周辺自治体と連携はしているが日本語教室自体の連携はなし
- ・日本語教育を行っていない
- ・日本語教育に関する取り組みを行っていない。
- ・備後圏域内で情報共有
- ・日本語教育を実施していない
- ・町内の外国人受入事業体に国際交流協会が行う教室の案内はしているが、連携までは行っていない。
- ・講師等の研修会を年1回開催
- ・情報交換などをしている。
- ・みのかも定住自立圏事業で近隣の町と実施
- ・取組なし
- ・年1回周辺の市町にある日本語教室スタッフが集まり、情報交換の実施
- ・かごしま連携中枢都市圏在住の市民も当教室に参加することが可能
- ・周辺の市にある日本語教室が本市の外国籍の方も対象となっているため、市外にあるその団体とは連携している。
- ・周辺の市区町村と情報共有をしている
- ・日本語教育機関同士で情報交換を行っている
- ・周辺の市町村と年に一度、交流会を行っている。
- ・実施していない
- ・実施していないので連携していない
- ・事業がないため
- ・周辺市町村の日本語教室を見学している。
- ・過去に周辺の市区町村と情報交換を行っていた
- ・周辺の市区町村との連携を検討している

- ・ 周辺の市区町村と連携してはいないが、周辺の市区町村からの参加者は受け入れている
- ・ 周辺の市町村と連携して「日本語スピーチコンテスト」を持ち回りで実施している
- ・ 周辺の市町からも参加可能
- ・ 隣市に日本語教室を実施していることを伝えるときがある。
- ・ 中部圏域で取り組んでいる
- ・ 現在ニーズがないため、連携はしていないが、今後のために、周辺の市区町村との連携準備を進めていきたい。
- ・ 必要に応じ情報共有等を行っている

⑭-1 (⑭日本語教育に関して、周辺の市区町村と連携していますか。で1. 周辺の市区町村と連携して日本語教育を実施している、2. 周辺の市区町村と連携して日本語教育を実施する予定があるを選択した団体のみ／複数選択可)  
周辺の市区町村との連携内容について、該当するものをすべて選択してください。

- ・ 周辺市の専門職員を招いての「やさしい日本語」講座の実施
- ・ 定住自立圏の事業として近隣の市町村と情報共有実施
- ・ 定住自立圏(長岡市)の教室の情報周知
- ・ 運営や教材等、教室の視察、情報交換
- ・ 隣接する町の外国人住民の受講受け入れ。
- ・ 広域による運営
- ・ 各市識字・日本語教室紹介の情報誌
- ・ 他市の日本語教室の定員がいっぱいになった場合に、受け入れを実施している。
- ・ 他自治体が運営する日本語教室への参加・周知

⑭-2 (⑭日本語教育に関して、周辺の市区町村と連携していますか。で1. 周辺の市区町村と連携して日本語教育を実施している、2. 周辺の市区町村と連携して日本語教育を実施する予定があるを選択した団体のみ／複数選択可)  
周辺の市区町村と連携する際に、取っている方法はどのようなものですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 連携中枢事業
- ・ 市の支援する国際交流協会が他市の国際交流協会と連携して実施した。
- ・ 近隣市町村からの情報の発信
- ・ 周辺市町村の日本語教室の見学やヒアリング
- ・ 協定による取り決め
- ・ 訪問、電話、メールなどでの情報交換
- ・ 会議や電話等での定期的な情報交換
- ・ 教室やイベントの周知協力
- ・ 公益財団法人つながり創生財団が主催する「地域日本語教育コーディネーター連携会議」
- ・ 日本語学習支援者の共有
- ・ 大阪府市町村識字・日本語学習担当者連絡会議
- ・ 隣接する町の外国人住民も受講者の対象としている。
- ・ 他自治体からの学習者や日本語教育ボランティア養成講座受講者の受け入れ
- ・ 広域による運営
- ・ 情報共有
- ・ 定住自立圏の連携事業として実施

- ・ 情報共有
- ・ 南河内ブロック研修実行委員会
- ・ 担当者会議の開催
- ・ 他市町村の日本語教室開講の周知
- ・ 人材の共有計画
- ・ 定住自立圏構想内でのイベントの実施

⑭-3 (⑭日本語教育に関して、周辺の市区町村と連携していますか。で1. 周辺の市区町村と連携して日本語教育を実施している、2. 周辺の市区町村と連携して日本語教育を実施する予定があるを選択した団体のみ／複数選択可) 周辺の市区町村と連携を行っている理由は何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 先行事例を参考にするため。
- ・ 身近な事例として発展につながると考えるため
- ・ 大阪府の取組みを通じて連携している
- ・ 日本語教育の拡充のため
- ・ 経緯不明
- ・ 居住する市をまたいだ学習者もいるため
- ・ 学習者の確保、利便性向上
- ・ 情報交換を行うため
- ・ 他自治体の取組に関する情報共有は有意義
- ・ 周辺自治体で新規日本語教室を設立され、その支援のため
- ・ 大阪府の取組
- ・ 隣接する町では教室がないため。
- ・ 情報共有とネットワークの構築
- ・ 長岡地域定住自立圏共生ビジョンによる
- ・ 「びんご圏域多文化共生推進ビジョン」に基づく連携
- ・ 広域化の経緯不明
- ・ 学習者への周知に限界があるため
- ・ 圏域事業の一環として
- ・ 情報共有や学習支援者、学習者同士の交流を目的
- ・ 大阪府 識字・日本語学習支援事業の活用
- ・ 相互交流、情報交換、識字・日本語支援活動の充実のため。
- ・ 情報共有
- ・ 日本語教室の充実や関係者同士の連携を深めるため
- ・ 識字・日本語学習活動支援市町村域を越えた取組プランを活用したため。
- ・ 情報交換
- ・ 受講生が少人数かつボランティアの都合により日本語教室を通年で開催していないため、開講していない時期における受講希望者には他市町村の教室を案内せざるをえないため。
- ・ 情報交流
- ・ 地区での日本語学習活動の活性化及び支援のため

- ・北河内ブロック全体の活性化を図るため
- ・他市における人材不足への助け合い

⑭-4 (⑭日本語教育に関して、周辺の市区町村と連携していますか。で1. 周辺の市区町村と連携して日本語教育を実施している、2. 周辺の市区町村と連携して日本語教育を実施する予定があるを選択した団体のみ／複数選択可) 周辺の市区町村と連携ができた理由は何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・自身らで調査した
- ・経緯不明
- ・周辺市区町村との共同政策上での連携
- ・府主導で地域単位でのネットワークづくりを行っているため
- ・連携協定を結んでいるため。
- ・広域化の経緯不明
- ・計画段階であり、まだ実施していない
- ・近隣市町村のため。
- ・大阪府識字・日本語担当者連絡会議
- ・連携を調整中
- ・生活圏域を共にする近隣自治体との定住自立圏構想
- ・周辺市町村がすでに連携実施していたため
- ・定住自立圏構成協定に基づく財政支援

⑭-5 (⑭日本語教育に関して、周辺の市区町村と連携していますか。で3. 周辺の市区町村との連携に興味はあるが実施していない、4. 周辺の市区町村との連携は実施していない、5. 過去に実施していたが(実施しようとしていたが)、現在はしていない選択した団体のみ／複数選択可) 周辺の市区町村と連携を行っていない理由は何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・日本語教育に関する事業に取り組んでいないため
- ・当町において取組みなしのため
- ・日本語教育を実施していない
- ・県からの情報提供や交流の機会が提供されている
- ・実施していないため
- ・民間の日本語学校が近隣市も含めて日本語教育を行っているため。
- ・離島のため
- ・今後施策展開の場合必要であれば連携
- ・参加者の移動手段が自転車であるため
- ・近隣市町村に同様の形態の教室がない
- ・ニーズがないため
- ・現時点で日本語教育のニーズがないため
- ・現在のところ日本語教室の主催は市民団体であるため。
- ・連携するメリットがあるかどうか現時点では分からない
- ・市内ニーズを把握していないため
- ・連携実施する場合と市単独で実施する場合どちらが効果的であるか不明なため

- ・現状連携する必要性がないため
- ・自団体の外国人集住地域と距離が離れているため。
- ・日本語教育に関する取組を行っていない
- ・人員・予算的に自団体での教室運営で精一杯の状況
- ・自治体それぞれのやり方で取り組んでいるため、連携は難しい。
- ・市として日本語教育を行っておらず、日本語教室ボランティア団体への支援のみをしているため。
- ・連携すれば良いが、交通手段、開催場所等の課題があり連携が困難である。
- ・取組を実施していないため
- ・そもそも実施していないため。
- ・日本語教育事業自体を実施していない
- ・日本語教育に関する取組を行う予定がないため。
- ・日本語教室に関する施策を実施していない
- ・日本語教育事業を行っていないため
- ・連携に関する認識の確認ができていないため
- ・現段階において、周辺の市町村との連携によるメリットが不明。
- ・事業自体を実施していない
- ・日本語教育を実施していない
- ・連携の必要性がないと思う。
- ・担当部署がない
- ・地域日本語教室の運営団体が民間である場合や、任意組織である場合がおおいため。
- ・情報交換を行っている
- ・地理的に連携は難しい
- ・当市が事務局を行っている団体にて連携を行っている。
- ・県での取組を行っているため
- ・隣の教室では教科書を使った書き取りを行っており、本市ではやさしい日本語を使ったサロンを行っている。連携はしていないが棲み分けは行っている。
- ・取組を行っていないため
- ・愛媛県の事業で EPIC と連携しているため
- ・それぞれの自治体で抱える課題が異なるため
- ・離島という地理的制約により本土との連携は困難
- ・対象者を域内の住民に限っているため、運営に関する情報交換に留まっている。
- ・日本語教育に関する取り組みを行っていないため、現時点で連携の必要性を感じていない
- ・他団体との連携以前に、日本語教育分野の事業着所を今年度開始したばかりであるため、どのように連携を取ればよいかわからない。
- ・現状取組を行っていないため
- ・今のところ必要性がない。
- ・人口に占める外国人人口割合が高くはなく、要望等がないため。
- ・日本語教育に関する取り組みを行っていないため
- ・連携以前に自団体においての活動の不足
- ・近隣市町村は独自に日本語上質を開催していることもあり、一緒に連携との考えには至らなかった。開催場所が離れると、交通の便の確保が難しく、実施するのは吉備良しいのではないかと思っている。
- ・育成していない

- ・ 取組みを行っていない為
- ・ 市内日本語教室へ通っていただくことが前提のため
- ・ 他市町の教室へ通うことが困難であり、連携の必要性を感じない
- ・ 日本語教育の空白地域等を解消していくために愛媛県国際交流協会による南予地域を対象とした地域日本語学習支援事業を実施している。
- ・ 本村で日本語教育に関する取組は実施していないため連携もしていない
- ・ ニーズを把握していないため、今後ニーズ等を把握したうえで連携の必要性等を含め検討したい。
- ・ 市内在住者を対象としているため
- ・ ニーズが把握できていない
- ・ 外国人の交通の便
- ・ 周辺市区町村毎に外国人の在住率等、実情が異なり、各自治体が主導して連携することは難しいと考える。
- ・ 日本語教育を実施していない
- ・ 自団体また周辺の市区町村ともに日本語教育にかんして事業実施なし
- ・ 簡易的な情報交換のみで、連携というレベルでは無い。
- ・ 日本語教育の取組がない
- ・ 今後必要に応じて連携を検討したい
- ・ 日本語教育を実施していない為
- ・ 連携が必要になるようなニーズが現状ない
- ・ 外国人の方の移動手段が自転車のため、他の市町村は検討していない。
- ・ そもそも町内のニーズすら把握していない
- ・ 日本人住民が市町をまたいだ参加にハードルがあると思われた。
- ・ 他市町村ではなく、県と役割分担を行っている。
- ・ 周辺の市区町村の状況を把握していない
- ・ 日本語教室は、国際交流協会でボランティアベースで開催していることから、特段周辺自治体と連携する必要性は低かった。
- ・ 必要性がないため
- ・ 市民団体が日本語教室を開催しているため
- ・ 日本語教育に関する事業をそもそも行っていないから。
- ・ 自治体内で取組自体を行っていないため。
- ・ 現時点で施策を実施する必要性が低いから
- ・ 京都府の協力・リードが必要と考える
- ・ 日本語教育を行っていない
- ・ 日本語教育に関する事業を行っていないため
- ・ 小・中学校の日本語指導支援に関しては、他団体への外部委託で進めており、他市町村との情報共有も必要に応じて行われている。
- ・ 日本語教室を開設していないため
- ・ 外国人居住人口が少なく、ニーズがない
- ・ まずは本市において日本語教室を実施できる体制を作る
- ・ 他団体との連携以前に実施体制や参加者の確保等の課題がある
- ・ 日本語教室を実施していない
- ・ 特になし
- ・ 日本語教育に関する取組を実施していないため

- ・ 県下の市町の連携については県が担っているため
- ・ 自団体においては連携の希望があるが、周辺市区町村がどのように考えているかわからない
- ・ 日本語教育に関する取り組みはしていない
- ・ 外国人がおらず、ニーズがないから
- ・ 離島であることと周辺自治体でニーズがあるか不明
- ・ 日本語教育をしてほしいという声を聞いたことがない
- ・ 周辺の市区町村から将来的な連携への呼びかけはあるが、具体的なことは未定である
- ・ 外国人の移動手段を考慮
- ・ 自町で日本語教育事業を実施していない
- ・ ブロック内での情報共有を実施しているが、業務連携については検討していない
- ・ メリットがない
- ・ 高梁市在住の外国人に向けた日本語教育に特化した内容にするため。
- ・ 日本語教育に関する取組を行っていない
- ・ 実施による費用対効果が見込めない。
- ・ 次年度からの実施に当たり市内で実施を優先するため
- ・ 滝川国際交流協会の日本語教育の取り組みが十分に施策展開できているため
- ・ 現在、町内の任意団体で実施しているため
- ・ 周辺自治体から、特に連携に関する希望が無いため
- ・ そもそもニーズがない
- ・ 参加者の移動手段確保が困難
- ・ 日本語教育に関する取組は検討中のため、していない。
- ・ 日本語教育の連携はしていないが情報共有等は行っている
- ・ 市内在住・在勤者を受講対象としているため。
- ・ 連携以前に自団体内で事業を実施していない
- ・ 周辺の市区町村と外国人の居住状況が異なる
- ・ 日本語教育に関する事業を実施していないため
- ・ 現在のところ必要性が少ないため
- ・ 日本語学校以外の日本語教育については、実施できておらず、連携については今後の検討課題
- ・ そもそも実施していない。
- ・ 日本語教育を必要としている人が少なく、そもそも活動が少ないため
- ・ 自治体の事業ではないため、連携は考えていない。
- ・ 外国人定住者が少ないため
- ・ これまで居住外国人からの要望等が寄せられたこともなく、ニーズを把握していないため、実施には至っていない。
- ・ 具体的な話し合いをしたことはない
- ・ 自団体での意識の醸成を高める必要がある
- ・ 現在、近隣団体との協議中。
- ・ 周辺自治体に多文化や日本語教育担当課が明確化されていない。
- ・ 他市町村から話があれば対応する。
- ・ 当村における日本語教育へのニーズがほとんどなく、他市区町村と隔絶した環境にあるため
- ・ 内部調整ができていない
- ・ 日本語教育に関する取組を行っていない
- ・ 定住自立圏等での連携を検討中

- ・ 連携の必要性について検討が深められていない。
- ・ 日本語教育に関する取組を実施していないため。
- ・ 外国籍の児童生徒が在籍する学校で授業の枠組の中で個別に日本語の指導を行っているため。
- ・ 外国人の居住人数が少なくニーズがないため
- ・ ニーズ把握ができていないため
- ・ 日本語教室については、ボランティアにより実施されている
- ・ 施策を実施していないのでわからない
- ・ 情報交換程度は行っている
- ・ そもそも地域内での取組実績がないため
- ・ 広域連携が終了し新庄市が日本語教室を引き継いだ
- ・ 可児市国際交流協会への事業委託
- ・ 居住外国人が数人のため
- ・ 外国人の交通手段を考えた際に、自地域での実施が妥当であった。
- ・ 参加者については他自治体も対象としている
- ・ 当町の外国人住民が少ないから
- ・ 実施していないため
- ・ 規模が小さく、期間も限定的なため。
- ・ 該当がないため

#### V 日本語教育に関するオンラインの活用について

⑩-1 (⑩市区町村では外国人向け日本語教育事業にオンラインを活用していますか。該当するものをすべて選択ください。6. 上記1~4のいずれも行う予定はない・未定に回答した団体以外／複数選択可)

オンライン実施の目的は何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 講師の地理的制約の解消
- ・ 外国人の冬期間の交通手段の確保が困難なため
- ・ 愛媛県の事業で EPIC と連携しているため
- ・ コロナ禍のみの対応
- ・ 受講者のニーズ
- ・ 外国人住民アンケートで、オンラインで参加したいという意見があったため
- ・ 参加者のライフステージ(子育て中など)への配慮
- ・ コロナの時期は対面での接触を避けるため、オンラインを活用。
- ・ コロナ禍を契機に実施(1 教室のみ)
- ・ 講師の都合。
- ・ 日本語学校において、自然災害等で登校が困難な場合、寮と学校をつないでオンライン事業を実施できる体制を整備。今年度は、急遽の実施に対応できるよう、機器や通信環境の確認も踏まえ試行的に実施した。
- ・ 冬季の天候不良への対応
- ・ 周辺市町村との連携事業のため

⑩-2 (⑩市区町村では外国人向け日本語教育事業にオンラインを活用していますか。で6. 上記1~4のいずれも行う予定はない・未定 に回答した団体のみ／複数選択可)

その理由は何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 以前実施していたが、需要が少ないことや受講者側の整備が整わないことから中止した
- ・ 県においてオンラインを実施しているため
- ・ 委託事業のため、委託先が対応していない
- ・ 県のオンライン教室を案内している
- ・ 県運営のオンライン教育ツールを活用している。
- ・ 以前に実施したがニーズがない
- ・ 人員不足
- ・ 人員に余力がない
- ・ 市として日本語教育を行っておらず、日本語教室ボランティア団体への支援のみを行っているため。
- ・ 市で直接日本語教室を行っていないから
- ・ オンラインでの開催を検討する段階まで進んでいないため。
- ・ オンラインによる日本語教育を企画する人的余裕がない
- ・ 市域内の関連団体が既に実施しているため。・日本語教育を通して交流創出も図りたいため。
- ・ 日本語ボランティア講座を行うにあたり、グループワークを重視しており、オンラインの場合、講師が複数のグループを同時に見ることが難しいため
- ・ 会話型であり、進め方が合わないため(タイムラグなど)
- ・ 国が一括して行うことで、地域格差が生まれずより効率的であると考えるため。
- ・ 担当部署がない
- ・ オンラインに最適な教材がない
- ・ 県が実施しているため
- ・ 未定であるが、ニーズがあるので今後検討する。
- ・ 今年度日本語教育事業を始めるための準備を行っている段階なので、そこまで余裕がない
- ・ オンラインに対応したとしても対面授業を希望する者もあると考える。そうすると二重に教室を開催することになるため余裕はない。また、オンラインならば県で配信いただきたい、特に先着何名などの縛りを設けると意味はないので、広く対応していただきたい。
- ・ 団体で直接日本語教育を行っておらず、活動団体への支援を行っているが、支援団体からの希望、ニーズがないため
- ・ 日本語教育を実施している団体への金銭的支援のみであり、直接事業の実施をしていない
- ・ コロナ禍などにはオンラインを活用したが現在はしていない。
- ・ コロナ禍においてはオンラインで日本語教室を実施していたが、現在は対面で授業を行うメリットを優先し、全てのクラスを対面で実施している。
- ・ 対面形式で現在実施しており、追加してオンライン対応を行うことは事務負担が大きい。現在はボランティアベースで個別に対応例あり。
- ・ 県で実施しているため。
- ・ 市の直接事業では日本語教育を行っていない。市内民間ボランティアではオンライン実施している。
- ・ 市民団体が日本語教室を行い、オンラインでも対応しているため。
- ・ 過去に行ったが参加人数が少なかった
- ・ 現時点で特に必要性を感じていない。
- ・ 運営状況を確認するため職員が必要に応じて立ち会うため
- ・ 県(しまね国際センター)で実施している。
- ・ 新たな取り組みに対応するための人的、時間的な余裕がない

- ・ ボランティアスタッフ不足のため、オンラインまでの対応は困難なため
- ・ 県がオンラインを行っているため
- ・ オンラインでは市在住者優先の考えに基づく受講者の把握・管理が難しいため。
- ・ 専門部署創設後の検討が適当
- ・ 市が支援している団体は、日本語学習支援をオンラインで実施している
- ・ 上記の理由もあるが、オンラインによる教育と市が単独で行う必要性を感じない。(人的にも財政面でも効率が悪い)
- ・ コロナ禍はオンライン授業を実施済
- ・ 初期段階の日本語学習者を対象としており、日本語での会話の実践にも力を入れていることから対面が適当であると考えるから。
- ・ 町内の任意団体で実施しているため
- ・ コロナ禍に実施していたが、居場所づくりの観点から。
- ・ 鳥取県国際交流財団がオンラインで実施しているため
- ・ コロナ禍は行っていたが今は対面を重視している。
- ・ 国等の複数のオンライン教室を活用すれば十分である。
- ・ 未定
- ・ 考えたこともなかった
- ・ 実開催に都合が合わない外国人に対しては、県によるオンライン日本語教室が開催され、そちらに案内するため
- ・ 県がすでに実施している
- ・ 中部圏域で取り組んでいるため
- ・ 町内に民間の日本語教育施設があるため

## VI 「日本語教師」「日本語教育機関」との連携について

⑰-1 (⑰現在、日本語教育の専門性を有する人材活用を行っていますか。で1. 雇用している(委託先の職員等を含む)、2 外部人材を活用している(個人への委嘱等)、3. 現在雇用・外部人材の活用はないが、将来的に行う予定に回答した団体のみ/複数選択可)その役割は何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 外国籍児童・生徒の日本語指導員
- ・ 多文化共生全般
- ・ 多文化共生キーパーソン(県が委嘱)として
- ・ 会計年度任用職員として
- ・ 講座内容に応じた外部講師(防災、料理教室など)
- ・ 日本語指導の支援
- ・ コーディネーターや日本語教育支援も含めた国際交流員
- ・ 地域での外国人の日本語教育等も含めた生活支援のため地域おこし協力隊員を委嘱
- ・ 日本語ファシリテーター
- ・ 公民館日本語教室の代表講師
- ・ 市役所・学校での通訳又は文書等の翻訳
- ・ 小学校支援員
- ・ 学習を補助する有償ボランティア・放課後日本語サポート教室講師
- ・ 支援者養成講座の講師として

- ・ 協会事務局職員として
- ・ 学習支援等の個別対応
- ・ 地域おこし協力隊として
- ・ 日本語指導員として、支援が必要な児童生徒に日本語指導を行う。
- ・ 地域おこし協力隊
- ・ 講師補助者として
- ・ 言語補助のできる外国籍の人材を雇用している
- ・ 日本語指導における支援員として
- ・ 学習支援者として地域おこし協力隊を雇用予定
- ・ 国際交流員として雇用している。
- ・ 国際交流員
- ・ 町の国際交流員
- ・ サポーターとして
- ・ 日本語教室の運営

⑰-2 (⑰現在、日本語教育の専門性を有する人材活用を行っていますか。で2. 外部人材を活用している(個人への委嘱等)に回答した団体のみ/複数選択可)

どのように活用していますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 大分県を通じて講師を派遣していただいた。
- ・ 共催している県の委託先が業務依頼している。
- ・ 愛媛県国際交流協会からの派遣として
- ・ 県から派遣をしてもらっている
- ・ 地域おこし協力隊の活動内容として、地域日本語教育の推進に関することを定めている。
- ・ 個人に業務委託している
- ・ 現在は県協会事業として実施中で謝金等の支払は発生していない

⑰-2-1 (⑰-2で2. 団体等に対して業務依頼(委託・補助等のケース)に回答した団体のみ/複数選択可)

依頼先はどのような機関ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 小学校教諭
- ・ 会津喜多方国際交流協会
- ・ 個人
- ・ NPO 法人石狩市国際交流協会
- ・ (公財)いわき市国際交流協会

⑱-1 (⑱現在、日本語教育機関との連携を行っているかお答えください。で1. 行っている、2. 現在行っていないが、将来的に行う予定に回答した団体のみ/複数選択可)

どのような内容ですか。連携内容について、該当するものをすべて選択してください。

- ・ 業務委託
- ・ 会場提供

- ・ 国際交流員の派遣
- ・ 民間ボランティア団体への補助金交付
- ・ 市が補助金を出している国際センターから会場費などの支援を行っている。
- ・ 施設提供
- ・ 団体への補助金
- ・ 市国際交流協会の事業として、日本語教室及びボランティア養成講座を実施している。
- ・ 上記いずれも県事業を通じて、連携している。
- ・ 国際交流協会は市が事務局となっている。
- ・ 日本語教室ボランティアスタッフ養成講座の講師派遣
- ・ 財政的支援
- ・ 補助金の交付
- ・ 市多文化共生施策の周知等
- ・ 日本語教室 in 黒部への補助金
- ・ 業務委託
- ・ 日本語学習支援者等に対する講座の講師の派遣
- ・ 基礎日本語モデルコースの共催
- ・ イベントの周知など
- ・ 宮城県国際化協会への負担金の支払い
- ・ 外国人割合の高い市内小学校や NPO 法人等が運営する放課後学習支援教室での支援活動
- ・ 国際交流フォーラム等の実施
- ・ 学校跡地を無償貸与
- ・ 日本語教室の実施場所として日本語学校の施設を借りている
- ・ 学習者やボランティアの募集、会場の確保 等
- ・ 教室運営委託
- ・ 財政支援
- ・ 日本語教室の開催
- ・ 補助金の交付
- ・ 教員や地域支援者への研修会講師
- ・ 多文化共生事業(講座)への協力
- ・ 国際交流協会の実施する日本語教室に対し、補助金を交付
- ・ 大学のカリキュラムを活用した学生の受け入れ
- ・ 各種イベントにおける相互協力
- ・ イベント等の広報・協力
- ・ 学習の支援
- ・ 会場貸し出し
- ・ 運営負担金の支出
- ・ 日本語教室運営にかかる補助金の交付
- ・ ビジターセッションへの協力
- ・ 包括連携の中に含まれている。
- ・ 町内イベントへの参加誘致
- ・ 在住外国人及び日本人の相互理解を目的とした地域イベントの委員として企画、外国人の出演等に協力いただいている

## Ⅶ 就労する外国人に対する日本語教育について

### ㊦(全員/単一選択)

貴市区町村では、日本語教育の「事業主の責務」を啓発していますか。

#### 2 特定の在留資格の外国人を受け入れる企業に対して実施している

※該当の在留資格を入力してください。

特定技能、技能実習 1 件

技能実習 2 件

特定技能1号 2 件

実習生 1 件

特定活動 1 件

技能実習生 1 件

特定技能 13 件

特定技能外国人 1 件

### ㊦(全員/単一選択)

貴市区町村では、日本語教育の「事業主の責務」を啓発していますか。

#### 4 その他

- ・ 多文化共生推進協議会を通して啓発している
- ・ 協力確認書提出事業者のみに啓発している
- ・ やさしい日本語での講習などは国際交流協会と一緒に取り組んでいる
- ・ 不明
- ・ 外国人向けの多文化共生イベントの開催を事業主に通知
- ・ 不明
- ・ 令和9年度施行予定である育成就労制度において、外国人労働者への段階的な日本語能力向上が義務づけられる予定であるため、今年度から周知啓発を図っている。
- ・ 就労する外国人を受け入れている企業の把握が出来ないため
- ・ 計画上に役割として記載
- ・ 日本語教育に関わらず、市と外国人受け入れ企業が包括的な連携を行えるよう協力確認書の提出を依頼している。
- ・ 就労外国人にかかる事業は管轄外のため不明
- ・ 毎年、何社か企業訪問を行い現状把握とともに啓発を行っている。
- ・ 事業主へ日本語教室について案内を送付予定。
- ・ 把握していない
- ・ 把握できていない
- ・ 市が主催する企業向けセミナー等で啓発
- ・ 外国人材受入れセミナー等で周知を行っている。
- ・ 日本語教室の案内を周知している
- ・ 識字基本計画に明記し、周知啓発
- ・ 一部企業や商工会加入事業者に対して周知啓発をしている

- ・産学官で構成する「外国人材活躍推進協議会」において、「事業者の責務」であることを確認している。
- ・協力確認書を提出している企業に対して、地域調整会議に出席するよう依頼し、現状や責務について啓発している。
- ・企業訪問で訪問した企業との意見交換の中で啓発している
- ・外国人財受入セミナーの実施を通して啓発している。
- ・外国人を受け入れている事業主の把握が進んでいない。
- ・関連チラシ等を窓口配架
- ・検討中
- ・県からリーフレットが届いた際は、活用し啓発を実施
- ・外国人雇用企業の日本語教育の認識の違いがあるため
- ・市のメールマガジンを登録している企業等に対しては行っている。
- ・掲示による周知
- ・今後行う予定
- ・第3次安城市多文化共生プランに記載している
- ・協力確認書を提出した企業に対して区主催の日本語教室について情報提供をしている。
- ・自治体が主体となって事業を実施していない
- ・県の事業の周知
- ・協力確認書提出企業及び一般社団法人おおさき産業推進機構の所属企業には、アンケート等を通じて啓発を実施している。
- ・教育委員会のため対象ではない
- ・特定技能所属機関（協力確認書提出）に対して、多文化共生推進事業等の情報提供
- ・日本語教育の「事業者の責務」を知らなかったため
- ・外国人雇用を検討している事業者に対してセミナーを実施しており、その中で事業者の責務について説明している

⑳-1 (⑳貴市区町村では、日本語教育の「事業者の責務」を啓発していますか。で3. 実施していないに回答した団体のみ/複数選択可) 実施していない理由は何ですか。該当するものをすべて選択してください。

- ・就労する外国人を受け入れる企業を把握していないため
- ・外国人を受け入れている企業の全てを把握できていないため
- ・事業所自体を把握できていない
- ・現段階で取組がないため
- ・今後、実施する方針
- ・ニーズ把握ができていないため
- ・把握していないため
- ・ニーズがないため
- ・法の認識不足
- ・外国人を雇用している事業所自体を把握できていないため
- ・そういった考えがなかった
- ・現在、実施について検討中
- ・事業者と就労者との間で特段の問題が生じていないため
- ・制度に関する知識がないため
- ・就労者ではなく生活者支援での日本語教室を運営しているため
- ・協力確認書提出事業者以外の外国人雇用企業の把握や繋がりづくりから必要になるため。

- ・実施していない
- ・人手不足できめ細かなサービスが行き届かない
- ・外国人受け入れ企業の把握が不十分であるため
- ・外国人を雇用している事業者をはあくしていない
- ・これまで外国人を雇用している企業とのつながりがなかった
- ・本町には日本語教育の部署はない
- ・日本語教育の担当部署が定まっていないため。
- ・市として日本語教室等を実施していないため
- ・受け入れている事業主を把握していないため
- ・対応事例なし
- ・日本語教育を行っていないため事業主を把握していない。
- ・日本語教育に関する取り組みは実施していない
- ・事業主に責務があると知らなかった
- ・実施を検討したことがなかったため
- ・現状、市内に日本語教室が少ないなどの課題がある中で、日本語教育を行うことだけを啓発するのは効果的ではないと考えるため。
- ・自治体は、国・県からの通知等に基づき、企業に対する周知啓発を行う補完的な役割を担うという認識です。現在のところ、担当部署に対する国等からの関係通知は確認できていないため、取組・啓発は行っていません。
- ・事業主を把握していないため
- ・市町村としての役割の必要性・優先度は低いと認識しているため
- ・該当がないため
- ・必要性が低いと考えるため
- ・市区町村の役割の範囲が不明であるため
- ・事業主が存在しない
- ・受入企業の把握が困難
- ・担当部署がない
- ・他部署による啓発
- ・国際交流の部署と事業主に関係する部署が違うため
- ・日本語教育必要性のニーズがないため
- ・外国人を受け入れる企業について、面的把握が困難なため（「特定技能」を受け入れる事業者については、協力確認書の提出があった企業のみ把握可能であるため、それらの企業については、必要に応じて啓発を検討する。）
- ・担当部署がないため
- ・担当部署が明確になっていない
- ・今後実施を検討予定
- ・何を周知したらいいのかがわからないため
- ・地域内での日本語教育の必要性を把握していないため
- ・まだ企業とほとんど接触できていないため
- ・監理団体・登録支援団体等の外国人の受入れを仲介・支援する団体等が実施しているため。
- ・体制が整っていないため
- ・人口に占める外国人人口の割合が高くはなく、要望等がないため。
- ・育成していない
- ・外国人雇用団体・企業を把握できない

- ・外国人労働者雇用に関係する各官庁・機関による啓発が効果的であるため。
- ・企業の責務についてはぼんやりとしか書かれていないためやる気はうかがえない。町が少々発信したくらいでは対応されない。国から「外国人を〇名以上雇用する企業は日本語教育の体制を整えなければならない」など明文化してほしい。本町の教室においては、特定の企業の学習者で圧迫されている状況である。
- ・担当部署が決まっていないため
- ・本村で日本語教育に関する取組は実施していないため啓発もしていない
- ・就労者に特化した日本語教育を実施していないため
- ・全ての個別具体的な受入事業主を把握していないため
- ・事業主の把握が困難なため
- ・理由は特になし
- ・非協力的な事業所には足が向かない
- ・受入事業主を把握していないため
- ・企業側が積極的に日本語学習へ参加いただいているため
- ・ニーズを把握できていない。
- ・外国人労働者を受け入れている全ての企業を把握しきれていないため
- ・日本語教育を行っていない
- ・外国人を雇用するすべての企業の把握が困難なため
- ・外国人が就労している事業主を把握していない
- ・現時点で外国人労働者の受入れ規模が限定的であり、日本語教育に関する事業主対応について具体的な課題や要望が顕在化していない状況にあることも、啓発を実施していない要因の一つである。
- ・所管課が定まっていない。
- ・日本語教育に関する取組はしていない
- ・協力確認書の提出事業所等に配布する啓発物があれば通知は可能
- ・日本語教育を専門にする部署がないため。
- ・啓発について検討されていない
- ・把握していない
- ・自治体としての体制を整えながら、今後事業主に対しても啓発していきたい。
- ・事業主の責務であることを知らなかったため
- ・今後、啓発していきたい
- ・事業主がサポートしている
- ・事業所に有効的に伝える術がない（事業所を網羅するメールアドレスは持っておらず、また、外国人が勤めているかどうか把握しきれていない状況）
- ・事業者と連携を進められていないため。
- ・体制が整っていないため
- ・今後周知・啓発を検討している
- ・国による市町村への技術的助言等が必要
- ・市内の特定の在留資格の外国人を受け入れる企業を全て把握できていないため
- ・日本語教育の「事業主の責務」について啓発はしていないが、市内の外国人雇用事業者に対して、外国人労働者を対象とした日本語教室事業等の周知を実施しており、「事業主の責務」を果たすことを支援している。
- ・検討したことがない
- ・「事業主の責務」の啓発が必要としなかったため
- ・日本語教育の推進に関する法律を知らなかったため

- ・外国人の就労されている企業において、義務的ではないものの企業内で必要な日本語等の教育を実施している。または、日本語等の教育が必要ないと判断されているため
- ・令和3年度まで実施あり。令和4年度は未実施で令和5年度からは予算査定で落とされたため。
- ・所管部署が明確になっておらず、実施する前に部署をまたいだ調整・連携が必要と考えられるが、そこまで至っていないため。
- ・事業主が実施する日本語教育の実態を、正確に把握できていないため
- ・日本語教育に関する取組は実施していない
- ・教育委員会の役割ではないため
- ・行政としてどう取り組むか考えていなかったため
- ・外国人を雇用する事業主を一部しか把握できていない。
- ・特に理由はなし
- ・現時点ではニーズや要望がない
- ・人的余裕がないため
- ・法令やガイドライン等により一定の周知が図られており、各事業主がそれぞれの事業に応じて対応することが重要であると考えられるため
- ・市内の外国人材の受け入れ状況を把握していないため
- ・あくまで日本語教室運営事業として取り組んでいるため
- ・本市では日本語講座の直接実施は行っておらず、また、事業主の責務に対して強制力を持っていないため。
- ・知らなかったため
- ・日本語学習支援は県事業において実施しているため
- ・日本語教育を行っていないため啓発の必要性がないと感じている
- ・実施していないため
- ・外国人を雇用している企業を把握していないため
- ・把握していないため
- ・そもそもニーズがない
- ・日本語教育に関する取組は検討中のため。
- ・外国人就労先の把握を行っていないため
- ・本来、企業が担うことの支援要請の懸念があるため。
- ・事業がないため
- ・日本語教育の取り組みを行う主担当部署がない
- ・就労する外国人への啓発は、教育委員会の役割ではないため
- ・要望がない
- ・市内に事業所が少ない
- ・就労する外国人を受け入れる企業とのネットワークがないため。
- ・事業主への情報発信の方法について確立されていないため
- ・域内に対象者がいない
- ・ニーズ対象者がいない
- ・ニーズがない
- ・受け入れ企業等を把握していないため
- ・事業主の責務とは知らなかったため
- ・事業自体がない
- ・ニーズがあるか把握していないため

- ・日本語教育に関する取組を実施していないため。
- ・担当部署の設置がない
- ・外国人本人に対する転入時の案内、市 HP 掲載等を実施
- ・事業主の実態把握の未実施
- ・日本語教育事業を行っていないため
- ・日本語教育の必要な企業がないと認識しているため
- ・今後啓発活動を行っていく
- ・日本語教育をしている事業種がない
- ・ニーズがないため
- ・中部圏域で取り組んでいるため
- ・豊橋市地域日本語教育の推進に関する基本方針の中で事業者の役割を明記しているが、従業員向けの日本語教育の施策まで手が回っておらず、こちらからの積極的な啓発活動には至っていない。今後は協力確認書を通じて企業に周知することを考えている。
- ・技能実習のため数年で帰国するため
- ・外国人が少なく需要が少ないため
- ・特に取り組みはしていないものの、外国人が成人式に参加したり地域事業に参加する等のしている。
- ・事業所ごとをお願いしている
- ・外国人住民が少ないため
- ・現在、該当がないため
- ・日本語教育の担当部署がないため

## ②(全員／複数選択可)

市区町村以外が行っている、就労外国人(技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等)向けに特化した日本語教室について伺います。域内にそのような日本語教室がある場合、実施している団体をすべて教えてください。

- ・国際交流協会
- ・一般財団法人日本国際協力センター(JICE)
- ・民間ボランティア団体
- ・熱海国際交流協会
- ・町国際交流協会
- ・国際交流協会
- ・日本語支援グループ
- ・民間ボランティア
- ・愛媛県(外国人在向けオンライン日本語学習システム)
- ・地域おこし協力隊
- ・坂城町商工会
- ・民間ボランティアによる地域日本語教室
- ・ボランティア団体
- ・やさしい日本語教室 inENIWA
- ・NPO法人
- ・中泊町文化観光交流協会
- ・愛媛県国際交流協会

- ・ JICE
- ・ 市内の国際交流協会
- ・ JICE
- ・ ボランティア団体
- ・ 福崎町文化センター
- ・ 町が出資している国際交流財団法人
- ・ 市内の日本語教室
- ・ 国際交流協会
- ・ NPO 法人
- ・ JICE (一般財団法人日本国際協力センター)
- ・ 近隣町村 (西郷村) に日本語教育機関あり
- ・ 任意団体
- ・ 国際交流協会が日本語教育を実施しているが、就労外国人向けに特化した日本語教室はない (現在、受講している外国人は就労している企業から連絡があったのみで就労で限定はしていない)
- ・ 龍ヶ崎市国際交流協会
- ・ JICE 実施「しごとのためのほんご」
- ・ 横須賀商工会議所
- ・ JICE
- ・ 地域おこし協力隊による日本語教室
- ・ 商工会議所と大学の連携
- ・ 民間の日本語学校
- ・ 栃木市国際交流協会
- ・ 地域のボランティア団体
- ・ 豊後大野市国際交流協会
- ・ JICE の教室が府内で開催されることがある、京都府が今年度就労者向け教室を実施
- ・ しもつま外国人支援ネットワーク (TOMODACHI)
- ・ 市民団体が週 1 回ボランティアで実施。ALT や外国人労働者が教材を持参して参加。
- ・ 国際交流協会
- ・ 日本語教師で組織された任意団体
- ・ JICE 主催の「しごとのためのほんご」をせたがや国際交流センターで実施
- ・ 県が実施した日本語教室
- ・ 越前町国際交流協会
- ・ 就労外国人に特化していない
- ・ 一般社団法人インターナショナルイシガキ
- ・ ハローワーク「しごとのための日本語」
- ・ 地域に住む外国人を受け入れているボランティア団体 (留学生は対象外)
- ・ JICE
- ・ 任意団体
- ・ 白山市国際交流協会
- ・ 大学
- ・ 町内のボランティア団体
- ・ 任意団体 (伊予市文化協会)

- ・ 地域日本語教室を運営する一般社団法人
- ・ 国際センターが実施する日本語教室（技能実習生が参加するもの、その他の方も参加可）
- ・ 国際協力活動団体
- ・ 滝川国際交流協会
- ・ 国際交流協会わたり
- ・ NPO 法人、個人
- ・ JICE
- ・ 奉仕団体
- ・ 国際交流協会
- ・ 民間の日本語教室がある。
- ・ ボランティア団体
- ・ 教育委員会のため把握していない
- ・ ボランティアが自宅で開催
- ・ 地域の国際交流協会
- ・ 市内の国際交流協会
- ・ 地域のボランティア団体
- ・ JICE
- ・ 東かがわ市国際交流協会
- ・ 町で実施している地域日本語教室が結果的に就労外国人のための日本語教室になっている
- ・ 任意団体
- ・ 地元団体
- ・ 東根市さくらんぼ国際交流協会
- ・ 市国際交流協会
- ・ ボランティアにより実施
- ・ 町の国際交流員による日本語教室
- ・ ボランティア団体
- ・ オンライン講習
- ・ 外国人相談窓口サポートセンター
- ・ 一般財団法人 日本国際協力センター
- ・ 可見市国際交流協会
- ・ 国・県のモデル事業として
- ・ 国際交流協会

②-1 (②市区町村以外が行っている、就労外国人(技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等)向けに特化した日本語教室について伺います。域内にそのような日本語教室がある場合、実施している団体をすべて教えてください。で  
 1. 企業などの外国人を直接受け入れる団体、2. 監理団体・登録支援団体等の外国人の受入れを仲介・支援する団体、  
 3. 域内の日本語教育機関、4. その他に回答した団体のみ／複数選択可)  
 域内の、就労外国人(技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習等)向けの日本語教室を実施している団体にどのような支援を実施していますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・ 広報協力

- ・ 日本語教師等の紹介
- ・ 受講者募集の広報
- ・ 業務委託により報酬を支払っている
- ・ JICE 日本語教室の広報
- ・ 協働補助金として、教材の購入や場所代の補助
- ・ 広報掲載
- ・ 周知
- ・ 共催という形をとり、必要な備品などの提供を行っている
- ・ 日本語教室開催場所の貸与
- ・ 日本語カフェ・外国人相談窓口
- ・ セミナーがあることの周知
- ・ 開催場所や施設の提供
- ・ 受講者募集の広報協力
- ・ 広報・会場の確保
- ・ 地域おこし協力隊の活動として、報償費等の支援
- ・ 会場提供、広報協力
- ・ 広報協力
- ・ 事業実施にあたっての周知
- ・ 施設の提供
- ・ にほんごサークルやイベント等の後援
- ・ 広報
- ・ 周知協力
- ・ 会場使用料の減免
- ・ 依頼に基づき、ごみの出し方等の説明やケーススタディを実施
- ・ 把握していない
- ・ 場所の提供
- ・ 日本語教室の周知
- ・ 日本語教育に関する情報提供
- ・ JICE が主催する外国人就労・定着支援研修において、研修実施の周知や、受講者に向けて行政情報の提供を実施
- ・ 広報や集客の協力
- ・ 情報提供
- ・ 教室開催場所（公共施設）の無償貸与
- ・ 周知、募集、受付などの事務全般
- ・ 場所の提供
- ・ 周知協力
- ・ 情報提供
- ・ 情報共有など
- ・ 会場借用にかかる支援
- ・ 情報の共有
- ・ 学習場所の提供
- ・ 学習機会の提供

## Ⅷ 日本語教育に付随する取組について

⑳-1 (㉔「やさしい日本語」の普及に関する取組を行っているかお答えください。で1. 行っているに回答した団体のみ/複数選択可) どのような取組を行っていますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・市ホームページに「やさしい日本語」に変換できるボタンを設定
- ・中枢連携事業
- ・学習者向け案内やメールで使用
- ・やさしい日本語ガイドラインの周知
- ・日本語教育の活動団体が実施した研修の支援
- ・外国人を雇用する事業者向け研修の実施
- ・職員に県が開催する研修を周知し、希望者に参加してもらっている
- ・本町 HP の表示を「やさしい日本語」に切り替え可能
- ・やさしい日本語会話・用語集の作成 日本語学習室だよりの発行(市立小・中学校への配布)
- ・市報等で定期的に紹介
- ・国県から配信されている内容を、当町の公式 WEB サイト内の専用ページへリンク設置にて対応している。
- ・やさしい日本語を用いた申請書等を作成
- ・やさしい日本語を使用した情報発信
- ・国等から送付された啓発資料を日本語学習ボランティア講師に共有している。
- ・やさしい日本語を使って情報メール配信を行っている。
- ・防災イベント
- ・本市で行っている日本語交流サロンに携わる日本語サポーター養成講座内で行った。
- ・各種事業の際に必要な応じて啓発(窓口対応含む)
- ・市ホームページでの「やさしい日本語」表記
- ・日本の学習支援者に対する県委託事業の活用
- ・冊子の配架
- ・住民向け研修の中で紹介する程度
- ・庁内で行う外国人対応についての会議で周知している。
- ・庁内周知・啓発
- ・毎月やさしい日本語で外国人向けに市の情報誌を作成
- ・過去の多文化共生イベントでの講習、チラシなどで活用
- ・町HPを「やさしい日本語」対応にしている
- ・出前講座での紹介
- ・日本語教室指導技術研修での実施
- ・事業所向け
- ・職員向けにやさしい日本語の使用を啓発
- ・やさしい日本語を用いた生活等に関する情報を市ホームページにて提供している。
- ・識字基本計画の策定
- ・村イベントでの優しい日本語コーナーの設置
- ・外国人雇用企業向け研修
- ・今後職員向け研修を予定

- ・ 公民館日本語教室の参加者への周知
- ・ 市民向け人権啓発講座の内容の一部
- ・ 教室関係者向けに研修を実施し、様子を広報で発信した。
- ・ やさしい日本語で、日本人と外国人が自由に交流する場を設けている。
- ・ イベント等での啓発活動
- ・ 「防災マイスター養成講座」の中で実施している。
- ・ イベントの講師にやさしい日本語を使用してもらうよう依頼
- ・ 国際交流イベントを「やさしい日本語」で実施、「やさしい日本語」による HP 等での情報発信
- ・ 日本語教室
- ・ やさしい日本語ガイドラインの作成
- ・ 地域に住む技能実習生を対象に当該内容の生涯学習講座を開設
- ・ やさしい日本語による情報提供
- ・ 事業者向け講座の実施
- ・ Facebook による情報発信及び普及活動
- ・ 市民便利帳(やさしいにほんご)の作成
- ・ 外国人向け情報提供
- ・ ホームページでの広報、チラシ配布
- ・ 「やさしい日本語」での情報発信
- ・ 出前講座
- ・ 職員向け研修会の情報提供
- ・ やさしい日本語の利用について職員に周知するとともに、利用方法等について相談に応じている。
- ・ リーフレット作成
- ・ 学校等への出前講座において周知啓発を実施
- ・ 「やさしい日本語」を活用するチラシ作り
- ・ 国際交流フォーラムイベント内で講座を実施することがある。
- ・ 市内で活動する Vtuber を起用した「やさしい日本語」紹介動画の作成
- ・ 国際交流協会内で研修を実施
- ・ 県等が行う研修の周知や資料の共有<TAB><TAB><TAB><TAB>
- ・ 県主催の職員向け研修会への参加
- ・ 「やさしい日本語」についての庁内周知
- ・ やさしい日本語で作成したチラシの配布等
- ・ 職員向けの掲示板で案内をしている
- ・ やさしい日本語による LINE 記事の配信
- ・ 日本語サロンで使用を推奨している
- ・ 外国人のためのくらしのガイドをやさしい日本語にて策定している
- ・ 東京都の研修を庁内で周知
- ・ 市内の小中学校教員、保育士、幼稚園教諭等
- ・ 職員へ庁内グループウェアを使用して周知
- ・ 防災パンフレットの作成
- ・ 学習支援者向け講座の中で実施
- ・ HP での「やさしい日本語」による情報発信
- ・ 日本語学習支援に関心がある方向け研修の実施

- ・学校の教員・地域支援者の研修会で実施
- ・国際交流協会への補助
- ・日本語教室ではやさしい日本語を用いた教材
- ・やさしい日本語での日本語教室等の案内
- ・広報・WEB 委員に向けての呼びかけ
- ・令和7年度は、多文化共生・日本語ボランティア養成講座の実施
- ・日常的に外国人との関わりがある団体（消防署、社会福祉協議会など）向け研修の実施
- ・やさしい日本語啓発動画の作成（R7 年度予定）、オリジナルテキスト、問題集等の作成。
- ・一部行政文書での活用、庁内への利用周知
- ・やさしい日本語での情報発信
- ・やさしい日本語の活用を庁内周知、県実施研修等の周知
- ・在住外国人支援サポーター養成講座の実施
- ・HP 等でやさしい日本語を使用するよう周知（庁内）
- ・日本語教室ボランティア、看護学校学生向け
- ・日本語学校での講話会に使用
- ・イベントチラシを役場窓口に設置
- ・市のホームページ等で「やさしい日本語」を使用している。
- ・小学校や高校でのやさしい日本語講座の実施
- ・手引きの作成
- ・ホームページ等に「やさしい日本語」コーナー設置

⑳-2（㉔「やさしい日本語」の普及に関する取組を行っているかお答えください。1. 行っているに回答した団体のみ／複数選択可）「やさしい日本語」の普及のために、都道府県にどのような支援を望みますか。該当するものをすべて選択してください。

- ・各県エリアごとでのやさしい日本語講座の実施
- ・職員向け研修会の継続
- ・県事業として住民への周知
- ・中山間地等交通が不便な地域での日本語教室のモデルの設定
- ・啓発や周知
- ・地域の日本語教室への積極的な関わり
- ・周知リーフレット作成等
- ・チラシの提供
- ・県をあげての PR 活動
- ・一般市民向け啓発
- ・職員向け研修の実施を支援する講師派遣制度等の実施
- ・やさしい日本語を市民に周知するイベントの優良事例共有
- ・やさしい日本語資料の作成協力支援
- ・外国人との演習を含むやさしい日本語講座（無料の出前講座開催）
- ・職員向け研修
- ・研修会の実施
- ・手書き書類等のやさしい日本語のひな形の共有、実施例の共有

- ・作成した教材等を他地域に紹介したり活用できる機会の提供
- ・庁内職員向け研修に係る講師派遣
- ・専門家の育成

## IX 日本語教育機関認定法に関する新たな制度について

### ㉞(全員/単一選択)

育成就労制度の施行に向け、日本語教育に関する準備はされていますか。

- ・制度の施行に関わらず、日本語教育を推進する
- ・現在の日本語教室で補えるものと考えている
- ・既存の教室を継続する
- ・担当部署が違うため把握していない
- ・育成就労制度を理由とした準備は行っていない。
- ・関係機関の動向を注視している。
- ・産業振興部局と商工会で検討している
- ・育成就労制度の施行に限らず、日常会話レベルの日本語能力の向上を目的とした日本語教育の実施を検討
- ・まず地域のニーズを把握する必要があると考えている
- ・国際交流協会への委託事業として継続する見込み。
- ・体制整備を進めたいが、人材・ノウハウ・協力団体・財政諸々不足している
- ・検討しているが実施できるかは不明
- ・育成就労制度に特化していないが広く外国人就労者に向けた準備をしている
- ・現在の内容を変える予定はない。
- ・対話型日本語教室を市民向け、企業の外国人従業員向けに実施するよう令和8年度予算要求中
- ・現在の日本語教育を改善しつつ、継続して行う予定
- ・所管部署が明確になっておらず、実施する前に部署をまたいだ調整・連携が必要と考えられるが、そこまで至っていない。
- ・育成就労者に問わず、地域日本語教育の体制整備を進めています。
- ・必要性は認識している
- ・日本語学習支援者の育成
- ・県・他市町村の動向を踏まえ対応予定
- ・育成就労のみを対象とした準備はしておらず、全体的な日本語教育を引き続き実施する予定
- ・現在、外国人労働者等の日本語教育に関するニーズ調査を実施しているところ
- ・現行の日本語教室で対応を予定しています。
- ・未定
- ・教育委員会のため把握していない
- ・未検討
- ・準備する必要性は認識しているが、具体的な準備や計画までには至っていない。
- ・企業が主体的に準備すべきと考える
- ・既に実施されている日本語教室で対応予定。

㉟国・地方公共団体の日本語教育施策等に対するご意見や日本教育施策を推進するうえでの困りごとなどがありましたら、お答えください。

- ・単一の市町村で実施するには、生徒数が少ないなど事務負担の割に成果が少ないと感じる。県下統一して行うなど広域で実施する体制づくりも検討してはどうかと感じる。
- ・空白地域に限定せず、財政支援を実施してほしい。財政支援を実施するにあたっては、望ましい日本語教室運営の形式（コーディネーターの配置、協議体の設置等）も示してほしい。・育成就労制度においては、日本語能力の向上方策が定められる予定とされているようだが、地域日本語教室の役割を早期に示していただき、事業主の責務についても改めて周知してほしい。
- ・最近、家族滞在の在留資格で妻や子供がほとんど日本語学習をしていない状態で来日するケースが増えている。日本語ゼロ学習者への支援が課題となっている。
- ・日本語教室の実施について周知しきれておらず、潜在的な受講希望者への周知方法に悩んでいる。
- ・特になし
- ・財政面での支援を強く希望。広域レベルでの市町村枠を超えた地域に特化した日本語教室の運営に向けた調整等。町内企業別外国人材雇用状況の情報提供。
- ・市主催の日本語講座を開催しているが、講師の高齢化や担い手不足が懸念される。
- ・ボランティアの人材確保や、活動拠点の確保に困難を感じています。また近隣市町の外国人の学習支援も本市のボランティア団体が行っていることも増えて来ており、近隣市町との連携をはかる必要があるが、市町感での温度差を感じています。
- ・急増する在住外国人（外国人労働者）の日本語教育について、日本語教師等の人材がほとんどいない地方の市町村での対応には限りがあるため、特定技能や技能実習（将来的には育成就労）で働く場合の日本語能力の条件をもう少し厳しくするなど、国の責任で必要な対策を講じていただきたい。
- ・担い手の高齢化及び人材不足
- ・今日において、現役世代の多くは就業しており時間の制約があることから、日本語講師となる人材が不足・高齢化しており、課題を感じている。また、日本語教育の管轄が、複数の省庁にまたがっているため、より深い省庁間の連携をお願いしたい。
- ・日本語教育に係るニーズが把握できておらず、事業者等からの要望も上がってきていないことから施策を実施していない。当町でどのような対応が必要なのか検討材料がない状況にある。
- ・日本語教室への参加者が教室開始時から徐々に減ってってしまう。毎回数日前に、励まし参加を呼び掛ける電話連絡をしているが毎年同じような状況で、どのように参加継続させるかが課題。
- ・域内が広く交通機関も充実していないため、「日本語教室」を開催しても学習者の集まりが悪い。また、企業の協力がなければ働いている学習者の継続した支援が困難。
- ・引き続き、外国人材の適正な受入れ体制の整備を推進していただくとともに、日本語教育の体制づくり等に関して、十分な財源を確保し、安定的・継続的な財政支援を講じていただくことを要望します。
- ・今年度は、大分県を通じ立命館アジア太平洋大学から有能な講師の派遣をいただき、日本語教室（初級コース、N3 レベルコース）を開催することが出来た。初の試みで盛況であったが、継続のためには、引き続き、日本語講師、ボランティア人材等の派遣が必要と認識している。小規模な自治体で、域内での人材不足は否めないことから事業手法や予算確保に苦慮している。
- ・ニーズがなく、費用対効果がイメージできない。ノウハウ・財政的余裕ともに無く、日本語教育施策を進めることに不安がある。
- ・自治体の規模や状況にもよると思うが、町村だと他業務との兼務も多く、専属部署や人員が配置できず、事業の深化（掘り下げ）や、日本語教室の開催、ニーズの調査・把握を町主体で行うことは困難であると感じている。各自治体の地元にそれぞれ配置しているのが望ましいが、例えば、県主体による広域連携での事業化（対象者は移動手段が必要となるが）や、NPO や民間企業、民間人の協力を仰ぎながら展開してほしい。
- ・外国人に対する日本語教育については、そもそも日本に来る外国人自身（帯同家族等含む）が自己の責任において日本

語能力を身につけるべきであり、公的な予算やマンパワーをあてることは不適切と考える。仮に国として労働力確保等のために外国人の受け入れを増やすのであれば、市町村に負担をかけることなく、国の責任において外国人に対する日本語教育を実施してもらいたい。

- ・外国人就労者に対する日本語教育は受入事業者が負うものであるから、自治体が直接これを主宰する地位にはないと考えている。(特定技能外国人受入れに関する運用要綱参照) また、共生については、「日本語教育の推進に関する法律」において地方公共団体の責務は「努力義務」とされている点に注意が必要かと思われる。
- ・日本語教育の社会的意義は、理解しておりますが、いわゆる一つの教育機関を設置することは、人材・場所・教材等様々なコストを要するため、求められる水準を満たした日本語教育の提供を自治体単独で実施することは、容易なことではないと認識しております。
- ・地域日本語教育を推進するための人材が不足しており、人材の確保が課題である。
- ・本市では「スタートアッププログラム」を活用できず、また県経由の事業補助も県内全体の空白地域優先のため、外国人住民が多い市内の郊外地域(市内の空白地域)への日本語教育展開が困難。県配置の日本語教育コーディネーターも広域業務に追われ、地域支援が不足している。郊外に住む外国人材が増える中、市内の空白地域解消が急務。市として配置する日本語教育コーディネーター及び日本語教師の人件費について、本市も活用できる補助制度を創設して欲しい。
- ・外国人受入は、国の施策である以上、国が主体的に財源と体制を確保し、自治体任せによる地域間格差が生じないように、全国一律で日本語教育環境を整備していただきたい。
- ・ボランティア日本語教師の高齢化や新たな人材確保に苦慮している。
- ・外国人住民のニーズが不明確なため、事業の費用対効果が測れず、予算確保に動けずにいる。
- ・労働者・生活者としての外国人やそれらの人々の家族呼び寄せ等による日本語教育需要は、少子高齢化が進む地方にあると思います。地方部の実情に応じたきめ細やかな施策を希望します。
- ・移動に車が必須な地域であり、就労地と町中心部に距離があるため教室参加のために雇用主のサポートが必要
- ・市町村の財政状況が非常に厳しく、日本語教室に係る人材を継続的に確保することが非常に困難になってきています。市区町村が日程をずらして教室を実施し、県などが広域で日本語教師を派遣する等できると効率的になるし、雇用される側にとっても、一定の給与等が見込めるなどするので、今後検討いただけると幸いです。
- ・技能実習生の労働問題(夜間ばかり働いている)や生活問題を学習支援者が相談をうけ、市に相談するも、担当できる部署がない。労働問題は労働局へ直接ご相談いただくことになるが、そういった日本語指導以外の困りごとも生じることに對しての対応が難しい。
- ・行政に専門職(任期なしあるいは正規雇用)の設置を強く要望します。
- ・ニーズ調査をおこなっても多くの人から回答を得られない。
- ・現状では日本語教育に関する取り組みは実施していないが、特定技能実習生などが増えていることから、日本語教育施策について検討が必要となっている。専門人材の育成も含めた様々な情報が不足しているので、国や県からの情報提供の充実や研修会等を要望します。
  - ・永住者・定住者で日常生活における日本語能力が不十分であると感じられるケースが多くある。国籍問わず、在留資格取得要件としての日本語能力や、入国後にも日本語習得を義務付けるような仕組みが必要だと思われる。
  - ・企業を会場に日本語教室を開催しているが、その日本語講師謝金も日本語教育推進事業補助金の対象として欲しい。
  - ・企業における外国人従業員への日本語教育の義務を周知するとともに、講座を開催している団体等も周知いただきたい(国等が提供するオンライン講座や民間の教室等も含めて)
- ・労働者に対する日本語支援を行う場合、夜間や休日に対応する必要がある。適切な対応ができる委託先等の情報がない。
- ・日本語教室の講師の成り手が不足しているため、引退教員等の活用について、スキームづくりを検討してもらいたい。特に若年層(児童・生徒等)へのアプローチについて、個人情報等の壁があり、学校との情報共有・連携が難しい。
- ・認定日本語教育機関の制度が創設されましたが、地方公共団体にとって最も重要な「生活」の課程分野の認定は、現時

点で0件です。従前の日本語学校の一部が「留学」の課程分野の認定を受けているのみにとどまっており、制度が目指す「日本語教育の適正かつ確実な実施」が全国で「留学」「就労」「生活」の3分野において実現されるには、程遠い状況にあると感じます。

- ・ 支援ボランティアの増員
- ・ 現状では、特にありません。
- ・ 子どもへの日本語教育について、学校で行うのか、地域が主体的にやるのかという問題や、大人に対する日本語教育については、そもそも教室に来ないという課題がある。特に子どもへの日本語教育は進学などの人生の選択肢にも影響が出るため早い対応が必要だが、縦割り組織の弊害や財政面での難しさなどの課題も多い。
- ・ 今後、育成就労への制度転換が予定されており、一定年限の就労を条件に居住地の移転が自由にできるような制度設計もされているが、賃金の高い都市部に人材が集中し、地方が益々疲弊することのないよう特段の配慮をお願いしたい。また、一部の外国人による違法行為や移民問題で自国の労働者の失業率が上がる例などもあることから、外国人政策に関する関係閣僚会議が開催されているところだが、厳しい地方の実状に配慮した議論が取りまとめられるようお願いしたい。
- ・ 正直、課題が顕在化しておらず、外国人との共生、日本語教育に関して要望がないため、優先度が低い施策である。
- ・ 日本語教育に対する予算措置が難しい状況であるため、県や国際交流協会等が実施する日本語教室講座の情報提供があると助かります。
- ・ 本市が行っている日本語教室は、レクレーションや日本文化の体験を通して、市民と市内在住外国人が交流をする内容がメインとなっている。人材等や個人のレベルの問題もあり、日本語教育を行うまで至ってはいない。
- ・ 地域日本語教育の充実を図るための財源や人員の確保。日本語教室への参加者数を増加させるために効果的な周知方法等があれば知りたい。
- ・ 地方教育委員会主体での外国ルーツの子どもたちへの学習支援も行いたいですが、意識格差があり現実的に厳しい。
- ・ 制度化される以前に、現在認定日本語教育機関の先生を県補助により当市日本語教室の講師に招いていたが、高額であるため補助終了後は、認定日本語教育機関の先生や登録日本語教員の活用は行っていない。受講要望者が増える中、開講日、開講場所を増やしたいが、講師の不足、財政的問題等から継続、増強が難しい状況にある。また、水産業界関係に従事する外国人は、繁忙期になると受講しなくなる。
- ・ 子どもへの日本語教育は学校が主体となって実施されている一方で、大人への日本語教育の推進については、市長事務局を窓口とするケースが多いものの、市長事務局だけで対応するには限界があるのが現状です。それにもかかわらず、全国的には教育委員会との連携を前提とした事例がほとんど見られないという課題があります。社会教育法では、住民の実際の生活に即した教育の機会を提供することが社会教育の役割と定義されています。その中で、公民館は教育を支援する施設として位置付けられ、図書館や博物館も社会教育施設として役割を担っています。たとえば、図書館では外国語話者向けの図書の充実を努めており、公民館では日本語教育や文化交流を目的とした講座を開催するなど、外国人住民に学びや啓発の機会を提供しています。これらの状況を踏まえ、社会教育を通じた日本語教育推進においては、教育委員会の関与を拡充し、体制を強化することが重要であると考えます。市町村教育委員会に残存する公民館の人的・施設資源を活用しない手はありませんので、国におかれましては自治体教育委員会にも公民館の活用を呼びかけるとともに、日本語教育における社会教育施設の取り組みについて現状を調査し、有意義な実践事例の発掘、市長事務局と教育部局との連携強化支援等の検討をお願いしたいと考えます。
- ・ 特にありません
- ・ 特になし
- ・ 就労する外国人に伴い、家族滞在の子どもも増加している。子どもの年齢も幅広いため、市、学校単位で日本語教師を雇用することは難しい。都道府県で複数の日本語教師を雇用し、日本語教育の機会を均等に与えていただきたい。
- ・ 特にございません。
- ・ 就労外国人の増加や制度改正に伴い、付随して増加傾向にある外国人の子どもに対する、教育現場での日本語教育の

提供に苦慮している。

- ・ 持続可能な日本語教室運営のためのノウハウ、財源・人材確保
- ・ 特にありません。
- ・ 設問Ⅲ⑥について、当市における日本語教育の担当部署(学校教育課)では、子どものみを対象としている。大人向けの日本語教育については、他市町と同様、多文化共生の担当部署にて今後取り組んでいく。なお、日本語教育の専門家がないため、地域日本語教育を推進するためには、外部の機関への委託が必要である。
- ・ レベル別、目的別、実施主体別等に応じたカリキュラム、指定教材を示してほしい。
- ・ 多くの外国人を雇用している会社から学習者が来るので会社で対応してほしい。町の日本語教室に任せられても対応しきれない。
- ・ 業務の多様化により職員一人あたりの業務量が非常に増えており、日本語教育施策を行う余裕が無いのが実情です。
- ・ 財政支援、人材派遣
- ・ 道府県を通じた補助金について、活用したいが通年の教室運営をしており、交付申請から決定および完了報告の期間が年度内に限定されており、4月・3月の2ヶ月間の規模縮小が生じるため活用が難しい。通年で実施する教室においても支障の出ない補助制度へ見直しを求める。
- ・ 外国人への日本語学習支援は講師等の人材不足もあり、実施しておりません。
- ・ 特になし
- ・ 問いが多い こういう時間を奪う調査には次からは協力しない
- ・ 日本語教育ボランティアの高齢化、なり手不足、後継者の育成、継続して活動できるボランティアの確保が難しく、今後も現在の水準またはそれ以上の対応ができるか見通しが不明。
- ・ 外国人の増加はみられるがニーズの把握もできておらず、小規模自治体であり、新たな課や人材を増やすことも困難で、単独での施策実施は難しい。
- ・ 在住外国人が増加しているのは特定の市区町村のみであり、斑鳩町でいえば、町在住者の内、在住外国人は0.9%~1.0%程度しかいない。自治体ごとに外国人の在住率等が異なるため、総合的に日本語教育を推進していくのであれば、国・都道府県の単位で推進していくことが妥当であると考える。
- ・ 特にありません。
- ・ 在住外国人の人数が少なく、日本語教育に関するニーズが顕在化していないため、施策の優先度判断や事業実施の必要性の整理が難しい。
- ・ 本市は県内においても、人口当たりの居住外国人の割合が高く、今後も増加すると見込まれる。したがって、日本語教育施策の実施を検討すべきと考えている。国・県には積極的に情報や研修の機会を提供していただきたい。
- ・ 入国管理は国が行いますが、外国人住民の生活の場は基礎自治体であり、外国人住民増加の影響を直接的に受けるのも基礎自治体です。域内の外国人住民数は増加を続けていますが、財政負担や会場確保、職員体制など様々課題があり、外国人住民の増加に応じて日本語学習機会を増やし続けられるわけではありません。国には、外国人住民数や増加率に応じた財政的支援とノウハウの提供を求めます。また、国及び都道府県がオンライン等での日本語学習機会を直接提供することで、基礎自治体の負担を軽減していただきたいです。
- ・ 地域日本語教室の運営経費に係る財政的支援、地域人材の発掘育成
  - ・ 外国人雇用に関する情報を自治体が把握できるよう雇用企業情報の提供など必要だと考えます。
  - ・ 日本語初学者へ確実に情報を届け、教室に繋げることが難しい。
  - ・ 日本語教育の専門家との連携や安定的な予算の確保などが難しい。
- ・ 自治体の状況として日本語教育に注力することは重要であるが、それに伴う財源の確保が難しい。
- ・ 他自治体(特に町村)の取り組みで公表できる事例があれば参考にしたい。
- ・ 当市は地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を利用しており、当該事業実績報告は兵庫県に対して2月28日までに提出しなければならない。そのため、事業の補助金を3月に使うことができず困っている。3月は地域日本語コーディネーターの活動や日本語教室の開催を減らすなどの対応を取らざるを得ず、十分な日本語教育の環境を必要としてい

る方に提供できているとはいえない。文部科学省の交付要綱第14条には、「(前略)完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日)から30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式7)に関係書類を添えて大臣に提出しなければならない。」とあるため、兵庫県においては、当該事業実績報告の提出期限を3月中に延ばすなど、柔軟にご対応いただきたい。

- ・ 特にありません。
- ・ 小規模町村が日本語教育施策を推進するには、人材面・財政面で困難な面が多い。外国人材の育成と確保のため、育成就労制度がスタートする時期に合わせ、国がより主体的に日本語教育施策に取り組んでいただきたい。
- ・ 特になし
  - ・ 最後に「育成就労」に関する質問がありましたが、「育成就労」制度になると「日本語教育」面に関して、「何がどう変わるのか」「それを誰が担うことが求められるのか」が分かり難いと思います。・地方では日本語教育に携わる人材が限られており、本市では日本語資格を持たない無償ボランティアに頼らざるを得ない状況があります。現状、何か問題が顕在化しているわけではありませんが、将来的に課題となっていく可能性があります。
- ・ 地域ごとの人的資本・財政的資本・裁量により日本語教育に差が生じないよう、国が一元的に施策を運営実施してもらいたい。
- ・ 現在、おとなクラス、小学生を対象としたこどもクラス、未就学児をもつ親子を対象としたママパパクラスを実施している。おとなクラスでは、日本語学習支援を行える人材の確保、人権意識の高い人材の育成、学習者の周知(主に企業への働きかけ)が課題である。こどもクラスでは、教育機関との連携が必要不可欠であるが、仕組みづくりができていない。また、こどもに慣れたスタッフの確保も課題である。ママパパクラスでは、「子育てをする外国につながる親は、社会参加への壁がある」と福祉部から聞き、情報交換の場として事業を始めた。しかし、周知不足が課題である。
- ・ 外国人側が必要性感じておらず、教室への参加者がいない。
- ・ 学習者が流動的であるため、支援者の意欲向上の維持が難しい。
- ・ 町単独での財政負担が大きく、予算を確保するためには日本語教育の必要性の理解を求める必要がある。また、企業側にも一部負担を求めて協働で包括的に事業が行えるとよいと思う。
- ・ N3以上のレベルに対応する日本語ボランティア教室が少ない、また、N3以上のレベルの外国人市民を指導できるボランティア指導者が少ないことが課題です。
- ・ 特になし
  - ・ 育成就労制度で入国する外国人が、日本語を積極的に学ぶ姿勢がなければ、日本語教育を推進しても、参加者がいない状況となる。そこへ税金を充てるべきか精査が必要と思う。国や県が主導で行える財源があれば、国や県で実施してほしい。外国人へ働きかけるにしても、町の広報誌やホームページを見ないことが多いと思われる。国や県で実施している日本語教育を、入国の段階でお知らせできないかと思う。また、域内の技能実習生を雇用している企業を把握できないので、国や県から情報がほしい。
- ・ 県が実施する文部科学省の補助事業で行われている間接補助事業者として地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を活用しているが、地域日本語教室の運営そのものに関わる予算が削減され続けており、申請額通りに補助金を受け取ることができない状況が続いている。各地域で安定的・継続的に地域日本語教室が運営できるよう、十分な予算確保をお願いしたい。
- ・ 町村の担当者は複数の業務を担っており、一つ一つの分野に対してきめ細やかな対応ができない現状があると思われます。このような状況について、正確に把握されるとともに、広域化等の検討をお願いします。
  - ・ 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金」の補助率二分の一にもかかわらず、満額が充当されていないため、補助率通りの充当を希望します。・職員向けの研修動画の作成をしていただきたいです。YouTube等にアップしただけだと、時間や場所を選ばず受講していただき、周知を促進することができます。
- ・ 日本語能力試験(JLPT)の北海道内の試験会場は札幌市及び旭川市に限定されている。このため、地方在住の外国人受験者にとっては交通手段の確保が困難であり、受験に際して宿泊を伴う場合もあるなど、受験環境の整備が十分とは

言えない状況にある。また、受験のために勤務を休まざるを得ない者もあり、受験機会の確保に影響が生じている。適正かつ公平な日本語能力の評価を実現するため、道内における試験会場の増設等、受験環境の改善を検討することが望まれる。

- ・文科省の総合的体制作りの補助金を京都府経由で市町村が活用しているが、事務作業が教室、協会、市と経由して大変煩雑に感じる。
- ・先月に文部科学省から「令和7年度日本語教育実態調査」がありましたが、似たような調査は合わせて行っていただけると助かります。
- ・何から取り組めばいいのかわからないので、相談できる窓口やコーディネートできる方のアドバイスをいただきたい。・財源、人員の確保が困難。
- ・「日本語の参照枠」を地域の日本語教室レベル理解し、運用していくためのガイドがないこと
- ・外国人が日本語を学ぶ動機づけが難しい。
- ・財政支援のメニューを増やしていただけると有難いです。
- ・これまで、可能な範囲で技能実習等の資格での滞在者についても、日本語教育の支援を行ってきた。(市が実施する日本語教室の受講、市に登録されているボランティアによるプライベートクラスへの参加、日本語教師の紹介など)しかし、育成就労制度の導入により、日本語学習希望者が爆発的に増加するようになると、現在の体制では対応が不可能になる。受入企業等の費用負担を求められるような体制を整えていただきたい。
- ・ニーズは把握していないが日本語教室の必要性は感じている。立ち上げや運営方法等についての研修など開催していただきたい。
- ・地域の日本語教育は依然としてボランティアへの依存が大きく、増加する外国人労働者やその家族の日本語教育を地域の日本語教室だけで担うことは困難になっています。今後の育成就労制度を見据え、日本語教育推進法に定める「事業主の責務」に基づき、企業が主体的に日本語教育に取り組む体制づくりが重要です。一方で、企業にとっては財政負担が大きく、登録日本語教育機関の活用を含め、事業者・自治体双方にとって安定的な財源確保が課題となっています。関係省庁においては、同法の周知徹底、日本語教育関連補助金の安定確保、企業の取組を後押しする財政支援の拡充等を進め、ボランティアに依存しない、企業と自治体が協働して日本語教育を推進できる制度整備を期待します。
- ・本市の日本語教室は、平日と日曜日の双方で実施されており、日曜日については外国人材に特化したものではないが、結果的に9割が技能実習生等の受講となっている。現在多文化共生の観点から実施しているもので外国人材に特化した教室とはしていないものである。月2回の開催を都心部から離れた自治体を実施するには、資格者や知識・経験のある講師の安定した確保が一番の課題となっている。
- ・特にありません
- ・地方公共団体において、現在実施している日本語教育施策を維持・拡充するためには、安定した財源の確保が必須となります。つきましては、日本語教育のさらなる充実を図るため、国による安定的な予算確保及び財政支援の拡充をお願い申し上げます。
- ・なし
- ・令和6年度末まで日本語教室「にほんごふれあい教室」を実施していたが、現在は活動を終了しており、現在は南あわじ市において日本語教室を実施していない。本市としても日本語教室が実施できる体制を整えたい方針であり、日本語教室の実施について県等から支援をいただきたい。
- ・多文化共生社会の実現に向け、日本語教育施策を推進することは極めて重要なことであると考えますが、人口減少が進んでいる地方が、マンパワーを確保することは非常に難しいです。これは、財政的な支援や域内に人材が不足しているといったことだけでなく、組織内部の意識醸成や施策の位置付けができていないことが大きな原因ではないかと考えます。
- ・地域日本語教育に係る国庫(県間接)補助について、令和6年度以降、交付決定額が各年度の申請額を下回る状況が続いています。今後、増加が見込まれる外国人住民に対し、地域生活に必要な日本語学習機会を保障するために、地域日本語教育の実施に係る財政的支援の充実を求めます。

- ・ 学習希望者が急激に増加しており、会場不足が深刻になっている。オンラインも併用していかなければ、解決できないので、オンラインで教えることができる講師の養成が必要である。また、保育園児を含む子どもの受講希望者も増加している。子どもに日本語を教えることができる講師の養成も必要である。
- ・ 市主体で日本語教室を実施する場合、財政面や会場の確保が難しく、また講師の人手不足も想定されるため、国や県で教室を設置して欲しい。
- ・ 地域日本語教育を推進する文部科学省の地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業にかかる補助金の国庫補助分が、予算議会審議中の年度末に減額決定され、対応に困った。必要性を明確にし、確実な予算確保をお願いしたい
- ・ 外国人の住民の方々と言語の壁がある状態で、どのようにニーズを把握すれば良いのか分からない。
  - ・ オンライン学習や県・他市町等の日本語教室、民間の語学学校、市販の教材等日本語を学ぶ手段が多様にあること、外国人の日本語レベルや学びたい内容も多様なため、対面で特定の曜日にする市の地域日本語教室はコロナ終息以降参加者が減少している。
  - ・ 外国人の在留資格の取得にもともと日本語能力が義務付けられていないこと、AI の発達による翻訳アプリの精度向上等により、外国人の日本語を学ぶ動機付け(インセンティブ)が弱いことが課題である。
  - ・ 外国人労働者の家族等で日本語0レベルの人が増えているが、語学としての日本語を教えるには専門的な人材が不足しており、日本語を習得するための時間も膨大な時間を要するため、市の地域日本語教室で対応するのは困難である。また日本語を語学として教えるには専門的な教育を受けた人材が必要だが、市独自でそのような人材を養成するのは困難である。しかし、日本語を話せない外国人の対応は教育現場や自治体窓口、地域での生活において大きな問題となることが予測されるので、0レベルの外国人に対する日本語教育は今後の重要な課題になる。
  - ・ 在留外国人の急増に伴い、外国人の生活マナー等の迷惑行為に関する相談が増加している。特に外国人労働者が増加しているが、特定技能以外の雇用企業が不明で、連携が取れないことが課題である。
- ・ 育成就労や特定技能で来日する外国人への日本語教育については、登録支援機関(監理団体)への啓発と財政的、人的支援も必要だと考える。中小企業や小規模事業所に対し 町から日本語学習の時間をとってほしいとは言えない。外国人材を受け入れてやると生産が追い付いているという企業こそ、町の地域資源を支えてくださっているところにさらに負荷をかけるようなことにならないかと考える。県が技能実習を終えて特定技能や一旦帰ってエンジニア等で来日する人もいるので、育成就労で来日する人たちを国や県、地域で生かす取組ができればよい。
- ・ 車が移動手段の中心である地方都市の場合、外国人が集まるためには、交通手段のサポートが必要である。
- ・ 本市では、財政難のため、予算を要する事業を新たに実施することが困難であり、日本語教育施策に取り組むことができていません。国庫補助 10/10 を希望します。
- ・ 本市でも外国人就労者が増加の一途にある。日本語教育の責務は、受入の企業・事業所にあるにも関わらず、徹底されていない現状にある。外国人就労者に対し、企業が本市の国際交流協会の日本語教室へ行くよう勧めているケースも少なくない。なお日本語教室を実施している国際交流協会では、人材やノウハウがあることから対応しているが、日本語指導者はすべてボランティアに頼っている。県には市町が運営を補助する国際交流協会が実施する日本語教室について柔軟な財政的支援を考えていただきたい。特に、就労者に帯同して来日する外国人児童・生徒の日本語教育について県には相談体制・教育委員会との連携を構築して欲しい。
  - ・ 教室の優れた取り組みを紹介して欲しい
  - ・ 留学生の日本語教育については、大学の方で日本語学習のための場(機会)を提供できるよう、大学内で整備するようにして欲しい。
  - ・ 人材の育成の必要性を感じます
- ・ ○問 28 で登録日本語教員の活用についての質問がありますが、そもそも登録日本語教員のリストは文部科学省の HP を含め未公開であり、具体的な情報が取得できず、活用が広がらない。○再掲になりますが、一部外国人雇用企業が自社の業務として日本語教育をとらえておらず、行政サービスに求める姿勢であり、企業側の日本語教育が広がらない。○どのような質・量の日本語教育を提供すべきか、財源措置の裏付けとあわせて国において方針を示していただきたい。現状、どのような能力レベルの、どのような資格の在留外国人に対して、どのような質・量の日本語教育を、誰が実施主体

となって提供すべきなのかが示されていない。○令和4年「地域における日本語教育の在り方について(報告)」について、ここで示されている日本語教室の姿のレベルが高く、現実的には難しい。また、市町村への直接的な財政措置がないにもかかわらず、市町村の役割として「日本語学習環境の整備を行うこと」と記載されていることには違和感がある。○地域日本語教室が持続的に運営できるための財政支援が必要であるが、国の「地域日本語教育の総合的な体制作り推進事業」は、日本語教室の新規立ち上げや優良プログラム開発には使えるが、市町村や市町村の国際交流協会が運営する日本語教室の継続的な運営支援に活用できないことが課題である。○国の方針や財政措置がない状態で、単独自治体が積極的な取り組みを実施しようとすると、共生施策に対して批判的な市民に理解いただくのが難しい。

- ・日本語教室の参加希望者は増加する一方、支援者不足、高齢化がブロック内の共通の課題となっており、毎年ブロック内の市町で現状についての情報共有や、日本語教育に関わるイベントを行うなど連携した取組を行っているものの、どの市町も対応に苦慮している。支援者育成の研修を実施してもなり手が少なく、大きな課題となっている。
- ・どのような問題があるのか現状把握できていないため、今後の課題となっている。
- ・地方公共団体で実施する日本語教育について財政措置があるとありがたい。
  - ・国としては、地方公共団体がどこまで自治体内の学習を希望する住民全員に対し、登録日本語教員等を活用し、どこまでの日本語教育を保障・実施しなければならないと考えているのか。「状況に応じて実施」ということであれば、自治体の予算や重要と考える施策に応じて柔軟に考えてよいのか。・養成・研修のあり方は示されているが、具体的に学習支援者には、どこまでの知識や技能(基本的な知識や発話の調整等)をつけさせる必要があるのか。参考例として研修教材や基本的な知識の具体的な情報を示して欲しい。・雇用される人とその家族に対する日本語教育について、事業主の責務(協力や学習機会提供等の努力義務)があるが、地方公共団体の責務と重複しているのではないかと。どこまでをどちらが行い、どちらが費用負担すべきと国は考えているのか。・雇用主が希望する日本語教育(日本語能力検定に合格する力をつけさせる等)と、居場所としての性格を持つ地域日本語教室が一致しない部分がある。
- ・今後増加する外国籍市民への支援拡充に対する、財政的支援や外国人住民が活用できる日本語教育等に関する情報提供などについて引き続き取り組んでいただきたい。
- ・成人に対する日本語教育は、地域のボランティア任せの現状である。国が市民課講習のような入国に際し日本語要件を設けるなど、統一的な対応を求める。実施しないのであれば、日本語教育を実施する自治体に対し、その人数に関わらず財政的支援を行うべきである。
- ・地域日本語教育の取組みは、暮らしに身近な自治体で行う必要があると思います。しかしながら、その機会を継続するための財源、教育の質を高めるため(外国にルーツをもつ人々の生活者としての日本語習得を効果的とするための)の専門人材や学習支援者人材の育成・確保等については、国・都道府県の支援が欠かせないものと考えています。また過疎山間地の外国人散在地域では、同じ生活圏を形成するエリアでの地域日本語教室の共同設置や、限られた専門人材を活かした「面」的な取組みを促進させる都道府県の役割は大切かとも考えます。
- ・外国人を雇用している事業者・事業主、また、監理団体と十分な連携を取りたいが、事業者・事業主・監理団体の把握が難しいので、もっと簡単に把握できるようにしてほしい。
- ・日本語支援者の不足と高齢化。
- ・日本語教育の推進にあたり、言語習得と発達特性の違いを見極める難しさや、多言語化する現場への対応の難しさ、保護者の認識のギャップや家庭への支援の課題、不安定な就労環境により外国人材を確保しにくい状況、さらには SNS などの情報から生じる偏見が環境に影響を与えるなど、さまざまな課題があります。これらに対して、より柔軟で安心できる支援体制の整備や地域全体での理解を深める取り組みを進めることが重要と考えます。
- ・育成就労制度の開始に向けて、日本語教育については国が主導し、企業等への義務付けを行ってほしい。
- ・行政がそこまで手厚い対応をすべきか疑問がある。ビジネスとして民間活動を育てていけば良いのではないだろうか。
- ・国際交流協会が主催する日本語講座では、初心者から N3 クラスまでの受講生が在席していますが、以下についてご対応していただけることを望みます。
  - ・地域の日本語教室で使用できるレベルチェック方法や初級から中級程度までの指導方法の教示
  - ・初心者から N3 クラスまでの受講生を対象としたテキストの作成や情報提供

- ・日本語教室に通わなくても、独学により数年でしっかり話せる外国人がいる一方で、長年地域で暮らし、日本語を学ぶ機会はあるが、話せない人もいて、結局は個人に拠る。よって、日本語教室の整備がそのまま日本語の向上にはつながらない。こうした状況も踏まえた適正数の日本語教室が必要で、教室数の過多は、運営等の負担も大きくなる。・日本語が話せない人には、同じ言語の仲間が相互に助け合うことで、自立した生活を送れるような支援も必要と考える。・省庁や関係機関で、オンライン教室も含めた多くの日本語教室の支援が既にある。その情報が多く、一元化されていないので活用しづらい。
- ・外国人の住民が増え、行政としても日本語や日本の習慣の理解が低い外国人住民への対応に苦慮し始めつつある。しかし、小規模自治体では、多くの業務を所管する中で日本語教育施策まで対応しきれない。
- ・行政担当者やノウハウの不足、担い手や財政面での不足から、現状以上に推進していける状況にないのが現実である。
- ・特にございません。
- ・日本語教育支援者の高齢化、日本語教師配置の財政不足。外国籍住民の増加に対し、日本語教育受け入れが追いつかない。
- ・地方自治体については人材不足な上に、国の重点支援交付金など追加の業務で多くの負荷がかかっている。日本語教育については、会場を提供するが、それ以外の事務は都道府県で行ってほしい。
- ・特になし。
- ・外国人との共生は国策であり、小規模自治体が担うには財政的、人的負担が多すぎるため、進めるのであれば、人材確保、教育実施を含めて全額国費で実施していただきたい。
- ・市で誘導する任意団体では、今後長期にわたり活動が難しいです。域内で引き継げる意欲のある方が出てくればよいのですが。
- ・日本語教育の推進について、国では文部科学省の管轄になっているが、地方自治体では、教育委員会が担当部署として明確化されておらず、多文化共生担当課の有無など、各自治体によって様々な状況になっていることが問題である。
- ・日本語教育施策への人的、財政的な課題が大きいと、取組みを進めるに至れない現状
- ・当町人口は約1万3千人であり、総人口における外国人の割合は0.8%となる。当役場は国や地方都市等と比べ職員数及び予算が少なく、同レベルの施策及び対応をとることが非常に困難であるため、国や県からの人材派遣や助言等の支援を強く望みます。
- ・なし
- ・地方においては、働き世代の人口流出が進み、(認定)日本語教師の資格を有する人材の発掘は極めて困難である。本町においては、鹿児島市(鹿児島県の主要都市)から2時間かけてきてもらい事業を実施できている状況である。設問②のとおり、技能実習生等の日本語教育は、事業主の責務であるが、中小企業では個別に実施することは難しく、十分な教育が実施できていないことが現状である。これを受け、本町では町単独事業として日本語教室を実施しているが、その経費についての助成は全くないのが実情であることから、自治体が行う日本語教室についての補助の創設をお願いしたい。
- ・日本語講座講師の高齢化に伴い、講師人材の確保と育成が課題である。
- ・家族滞在者など母国の中学校を卒業し来日、日本で高校入学を目指す若い世代の支援が困難である。居住地の中学校及び教育委員会からの支援もなく、自力で高校入学を目指すには日本語教育のみならず、教科学習も必要であるが、そこまで支援できる制度や仕組みがどこにもない。
- ・財政的な支援を引き続きお願いしたい。
- ・文部科学省で「地域日本語教育スタートアッププログラム」など地域日本語教室開始への財政支援は行われていますが、その後の運営に関する支援をお願いしたい。現在ボランティアサポーターの協力で行っていますが、外国人参加者が求める日本語検定試験を目的とした学習についてもできるだけ支援したいと思い活動しています。今後も同様の活動を行っていく場合、日本語教師資格を持つ人材が必要であり、報酬等への財源も必要であると考えます。
- ・在留外国人数は急激に増加しているが、本市の全人口に対する比率は2%未満となるため、外国人施策について一般財源の確保が困難。指導者及び支援者等の人材不足。市町村において、在留外国人の居住者数は住基により正確に

把握できるが、特定技能、技能実習生の域内の雇用先までは把握できないため、日本語教育に関するニーズがつかみにくい。

- ・ゼロレベルの外国人住民向けの日本語教室を開催しているが、必要とする人に届かず、受講者が少ない。
- ・小規模自治体ではニーズ把握から教室開催まで担える体制が整わない(少ない外国人数、地域人材等を含めて)。近隣の大きな市などで開催する教室へ参加を促す程度。魅力ある教室開催は今の所非常に困難である。以前には近隣市で開催する日本語教室を紹介したが参加数回でやめてしまった経過あり。魅力ある教室開催は今の所非常に難しい。
- ・日本語教育施策等は、文部科学省(日本語教育/地域日本語教育等)、出入国在留管理庁(在留・共生関係)、厚生労働省(就労・職場定着)、総務省(多文化共生)、自治体(国際交流/市民協働/福祉/教育等)、地域コミュニティ、民間教育機関・企業まで関係が広く、「どこが主管で、どこに相談すればよいか」判断が難しいです。そのため、対象者への案内時に担当部局間調整に時間を要し、現場のスピード感と合わないことがあります。「生活者」「地域日本語教育」「多文化共生」「特定技能」等の用語や制度が多く、施策の全体像が掴みにくいです。対象者(生活者・留学生・技能実習/特定技能等)ごとの自治体が参照しやすい役割分担(国/県/市)と連携フローの可視化があると助かります。
- ・ニーズを把握しておらず、対応する事務的余裕や財政面に課題がある。
- ・人材不足、ニーズ把握の難しさ、特に教育が必要な人材がいたとしても、それが当町の規模では一桁の人数になる場合もあり、そのために公費を割く必要があるのかが難しいところ。都道府県単位で実施をし、僻地の市町村でも受講者がオンラインで受講できる体制を整えるなどしてほしい。
  - ・企業側の日本語教育の責務に関する認識が不十分。従業員の在留資格の関係で企業担当者が入管に来る機会を利用するなど、国としても啓発を強化してほしい。
  - ・市としては生活者をターゲットとした日本語教育を実施するのに財源と人手を活用しており、就労者向けまで手が回らないのが現状。就労者に関しては、入国前後の教育を国の方で担ってもらえるとありがたい(例:入国前後の教育プログラムを国で開発して、従業員に受講させる義務を企業に課すなど)。
  - ・日本語教育施策を実施・拡充をするにあたり、より強力な安定した財政支援を国に対して求める。
  - ・参照枠及び生活 Cando に基づいたレベル別の教材を国で整備してほしい。
  - ・国が主体となって日本語指導者の育成に取り組んでほしい。
- ・これまで行ったことがない分野で各事業所任せになっていて、今後の共生社会の創造に向けて必要になってくるのも近い未来だと考えると焦りを感じる
- ・特になし
- ・在留資格の多様化により、外国人市民が行政に求める日本での生活に馴染むための支援ニーズも多様化している。特に、国が主体的に特定技能制度や育成就労制度を策定している(する)のであれば、充足な支援を提供いただきたいと考える。
- ・現在、日本語教育施策のニーズを感じていない。
- ・正直なところ、業務過多で整備されていない状況であります。今回のような調査を通して、情報を整理して準備を進めていきます。
- ・なし
- ・在留外国人、技能実習生の担当部署が異なるため、シームレスなサービス提供ができない
- ・ベトナム語や中国語の通訳の方のニーズが求められています。国や地方公共団体に予算化されることをのぞみます。
- ・特になし
- ・図書館単独での取組では難しいところもあるので、市ともっと連携していきたい。
  - ・日本語教育推進事業補助金の要領が細かすぎる。利用しているが、条件に合わないことが多く毎年交付額が減ってしまう。条件を緩和してほしい。
  - ・団体に対して直接助成する制度を考えてほしい。
  - ・外国人の居住が多くなってきている中で、地方自治体のやれることには限界がある。国で積極的に外国人を受け入れるのであれば日本語教育なども制度改革をしてください。地方では日本語ボランティアも高齢化しており今後対応が難しくなることがでてきます。財政面も今後どうなるかわからないです。自治体任せではなく国で早急に検討すべきです。
- ・特になし